

291.34

291. 34-Sh69ㄅ



1200500732991



始



291.34
Sh 69
(9)
参考課

蘆田伊人編



大日本地誌大系

新編武藏國
風土記稿四



雄山閣版

大日本
地誌大系 **新編武藏風土記稿第四册例言**

- 一 本卷には新編武藏風土記稿二百六十五卷の中、卷之第七十三より卷之第九十二までの二十卷分を収載せり。
- 一 本卷の校訂にあたり、東京帝國大學史料編纂所は、その架藏にかゝる武州文書外貴重圖書の閲覧を許され、又友人相田二郎氏は、種々有益の援助を賜はれり、茲に謹みて謝意を表す。

昭和六年八月一日

蘆田伊人識

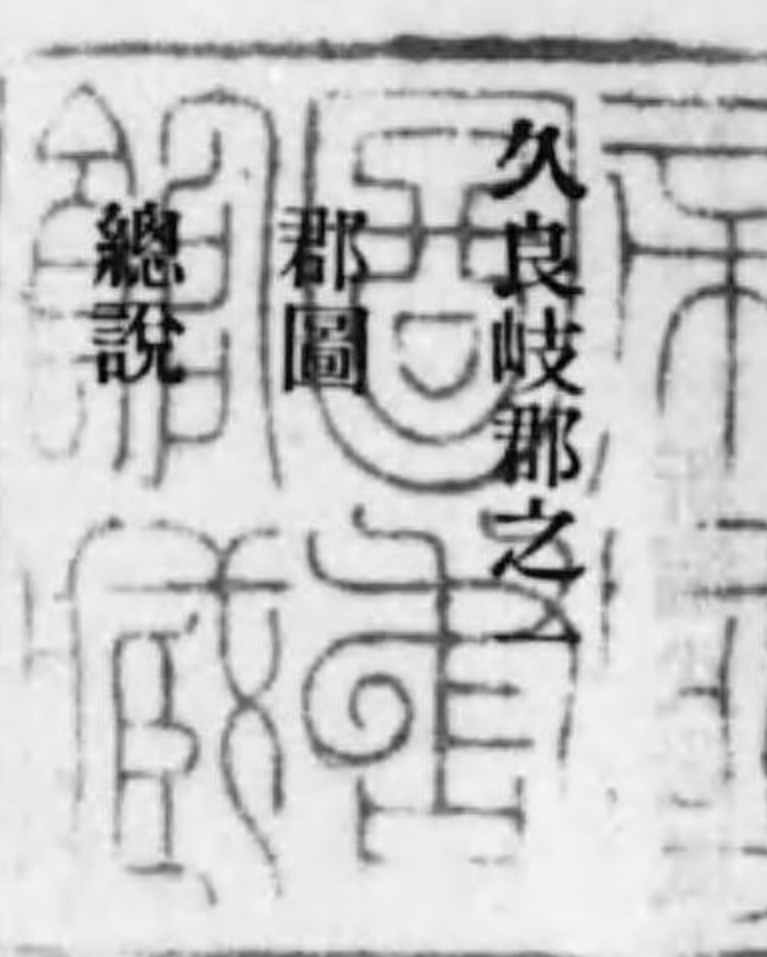
大日本地誌大系 新編武藏風土記稿第四册略目次

卷之七十三	久良岐郡之一總說	一
卷之七十四	二 金澤領	一三
卷之七十五	三 同	三〇
卷之七十六	四 同	三六
卷之七十七	五 本牧領	七
卷之七十八	六 同	九
卷之七十九	七 同	一〇六
卷之八十	八 同	一三九
卷之八十一	都筑郡之一總說	一五
卷之八十二	二 神奈川領	一三
卷之八十三	三 同	一七四

卷之八十四	同	四同	一九
卷之八十五	同	五同	二〇
卷之八十六	同	六小机領	三一
卷之八十七	同	七同	三四
卷之八十八	同	八領名未勘	三五
卷之八十九	多磨郡之一總説		三六
卷之九十	同	二木曾郷	三七
卷之九十一	同	三府中領	三〇
卷之九十二	同	四同	三三
要目			三六

大日本新編武藏風土記稿第四册略目次終

新編武藏風土記稿卷之七十三



久良岐は、國の東南武相の界、海面にさし出たり、江戸より坤の方十里にして郡界に至る、【稱徳紀】神護景雲二年六月、癸巳、武藏國橋本郡人飛鳥部吉志五百國、白雉を獲たる時奏して曰、國號武藏郡號久良岐云云、是郡名の古書に見へし始なり【和名抄】に久良と記し、久良岐と訓す、【東鑑】建久十年己未、二月六日、左中將源賴家吉書始の時、政所善信武藏國海月郡事と草案せし事、及仁治二年辛丑、十月二十二日、將軍賴經、方違の時、陰陽師泰貞時賢行向武藏國海月郡と見え、海月の字は固假借なれど、久良の唱始終くらきと唱へ、其語音下濁してくらげに近似たることは察すべし、此後京都將軍足利

義詮貞治四年鶴岡八幡社に出せし文書に、久良郡久友郷と記し、應安六年細川武藏守頼之が鶴岡文書亦久良と書する類此餘儘これあり、其後文明五年磯子村眞照寺文書、及堀之内村寶生寺同十年の文書、皆久良岐郡と記す、此後は皆久良岐と記する時は大概鎌倉管領の比より、唱にありて文字を書添し事知べし、郡の地域上古の沿革は得て知べからず、【安閑紀】に倉標、立花、多氷、横淳四所に屯倉を置しこと見ゆ、倉標は當郡の事ならんと云説あり、按するに此四倉皆多磨の府中より南に在が如くおもはるれば、倉標の唱轉訛して久良岐となりもて來しも知べからず、遙の後鎌倉將軍の頃は館を距事遠からず、殊に風景の勝地なれば、將軍もしば遊覽ありて土地の繁華大方ならず、仁治の頃六浦の切通開けて後は愈往來の便を得たり、室町將軍の時に至ても管領鎌倉に在住し、猶此地も賑ひしなれば、故水戸殿撰述の【鎌倉志】に、此地を相州に附して收入せられしも宜なり、御入國の後江戸を府城と定められしより、行程宿を経るにあらざれば至ることを得ず、故に今邊鄙の地となれり、郡域は西南相模國三浦鎌倉二郡、東は總て海濱にて、良にさし出たるは本牧村なり、因て此浦を本牧浦と呼ぶ、此所より江戸迄船路八里に及ぶと云、西北に彎曲せる所を洲乾湊と

正保年中改定圖

48



元祿年中改定圖



云、神奈川臺と近く相望む、北の地先は橋樹郡界、乾は都筑郡界に至る、廣さ相州鎌倉郡界より海岸まで二里或は三里、表鎌倉郡峠村界より橋樹郡保土ヶ谷界に至まで七里餘、土性赤土多し、連山重疊して陸田山林のみ多く、山間の平地に水田を耕すといへ雖、動もすれば旱損を患ふ、海濱に至ては漁鹽の利あり、金澤迄は北の郡界保土ヶ谷宿より郡内太田村に入行程五里餘にして町屋村に至る、この邊谷津寺前町屋洲崎寺分社家分平等の村々を總て金澤と稱せり、この邊より鎌倉浦賀の二道あり、鎌倉街道は寺分村より、相州鎌倉郡峠村に達す、浦賀街道は平分村より三浦郡浦郷村に達す、この外洲崎村の内小名野島より乗船し海上二里を経て三浦郡横須賀村に移れる路あり、これ浦賀への捷徑なり、共に金澤にかゝる、其地の著名なるに由て金澤道と呼べり、土人の風俗他郡に變る事なしといへども、郡域海道の東に僻在するを以寒村多く、土民も鄙野樸質なり、されど金澤の邊はをのづから風俗も華奢にならへるは鎌倉の遺風なるべし、郡域の沿革を考るに【和名抄】當郡八郷、都筑郡六郷及餘戸あり、橋樹郡五郷のみなる時は當時當郡彼二郡より大郡にて、今の如く偏小なるべからず、且星川諸岡二郷の如き今見に隣郡に地名遺り、又【小田原役帳】に今の橋樹郡岩

間青木の地名を載せ、共に傍に久良岐郡と記する類に據れば、後世境界變革して郡域の狭りし事知べし、此郡鎌倉將軍の時は將軍の領地なるべし、後管領の比は上杉氏などの領地なりしにや、小田原北條氏割據の頃は旗下の人々分ち領せし事役帳に載す、御入國の後も旗下の知行及御料所交れり、

郷名

【倭名抄】所載郷名七並郡家

鮎浦 布久良と註す、今此地名なしといへども次第を推しに六浦の邊なるべし、鮎は【倭名抄】龍魚の部には安由と訓して今の年魚の事なり、布久は同部に鱖と書す、さらば鮎の字鱖の字形近によりて誤れるか、又布久の訓誤あるも知べからず、とかく鮎浦の轉訛して六浦と唱ふるなるべくおもはる、

大井 於保井と註す、今考る處なし、

服田 波止太と註す、是も考る處なし、

星川 保之加波と訓す、今都筑郡に上星川村あり、橋樹郡に下星川村あり、共に郡域に近き地なれば則此郷名の村名に變ぜしにて、郡界後に改まりしこと知べし、

那家 今其所在を傳へず、

諸岡 毛呂乎加と訓す、今橋樹郡に師岡村あり、是も星川の類なるべし、按に鶴岡八幡所藏嘉吉元年十二月廿六日前下野守某が出せし文書に、鶴岡八幡宮本地護摩公料、武藏國師岡保柴關所事云云と見えたり、此師岡保もしくは此所にや、されど多磨郡にも師岡村あればそのまさしき事は知べからず、

洲名 須奈と註す、今考る處なし、

良椅 與之波之と註す、これも考る處なし、

中古所唱

久友郷 相州鎌倉鶴岡八幡宮所藏、貞治四年七月二十二日將軍義詮文書に、武藏岡久良郡久友郷事、故御所一圓御寄附狀分明也、云云と載せ、及同所藏、應安六年四月二十八日細川武藏守頼之が出せし狀にも、久良郡久友郷とみえたり、今久友の唱村名にも残らず、

六浦郷 郡内稱名寺所藏文永正慶正平康安應永等の文書には、共に六浦庄と記たり、庄名の條並見るべし、又鎌倉圓覺寺塔頭黃梅院所藏應永三十五年三月十二日安房守某寄進狀に、武藏國六浦郷瀨崎勝福寺云云とあり、【東鑑】にも六浦或は六連とのみ記して、郷庄等の別なし、既にかの書建久三年二月二十

四日丁卯の條、於武藏國六連海邊、囚人上總五郎兵衛尉忠光梟首、義盛奉之云云、又仁治元年十一月三十日己未の條、鎌倉與六浦津之中間、始可被當道路之由有議定、打丈尺被配分、御家人等明春三月以後可造之由被仰付とあり、同二年辛丑四月五日六連道被造始、是可有急速沙汰之由、去年冬雖被經評議、被始新路爲大犯土之間、明春三月以後可被造之旨重治定云云、同年五月十四日六浦之路造事、此間頗懈、今日前武州監臨給、以乘馬令運土石給、仍觀者莫不奔營、建長二年六月三日山内並六浦等道路事、先年輒爲令融通鎌倉雖被直險阻、當時又土石埋其間巷云云、仍如前可被沙汰由今日被仰下、仍今日前武州令監臨、其所給之間諸人群集、各運土石云云、又同書是より前安貞二年四月二十八日將軍家爲御遊覽渡御六浦云云、五月一日將軍家自六浦還御、去夜御止宿六浦云云など見ゆれば、舊き地名なり、【鎌倉大草子】應永四年正月二十四日小山若犬丸が子とも二人は弱年にてありしを、會津の三浦左京太夫是を召捕、鎌倉へ進上しけるを、實檢の後六浦の海に沈めらる云云、又【鎌倉九代記】に田村庄司則義小山若犬丸に與して管領氏滿に叛ける故、鎌倉より攻ければ則義は自害

す、其子五歳七歳になりしを生捕て六浦の沖に沈に
そかけられけると云、是等皆當所の事なるべし、
本牧郷 郡中石川寶生寺所藏天文十四年六月三日禁制
書に、本牧郷石河村と載せ、都筑郡猿山村百姓佐兵
衛所藏天文十九年四月朔日、小田原北條家より出せ
し文書に、五百貫文武州久良岐郡本牧郷とみえた
り、今は領名となれり、

平子郷 この名も石川寶生寺所藏文書の内、應永二十
一年五月十三日補任狀に、武州久良郡平子郷内石川
村寶生寺と載せ、寶徳二年七月二日寄進狀に、武州
久良郡平子郷内禪馬之村寶光庵領田九段畠八百文云
云と記し、寛正四年五月九日寄附狀に、平子郷根岸
村三分一云云、又磯子村眞照寺文明五年五月十四日
の狀に、武州久良岐郡平子郷内禪馬根岸兩村三分一
之所領など見えたり、今は庄名にのみ残り、事は
眞照寺の條に詳なり、

富田郷 郡中稱名寺所藏正慶元年二月十六日武藏守貞
時の文書に、六浦庄富田郷今者稱 菰里谷とみえたり、按に
菰は蒲字の誤にて、かかと訓せしならん、同寺所藏正
平二十六年應永三十一年等の文書に、釜里谷釜利屋
など書り、餘は釜里谷郷の條に辨せり、

杉田郷 郡中關村東樹院所藏天正十八年の禁制書に、
武藏國久良岐郡十二郷内杉内三ヶ村と載せたり、
釜里谷郷或作釜 利屋 稱名寺所藏正平二十六年二月二十七
日寄進狀に、六浦庄内釜里谷金澤兩郷云と記し、
應永三十一年五月二日寄進狀に、武藏國六浦庄釜利
屋郷白山堂事、任去建武二年六月十一日、並貞和六
年二月二十一日寄附之旨云と見えたり、此郷古は
富田と稱せしと見ゆ、富田郷名の條に辨せり、

釜下郷 村七
日野郷 村四
多々久郷 村七
大岡郷 村一
森郷 村三

釜利谷郷 説上に出村三、
杉田郷 同上村二、
禪馬郷 郡中石川寶生寺所藏寶徳二年七月二日寄進
狀、及磯子村眞照寺所藏文明五年五月十四日寄附狀
等共に村名の如く記したれば、古は村名なりし事明
し、猶平子郷の條並せ見るべし、今此郷に屬する村
三、

石川郷 村二

中古所唱

六浦庄 稱名寺文書の内文永十年四月二日の狀に、六
浦庄世戸堤内入海殺生事云云、正慶元年二月十六日
武藏守貞時文書に、武藏國六浦庄富田郷云云、正平
二十六年二月二十七日、及應永三十一年同三十二年
等の文書に六浦庄内釜里谷と見えたり、六浦の名【東
鑑】に出し等の事は既に六浦郷の條にいへり、

今所唱
六浦庄 説上に出村二十九
平子庄 同上村九
杉田庄 同上村三
小机庄 橋樹郡小机庄近き地なれば、其唱の及びしな
らん村七、
平之庄 名義は其村の條に辨せり、根岸一村のみ唱
ふ、

領名
今所唱
金澤領 村十八
本牧領 村三十六

村數

五十四村 右件の村は今現在の數なり、正保年間の改に
村數四十三、元祿十五年改には十村を増て五十三村と
なり、其後一村を増て今の數となれり、

山川附海
山 郡中多くは山丘のみなれど、數村にかゝりし大山な
ければ、各村の條下に記せり、

金澤原 郡の東南海邊に傍たる町屋洲崎寺前の三村入會
の原にて、其内畑を開きし所もあり、東西二丁半南北
六丁許、町屋村に傍たる所は町屋原と唱へ、洲崎寺前
の二村及洲崎村の小名野島等に係る處は其地名を以て
呼べり、

大岡川 新川 天谷川 三川同流なり、たゞ、經る所の地
によりて名を異にす、水元は宿村より出、氷取澤村に
入、同村小名宮の澤より涌出する清水と落合て一條の
流となり、郡の中央を北流すること凡五里、吉田新田の
西南に至て二派に分れ、一は同村と太田戸部二村の境
を流れ、洲乾湊に至て海に入、一は蒔田中の二村に傍
て吉田新田の界を經、北流して海に入、此川の源は僅
に九尺許、栗木村内にては新川と呼び、田中村にて天
谷川と唱へ、又雜色村に至て再び新川と號す、松本村

の邊より川幅次第に廣がり、十間程に及ぶ、それより大岡村に至りて大岡川の名起れり、
 八幡川 郡内岡根岸等の村より出る、清水瀧頭村内にて一條となり、八幡川と稱す、東流して海に入、
 二俣川 宿村より出る細流と、坂本村小名横手山邊より涌出る清水村内小名松橋にて合して一條の川となる、是を二俣川と名付、下流赤井村を経て六浦の入海に入、侍従川 水元相州鎌倉郡峠村より出て、朝比奈切通邊の清水と合し一條の流となり、郡内社家分寺分分三村入會の地を流れ、六浦の入海に注ぐ、川幅四五間なり【鎌倉志】に侍従川は照天姫が乳母侍従と云女、身を投たる川なりと云俗傳ありと記せり、
 日野川 宮ヶ谷村の内小名大久保谷より涌出する清水西流し、同村小名榎戸より出る清水及び宮下村より出る細流と合し、金井村に通じて始めて日野川の名を得、同村を過ること二十丁許にして、吉原松本等の村々を経て久保村に至り大岡川に合す、
 海 當郡南方、洲崎村の出先小名野島の邊より北方、本郷村十二天の鼻まで三里餘、夫より西の方都筑郡の境尾張屋新田まで凡二里餘か間海に傍へり、東の向は安房上總の二國に對し、相距こと七八里より四五里に

至、此海岸の村々多是漁獵を業とし生産の資とす、其内磯子村の邊漁者最多し、本郷村邊に至りては本牧浦と號して古より魚獵を業とせしことは、天正十五年の文書に見えたり、其文本郷村の條に載す、十二天出崎より西北の向は近くは神奈川の沖につゞき、遠くは荏原郡羽田沖及び品川の海面うち開けたり、
 屏風浦 南方富岡村の出崎より本牧浦の邊まで海岸の様、恰も屏風を立たるが如くなれば此唱あり、本牧浦は本郷村舊家勘右衛門が所藏天正十五年の文書、既に此名見ゆ、舊き唱なり、此邊より江戸まで海上九里餘、湖干三四丁或は五六丁、此濱にて夏はかつて網或は手繰網など云るものを以て漁し、冬はけたと云繩網を以て海鼠を得ると云、
 金澤廢湊 今其遺跡を失ふといへども洲崎の邊なるべし【回國雜記】に洲崎の湊といへる所に至る、こは昔頼朝卿の鎌倉に住せたまふ時、金澤榎戸浦河とて三の湊なりけるとかやと見えたり、おもふに文明の頃は既に此湊廢せしならん、此浦に唐船の着せしなど云ことよく符せり、
 洲乾湊 郡の北方横濱戸部二村及吉田新田の間にあり、古は秀閑或は宗閑とも書せり、其名の起りは土人も傳

へざれど、正保郷帳横濱村の高を記せし傍註に、六石一斗五合秀閑寺領と見ゆれば、當時秀閑寺ありしよりの名なるにや、爰より江戸まで船路八里、古はいと廣き入江なりしが次第に干潟となり、萬治年中吉田新田を開き、及横濱に傍へる新田を開きしゆへ、今は東西十二丁南北四丁餘の入江となり、大船の入べき湊にあらずれば自然に廢せるなり、

- 産物
- | | | | | | |
|-----|-----|-----|-----|------|----|
| 鯛 | カレイ | 牛尾魚 | 石首魚 | アイナメ | 鱈魚 |
| 鳥類魚 | 比目魚 | 水母 | 牡蠣 | 蛤蜊 | バカ |
| 章魚 | 烏賊魚 | 沙嘴 | 蛤蜊 | バカ | ミル |
- クイ

按に、鯛沙嘴章魚の類古より當郡の海にて産せし事は、戸部村に傳る小田原北條氏より出せし文書にも見えたり、又北條家より葛網と云ものを、本牧浦に置たる由、本郷村民勘右衛門所藏天正十五年の文書に載たり、此葛網と云は鯛を獵する網といへり、今は専ら熬海鼠海鼠腸等其餘又バカのメザシなど云ものをも多く製出せり、

鹽 當所の鹽は鐵釜を以て製するゆへ、其色殊に白からず、行徳鹽より劣れり、按に當所の鹽濱は古より始りしにや、稱名寺所藏永和二年六月二十三日の文書

に、稱名寺領内外敷地鹽垂場等事、早任觀應三年三月三日御寄進狀之旨、可令領掌と載せ、及び同寺所藏康安二年五月二十四日の文書にも鹽場の事出たり、

新編武藏風土記稿卷之七十三終

新編武藏風土記稿卷之七十四

久良岐郡之二 金澤領

金澤領は郡の南の方にて、郡域三分の一にわたれり、金澤氏の系圖に金澤五郎實義後實金澤郷を領し金澤を氏とすと云、又【東鑑】に貞顯嘉暦四年四月十六日出家して金澤殿と號すとあり、此頃専ら是等の人の領知なる事知るべし、貞顯が子武藏守貞將六波羅の探題となり、元弘三年五月二十二日相州山内にて討死せり、此事諸記にあらはる、されど此後の事蹟は系圖等に見えざれば詳なることを知らず、又【諸家系圖】云島津主水正が男左近大夫某遠山丹後守直景が婚屬にて江戸に住す、祖父永久よりこのかた武州金澤邊を領せりと、今郡内谷津寺前町屋洲崎寺分社家分平等の村々を概して金澤と稱し、最勝景の地なり、この外數村の領名にもかゝれり、されば島津氏の領せしはこの邊なる事しるべし、領内の界域東は海に邊し西は相模國鎌倉郡に境ひ、南は同國三浦郡北は郡中

本牧領に接す、

○社家分村 寺分村 平分村 此三村は古一村にして、六浦郷或は六浦庄など稱し、又六浦とのみ唱へしと見ゆ、今の如く三村となりしは何の頃よりと云ことを知す、正保改には六浦の二字を冠して社家分村寺分村平分村と各村に分ち、元祿の改にもしか記せり、今は六浦を庄名のみ稱へて村名には冠らず、土人云社家分村は瀬戸明神の社領たる故名づけ、寺分村は小名大道の常福寺領なりしを以て、平分村は寺社等の領にあらざる故號せりと、按に【小田原役帳】に六浦を三箇所に載、其一は六浦社領六浦に伏神主抱と記す、是瀬戸明神の社領にて今の社家分村なるべし、一は六浦大道分とあり、これは大道の常福寺分と云ことにて寺分村のことならん、又一は六浦木暮分とあり、これは其故考る所なけれど平分村にてあるべし、されば永祿の頃未だ三村には分たざるべけれど、既に三區とはなりしとみゆ、六浦の名は古く聞えし所に【東鑑】等の諸書に載しことは郡の總説、郷名の條に辨せり、如此元一村なりし地を分ちし故境界相雜りて辨別しがたし、由て姑く三村を合ていはば、東西の徑り凡三十町南北二十町餘、東は入江を隔て洲崎村に對し、西は相模國鎌倉郡峠村に隣り、南も同國三浦郡浦郷村に續

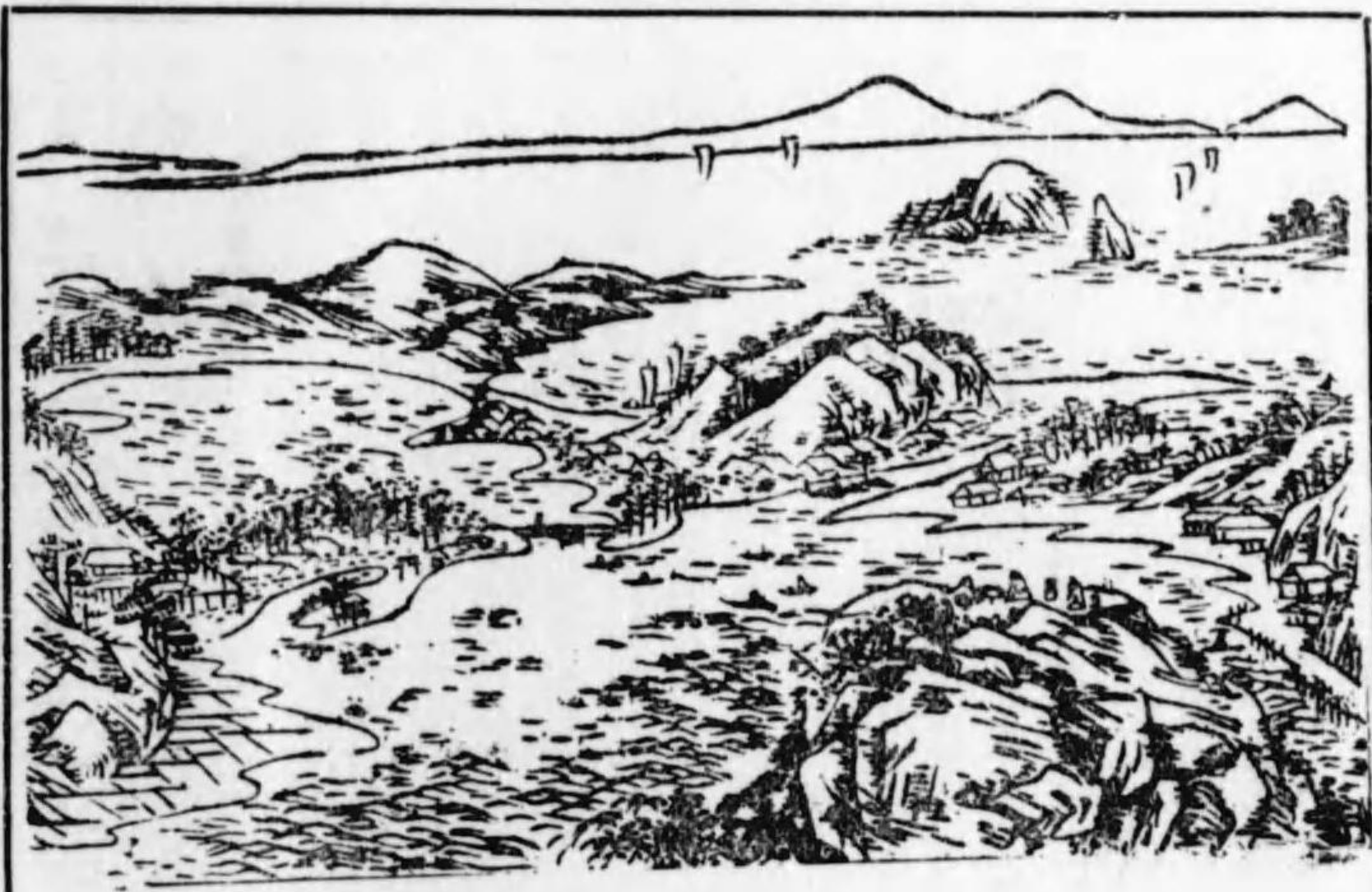
き、北は本郡宿赤井坂本三村に並び、入江を隔て東北の方泥龜新田なり、土地高低多く土性は砂真土赤土砂交り、山は岩石及へな處あり、水陸の田相半し旱損の歲多ければ又潮水の患もあり、村内所々に秣場あり、江戸日本橋より行程十二里餘、民家社家分村は六十軒、寺分村は三十二軒、平分村百四十八軒なり、此邊の海中に氷雪を産す、これをとりて貢品ともなせり、村内鹽濱あり、耕種の暇には鹽を製て餘業とし、又漁獵をなせるもあり、此村往古の領主は傳へざれど、【東鑑】寛元五年六月六日の條に、武藏國六浦庄領主陸奥掃部助實時とみへたり、又同書に六浦三郎同平藏同六郎同七郎など稱せし入あり、是等も六浦の内を領せし人にや、社家分村は中古一圓に瀬戸明神の社領なりしよし、今は其所にて百石の地を附せらる、寺分村は村内常福寺領なりしことは前に云る如し、御入國の後瀬戸社領の外は皆御料となり、正保の頃は御代官八木九兵衛正重支配し、其子次郎右衛門正明子源七郎重絲相繼て支配せしが、寛文中久世大和守廣之に賜ひ、其後又御料に復し、元祿九年米倉丹後守昌尹に賜ひ、今其子孫丹後守昌壽が領知と瀬戸社領入會の村なり、檢地の年代を詳にせず、村内鎌倉海道係る、東の方洲崎村より入て西の方相川峠村に達す、村内を歴

ること二十丁許、幅三間より五間に至る、これは頼朝治世の頃開きし道と云、【東鑑】に仁治元年十一月晦日鎌倉と六浦津の間始て道路に當らる、由議定ありて、明年四月より道造あり、又建長二年六月にも山内並六浦等の道を再び造られしとあるは則此道のことなるべし、猶郡の惣説郷名の條に詳なり、又古海道とて西よりに僅の道あり、是も洲崎村より入村内金龍院の下より小名渡場と云處までを船にて渡り、それより西へ五六町過、小名大道川三艘等の地三ツ股となりし處を歴て相模國に達す、是朝比奈切通しを開かざる前の道といへり、又中古は東の方より今の海邊を通し、光傳寺の前にかゝり諏訪社の東を南に往き相州滑川に達せしとも云り、

高札場社家分の高札は小名六浦にあり、寺分は小名大道にあり、平分は小名川といふ處にたつ、

小名 六浦 社家分寺分平分入會の地なり、是 引越 東北

社家分あり、【鎌倉物語】に永享十年十一月源持氏滅亡の時、海老名尾張入道六浦引越の道場にて自害すとあるは、則當所のことにして、永享の頃既に唱へし地名なること知べし、但道場と云は何れの寺院なりや未考る所なし、今引越の内に金龍院泥牛菴の二ヶ寺あり、何れも永享以前の起立なれば此等は皆始より禪刹なれば其所とも思はれず、瀬戸 同方 瀬ヶ崎 是も社家分にて東南の間にあり、鎌倉 倉圓覺寺塔中黃梅院に藏する應永三



四望亭眺望圖

十五年の文書に、武藏國六浦郷勝福寺云々とあれば、此小名も舊く唱へしこと知るべし。勝福寺は後廢せしとみて、今この邊 大道西の方寺分あり、寺前村稱名寺所蔵に聞へず、應永永享等の文書に、六浦庄大道關事云々とあり、これ當所に關を居て其關錢を以て彼寺に寄附せしなるべし、文書の全文稱名寺の條に出ず並見るべし。川 平分の内なり、三艘南の方なり、往古唐船三艘來船川西によれり、載せ來りしとて一切經青磁の花瓶香爐等今に稱名寺にあり、名所和歌物語に越後守實時より顯時貞顯まで父子三代の間相續きて唐船三度爰に着岸せしこと見えたり、今に當所の猶は當時舶來猫の子胤なりとて、土地にても金澤猫と呼す、珍重す、自餘古昔舶來の猫は背を撫れば背を低伏す、金澤の種は撫るほど背を撫るを異とすと云、室ノ木東寄なり、此二所 荒井金龍院の傍 渡場引越の邊なり、房總二州より來る船直に此所に着岸せしと云、

四望亭 小名室ノ木にあり、亭とは稱すれと亭舎の義にはあり、尋常の高山なり、山頂嵩高にして登臨すれば、四方ともいさゝかもさゆべきものなくして甚佳景なり、西は郡中の山々を始めとして遠くは富嶽を眺み、北も郡中の山をこへて江戸のかたを見わたり、東は房總にいたり南は相州の羣山盡きたるがごとく、又眼下に野嶋浦および金澤の八景を一望のうちに聚め、もつとも絶勝の地なり、此に關せる處は其東南の方なり、

地頭林なり、字かくらにあ

矢倉 村内所々にあり、山の中腹に設たる横穴の名なり、大なるは穴中廣さ二十坪餘、或は入口に門柱を立し跡あり、

海 東の方にあり、入海なり、

侍従川 水元西の方相州峠村より出、朝比奈切通邊の清水落合て東流の川となり、村内にて入海に合す、川幅四五間名義詳ならず、

六浦川 潮入の小堀なり、六浦の内に入り、この川に架せる橋を六浦橋と呼ぶ、

室ノ木浦 東南の方にあり、

鹽濱 六浦より三艘までの海邊にあり、當所の鹽は鐵釜にて煮るゆへ他の殊に白きものには似ず、下品なり、

油堤 六浦橋の南千光寺の前なる堤を云、

郡署 米倉丹後守陣屋、小名六浦引越の兩所にかゝれり、昔こ

しな、元祿九年米倉丹後守昌尹此邊を領地に賜ひし時、彼處を金龍院の前に移し、慶藏院といへる修験は相模國に移せし

由、則今同國三浦郡浦郷村に修験慶藏院ありこれなり、それ等の蹟に陣屋を構ふと云、能仁寺は廢地となりし由、年代は傳へを失へり、

能仁寺舊蹟をのす、又陣屋の前街道に横れる一間計の小溝あり、そこに架せるわづかなる板橋

あり、

あり、

あり、

あり、けざういん橋と云、昔爰に修験けざういんといへるありしよりの名なりと、これ前に云慶藏院と同院なるべけれど、けいけいと唱の似たるに由て訛りしならん、此陣屋の内には八幡社あり、鎌倉八幡を勧請すと云、

瀬戸明神社 (社地社領百石の内)、小名瀬戸にあり、鎌倉海道の北側にて江戸の方より瀬戸橋を越て右にあり、本社二間半に三間、幣殿三間に九尺、拜殿三間に二間、南向、前に石の鳥居あり、正一位大山積神宮の八字を扁す、裏面に延慶四年四月二十六日戊辰沙彌寂尹と記す、神體幣東のみにて前立に東帯の坐像を置、社傳に治承四年四月八日將軍頼朝豆州三嶋明神を勧請すと云、されど(東鑑)に據に頼朝鎌倉に入りしは治承四年十月六日の事にて、四月の頃は未だ豆州北條の館にありし時なれば、當社を勧請すべき由なし、或云年月は詳ならずされど頼朝豆州三島の神を一社勧請せんとて、神名を札に録して海中に投じ、其流着の地に鎮坐せんと祈誓ありしが當所へ着岸したりしゆへ、そのまゝ造立すと、今(鎌倉志)に或人の説として往古此神此地へ飛來り給ふ、今の金龍院の飛石の上に止ると云、例祭毎年四月十一月中の酉日、神輿を琵琶嶋の辨天社まで渡し、神主衣冠にて供奉す(鎌倉年中行事)に云正月二十九日雪下今宮へ御參詣ありて、直に瀬戸の三嶋大明神へ御社參、又云、四月朔、御祝如例、三島御精進たる間合火以下可有斟酌、方は不被致出仕御一家一人爲御代官別有、精進、同八月瀬戸三嶋大明神臨時の祭禮、公方様御社參御裝束供奉の儀體前に如記、社家奉行被參御酒數十獻被申、船寄の辨財天神前にて御酒有、中の西には御一家の御代官は瀬戸へ參詣有下向被參は聽て御精進過也云云、是等に據ても足利家にて尊敬淺からざりし事、及古より社頭の莊嚴なりしも推して知らる、又信萬里が當社亭壁に

題せる詩なりとて、世に單行するものあり、「梅花無盡藏」を
閱するに見えず、然れども當時の僧家の手に出ること疑も
なれば姑こゝに載す、其叙に云、禪居和尚云、瀬戸行宮古
最靈、魚龍舞浪海風醒、浙江亭上多疑似、隔岸越山相對青、
信每歎生晚不及、識禪居師、故游名山勝槩、得見其遺蹟、則雖
片言隻字皆取而寶之、丁未（按に長享元年なるべし）秋九月、予
及福鹿山諸友志諸古老若干人、偕登斯亭、拜觀禪師泊諸老僧
和之什、想見前朝人物之盛、乃屬同遊者、贊歌以告、後來君子庶
棟 札



乎繼述厥美云、詩曰、禪居妙侶筆通靈、滿壁龍飛霧雨腥、後
四十年滄海變、山神猶護舊靈青、小田原北條家よりも社領の
寄附ありしにや、「小田原役帳」に六浦社領八十五貫九百五十
八文、六浦に伏神主物とみゆ、又天正十九年十一月御朱印の
社内に棟札とおぼしきものあり、圖上の如し、給へり、

寶物 獅子頭一箇、頼朝當社創立の時寄納ありしものと云、
所損失して最古色に見ゆ、圖左の如し、
拔頭面一枚、朱を以て銘を記せり、 陵王面一枚、紺紙金
泥心經一卷、筆者詳な、 鐘樓、本社に向て右にあ

瀬戸三島社鐘銘

洪鏡新製、寄器海瑠、靈神振徳、衆人結縁、韻徹遠
近、鎔體黃玄、縹素益大、村里聽鮮、閑靜動閣、奏
敬悲田、驛化世俗、頻敲夜禪、覺煩惑夢、驚生死眠、
昏曉清響、劫々永傳、大戒菩提薩捶僧普川筆、應安
七年四月十五日奉鑄之、

神主平胤義、檀那沙彌釋阿、井十方四衆等、勸進聖
義道、大工大和守國盛、

藥師堂同邊にあり、二間四方、本堂藥師は立像にて長三尺
當所にて放下僧復讐せしことあり、この因にて稱する
にや、復讐のことは下に載す三本松の條に出せり、 末

社稻荷社二字、本社の後赤壁の中腹に穴、 蛇混柏、本社の東
ありて其中に造立す、

是古世の神木にて金澤八木と稱する其一なりと云、扇延互
せるさま蛇のわだかまりし如くなれば、蛇混柏といへり、相
傳て將軍頼朝當社草創の時植られしものと云へど、いかゞあら
ん、僧萬里が詩に、遺廟松園六浦橋、朗吟紫馬石支腰、歸
鶴飛破翠屏面、剝被風聲添晚潮、自注に云六浦廟前有古柏屈
繁と、是文明年中の作にして、已に古柏と稱すれば古樹なる

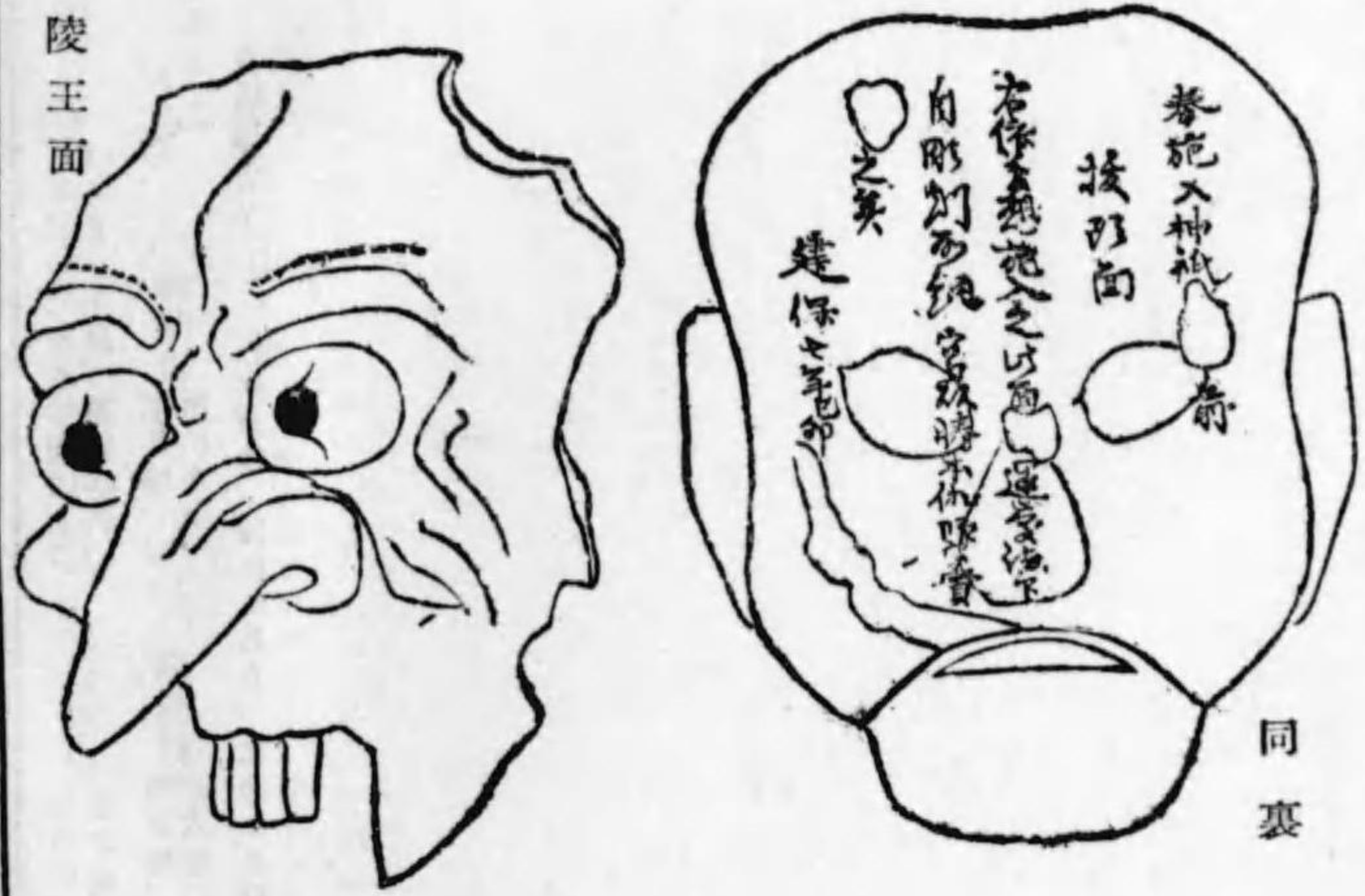
獅子頭



拔頭面



こと論なし、その後何の頃よりか立枯となりしを、延寶八年
八月六日大風の爲に轉倒せし故、其まゝ注連を引過して今尙
存在す、此柏數百歳の星霜を歴し故にや、香氣馥郁なること
宛も伽羅にひとし、延寶八年轉倒せし時剪取し枝もて社内左
右の板羽目となせるもの猶香氣盛なり、問はずして彼材なる
を知らる、板は堅緻にして潤澤なること紫檜に類せり、
三本杉、蛇混柏の南にあり、是も古樹なり、三株比生して一株
云、謠曲にも瀬戸の三嶋と載たり、此の三本杉も延寶八年風
雪の爲に倒れしといへり、按に「那須拾遺記」に中昔の事なり
し下野國那須郡森田の住人牧野左衛門勝重と云もの、上野國
伊香保の温湯に浴せしに、相模國の住人刀禰大膳信俊と云も
のと評論をなし、劍撃に及びて信俊うちまけ、一旦其所を去
しかと、遂に勝重を殺害せり、勝重に男子二人あり、兄を次
郎丸と云、弟を小次郎と呼ぶ、此兄弟父の仇を討んため武藏
國に立越、身をやつして兄は行脚の姿となり、弟は放下僧と
なりて同國瀬戸の三島にて、 神主千葉司胤、香神祇伯白川
信俊を討取し由を載たり、 下社家佐野掃部柳
り、古くより唯一神道なりといへと、金澤稱名寺に藏する源
持氏の文書に、瀬戸社頭に於て彼寺僧本地護摩を修せし由を
載せ、又社内に藏する棟札にも住持と記し、且境内鐘銘僧普
川など彫り、又六浦嶺松寺は司の先祖豊前某が開基など傳ふ
る類、古くは唯一にあらざりしこと、 下社家佐野掃部柳
田右京、八乙女杉尾植草、
辨財天社、瀬戸社の前海中に一丁餘出たる嶼あり、その形琵琶
天とも稱す、嶼中に至る道に橋二を架す、其道の左右は混柏
の並木なり、此柏も延寶八年風雪の後枯しとて、今は幹のみ



残りたれど、木理堅緻にして一枝も朽しものなし、相傳ふ當社は頼朝の御臺平政子竹生鳥辨財天の寫しをこゝに勧請す、柏の並木も其時植させられしものと云、小社にして東に向ふ、鳥居は並木の所にたてり、瀬戸橋の方より琵琶嶋に行道の傍に福石と云石あり、社寶 寶珠石三顆○第六天社金澤四石の一なり、

年貢地、小名三艘の山上にあり、小社東向、鳥居二基を立、寶樹院持、

熊野社年貢地、小名室ノ木にあり、一丈に一丈五尺の社にて西北に向、社地入口に石鳥居を立、石燈籠あり、例祭九月十一日、善應寺持、此社地は元石山を前開きしものとみゆれど、巖石のさまいと古色にして後世の鎮座とはおもはれず、紀州熊野かんの倉と云所を寫せしなりと土人云傳ふ、

稻荷社年貢地、同所にあり、小社なり、以下數字いづれも小社木と稱せる枯樹あり、朽壞て今なごの木たるを知らず、是室ノ木の地名の由て起る處なりと云へば、故ある木と見えたり、又此木の後に玉楠と云大木及榎の古木あり、

太神宮年貢地、小名六浦にあり、村民持、社は東向、日光權現社年貢地、小名川にあり、前にも鳥居を立、例祭九月十九日、

○諏訪社年貢地、同所山中腹、村民持、例祭九月十九日、

○天王社年貢地、是も、稻荷社年貢地、同邊にあり、此二社上行寺持、

○第六天社年貢地、室木の内山上にあり、村民持、善應寺持、

○秋葉社年貢地、小下をなし、

○淺間社年貢地、同所にあり、

○稻荷社年貢地、小下をなし、

○山王社年貢地、同所にあり、此傍なる窟中り、長嶋稻荷と號す、

○山王社年貢地、同所にあり、天台宗淺草東光院末、間通寺 境内年貢地、小名瀬戸にあり、天台宗淺草東光院末、寛文二年二月二日 東照宮の御宮にて三間半に二間の拜殿を十六日寂す、

立、此地は元石山なりしを萬治年中八木次郎右衛門當所の御代官たりしとき、切開きて遺營し奉りし故、御宮の後は今も三丈許の巖石なり、其頃御供料十七石餘を寄附し奉ると云、又久世大和守廣之と御供料の地を奉納せりと、こは寛文二年二月金澤領本牧領の内五千石の御加恩ありし故其頃寄附し奉れるならん、

金龍院 境内除地二段五畝、小名引越にあり、臨濟宗相州鎌倉建長寺末、昇天山と號す、相傳ふ往古當寺に於て硯の中より、龍昇天せし故起れる名なりと、橋樹郡小机雲松院にてもかくの如き傳あり、もつとも疑ふべし、一に飛石山とも云、本堂五間に七間西向、本尊正觀音坐像長二尺、飛石堂許、開山僧方屋元圭永徳三年九月十六日寂す、

の後背小高き所にあり、形ち蓋に似たるより蓋石と稱す、飛石の字を用ゆるは誤なりと云、此石文化中の地震に轉倒して元の形状は損して失へり、前に鳥居を建、又瀬戸明神此石の上に飛來りしと云話ありしよし「鎌倉志」に見ゆ、

九覽亭 本堂の後の丘上なり、亭はあらず中腹に僅の四阿を設

を以て九覽の名を得たりと云、最絶勝なれど前に出せる四望亭の眺望と相似たるを以て其圖を略す

上行寺 境内除地三段、小名六浦にあり、法華宗下總國中由法本尊三寶を安す、開山日祐應安七年五月示寂す、日祐は千葉宗胤の孫胤貞の子にて、本山法華經寺第三祖なり、開基は荒井平次郎光吉なり、入道して妙法と稱し、日祐の弟子となりて常寺を開基せり、此妙法を法華經寺の記には、六浦上人と載せ、身延山にては日荷上人と稱すといへり、且當所は建長六年宗祖日蓮當木五郎と船中間答ありし舊跡なりと云傳ふ、村内小名引越切通の南の濱邊を里俗渡場と唱へ、房總より直に此所に着岸せし處なりといへり、されど杉田村妙法寺及町屋村安立寺にては各船中間答の舊蹟の由傳へたれば、何れを實蹟とすべきや詳にせず、又金龍院の傍に小名荒井と云地あり、そこに百姓等常に用る井あり、荒井と呼、形は四角にて石にて疊しなり、徑り三尺程深さは凡一丈許、底は岩にてたとへば摺鉢の形の如し、その傍に荒井妙法と彫付あり、今昔むして文字も見えず、妙法は荒井光吉なることば前に見ゆ、

倉志)に上行寺堂の前に六浦妙法と云法師の石塔あり、文和二年六月十三日と刻と今此碑なし、近き年造りし中山當木殿荒井平次郎光吉入道 寺寶 消息一幅日蓮上人筆

羅一幅日祐上人筆 妙法上人木像一軀 同遺骨 龍鱗一枚

日祐上人龍女を得脱の 柄香爐一箇 瓜の紋を鑿出す、此餘時殘せし鱗なりと云、 玉眼一顆を藏す、こは金澤稱名寺山門にありし仁王の玉眼なり、彼像を光吉入道譲を得て身延山に納る時、過て脱せしものと云、

祐上人讓狀一通 應安六年卯月八日 祐 祖師堂本堂の西三間に三間半、祖師は二尺餘の坐像なり、中老僧日法及本寺開基日常二人の作にて、日蓮三十三歳の時船中間答の姿を摸せし像なり、二十番神堂本堂に向て左の方なり、岩山のと云傳ふ、

山王社東の山上、鐘樓門を入て右にあ、吉田兼好寓居蹟

境内東の山上なり、兼好五六年の程こゝに住せしと云、兼好法師行狀に云、武藏國金澤と云所にこもり居てけり、明くられたるに、かたり合すべき人しなれば、なくく、さめぬれと、かたるともなき曉の、夢のなみだに袖そぬれつゝ、又家集に、むさしの國かね澤と云所にむかしすみしに、家のいたふあれたるにとまりて、月あかき夜、故郷のあさちか庭の露の上に、こは草葉と宿る月影、なとあるは當所にてよめるなるべし、【徒然草】に甲香は、ほら貝のやうなるからいさくて口のほとほそながにして出たる貝のふたなり、武藏國金澤といふ浦にありしな、所の者はへなだりと申侍るといひしとあるも、此所寓居の時のことならん、甲香は海螺の厭にて製して焼物に和するものなり、【野槌】に云、一本はへとありはいな云にや聲東なし、今金澤にて尋ればはいと云、又つふとも云なり、兼好が時にはへなたりと云けるにや、はいに似て少し大にして口のほとほそなが貝あり、それなへなたりと云かといへと、一説にへなたりは都にてよなき共なかにしと云といへと、よなきなかにしなと呼ものは、螺螺なるよし小野蘭山いへり、今此邊の土人、はいに似て細長き貝を拾ひ、へなたりとて販くものあり

嶺松寺 境内瀬戸明神領内、小名六浦にあり、禪宗臨濟派鎌倉坐像長一尺許、此邊札所第十三番なり、瀬戸明神の神職千葉司の先祖豊前某が開基と云、開山は詳ならず、或云僧月窓元曉なりと、此僧は貞治元年十月二日寂す、

長生寺 境内除地二畝、當寺も六浦にあり、淨土眞宗京都西本願寺末、壽樂山と號す、本堂三間半に四間、東向、本尊彌陀の立像を安す、相傳古は壽樂寺と號し、眞言宗なりしが、蓮如上人安房國より相模國三浦に往來せし時、其船の織取洲崎村の民由右衛門がすゝめにより、當寺の住僧頼乘蓮如にまみえて感悟することありて則改宗し、蓮如の弟子となり寺號も今の如く改しと云、されど蓮如は明應八年に示寂し、頼乘は天正三年八月十六日寂すといへば、年代違ふに似たり、

千光寺 境内除地八畝、小名川にあり、淨土宗町屋村天然寺音、照天姫の身替佛と云秘佛なり、前立の像立身長六尺許、照天姫のことは泥龜勸田いふし、嶋の條に記す、

善照寺 境内除地三畝、同所にあり、法華宗村内上行寺末、海開山日得、天正六年寂す、

光傳寺 境内除地四畝、同所なり、淨土宗鎌倉光明寺末、常見山開山得蓮社忍譽空公靈傳、文祿四年七月二十四日寂す、開基は當村の民長野を氏とせる六右衛門の先祖なり、當寺に伽羅にて彫刻せる長六寸許の辨財天字賀神の像あり、共に蛇形にて二體相まとへる像なり、故に土人兩頭の辨財と稱す、こは

買ふ、其價を以て父母忌日の供養を勤む、不思議のおもひなせし所に、此藥師の前に其へそ多くあり、始て知ぬ如來貧女純孝の志を感じて然ることな、しかりしより以來へそ藥師と云と、開山は千光國師なり、【元亨釋書】云、國師名は榮西明善と號す、備の中州の人、其先賀陽氏、薩州刺史良政の曾孫なり、永治元年四月二十日生れ、建保元年七月五日寂云、開基は三河守源範賴にて、【鎌倉志】範賴善提寺也と云、大寧寺殿道悟大禪定門と法諡す、相傳ふ建久四年蒲冠者範賴伊豆國修善寺に於て打死と稱し、ひそかに遁れて相州浦郷村に蟄居せしが、いつまで斯であるべきにもあらず、北向の寺に於て自殺せんとて、農民平次左衛門及今一人某に命じて舟に乗り、當寺に至りて終に生害に及べり、其時彼二人に苗字

(其詳ならず)與へし由、今も浦郷村に其子孫ありと云のみ、此説あへて信すべきにあらざれど、姑く傳のまゝを載す、猶下に載する範賴墓の

寺寶 三河守範賴畫像一幅 東帶の遊素齋と云者の筆なり、讚あり、其文左に載す、三河守範賴公、建久四年八月故有て武州六浦庄金澤瀬々崎海藏山大寧寺にてうせたまひぬ、名のみ残りて昔人悲み今に絶る事なし、爰に杉若氏景秀道に心よせし人なれば、此寺に詣來てふりにし蹟を尋れ侍るに、墳墓は若にうすもれて其所とも見えず、彌涙を催し思ひ捨てたくて、畫像を納め奉るとて予に發句を請はへりぬ、誠に哀れめて、愚なる志を起し、尊靈の手向草とならざらめかも、遠世も殘る御影や秋の月、玄祥法橋、按に、是によれば此像は杉若景秀なる者の納めし也、此遊素齋と云るは則景秀が事にや、又別人なりや詳ならず、

和歌一軸 古人の和歌を範賴の 長刀一振 範賴の所持なり、無銘にて直燒刃な

近き年三艘浦の民太郎兵衛と云もの、天神社堂後の山に宅地より堀出せしを寄附すと云ふ、

此地二畝は 地藏堂に向て右にあり、三間四方、鐘樓除地なり、此地にも三畝の除地あり、

門を入て右にあり、元祿十四年鑄造の鐘か掛く、

寶樹院 境内年貢地、小名大道にあり、古義眞言宗洲崎村龍源寺末、高榮山高照寺と號す、本堂六間半に五間半東向、本尊大日長四尺餘、春日作開山詳ならず、中興の僧水叫萬治元年五月十八日寂せり、

常福寺 境内年貢地、同所に在、眞言律宗金澤稱名寺末、大道山寺領なりしと云、金澤稱名寺に藏する應永廿九年の文書に、六浦庄の内常福寺云々とあれば古利なることは論なし、又【北條後帳】に六浦大道分とあれば則當寺の領せし所を云なるべし、後年次第に衰廢して寺領も皆失ひ、今は領主より阿彌陀免として鹽六斛づつを寄附せるのみなり、本堂三間四方東向、金澤札所第十五番と云、本尊彌陀を安す、坐身長三尺許行基作、脇土觀音勢至共に長三尺許、開 辨天社 本堂の後にあ山審覺永和三三年八月十五日寂す、

大寧寺 境内除地二畝、小名瀬ヶ崎にあり、禪宗臨濟派鎌倉建長寺末、古は藥師寺と號し眞言宗なりしが何の頃か改宗せりと云、海藏山と號す、本堂二間四方北向、本尊藥師立身長五尺許、へそ藥師と云、十二神共に運慶作、【鎌倉志】に當寺勸進帳を引て云昔伏見帝永仁年中此村に貧女あり父母の忌日にあたれども家貧うして佛に供養すべきやうなし、常に絲なくりへそとして是をうりて父母忌日の佛前に備へんとおもふ、然れどもたやすく買人なし、或時童子一人來てこれをお

り、長一尺四寸黒漆塗の箱に納む、その蓋の銘に、親頼曾祇役東郡、其歸也過相瀬崎、詣大寧寺、此所葬吾大祖範頼之地也、因謁範頼神位暨畫像、而歷年悠久矣、裝飾頗壞深患之、而中途匆匆不遑脩焉、故文化庚午之夏、遣家人黒田頼久備之、遂其志焉、範頼二十一世之嫡子、吉見就親屬、長門侯准公族、稱毛利、親頼其七世之孫也、馳追遠致才吏以記其事爾、長門



長刀圖

毛利親頼 御幣杉 本堂の後の山にあり、高三丈餘、中ほど謹謙、御幣の如くみゆ、よりて名付 範頼墳 山の中腹と云、此杉の前に太神宮の小宮あり、 高三尺許の五輪の石塔立り、文字もありしならん、年を歴てみえず、前に云如く範頼當所にて自害すと云は固より信すべからず、(異本盛衰記)に據に、範頼伊豆國修善寺にありけるを、梶原景時父子五百餘騎にて押寄せければ、範頼みづから矢を取て鎌倉に歸り、頼朝に獻せしと見ゆ、且修善寺に其墓あれば遺骨を葬りしは彼寺なること論なし、但首を鎌倉にて實檢の後、當寺に送り葬りしにや、又範頼に因みあるもの遙拜の爲に建ししるべからず、足立郡石戸宿村にも範頼の墓あり、 泥牛庵 餘地三畝、小名引越にあり、臨濟宗鎌倉圓覺寺末、吼月山と號す、六間半に七間の庵なり、巽向、本尊正

觀音立像長二尺許行基作、こゝも札所の一なり、開山は圓覺寺第十七世南山土雲和尚なり、建武二年十一月七日寂、當庵古は能仁寺と云寺の塔中にて、今の米倉丹後守の陣屋橋の内に移されしと云、能仁寺は既に廢寺となり當庵は陣屋取立の時こゝに陣屋の條下に附記す、 翠積菴 年貢地、小名瀬々崎の内山腹にあり、江戸麻布天眞寺りて爰も風景佳なり、庭中にじやぼんと呼ぶ木あり、其實しやかたから密柑に似て最大なり、周圍尺餘のものあり、三四月の頃花咲霜後に至て實熟す、此實の皮を干固め器物に製すべしと云、是朱樂なるべし、朱樂をざぼんと云へば、是を誤りてじやぼんと呼ぶならん、 文殊堂 餘地二畝、小名三艘にあり、三間に二間半の堂なり、像と云、相州三浦郡 浦郷村良心寺持、 觀音堂 年貢地、小名室ノ木にあり、四間に三間半、室木庵となり、堂中に彌陀の像あり、大寧寺持、 堂後に枯樹一株あり、老木と見ゆ、 地藏堂 餘地六畝、小名六浦にあり、三間四方の堂に 玉世姫墓堂 向て左の山腹にあり、五輪塔なり、苦ふりて文字は此塔に手を觸れば必瘡を病むとて、近づくものなし、

○洲崎村 洲崎村は郡の南にあり、庄名江戸よりの行程前村に同じ、戸數百八軒、東は町屋村西は入海を隔て社

家村、北は町屋寺前の二村なり、四方二丁程土地平かに砂地なり、用水は谷々の清水を引、多くは天水を仰げり、されど陸田に比すれば水田は多く、早損あれどたま津波の患に罹ることもあり、町屋村より當村にかゝる道二條あり、一は相州浦賀への往來にて、小名野島浦より相州三浦郡横須賀村に通船す、一は鎌倉道にて社家分村に達す、こは鎌倉古海道なりと云、土人農業の暇にはあさり或は蛤やうのものを取り近郷に鬻ぎ、且は糞培のたすけともなせり、村の南方なる入海の邊堤の内に鹽燒場あり、稱名寺の傳へによれば、この地元はかの寺の領にて、夫より前は金澤氏所領なるべしと云、御打入の後御料所及村内龍源寺領交れり、後倉橋内匠が先祖に賜はり、今も倉橋内匠知行なり、 高札場 瀬戸橋の東

小名 野島浦 南の方にあり、土人此所を濱方と云、名主をなれど、全く村内の小名にして地形廣く亘りたれば、其内に東西洲ノ崎等の名あり、土人の話に野島浦の内民戸百軒に滿れば必災ありと、(鎌倉志)には百軒に過れば災あり、故に百軒嶋とも呼ぶといへり、當所南の方は紀州大納言頼宣の鹽風呂、八面居村の邊、西瀬戸橋の方を云、東の如し、

乙柄浦 當村と町屋村にかゝりて金澤原に續けり、 ちとせか浦 入海にそひ瀬戸橋の方より龍源寺の下までをいふ、

金澤原 東方なり、當所にて洲崎原と云、小名野島浦にては野島原と呼、町屋野島入會の處なり、 瀬戸橋 村の西の方に社家分村小名瀬戸に通する所の橋なり、通船のため橋の杭をたてず、中間に上臺を築き、兩方に二つの橋を架せり、洲崎橋とも呼、共に長六間幅九尺、修理は地頭にて司れり、古は橋一つにて元より橋杭をなます角橋なりしと云、相傳ふ慶長四年六月十五日此邊東照宮御遊覽ありしおりに、彼角橋を御覽ありて御味ありしと、土人の口碑にのこり、左に載す、岩たゞく波のよるゝ來て見れば、月さへわたる瀬戸の角橋、

第六天社 年貢地、小名八面にあり、二間に三間南向、前に石の鳥居あり、華藏院持、 天王旅所 年貢地、龍源寺前潮水の傍なり、町屋村牛頭天王の旅所なり、則當村の鎮守なれば爰に小社を建つ、 龍源寺の持、又其邊に同寺持稻荷の小社、及び地藏堂あり、 稻荷社 年貢地、南方小高き處にあり、○稻荷社年貢地、東に同じ、

龍源寺 當村と町屋村の間潮水の傍にて村内に屬せり、古義眞言宗京都仁和寺の末、檀林所なり、知足山彌勒院と號す、寺領五石は村内にて賜へり、本尊大日蓮慶の作なり、始龍華寺と稱し後今の寺號に改む、開山辨譽寂年を傳へず、中

興開山融辨大永四年八月朔日寂す、當寺畧縁起云、知足山龍源寺者、人王八十代高倉院御宇、治承年中鎌倉右大将頼朝、伊豆國三嶋大明神を崇敬ありて、武州金澤の瀬戸に勧請し、社頭御造營の後、常に法味を進め奉らん事を請て、伽藍建立の淨願を發して、文覺上人と共に志を合て、文治年中六連の山中に精舎佛閣を建立して彌勒菩薩を安置し、都奉の四十九院になぞらへ、四方に六人の僧坊を構へ淨願寺と號し、數多の庄園を寄て佛像靈寶を納め給ふ、則中將姫の繪繪の曼荼羅、大師自彫の愛染明王是等の中に於て秀逸たり、堂舎を置て彩壁の月の光を移し、伽藍博敞にして丹柱星の林をなせり、禪觀の席には衆僧法衣の袖をならね、説法の庭には貴賤肩を摩て群をなす、正嘉年中に南都の忍性律師當山に住して戒を弘め、弘長二年には東寺の能禪法印此寺に於て住持辨譽阿闍梨のために堂上護摩を修行す、後文明年中法印融辨住持をして、印融僧都の附屬に寄て光徳寺を兼帶せらる、然といへども寺院精舎火災にかゝり、殊更兩院の寺料時々の亂世に奪れ、漸殘れる庄園も他所に展轉して、さしもの勝地既に荆棘の野となりなんとせしに、明應八年に至て融辨退轉せんことを歎き痛み、本尊に祈りて深く冥助を願はれしかば、感應顯然として菅原の朝臣中務丞方篤信を發し、辨師と力を合伽藍を再興せんと企る所に、本尊彌勒大士夢中に白毫より金色の光を放ちて辨師に告給ひしは、且に當りて彼所に移して三密の法燈を挑へしと、夢さめて其所を伺はるゝに、新燈の奇瑞あり、辨師本尊の教に従ひ此所に来り二町四方結果して、兼帶の二箇寺を一寺となし、兩院の僧坊を一行として、後土御門院勅命を蒙り、知足山龍華寺と號し、廣澤の法水を酌て佐々目の一流を味ひ、師資相傳の本尊聖教を納めて善融法印に附屬す、又融師享祿五年には、東寺寶善院院亮惠僧正を請

して傳法灌頂を受、天文十二年には古尾谷中務少輔平重長を檀越として洪鐘を鑄改む、境内には古木高く聳へ覺樹の粧をしめし、緑の竹緑の色をなし、(此間欠)本堂の檀主太田道灌居士不動明王まで寄附す、(此間欠)東照宮御入國の初天正九年の冬、當寺に入御ありて寺號を御尋の時、奏者龍華寺を誤りて龍源寺と言上す、神君聞しめして此をりから此寺號を以て執奏する立源氏といへる音の響あり、吉兆の寺號感應通すて、御感悅のあまり御修復の經營并に御朱印下し置れて、是より改めて龍源寺と名付はへりぬと云、按に前に載たる縁起中天文十二年古尾谷云云と云、後の銘銘に據ればこれ訛にて天文十年なるべし、又元和以前龍華寺を改めて今の寺號となりし傳へばいかゞあらん、正保年間のもの龍華寺領と記し、(鎌倉志)又龍華寺とのせられたれば、この後改めし寺號なるべし、(鎌倉志)にも當寺は太田道灌修復せらる、故に道灌の位牌あり、表に春苑道灌灌主靈、裏に 寺寶 兩界曼荼羅二文明十八八年七月二十六日と見ゆ、 幅唐畫 涅槃像一幅是も唐 十三佛繡像一幅中將姫製幅唐畫 涅槃像一幅是も唐 不動畫像一幅弘法大師の筆なりとも云ふ、 八祖畫像一幅弘法大師の筆なりとも云ふ、 不動畫像一幅弘法大師の筆なりとも云ふ、 表背の裏書に太田道灌寄進とあり、寺僧の云東照宮御覽ありて修復したまふ、其時十三佛の繡像も修復したまふとなり、 愛染明王木像一軀弘法五指量の作と云、こは木像の長大鳳凰頭二箇運慶 龍頭十箇同作、この二種ともに木にて作時飾を掛る 鈴一箇弘法大師所 鐘樓堂に向て左にあり、具なり

大日本國、武州六浦庄、金澤郷知足山龍華寺唱鐘知職文、

夫滄海者鱗甲所潛、泰岳者翔蹄所集、則知智池者忿塵所浴、靈鏡者苦類所息、然則洪鐘隆鼓焉、非但留吒王之望劍、兼亦蘇灰河之難獄、故經云一打鐘聲、當願衆生、脫三界苦、得見菩提、

- 菩薩勝惠者 乃至盡生死 恒作衆生利
- 而不趣涅槃 般若及方便 知度悉加持
- 諸有及諸法 一切皆清淨 慾等調世間
- 令得淨除故 有頂及惡趣 調伏盡諸有
- 如蓮體本染 不爲垢所染 諸慾性亦然
- 不染利群生 大慈得清淨 大安樂富饒
- 三界得自在 能作堅固利

天文十年辛丑五月五日當寺住持法印權大僧都善融檀那古尾谷中務少輔平重長法名道傳

八幡社堂に向て右にあり、境 稻荷社同じ並びにあり、塔頭 華藏院門を入て左にあり、水照 福壽院門を入て右にあり、本尊正觀音弘法大師母 引攝院 福壽院に續けり、本堂の作と云、徳海山と稱す、 尊大日海藏山と號す、開山義辨永正四 光徳寺堂に向て右にあり、龍燈山と稱す、年九月二十日寂す、 本尊三尊の彌陀は信濃國善

行寺の寫、關東四十八靈佛の内と云、二尺許の立像なり、

正學院 除地、小名野嶋浦の内洲崎にあり、古義眞言宗龍源寺方西向、本尊大日二尺餘の坐像、外に荒神あり

善應寺 除地、小名野嶋浦にあり、同じ末野嶋山と號す、當寺古せし故、この地に移れる由、今も彼頂に善應寺屋敷の名残れり、本堂は六間に五間、本尊觀音は八寸許の立像なり、古は愛染を本尊とせしが、火災に罹りし後改む、札所の内第八番なり、世代の内永祿九年三月十七日に寂せし源朝と云あり、これより舊きを傳へざれば、 什寶 不動一軀臺坐共に三尺これ開山なるべしと云、 德太子 愛染一軀五寸許の坐像、 井裏門の入口にあり、

とも云、水いと清冷なり、側に野嶋山上より引移せし天神社ありしが今は廢し、神體は本堂に安す、一尺餘の坐像にて春日の作なる四寸許の像を腹籠となせり、この像殊に古物に見ゆ、 圓明院 年貢地、廢寺となり、今其蹟は善應寺大門の傍に殘れ

にて預れり、作 佛とのみ傳ふ、 地藏堂 年貢地、瀬戸橋の東にあり、堂三間四方、地蔵は長四尺の坐像、金澤山稱名寺と彫れり、昔この邊まで稱名寺境内にて爰に大門ありし由か、 寺にて傳へり、引攝院の持、

舊家者百姓太右衛門

山口氏なり、村中にては、世々將監と通稱す、先祖は越後守某と稱し、北條氏の家人にて商船の事を奉りしよし、當時房州里見氏より興へし文書を家におさむ、其文に、

分國中江商賣之船可乘事、何之於津邊も、諸役等赦免之候、爲其印判被下者也、仍如件、

房州里見義頼朱印あり

天正七年己卯九月廿六日

山口越後守かたへ

按するに、北條五代記に當時相州海岸の村々は、敵國境手と號して、年貢も小田原へ半房州へ半を収め、夫役も敵味方の差別なく命ずるに従てこれを勤むと云、越後守も此例にて房州の船役をも勤めしなるべし、御當代となりても安房上總の國より此浦に着する所の船を改ることを奉り、今猶しかりと云、

泥龜新田廢金澤新田

泥龜新田は内河の西北の崖に添へる地にて、天水を待て耕す、江戸日本橋よりの行程前村に同じ、民戸三軒、相傳ふ當所は寛文八年長島泥龜といへるもの己が財を費して新墾せり、此人儒を以て擢られ後に醫師となり、食祿五百石を賜ふ、晩に其祿を弟長島道仙に譲り、己は爰に退隱して此所を開墾し終に農家となる、今の里正團右衛門は其子孫なり、元より少許の新田なれば村役助郷等のことは公より免除せらる、村内に相州浦賀に至る往還あり、町屋村より來り村を経て洲

崎村に達す、後享保二年十二月御代官坪井次右衛門檢地して十五石の高入となると云、此間は見取にて貢務を收められしなるべし、廢金澤新田は、明神祠前の橋より北の方にて、則泥龜新田の地につゞきしなり、天明五年岸彦十郎公へ願ひ上げ、己が財を用ひ内河の入江を埋めて田圃となし、明る六年御代官江川太郎左衛門檢地せり、同き秋の洪水にさしも新墾ありし田圃は悉くおし流され元のさまとなりしを、土地の里正團右衛門己が黄金を費し再び開墾せしに、猶潮浸し入て入海となれり、名に聞えたる金澤の望も一度其様を失ひしが、次第に復して今は元の風景となれり、

小名 平方

野島山 南方なり、高さ五六丈、洲崎村内野嶋浦に接せり、

イブシ島 内川の東南瀬戸橋の北なり、磯に三坪許の地な詰れて若木なり、土人云古照天姫をふすべし所なりと、鎌倉志にも照天姫をふすべし時の松の木の跡故に、姥が焼さしの松とも云、延寶庚申の大風に吹折て根株のみ存すとあり、照天姫が事世俗の云傳ふる説たしかならず、鎌倉大草紙に應永三十年常陸國小栗の城没落せし後、小栗小次郎ひそかに關東にありしが、相州權現堂と云所へ行くとて、其道にして強盜の爲毒酒をもて害せられんとす、其夜酌に立ける照姫と云遊女、此間小栗に逢なれしにより、これを哀みひそかに毒酒

のことを告げる、故小栗は酒を飲やうにもてなして更に飲ず、隙を伺て藤澤の道場へ落行たり、強盜等小栗の家人并に遊女の醉ふしけるを、河水に流しければ、遊女は酔ける體にもてなしてもとより酒を飲ざりければ、河下より船上りて助りける、其後永享の頃小栗三州より來り、彼遊女を尋出種々の賣を興へし由見えたり、今爰に云傳ふる照天姫とは此照姫がことなるにや、

内川 入海なり、里人爰にて漁獵をなせり、

○町屋村 町屋村は、郡の南にあり、六浦庄に屬す、元は稱名寺大門内にて民戸軒を連ね住せし故この名を負へり、御入國の後稱名寺領も狭りしより今の如く一村となり、江戸日本橋よりの行程前に同じ、民戸六十軒、この地は金澤遊覽の徒憩息に便りよき地にして、詞人墨客等多く爰に宿をかれば、自ら家居も少からず、物商ふ屋も許多ありて頗る賑へり、里民居村の四隣、東は海面に傍ひ其邊を乙輜と云、西は内河の入江にて北は寺前村、西北は谷津村なり、東西へ四丁餘南北五丁、田圃の地は洲崎寺前谷津富岡柴等の村々に犬牙せり、村内平夷眞土砂交り、水田の方多く陸田は少く、水旱共に患あり、土人鹽を焼て生産の資とす、相州鎌倉及浦賀への往還なり、寺前村より洲崎村に通ず、村にかゝること凡五丁幅三四間、則鎌倉古街道なり、又街道の中程傳心寺のわき

より洲崎村の小名野島浦の邊に通ずる道は浦賀への捷徑なり、當村は金澤領の内十三村持の驛場にて、浦賀への往來は東海道保土谷宿より相州三浦郡浦郷村に達す、又船にては此地より洲崎村の内小名野島浦まで纜送り、相州三浦郡横須賀村に通船す、鎌倉への往來は同所雪下村に達せり、古は驛場を定めず、領中十三村にて纜送しが、近き頃より當村を驛に定め、前の村々より定助を勤め、又相州三浦郡の内三十一ヶ村よりも加助を出せり、往古は稱名寺領なり、御入國の後御領所にて、正保頃は八木次郎右衛門支配し、元祿年中倉橋内匠杉浦八郎五郎等が先祖に賜ひ、今もしかり、檢地は御代官原田佐左衛門改めりと、年代は傳へず、

高札場 街道の内北の方寺前村によりてあり、

小名 上 街道の内北 下 これも街道の 能見堂 谷津村能見堂の下を云、

染井 赤井村の方に 白方 谷津村の 關入 能見堂の北なり、

カタブキ 東北 六段目 同じつ 行田 これも同、乙輜 東方

町屋原 東方海道乙浦の續き洲崎村と當村入會なり、惣名金澤原と唱、

牛頭天王社 餘地二十二歩、街道の西下分にあり、社は二間四方東向、拜殿二間餘に二間、例祭は六月六日より十三日に及べり、瀬戸明神の下社家來末社稻荷社二社小て祭れり、村持、小名上下の鎮守なり

諏訪社 年貢地、街道の西にあり、安立寺の持なり、今廢して再建ならず

天然寺

除地、街道の中程にあり、淨土宗相模國鎌倉光明寺の末、法爾山と號す、本堂七間半四方、東向、本尊阿彌陀立像三尺許春日の作、開山法蓮社然譽永祿七年二月廿六日寂す、傳燈總系講禪芳法蓮社然譽、住武州品川願行寺爲

第三世、次住鎌倉光明寺又相州芥澤來迎寺 什寶 不動畫像 一幅弘法大師の筆と云、この外の 鐘樓門を入て右にありし御船安宅丸の鎖を以て鑄しものなりといへど定かならず

傳心寺 除地一町四方、街道の中程にて東横町にあり、禪宗曹洞派相模國小田原香雲寺の末、大永峯嗣法山と號す、本堂はなく本尊釋迦の坐像は假堂に置り、開山養拙宗牧、開基は北條左京大夫氏直、大永元年の起立と傳れと、大永元年は氏直未生の時なり、其頃は左京大夫氏綱 鐘樓門を入ての代なれば此人の開基なるも知べからず、鐘樓 右にあり、寛永十八年洲崎村に住せし窪寺檢校格翁宗越居士が發願にて鑄しものなり、後破壞しければ寶曆十二年改鑄せしことを銘す、白山權現社これ門を入て右にあり、小社なり

安立寺 除地六段餘、村の中程にあり、福船山と號す、法華宗華經寺の末なりしが、三百年前中興日譽の時今の末となれり、相傳ふ當寺は往古修驗にて安立坊と稱せり、宗祖日蓮當木五郎胤繼と船中間答の時、當寺に來りて猶又問答ありしを、安立坊傍にありて聞しより日蓮を深く信仰して遂に改宗せり、故に當寺船中間答の舊跡なりと云、されど六浦上行寺及杉田村妙法寺にても船中間答の舊跡なるよし傳ふれば、何れが其實蹟なるを不知す、本尊三寶を安す、外に日蓮の像あり、草鞋をはき腰を掛し像なり、こは船中間答の時姿を富木胤繼彫刻し、日蓮に請て開眼せし、鐘樓門を入て右にあり、め安立坊に與へしもの也と云、鐘樓門享保元年の鐘銘あり、稻荷本堂に向て右にあり、小社なり

觀音堂 年貢地、道の東傍にあり、二間半に二間西向、觀音は三四寸の立像傳教の作、六浦三分の内小名瀬戸圓通寺の地藏堂 年貢地、寺前村境西側にあり、二間に三間東向、地藏堂は一尺五寸許の坐像なり、十王も安す、龍源寺の持、入定塚 小名乙稱にあり、百二三十年前傳海といへる行者が入定せし處と云、土俗傳海を訛てけんかい坊など云、古蹟千光院蹟 傳心寺の向にありて洲崎村龍源寺の末なりし陣屋跡 小名上下の境にあり、御代官所 陣屋跡 たりし頃は爰に陣屋ありし由、舊家者百姓作兵衛 世々當村の民にて鍛冶を業とせり、小田原北條氏よりも鍛冶のことを命ぜし由、

北條氏虎印 卯七月十九日 愛洲兵部少輔殿 傳馬一疋早々可出之、鍛冶二ほと番匠被召寄御用也、仍如件、 卯七月十八日 印あり 按するに北條氏傳馬指揮の朱印なるべし、 金澤より宿中 浦賀まで

其時の文書四通を藏す、其文左の如し、

三河守屋敷、依望其方ニ□□、年貢如本符、夏秋可出候、次年貢半右衛門へ出候、不可致無沙汰者也、仍如件、 丁卯十月十五日 (花押)

縫殿助とのへ

- かち書立 金澤
- 一ほと かまじや
- 一ほと ひの又五郎
- 一ほと 青木之彌四郎
- 以上四ほと
- 此外 六浦之番匠小三郎
- 以上

右之かち番匠、御急用之間、おしたて於浦賀、大草左近大夫江可相渡候、傳馬之印判遣候、廿日ニ必浦賀へ可來候、一人も無沙汰之者有之者、奉行人可爲曲事之由、被仰出者也、仍如件、

新編武藏風土記稿卷之七十四

伊東新左衛門御預ケ船、被成修覆、御用五日可被召仕、伊在所罷越、可致御細工公用候、自伊東前可出者也、仍如件、 遠山新四郎奉之 金澤 鍛冶 寅四月三日

新編武藏風土記稿卷之七十五

久良岐郡之三 金澤領

○寺前村 寺前村は郡の南にあり、往古は金澤とのみ唱へ稱名寺領分なりし由、御入國の後寺領もせはまり彼寺の大門前となりし故に名とせり、江戸日本橋より十二里餘、民戸七十五、南方町屋村に續き海道の左右に連住し、谷津村入會し邊にも住せり、東は柴村及海面に傍ひし處もあり、西は入海若くは泥龜新田に接し、南は町屋村北より西に亘ては谷津町屋等の地犬牙せり、東西へ十四五丁南北へ十丁餘、北より良は山にて不平なれど東南は平地なり、此餘谷津村の内に當村飛地の新田三町許あり、水田少く陸田多し、水旱共にさせる患はなし、されどもまれまれには高波の患あり、村民多くは鹽を焼又薪を伐り出して生産の資となせり、村内浦賃への往來係れり、これ鎌倉古街道なりと云、北方稱名寺山續に當村及洲崎町屋谷津柴五村入會の秣場あり、又御井戸小井戸龜井白

井と唱ふる四所の井あり、谷津村内の染井を合せ金澤五井と云、御入國の後正保の頃は八木次郎右衛門御代官所の外、高百石稱名寺領、及鹽三百三十八俵餘を出せし由郷帳に載たり、其後元祿九年御料の地を米倉氏に賜ひ、今子孫米倉丹後守の領分稱名寺領入會の村なり、庄は六浦に屬せり、

高札場 海道の内地藏堂の前にあり、

小名 上北の方 中程 下南方 君ヶ崎 西方なり、爰

松一樹あり、木の様宜し、和田君ヶ崎の 關谷 谷津洲

君ヶ崎の一つ松と云、北を云、崎柴町

屋等入會の ヤ古古の刑罪地なり、

走川 龜井及稱名寺蓮池より出る二水合して細流となり、後南

方の入海泥龜新田に落つ、古は稱名寺の御手洗とて餘程

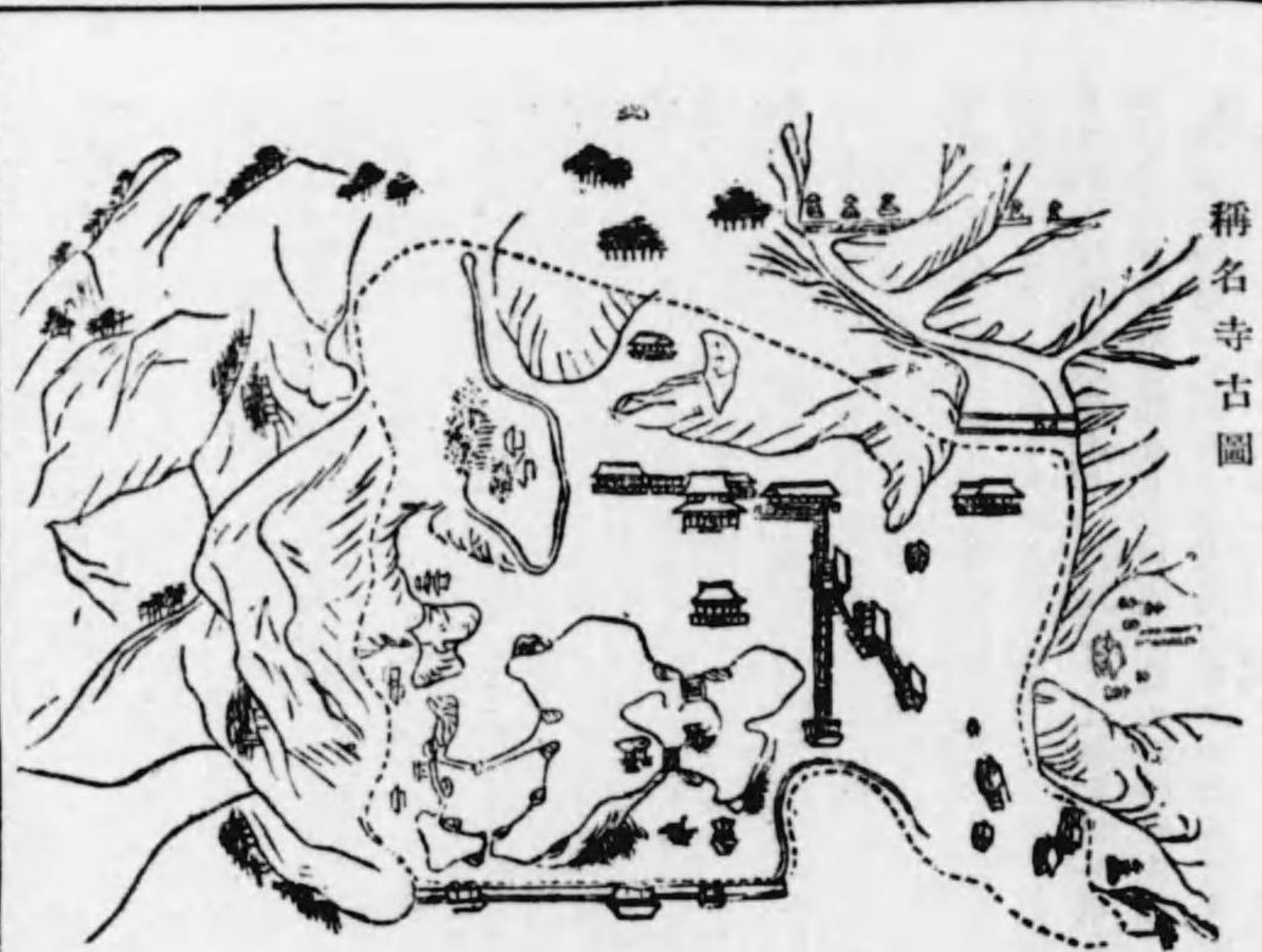
の川なれば通船もありしと、文庫ヶ谷より清水湧出せし由今は涸れたり

谷津川 五ヶ村入會小名關谷より出、末は瀬戸の入海に入る、

白井ヶ崎 一つ松の西赤井村境 入海を望む所なり、

八幡社 除地、村の末の方にあり、前に鳥居たてり、覆屋三間半に二間半、内に小なる社あり、拜殿二間に三間餘南向、神體八寸許の坐像、村内報恩寺の持、覆屋の内蔵王權現山王稻荷大神宮天王等の小社並べり、

稱名寺古圖



神明社 除地、小名上にあり、村の鎮守なり、覆屋二間に三間南向、中に小なる社を安せり、藥王寺のもち、

末社 稻荷社 龍神社

稻荷社 除地、君ヶ崎一つ松の本にあり、君ヶ崎稻荷と稱す、寶光寺の持なり、

淺間社 除地、白井ヶ崎の北にあたり、石階十丁許を上り山端の地に接して彼村の鎮守なり、されば造替等のことも多くは彼村にて司れり、藥王寺持、

子權現社 除地、字中ぞうしにあり、小社にて七尺の覆屋を造れり、これも藥王寺の持、

稱名寺 境内六萬八千四百四十六坪餘、金澤山彌勒院と號す、古義眞言律宗にて南部西大寺の末なり、當寺草創緣起に云、

金澤稱名寺は人皇八十九代龜山帝御宇北條時政四代の末孫北條越後守平朝臣實時、本願にて其子入道正五位下行前越後守平顯時文中に力を盡して七堂伽藍の大梵刹を創建云云、開山密海上人妙性律師と號す、師の行徳律家には棟梁となり、密家には名匠となり、朝昏の勤業怠ることなく若干の靈驗ありしかば、龜山帝勅應淺からず寶祚萬歳の勅願所となれり、唐船三艘着岸せし時持來りし今の本尊一切經及び佛繪佛道具等勅命により悉くこの靈場に納りしと云々、本願主實時は建治二年十月二十三日卒し、稱名寺殿正惠大禪門と稱す、其子顯時家號を金澤と改め、正安三年三月二十八日卒す、法名慧日大禪定門開山密海は正安の頃六月三日の寂とのみ傳ふ、當寺所藏文書の内元弘三年寺領免許の狀にも、當寺自元爲勅願寺之上、當殿殊可被祈禱之誠精、就中寺領等當知行地、領掌不可有相違者云々と見えたり、されば寺領も古くより數多ありし

なるべけれど、その寄附せられし始を悉くには詳にせず、今姑く文書に出たるものをいば、正和四年二月一日寅時の後家慈性尼、下總國植生庄内山口郷并に南すぢの村を寄附し、元亨三年六月二十日相模守高時修理權太夫貞顯奉て、多胡平二郎四郎氏家所領を寄附せられ、正慶元年二月十六日武藏守貞將下總國下河邊庄内赤岩郷（永享十一年寄進狀には赤岩十四ヶ村とあり）信濃國石村郷武藏國六浦庄富田郷（今者稱浦里谷）を附し、正平二十六年二月廿七日右馬頭某六浦庄内釜里谷（前の富田郷の事なるべし）金澤兩郷を寄附すとあり、此條建武二年四月の文書に、下總國東庄上代郷内田八段半云云、去正和三年九月十八日東六郎盛義活却、同十一月二日安堵下知狀、同四年十月十五日治券狀、同五年七月廿三日下知狀無相違之間送知行年序之處云云と載せ、及永徳元年八月三日の狀に、金澤稱名寺領加賀國輕海郷與刑部少輔長康所領上總國金田保内高柳郷同國佐貫郷内百貫文下地相轉事、互證文分明の上者、領掌不可有相違云云とあり、殊に輕海郷は別に貞和四年御年貢結解と云もの添たれば、是等皆往古よりの寺領なる事明けし（小田原役帳）には金澤稱名寺領七十七貫文、久良岐郡金澤に伏す、其餘幻庵御新造知行分百三十六貫九百五十文久良岐郡金澤稱名寺分至寅檢地辻と載たり、これによれば當時寺領の外幻庵内室の知行をも抱持しこと知らる、天正十九年御朱印寺領百石を賜はりしは全く七十七貫文の地を石高に改て賜ひしならん、元亨三年癸亥二月二十四日第三世律師湛容結界の作法を行ふ時記せし圖あり、圖面門を入て向ひに池あり、池中に嶋あり橋を二ヶ所に架す、その向ひに金堂建り、此金堂は文保元年五月十五日日本作始せし由末に載る文書に見えたり、金堂の向に講堂あり、右に方丈、左に兩界堂と云もの見ゆ、池の左の方に本堂あり、本堂の右に五

重の塔婆へ、左に新宮あり、其傍に別當坊建つ、五重塔の後の方に顯時貞時の石塔あり、其後の山間に文庫あり、又講堂の左にすこしき流を帯て僧房並び立り、又其左に善光寺殿御廟とあり、山を隔て富士權現の社など見ゆ、又方丈の後の左方に本願同谷殿といへる石塔三基あり、裏面に記して曰、大徳僧聽、我比丘爲僧、唱四方大界相、從當寺東南角、鷄冠木中心旁、山根繩外畔隨屈曲西下、至渠南岸標木旁、渠南岸猶西下至山根西岩稜旁、岸隨屈曲南下至標木旁、繩外畔隨屈曲猶南下至渠東頭内角旁、墻西下至水門東岸繩頭旁、繩外畔隨屈曲西下通水門至墻内畔旁、墻西下至土門東墻形内角旁、墻形隨屈曲南出至門限内角旁、門限隨屈曲西下至西墻形旁、墻形北入至墻限内角旁、墻西下至惣門東墻形内角旁、墻形南出至東柱、穿柱西下至地幅東頭内角旁、地幅西下穿柱至門限東頭内角旁、門限西下穿柱至西地幅東頭内角旁、地幅西下穿柱至西墻形旁、墻形北入至墻形内角旁、墻猶西下至棟門東墻形内角旁、墻形隨屈曲南出至門限内角旁、門限隨屈曲西下至四墻形旁、墻形北入至垣形内角旁、墻西下至水門東岸繩頭旁、外畔隨屈曲通水門西下至墻内畔旁、墻猶西下至西南角標木、從此旁繩外畔隨屈曲北下至標木旁、繩東下至標木旁、繩隨屈曲猶北下至標木旁、繩西下至標木旁、繩北下又至標木旁、繩東下至

標木旁、繩隨屈曲北下至壁西頭内角旁、壁隨屈曲東下至壁東頭標木旁、繩外畔隨屈曲越山北下穿入西北角椎木中心、從此穿出至東繩頭旁、繩外畔東下至標木又旁、繩越山猶東下至東北角標木、從此旁山根繩外畔隨屈曲南下至岩稜旁、繩東下至標木旁、繩隨屈曲南下還穿入東南角鷄冠木中心、此是大界外相等一周訖、第二節 元亨三年癸亥二月廿四日

羯摩師 極樂寺長老忍公大徳
答法 多寶寺長老俊海律師
唱相 湛容

又山を隔て左方に石塔二基あり、先代一門次郎入道殿と云、方丈の右の方に繩藏あり、繩藏の左に行堂あり、雲堂庫院無常院など續て建てり、無常院の右に地蔵院あり、其傍に檀那南殿御廟と云建てり、其餘浴室僧庫等あり、今洲崎橋の前に地蔵堂あり、古へ其處に當寺の大門ありて、夫より内は境内の町屋なりしと云、されば瀬戸内海殺生禁斷の文書もあり、且彼地蔵に金澤山稱名寺と彫刻せりと、寺寶 地藏二軀共に坐像なり、釋迦像一軀五尺許の立像なり、西大寺開山興正の作、鑿峨の十大弟子像十軀立像、作釋迦を寫せしなりと云、天王像四軀これも立像、聖徳太子像一軀太子の三歳の像一尺七寸許、開山審海像一軀審海自作、三尊阿彌陀運慶の作、

像三軀三寸餘の木像、同畫像一幅同じ人、愛染銅像一軀長三寸五分程、吉備丸の作なり、不動像一軀長二寸五分と云、龜山帝御守本尊なり、大師一刀三、彌勒像一軀三寸許の泥塑の像なり、涅槃像一軀唐畫、三尊阿彌陀畫像一幅惠心僧、三千佛一幅これも唐畫、五字文殊畫像一幅弘法大師の筆、十二神變相十二幅僧順行、六羅漢畫像十六幅僧禪月の筆、この人渡天の時、羅喉羅畫像一幅、閻魔曼荼羅一幅、十王變相一幅、十二天十二幅弘法大師の筆、十六善神畫像一幅、兩界曼荼羅一幅弘法大師の筆、愛染明王種字一幅龜山院、八幡畫像一幅仁徳天師の筆、三十番神畫像一幅慈覺大師の筆、弘法大師自畫像一幅、南山大師眞影一幅、靈芝律師眞影一幅、香象大師畫像一幅、慈恩大師畫像一幅、鑑眞和尚眞影一幅、興正菩薩眞影一幅、當寺開山畫像一幅、劍阿上人眞影一幅、湛容和尚眞影一幅、顯辨僧正眞影一幅、東明上人眞影一幅、自讚、北條實時影像一幅、道下二影共に入、北條顯時影像一幅、北條貞顯影像一幅、北條貞時影像一幅、是は東帶の形を畫けり、



圖 內 境 寺 名 稱

信解品一卷弘法大師の筆、當寺第二代明忍上人撰、大師御筆法華經第二信解品、奉預置明忍上人畢、相具傳受聖教能々可致守護之狀如件、

正和元年二月十五日 沙門判

寺傳にこの添狀は、下河原宮益性 蜀紅錦幡三十六流名所二品親王の御筆ならんと云ふ、
幡とあり 珠華蔓并小丸輪鏡鈆以上唐 一切經宋板なり、物語に大 眞言聖教古記云、下河原の宮益性二品親王關失ひて全た 眞言聖教古記云、下河原の宮益性二品親王關悉く銀河に傳授し爰に納と云々、
一切經金澤文庫の印四の長持に藏し、又舊き唐櫃類許多ありて、其内にも悉く古記録あり、世に傳へて當所の藏本、儒書には黒印也、佛古圖書には朱印を押すと云は誤りにて、何れも黒印也、
元亨三年の圖なり、全圖 瑜伽論管丞相筆、長さ二寸五分、及裏書等は前に載せり、
一行二十五字を書す、此論は一部百卷の物なり、然るを十卷に書つゝめらる、其内の一巻なり、餘は鎌倉極樂寺に三卷、荏柄天神に二卷、高野金剛三昧院に一卷、竹生嶋に一卷、合て八卷、今 請雨經管丞猶存し、其餘の二卷は所在を知らずと云、
請雨經管丞筆、今は下巻 佛舍利八祖相承の舍利とて、祖師より代々のみ残れり、
佛舍利相傳、弘法大師に至て大和國室生山に納め置しを、龜山帝の勅に依て當寺に移せり、昔は勅封ありしと云、
〔名所和歌物語〕に、山の牛腹に當て三寶の寶塔あり



り、この内に佛舍利を 籠おけりと云是なり、 牛玉一顆 鹿玉一顆 揚貴妃珠 簾一聯初は尾州熱田の寶物なりしを、龜山帝の勅に因て爰に納め給ふと云、硝子の細き竿を色糸を以て龜甲に編たるものなり、簾の長さ三尺四寸、廣さ四尺許、この簾のことは〔梅花無盡藏〕に水晶簾と云、又〔廻國雜記〕に、水精のほそき世の常の簾よりも猶ほそく、形はみえ侍らず、王妃の其古へに九花帳にかけ侍りけんことなと思ひやり侍れば、千古の感緒今更肝に銘じて、みな人そ 開山自筆定規一

定當寺條々規式之事

- 一 毎月不闕四分說戒廣誦の事、隨現住の地丘の數當 其臘次之位、可誦比丘戒本、但白月は十四日也、黒若 在比丘之位、不暗誦戒本人は、不許共住、夏中毎日、可有同誦、
- 一 現住の沙彌、今夏以前暗誦沙彌經、安居九旬之間 毎日可同誦、若今夏以前不暗誦畢沙彌、不簡舊住 新住不可許住寺、
- 一 毎月八日、諸比丘集一處、可同誦比丘戒本、沙彌 衆同雲集別堂、可被誦沙彌經、
- 一 僧徒他行時、必可用如法、同伴行者淨人爲伴不許 遊行、
- 一 除寺中公役、輒召行者淨人、或遣他處若爲出行之

所徒、不可妨庫裏雜務也、
右五个條規式所定置如此、所以然者、第一二三式目者、爲順戒律之意備自行増進、第四制意者、爲除在家之譏嫌遁犯戒之惡緣、第五禁制者、爲且止知事之憂、且成僧家之作務所儲憲章也、仍二科條除不可違失、
弘安七年二月日 住持比丘審海
金澤山草創緣起一卷 年代詳ならず、足利季世或は御當代始のもの見ゆ、 古文書
六十六通 其文左の如し、

寄進
武藏國金澤稱名寺之内、寺外敷地事、
右敷地者、任所副進繪圖之際目、可令領知給之狀如件、
文永六年十一月三日 越後守顯時 實殿在

世戸堤内入海殺生禁斷事、下知狀令書進候、若違犯輩候者、可被觸仰政所候也、恐惶謹言、
文永十年三月廿九日 北條越後守 實時狀

六浦庄世戸堤内入海殺生事、自今以後所被停止也、早存知其旨、固可加禁斷、若有違犯之輩者、可注申

交名由事謹承候了、守被仰下之旨、可致其沙汰候、
以此旨可令披露給候、恐惶謹言、
文永十年四月二日 左衛門尉□□請文

自下河原宮 有御起請文事
所授賜尊法作法等事

- 一 不漏一紙半紙、可奉返御門跡事、
 - 一 雖奉返、正本若有寫本、同可別進事、
 - 一 假名注同可返事、
 - 一 縱爲一事一言、不可抄留事、
 - 一 雖一兩說、以御流口決、不可授門弟事、
- 右五箇條趣、任教命之起請如斯、若雖穢芥違殿旨者、兩部諸尊三國高祖金剛天等、護法善神必加速疾之證罰、可失現當之利益、敬白、
延慶二年五月廿二日 小比丘劍阿(花押)
金澤左馬權頭貞顯 花押

(花押)(貞顯カ)
金澤瀬戸橋内海殺生禁斷事、々書一通遣之、且存知其旨、且相觸金澤富田給主等、可被致嚴制之由所候也、仍執達如件、

延慶四年三月廿二日 兼雄奉

富谷左衛門入道殿

實時後家尼慈性寄進狀
下つさのくに、はふのしやうのうち、山くちの郷、ならひにみなみすたくのむら、こひやうこのかみさたひてか、は、にゆつるといへとも、さきたつによりて、こひかへして、かねさはの寺へ、ゑいたいきしんする所也、さたひてのはかのほたいをも、とふらひ、これの、ちをも念ころにとふらはるへし、もしいらんをなすしそんあらは、ふけうのものとして、あとをしるへからす、よて狀くたんのことし、
正和四年二月一日 (花押)

前の文書裏書

此狀日付、二月十不分明、爲摺字之由、修理大夫代長慶□□、仍所封裏也、
貞和三年十月廿四日 道崇(花押) 寂意(花押)

金堂木作始番匠事

大工

大夫次郎 銀劍一 信滿

引頭

- 一 左衛門大夫 衣一 吉廣
- 二 彌次郎 銀劍一 正音
- 三 左衛門次郎 衣一 國持
- 四 右馬四郎 銀劍一 守重
- 五 次郎太郎 衣一 守信
- 長 大夫三郎 小袖一 信吉
- 意□沙汰 雜掌斷錢 五貫
- 文保元年五月十五日 引平 賀島又郎 治部又六

當寺祈禱事、蝦夷已靜謐之間、法驗之至殊感悅候、
謹言、
文保二年 北條相模守 高時(花押)

五月廿一日 稱名寺長老

奉寄
金澤稱名寺

多胡平二郎四郎氏家所領事

右爲小笠原彦次郎入道園跡之替、所被寄進也者、依鎌倉殿仰奉寄狀如件、

元亨三年六月廿日

北條高時

相模守平朝臣(花押)

金澤貞顯

修理權太夫平朝臣(花押)

遠江國天龍河、下總國高野川兩所橋事、所被仰付也、早任先例、可致沙汰之狀、依仰執達如件、

元亨四年八月廿五日

北條高時

相模守(花押)

金澤貞顯

修理權太夫(花押)

稱名寺長老

長日不斷護摩供御卷數一枝給候畢、特悅存候、恐惶謹言、

元德元年

十二月廿一日

金澤修理大夫貞顯法名なり

崇顯(花押)

稱名寺方丈御報

長日不斷不動護摩御卷數一枝給了、特悅存候、兼又御内御卷數一枝同給了、遺奉行方可執進御返事候、恐惶謹言、

元德三年

十二月廿一日

崇顯(花押)

稱名寺方丈御報

下總國下河邊庄内赤岩郷、信濃國石村郷、武藏國六浦庄富田郷今考稱此所之者、爲不輸之地、永代奉寄附當寺候、此外父祖三代之間寄附之所々者、如本知行御管領不可有相違候、天下泰平之御祈念、可被致精誠候、恐々謹言、

正慶元年二月十六日

武藏守貞將(花押)

稱名寺長老

以下の文書三通は、皆これより先のものなり、其地所の名貞將が寄附狀に載る所とあへば、貞將が寄進の地に添へる狀なるべし、故に左に附載す、

信濃國太田庄大倉石村兩郷、

下總國下河邊庄前林河妻兩郷并平野村、

右件所々、所護與藤原氏也、但於下河邊郷村等者、

一期之後可付惣領之狀如件、

文永十二年四月廿七日

北條實時なり

越後守平(花押)

請取信濃國太田庄大藏石村兩郷檢注

居合請料并神祇佛事人給以下勘料錢事

合百六貫漆拾文

右任先例所請取也、此外更不可有別子細、但於神祇佛事人給等者、永可令停止預所瀆之狀如件、

弘安七年十二月廿六日

右馬權助惟宗朝臣(花押)

信濃國太田庄内大倉□村兩郷分領家御年貢事、右以見絹可檢納之由、雜掌雖經訴訟、以和與之儀如元兩郷分、每年可請取錢貳拾貫文者也、仍止訴訟□和與之狀如件、

永仁三年三月廿五日

太田庄雜掌道念(花押)

太守禪閣御卷數給了、但御札兩通候之上、御卷數不被付簡候間、旁不審候、兼又御卷數給候畢、定此内候歟、悅存候、恐惶謹言、

正慶元年 十二月廿日

金澤修理大夫貞顯法名なり
崇顯(花押)

稱名寺方丈御報

左中將忠顯

當寺自元爲 勅願寺之上、當時殊可致祈禱之誠精、就中寺領等當知行地領掌不可有相違者、天氣如此、仍執達如件、

元弘三年□□十五日

頭中將

謹上□□□□

稱名寺々内山木山島、并金澤瀬戸内海、殺生禁斷事、々書一通進之、可令致嚴密沙汰給候、且於殺生禁斷者、相觸政所給主等候了、不可有緩怠之儀候歟、恐々謹言、

三月廿二日

右馬權頭(花押)

謹上稱名寺長老

右花押に據は金澤貞顯なり、此人元弘三年討死せし故にこゝに載す、

當寺住持職事、如元不可有相違之狀如件、

建武元年十一月十六日

足利直義なり
左馬頭(花押)

金澤稱名寺長老

尼蓮一申狀 建武二十四
海上中務入道理一女子尼蓮一言上
欲早任蓮一相傳證文并安堵下知狀、蒙御成收金澤稱
名寺代官光信非分知行下總國東庄上代郷内田八段
半、在家一字事、

副進 二通沽券狀案
二通安堵下知狀案

石田在家等者、去正和三年九月十八日、東六郎盛義
沽却、同十一月二日安堵下知狀、同四年十一月十五
日沽券狀、同五年七月廿三日下知狀無相違之間、送
知行年序之處、依盛義罪科、所領三分之一盛義被收
公之、被寄進稱名寺之處、稱有盛義渡殘田地、致光信
濫訴、聞盛義當知行、以蓮一沽却安堵地、掠申御使
及光信、非分知行之間、爲齋藤九郎兵衛尉基連奉行、
可被返渡之由被經沙汰最中、基連死去之間、爲安威
左衛門尉奉行、有其沙汰之刻、依世上動亂未落居也、
結句又始而在家一字、自去年十月押領之條、旁以無
謂次第也、然則被經沙汰、任蓮一相傳證文下知狀等、
不日仰御使、被打渡彼田在家、爲蒙御裁許、恐々言
上如件、

建武二年四月 日

御札委細拜見候畢、抑東庄上代郷内寺領事、鎌倉御
教書給候畢、任被仰下候旨、可致其沙汰候之處、如
此事、非參州御方御教書者、不可致沙汰旨、先日被
仰下之間、難遵行候、其間子細僧可被申候敷、恐惶
謹言、

八月廿三日 左衛門尉宗兼(花押)

稱名寺領因幡國千土師郷雜掌光信申、東六郎口義家
人彦次郎以下輩濫妨事、任被仰下候之旨、可令遂其
節候之處、當國籠山城内以無勢警固之最中、御敵連
々出向候之間、無片時障候、可爲何様候哉、以此旨
可有御披露候、恐惶謹言、

建武四年 月四日 平貞泰上
進上御奉行所

因幡國千土師郷上村東方三分一分帳、并御使海老
名五郎請文等、相副目六進入之候、
一當所代官東五郎罷出候之時、文書等悉令隨身畢、
而無文書候之間、召寄百姓等面々候、以起請文相
尋之分進候了、且彼起請文三通進入候、當郷内早

稱名寺長老 御返事

卷數給候訖、祈禱精誠之至、喜入候、恐々謹言、
貞和五年二月六日 高階播磨守なり
師冬(花押)

稱名寺長老

進上 御文書目錄事

一 輕海郷分 關東御寄附狀 嘉曆四年二月廿二日

同御教書 元德二年三月十三日

已上二通

一 智土師分

關東御下知二通 元德元年十二月二日
同二年六月二日
東六郎盛義請文 元德二年三月二日

已上參通

右進上如件

文和二年三月廿八日 □□(花押)

此目錄に載る所の文書、嘉曆四年關東御寄附狀、元德二年同
御教書、元德元年同二年關東御下知狀、元德二年東六郎盛義
請文は今亡失す、又文中にいへる輕海郷年貢の文書、文和以
前のものあり、又文和後のものもあれど、便に従て下に附す、

野能所候之間、撰取之了、

一於山内者、無指用木候之間、兩方寄合、隨用要可
有其沙汰之由、且載水帳了、

一漆事、毎年漆力キ廻候、以壹升二合請之了、依三
分一分可爲四合候也、以此旨可有御披露候、恐惶
謹言、

八月廿二日

左衛門尉顯元(花押)

金澤稱名寺住持職事、管領不可有相違之狀如件、

曆應二年三月六日

足利直義なり
左兵衛督(花押)

本如上人

金澤稱名寺住持職事、如極樂寺長老、去二月十一日
舉狀者、先師本如上人令讓補、眞俗云々者、早任先
例可被執務之狀如件、

貞和三年四月十九日

左兵衛督(花押)

觀蓮上人御房

祈禱事、尤以感悅候、子細申使者僧候、恐々敬白、

四月廿日

惠源(花押)

及上總國高柳佐貫の事に及ぶものも其因あるはつらね載す

註進 輕海郷貞和四年御年貢結解事

(花押)

合

色々

現錢

貳佰拾貫陸佰肆拾玖文名別色々錢

貳拾壹貫漆佰捌拾文散田奉成

肆貫漆佰貳拾伍文桑代綿參拾壹兩貳分代

已上錢貳佰參拾漆貫伍拾捌文

現米

貳佰貳拾肆石伍升漆合陸夕五才散口米納斗定

貳拾壹石貳斗漆升五合仰米同斗定

拾五石陸升五合加徵米 加徵斗定縮納斗拾肆石伍斗玖升二合

輕海郷結解帳永和元年十二月廿一日 (花押)

註進輕海郷永和元年御年貢濟物事

合

見錢

佰玖拾壹貫肆佰陸文名々色々

拾貫文

山口錢

參貫伍拾文

綿代

貳拾貳貫漆佰拾文

散田日負錢

漆直納 垂一

以上錢

去九月十七日貴報、謹拜見仕候訖、其後不得便宜候、不言上候、恐存候、

一御文書等、持圓房令持參給候、京都御分國兩所者留置候、仍請取狀進上之候、

智土師事、山名豆州被成御敵候伯州雲州因州作州四ヶ國、既被討取候、任靜謐左衛門佐入道□去月十日發向候了、但未備前在國之由、同日所詮可依

彼落居候哉、無力次第候、凡勢州宮方蜂起、將又南方以外倍坊候、攝州神崎尼崎等亂入之間、佐々木近江守昨日二發向候き、都鄙之難義上下之牢籠

周章之外無他事候、

一輕海事、不可有無沙汰候、每事持圓房令申入給候歟、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

十一月十三日 僧實久狀(花押)

進上 稱名寺侍者御中

天下靜謐御祈禱事、近日殊可致精誠之狀如件、

文和四年卯月十七日

足利直義なり (花押)

稱名寺長老

天下靜謐祈禱事、先日被仰之處、重以傳承之條神妙也、彌可被抽懇丹之狀如件、

文和四年五月六日

足利尊氏なり (花押)

金澤稱名寺長老

稱名寺雜掌光信中、當寺内阿彌陀堂敷地并鹽場事、

任去月廿九日御施行之旨、古尾谷刑部大輔入道代官相共、沙汰付下地於寺家候了、依渡狀如件、

康安二年卯月廿日

兵部大輔代左衛門尉信斗(花押)

武藏國六浦庄内金澤稱名寺領、任被仰下御奉書旨、阿彌陀堂敷地并鹽場、高坂兵部大輔殿使相共渡申候處也、仍渡狀如件、

康安二年卯月廿日

及上總國高柳佐貫の事に及ぶものも其因あるはつらね載す

註進 輕海郷貞和四年御年貢結解事

(花押)

合

色々

現錢

貳佰拾貫陸佰肆拾玖文名別色々錢

貳拾壹貫漆佰捌拾文散田奉成

肆貫漆佰貳拾伍文桑代綿參拾壹兩貳分代

已上錢貳佰參拾漆貫伍拾捌文

現米

貳佰貳拾肆石伍升漆合陸夕五才散口米納斗定

貳拾壹石貳斗漆升五合仰米同斗定

拾五石陸升五合加徵米 加徵斗定縮納斗拾肆石伍斗玖升二合

輕海郷結解帳永和元年十二月廿一日 (花押)

註進輕海郷永和元年御年貢濟物事

合

見錢

佰玖拾壹貫肆佰陸文名々色々

金澤稱名寺領加賀國輕海郷、與刑部少輔長康所領上總國金田保内高柳郷、同國佐貫郷内百貫文下地坪付有之相博事、相互證文等分明之上者、不及異儀領掌不可有相違之狀、依仰執進如件、

康曆二年八月三日

斯波義持なり 左衛門佐(花押)

金澤稱名寺長老

金澤稱名寺領加賀國輕海郷、與刑部少輔長康所領上總國金田保内高柳郷、同國佐貫郷内百貫文下地坪付有之相博事、相互證文分明之上者、領掌不可有相違候狀如件、

永德元年八月三日

(花押)

當寺長老

金澤稱名寺領上總國金田保内高柳郷、同國佐貫郷内百貫文下地坪付有之事、任去永德元年八月三日、至德元年六月廿五日都鄙安堵之旨、不可有相違之狀如件、

應永九年三月廿三日

足利滿兼なり 左兵衛督(花押)

當寺長老

中間五郎兵衛入道員正(花押)

制札

金澤阿彌陀堂稱名寺領敷地并鹽場等事、右於當所、軍勢并甲乙人等不可致濫妨狼籍、若於令違犯輩者、爲被處罪科可被註申交名之狀、依仰執達如件、

康和二年五月廿四日

上杉憲英(花押)
陸奥守(花押)

金澤瀬戸内海殺生禁斷事、

早任先例、嚴密可被禁制之、若有違犯輩者、爲處罪科可被注進交名之狀如件、

貞治二年四月十六日

足利基氏(花押)
左兵衛督(花押)
稱名寺長老

金澤稱名寺雜掌□□中、下總國東庄上代郷内土持、河島、原井並渡野邊源内兵衛入道等、訴申訴狀如此、東彌六、海上八郎入道押領云々、太無謂、所詮大須賀越後守相共花彼所、任觀應元年五月十九日御下知、并奉書、渡狀等之旨、嚴密沙汰付下地於寺家雜掌、

可執進請取之狀、若及承引者、載起請之詞可被注申、使節緩意候者、可有其咎之狀、依仰執達如件、

貞治四年十二月廿六日 沙彌(花押)

國分遠江守殿

此前破紙なり
□郡并六浦庄内釜里谷金澤兩郷也

右爲所願成就天下靜謐、所令寄進當寺也者、□□□可被所務之狀如件、

正平廿六年二月廿七日

右馬頭(花押)

武藏國金澤稱名寺領内外敷地鹽垂場等事、早任觀應三年三月三日御寄進狀之旨、可令領掌之狀如件、

永和二年六月廿二日

當寺長老

斯波義持(花押)

金澤稱名寺領越後國奥山庄内金山郷事、所被成安堵也、早可被遵行寺家雜掌之狀、依仰執達如件、

至德元年八月廿一日

上杉左馬助殿

斯波義將(花押)
左衛門佐(花押)

仕、安堵御判於給、爲致彌御祈禱精誠、恐々言上如件、

應永卅二年十一月 日

禁制

金澤稱名寺造營關所事

右甲乙人等不可有濫妨狼籍、若有違犯之輩者、可有其科、依執達如件、

應永卅四年十二月廿六日 沙彌(花押)

長尾芳傳(花押)

六浦大道關所事

自明年二月、三夕年間所寄附也、若背以前事書之旨者、可破却關所之條如件、

永享四年十二月廿三日

稱名寺長老

足利左兵衛督持氏(花押)

於瀬戸社頭、本地護摩數日被修卷敷給候、目出候、尙以於寺家、可被致祈禱精誠候、恐々謹言、

八月十二日

稱名寺長老

足利左兵衛督(花押)
持氏(花押)

金澤稱名寺造營用脚勸進關所事

右於六浦庄内常福寺門前、人別二文駄別三文充宛取之、可被修其功之狀如件、

應永廿九年七月十七日

長尾芳傳(花押)
沙彌(花押)

武藏國六浦庄釜利屋郷白山堂事、任去建武二年六月十一日、并貞和六年二月廿一日寄附之旨、爲稱名寺末寺、如元領掌不可有相違之狀如件、

應永卅一年五月二日

足利持氏(花押)

武藏國六浦庄釜利屋郷白山堂事、早任御判之旨、可沙汰付下地稱名寺末寺白山堂雜掌之狀、依仰執達如件、

應永卅一年五月二日

大石遠江入道殿

上杉憲實(花押)
藤原(花押)

目安

稱名寺雜掌光信謹言上

右當寺修造用脚六浦庄大道關所、自管領方雖有寄附、御判未申給之、所詮爲當所御沙汰、如法公物進納

赤岩十四ヶ村永享勘定狀

註進 稱名寺領赤岩十四ヶ村御年貢錢永享結懈狀事
合八十貫文内

六十九貫六百文 寺納
八貫文 代官給
一貫文 德妙衣料
八百文 夫領路錢兩度四人分
三百文 今津間方酒直
三百文 六浦六郎方禮儀替錢之時
已上八十貫文
右所勘定狀如件
永享十一年三月三日 政所憲意(花押)

註進

稱名寺領上總國佐貫郷御年貢米嘉吉結懈狀事
合五十七石六斗八升内
三十九石四斗一升六合
寺納此内一石三斗七升六合分に付、
代一貫三百七十六文納之
六石 損亡

國下行

二斗 斗始頭
六斗 井料
八斗 百姓稅
八斗 屋敷立替
二斗 齋雜用
二石八斗 國雜用
一石 唯道給分
五石一斗六升 代官給
七斗四合 國未進此内一斗四合竹内方
已上五十七石六斗八升
二石五斗 大豆 寺納
右所勘定狀如件、
嘉吉元年辛酉十月一日 政所文聖(花押)

金澤寺領金山郷事、彼雜掌依罪科相違之由歎申候、事實候者、急速如元可被沙汰付寺家代官候也、謹言、
八月十五日 憲榮(花押)

豐前入道殿
爲當鎮守之御造營、六浦大道之關事、自明年重一廻

可有御知行之由、被仰出候、御判之事者、重可被遺候、先月私可進狀之旨 上意候、恐々謹言、
八月十三日 前川内藏助(花押)

謹上 稱名寺侍者御中
以下十一通の文書は、絶て當寺にあづからざるに似たり、されど今藏して交割中に入るときは、由緒なきには非ざるべけれど、今考ふるに由なし、姑く記して後考を俟つ、
見出しに
まいらせ候
かづさの國、よし田の郷のそう庄はむふんしけちか
方、後家あま御前にはからひまいらせ候所也、あなかしこ、
應長元年十月廿四日 きた茂え

伊勢國守護領庄田方地頭代淨慶中、大神宮領同國殿村住人西連又四郎乍出作屋地田地貳段余、不辨所當公事由事、
右彼西連又四郎等、乍耕作田地貳段餘、三箇年分所當公事拾三貫五百文、不致辨之旨、神官就訴申、今年三月、同四月二箇度、付祭主三位雖獨遺、不事行之間、同年六月廿九日、仰使者佐竹四郎五郎入道義

念、栢原九郎次郎貞秀、相獨祭主可執進請文之旨、重下日限召符、于爰如義念貞秀同七月廿日連署請文者、任被仰下之旨、相獨祭主三位候之處、不及請文云々起請調者、本所不申散伏之上、彼輩背三箇度召符、于今無音、無理之所致歎、然則於彼田地貳段餘下地者、停止耕作之儀、至□所當公事等者、任員數可令糺返于淨慶之狀、下知如件、
正和三年八月廿七日 時敏なり
貞顯なり 越後守平朝臣(花押)
武藏守平朝臣(花押)

賣渡相模國山内庄岩瀬郷事
合陌貫文者
右所者、自明年甲戌正月一日至于明後年乙亥十二月晦日貳ヶ年貳作、買主可令知行、且、爲御所修造料足、止公私萬雜事、所致沽却也、但未實檢候間、假令一年中得分佰參拾貫文注文別實檢以後令不足者、可被延年記有□者、重可被召錢貨、仍沽券如件、
元弘三年十一月廿四日 道眼(花押)
重能(花押)

申組候、かつきしなのゝくに、おかはのしやう、おの

山のかうの事、
右せんれいにまかせて、あいくま丸いちしんに申組行候、ちきやうつかまつり候、つよへんのしのためゆつり状如件、

正慶元年十二月廿八日 道吟意(花押)
あいくま丸とのへ

御書御返事被申候、又沙汰人請取召進候
如仰一日乍物念罷入見參候、恐悦候き、抑衣一領鑿料代悦給候、毎事可參申候、恐々謹言、
六月二日 顯定(花押)

女らうの注文事

- 合
- しう十八本 代二貫百六十文
- 六二十丁古ぬき大しらぬきうり申 代二貫二百文
- 丁けたむね 代二貫文
- 五五十七丁たるき 代六貫文
- 五六十二丁のやおほ 代一貫二百文
- 五六五丁のぬきの料 代五百文

- 六七二丁□との料 代五百文
- うのかた二□ 代三百文
- いみのいた百五十軒 代
- しらいたの料
- くれ冊□□けん
- の七生のくき十五連 代七百文
- ろり七寸卅連 代七百六十文
- 以下破紙やぶれ

圓覺寺爲住持職、宜致佛法之興隆、奉祝王道之泰平者、天氣如此、仍執達如件、

建武二年五月十八日 大膳大夫在列
大川上人禪室

祈禱事、可令致精誠之狀如件、
建武三年七月廿日 足利尊氏なり
報恩寺長老 (花押)

山内報恩寺敷地等事、爲御沙汰任先規被渡付之由承候之條、目出候、彼寺事者、旁由緒之御事候上者、

有寺務可令致眞俗之興行給候也、恐々謹言、
四月二日 沙門明賢(花押)

謹上 圓日御房

右筆不叶候之間、加判形計候、知眞房縁者大夫律師實殿
申物ニ諸事申置候定申入候歟、

定業無所遁之間、雖被向臨終候、只今最後候、急々候、抑當年得分事、雖可申入候、遺跡牢籠散々式候、枉而半分御沙汰候て、負物等事可致其辨候、委細置文に書置候、定可申入候歟、恐惶謹言、
後正月十四日 實有(花押)

金剛仙寺侍者御中

河布里保内馬角村、爲八幡宮神領、自前々曾以不致役夫工米沙汰候之由被敷申、暫沙汰落居候間、可被關入部候、此段大使方へも可被申候、謹言、
七月十日 光昌

岡田兵庫助入道殿

本堂 六間四面南向、本尊彌勒菩薩、運慶の作、立像長五尺三寸、草創縁起に、大檀那執權職北條武藏大守修理大夫平朝臣貞顯、後に彌勒堂を構へて後本尊當來慈氏尊を安置し奉ると是なり、本堂の良の山に本願塔と云あり、そなりの

り谷と云、又同じ邊に谷殿と云塔あり、寺僧は龜ヶ谷殿の塔と云、元亨の圖にはこの脇に塔一つあり、この外今本願塔の右に二基、左に一基見ゆ、前の一基を合せ四基は何人の塔なるを傳へざれど、とにかく金澤支族にて、この條は茶毘せしものによ、されば近き頃金澤大藏少輔千秋が母の願により、埋りし碑を直せし時、すやきの壺の類を掘出せしことあり、骨を入しものなるべ、あかさ堂 二間四方、本堂の西方山の石階あり、これは唐木を用て飛驒の工が作りし三重塔の一なりと云、其さま堂に似たり、尋常多寶塔とは形異なれり、瑜抵堂とも稱し、草創以來遺りしものはこれのみにて、それもわづかに一重なり、既に「鎌倉紀行」にも昔三重塔ありしが、寛永の頃より一重となれりと云、爰より西方の山上に經池あり、古へ舊き旗舊き經文等を埋めし塚なりと云、仁王門と本堂の間にあり、中間細き處、鐘樓本堂に向て右に橋を架す、仁王門より本堂に通ず、鐘樓本堂にあり、古鐘は文永六年越後守實時の寄附にて、正安三年其子越後守顯時改鑄せし由の銘を鐫れり、其文左に載す、

大日本國武州六浦庄稱名寺鐘銘

降伏魔力怨、除結盡無餘、露地擊捷槌、菩薩聞當集、諸欲聞法人、度流生死海、聞此妙響音、盡當雲集此、諸行無常、是生滅法、生滅滅已、寂滅爲樂、一切衆生、悉有佛性、如來常住、無有變易、一聽鐘聲、當願衆生、斷三界苦、頓證菩提、文永己巳仲冬七日、奉爲先考先妣、結緣人等、同成正覺鑄之、大檀那越後守平朝臣實時、

改鑄鐘銘并序

宋小比丘慈洪書 此鐘成乎文永、虧乎正應、寺而不可無鐘矣、因勸微力、并募士女、更捨赤金、重營青鑄者也、伏乞先考、超越三有、同德於寶應聲、逍遙十地、并位於光世音、暨乎四生九類、與于一種餘響、銘曰、洪鐘之起、其始眇焉、載于周典、稱于竺篇、質備九乳、形象圓天、聲々觸處、聞々入玄、三界五趣、八定四禪、醒長夜夢、驚無明眠、之朝之夕、無愚無賢、凡厥聽者、同見金仙、

正安辛丑仲秋九日、大檀那入道正五位下行前越後守平朝臣顯時法名慧日、

當寺住持沙門審海、行事比丘源阿、大工大和權守物部國光、山城權守同依光、

寶藏 本堂に向て右に並、八幡社池の西に安す、境内鎮守な前に鳥居あり、又其所に石階あり、元亨圖新宮とあるは當社のことにて、神體は僧形の坐像なり、社背の山に老松一株あり、その本のうろに小社を安す、前、辨天社西側池の嶼に鳥居あり、私には、お神と稱す、

仁王門 三間に四間半、本堂の正面にあり、仁王は 越後守顯時墓を五郎といへり、この人始て家號を金澤と改む、正安三年辛丑三月二十八日死す、法名慧日大禪定門、この外本堂巽の方山麓に南殿御廟と云五輪塔あり、寺傳には實時が寶塔ならんと、修理大夫貞顯墓同所にあり、是も五輪の石塔な軍執權次第に、乾元元年壬寅七月二十六日、貞顯入洛中務大輔に任じ、金澤大夫殿と號す、徳治元年丙午越後守と成、延慶三年庚戌左馬權頭、正和元年壬子武藏守、元亨二年壬戌修理權大夫、嘉暦元年丙寅修理大夫、同年四月二十四日出家、法名宗顯と載たり、又家譜に據れば、貞顯幼名五郎と稱し、初右馬頭後修理大夫と云、乾元元年正月六波羅探題となる、延慶二年正月職を辭し、應長四年七月北條基時執權となりし時、貞顯も連署に加はる、嘉暦元年四月剃髮、法號宗胤、世に金澤殿と稱す、元弘三年五月二十二日、北條高時と同時相模國鎌倉郡葛西ヶ谷東勝寺にて自害すと云、按に【太平記】に、金澤大夫入道崇顯と載せ、及前の文書に崇顯とあれば、開家譜宗胤と記し、執權次第宗顯と書しは共に誤なり、

山塔 本堂より乾の方山中腹にあり、世代の碑十一基左右に廟と稱せる五輪、次郎塔 本願塔の東、山續きの田圃中にあり、石塔あり、

律の寺あり、昔爲相卿、いかにしてこの一本のしくれけん、山に先たつ庭のみぢ葉、と侍りしより後は、此木青葉にて、支冬まで侍る由聞ゆる、楓樹朽れて佛殿の軒にあり、先たは、この一本も残らんと、かたみの時雨青葉にそふる、と按に【鎌倉志】藤原爲相石塔の條に、爲相は爲家遺跡の争論にて、母阿佛と鎌倉へ詔へに下り、二人共に鎌倉にて終る、事は【十六夜日記】に見えたりとあり、此日記は永仁六年三月筆なと、めし由奥書あり、又【公卿傳】に、爲相卿嘉暦三年七月十七日、關東にて六十五歳逝すとあれば、青葉楓の名の起りしは、古き事なり、又六浦の條にもこの紅葉のことあり、此篇曲は日吉四郎、西湖梅堂の前方の池邊にあり、八重次郎の作也と云、西湖梅堂の花にて色白し、僧萬里が【梅花無盡藏】に、詩及序あり、左に載す、文中丙午は文明十八年丙午丁未は長享元年なるべし、

出於春翁之新意矣、掛高堂一日招余令觀焉、之以要作贅語題軸上、漫從揚水之末章云、一横枝上粘西湖、名字斯花別不呼、意外春風莫假合、傍人定道畫成圖、

文殊 堂の前方にあり、昔の櫻は 普賢像櫻 堂の前西方は千葉なり、花の心より又一葉を出す【鎌倉志】云【國大曆】に、延文二年三月二十九日、南庭に櫻樹を渡しうゆ、殊絶の美花なり、鎌倉櫻と號すとあり、蓋稱名 黒梅 今はな 櫻寺に在る處の櫻樹か云と見えたり、

年歸化す、古文書あり左に載す、

寄進武州金澤大寶院稱名寺 下總國大須賀保柴村之内田壹町、在家壹字嶋田 并奈土郷内下坊別當職事段別儀寄附仕

右彼所者、爲院家領、永代所奉寄進之也、違此儀子孫等者、爲不孝仁、不可知行聖應跡者也、於公方可被召安堵狀、寄附之狀如件、

應安四年四月十五日 沙彌聖應 左馬助憲宗

天下安全祈禱事、被致精誠之狀如件、

應永卅年四月廿八日 判

金澤大寶院

禁制

右於金澤大寶院并當院領等、甲乙人等不可致亂妨狼籍、若有違輩者、可處罪科之狀如件、

永享十年十月十二日

一之室 本堂の東にあり、第四廊なり、本堂不動願行の作、又大威徳像辨天像あり、共に弘法大師の作、

海岸寺 第五廊なり、本堂十一面觀音、唐佛と云、これも礼所、移持朝の女理等この寺に居す、今は稱名寺の内、此像の腹内に書付あり、宅間美作法眼床應作、相州鎌倉大佛入知足寺律尼寺比丘尼實名春忍法名了信とあり、外に地藏一軀あり、弘法大師の作、觀音堂 惣門の東に並べり、昔は長濱山慈眼院福衆海の境に長濱といへる地あり、民戸も千軒程にて賑へる地なりしが、應長の頃高波の災に罹り、かの民屋漁家等悉く流失して其蹟は海となれり、其頃まではそこにありし寺なりしと、斯る大災のおりしも、此觀音は萬民の身に代て海中に沈しかば、一人として溺死の者もなかりしと、この後三歳の程夜は海中に光を放ち、又は鳴動などありしかば、榮村の民怪み其光をたよりて、此觀音を網し得たりなとつたへり、

寶光院 除地、町屋村境にあり、海東山と號す、古義眞言宗、洲崎村龍源寺の末、本山下、同本堂四間四方東向、本尊地藏の坐像なり、
東福院 除地、本堂二間半に三間半、梅養山と號す、本堂不動立像、長一尺五寸許、
報恩寺 除地、村の中程にあり、八幡山と稱す、本堂三間に二間半、東向、本尊阿彌陀一尺七寸ばかりなり、
常樂院 除地、君ヶ崎の北にあり、天中山と號す、本堂三間半に二間半、西向、本尊大日坐像一尺許、
榮泉院 除地、小名そふしにあり、千兩山と號す、本尊觀音、立像二尺五寸、假小屋に安す、

藥王寺 除地、小名上にあり、三寮山醫王院と號す、開山尊又蒲冠者範頼の位牌在、太寧寺殿道悟大禪門、建久四年八月二十四日、傍に天文九年六月十三日修理すとあり、
藥師堂 本堂に向て右にあり、三間に四間、藥稻荷社 以上二社小社なり、
寶泉寺 除地、法華宗相模國比企谷妙本寺の末、稱榮山と號す、本堂は三間に四間、東向、本尊三寶、
地藏堂 除地、村の中程にあり、堂は南向、
十王堂 除地、字上にあり、近き頃圓縁に羅りていまだ再建に及ばず、像は假に前の地藏堂に安す、

地藏堂 除地、小名君ヶ崎の北にあり、
舊蹟金澤文庫蹟 文庫の蹟なり、昔北條越後守平顯時この處に文庫を建て、和漢の群書を納め、儒書には黒印、佛書には朱印を押す、印文は楷書にて金澤文庫の四字を豎に書すとあり、されど今残れる書籍を見るに、儒佛二書共に黒印にして朱印を押せしものなし、後上杉安房守憲實執事の時再興す、
大草子 武州金澤の學校は北條九代の繁昌の昔學問ありし蹟なりと、義堂が「空華集」に詩あり、觀金澤藏書而作と題し詩に、玉帳修文補武餘、遣人來覓舊藏書、牙籤映日窮蝌斗、標秩乘時走蠹魚、把上一編看不足、鄴侯三萬欲何如、照心古教君家有、取在胸中壓五車、又古へは二季の釋奠をもこの學校にて行れしならん、
墓景集」に二月の釋榮金澤の文庫にて

新編武藏風土記稿卷之七十五終

行ふ由、三好日向守勝元の許よりもふしこされければ、隣家梅花と云題にて聖供にそへてつかはし侍るとて歌、春なれや世々友垣の近きには、遠くもかよふ梅の下風、と見ゆ、さればこの頃ば常に釋榮など行れしことしるべし、後の世には此文庫も類破し、ことにしばしば兵革の厄にあひて、書籍も多く散失せり、慶長の頃にや五山の僧に仰せてこの文庫を開き、書籍共を一閱せしめ、全本をば公へ納め給ひ、残りし書ともは人間に出つと云、「丙辰紀行」云、北條氏天下の權を執る時に文庫を建云、越後守平貞顯此所にて清原教隆に群書治要を讀せける、余が見侍りしも文選、清原師光か左傳、教隆か群書治要、齊民要術、律令義解、本朝文粹、續日本紀などの類、その外人家に所々ありけるも、一部とよのひたるは稀なり、一切經も取こぼして僅残りて今に金澤に在と云、
大塚 村の北臺上にあり、塚の大き五間四方、高きは三間許、其内に經文を納めしもありしと云、されど今は其數も減せり、この大塚なればこの名を負へり、

新編武藏風土記稿卷之七十六

久良岐郡之四 金澤領

○谷津村 谷津村は郡の南にあり、六浦庄に属す、江戸日本橋より十二里餘、民戸二十軒、東より南にわたりては寺前町屋柴の三村、西は赤井村、北は富岡村なり、東西へ十丁、南北十二三丁、西北は山谷打交り土地不平なり、土性は赤土、山によりし處はへな岩等もあり、水陸の田圃は等分、谷津川及所々の谷水用水となせと早損あり、村内に一條の往還あり、鎌倉及浦賀への街道にて、これ鎌倉の古街道なり、北方田圃の傍に染井と云井あり、水いと濁り、赤き色なり、古くは此水にて物を染めしに、かき色となれり、故に名とす、土人の話なり、又弘法大師の掘りし井とも云、金澤五井の一なり、村民農業の暇には、薪を伐り鹽焼場に持て行て鬻けり、御入國の後御料所となり、正保の頃は、八木次郎右衛門が支配となり、寛文の初、久世大和守廣之に賜ひ、後倉橋某に

替賜はり、子孫内匠が知る所也、

高札場村の北方小名

小名 白井ヶ崎 赤井村さか 白方 東方 蘆刈戸 北をこ

うし谷 北より 關ノ谷に續けり、染井 北より 越くる

み北方 六段目 西北 とけ山 前 寺山 北方

谷津川 村内北方の山間より涌出、南

山王社 除地、北方の山上にあり、小社、

淺間社 年貢地、當村及赤井村の境にあり、○子權現社 年貢

街道の左にあり、

能見堂 除地、村北を通ずる街道の傍なる山上にあり、禪宗

號す、本堂二間半四方、南向、本尊地藏、此地は、往昔關白

道長卿開基せられし由傳ふ、按ずるに僧萬里梅花無盡藏

文明十八年十月二十七日己亥、詩序に出金澤(上文に據に稱

名寺なり)七八里許、攀最高頂則山々、水々、面々之佳致、

昔高師金岡絶倒擲筆之處、有名無基、但其名不甚佳、相傳曰、

濃見堂也と見ゆ、當時既に堂宇廢せしこと知べし、今の堂は、

寛永の頃地頭久世氏、江戸芝増上寺子院地藏院と云、廢院を

引移して再興し、今より十三世前眞達と云僧を、中興開山と

す、後一旦高輪泉岳寺預となり、又今の如く瑞圓寺の末に轉

せしは、五代前僧俊達が時なりと云、能見の字、異説様々あ

能見堂圖



り、正保國圖にはのげんたう坂と記し、元祿圖に、堂の形を畫き、傍に能見堂と記す、此より先再興せしことしらる、巨勢金岡、此佳景を圖せんとせしが、筆力及ばざりしかば、のつけにそりし故の名なりと云、寛明日記正保二年二月十九日の條に云、夜於御前御傍衆を召て、林道春を呼出し、世俗申傳る處の世話を、尋問へしとの上意なり、内田信濃守尋て曰、鎌倉の金澤にはのつけ堂と云あり、昔金岡大納言と云、繪の上手、彼所に至り、金澤の景を畫くといへども、筆跡には書畫すに及ばず、故に筆を捨てのつけに反たり、仍て筆捨松と云て今に存すと云り、實か虚か、のつけとは如何書やらんと、道春曰、金岡が筆を捨て仰に反りたりと云事證説なし、彼堂は、金澤より帷子の宿へ山越にする處の、坂の右の高き所に辻堂あり、濱邊より彼坂に上る者は、彼堂を仰ぎ見る故に、仰見堂と云なりと申す云々、名所和歌物語に曰、此浦の景風、聞しより見て目を驚かす、故に當代の名畫、狩野右京江戸の御殿に是を寫されたり、其御ましを金澤の間と申とかや、誠に當地の景見所多かりけりといへば、翁聞て、當浦の景天下無雙に依て、寫されたるも斷なり、然といへども古を傳聞しに、金岡と云繪師、此金澤山に上り、湊有様の心を盡し寫しける處に、時もいつしか引汐に、跡は干潟となり平地と成て面影更にもなし、其時金岡筆を捨てのつけにかへる、此いはれ候ひしにより、此山に堂を建置、是をのつけ堂と名付、又一説、此堂にて能見ける故、能見堂と書とも云、(中略)金岡は仁明天皇の御時の人、承和の頃ほひなり、慶長十九、當年迄は七百八十一年に成ぬ、(中略)傳へ聞、金岡は、此湊秋の氣色汐満たる所を見て、興に乗じて寫されしに、干潟と成て愈地形勝れたり、故に此金岡は筆を捨てたり、(中略)狩野は、陽春の磯邊、汐の干潟を寫されしに、常に小

鵜限なく出来、入江鵜根に沙残り、岩のはさまさぐれ石間に、
にし、茶螺、鮑、ふくたみ、かせ、した、み、の類取付、磯
菜には青苔、甘苔、神馬草、をこ、つくも、藻鹽草、わかめ、
あらめ、海鹿藻、見るめ、の類茂りあひ、爰彼所の流水池に、
すはしり、鮫、こち、小比目魚、海老、交りの雑魚うろくづ浮
び、平々たる眞砂の上に、へなたり、蛤、千鳥貝、みるくひ、
ぼら貝、ほたて貝、蜆、蛤蜊、櫻貝、大蝦、小蝦、家を出、
或時得類に横走して遊ぶあり様、心詞も及ばれず、其上鹽
はづかに滿來體を書りと云々、今堂前より望むに、金澤の風
景一瞬の間にあり、又土人の話に、昔は堂もなく、瀬戸の海
道残らず能見ゆる故、能見堂とも書くと云、〔梅花無盡藏〕に
濃見堂と記するは、佳景を濃に見るの義なるべし、〔鎌倉根源
記〕には能見堂と書く、眺望の中西湖八景に擬して八景を定
む、〔和歌物語〕に、金澤八景の詩歌と號し、皆人賞し給へり、
八景は何所を指て名付やらん、翁答て、八景の詩歌隱なし、
瀟湘夜雨はあれに見えたる小泉と云在所なり、晴天の夜も必
雨瀟く、(今も夜雨の名勝とす)洞庭秋月は向ひの原、(今稱名
寺の出芝村の南邊なり)漁村の夕照は瀬戸(明神祠邊なり)
江天暮雪は野嶋(洲崎村の内)遠浦歸帆は室ノ木(六浦平分
村の内)山市晴嵐は峠(今六浦の西に相州峠村あり)平沙落
雁は平方、(今も同)遠寺晚鐘は稱名寺、(是亦今同)是を八景と
號す云々、是に據は慶長の頃八景の詩歌有しならん、今は傳
へず、今此庵に傳ふる所は、元祿の頃心越禪師の詩、及京極
兵部高門の和歌あり、八景の諸勝も少異あり、洲崎晴嵐、瀬
戸秋月、小泉夜雨、乙鱸歸帆、稱名晚鐘、平瀉落雁、野嶋夕
照、内川暮雪是なり、其方位は勝景圖と照し覽て、今古の違
を知べし、心越高門
の詩歌左に載す、

洲崎晴嵐
滔々驟浪斂餘暉、滾々狂波遮竹扉、市後日斜人靜悄、
行雲流水自依依々、
賑へるすさきの里の朝けふり晴る、嵐にたてる市人
瀬戸秋月
清瀟涓々不繫舟、風傳虛籟正中秋、廣寒桂子香飄處、
共看氷輪島際浮、
よる浪の瀬戸の秋風小夜ふけて千里の沖にすめる月
影、
小泉夜雨
暮雨凄涼夢亦驚、甘泉汨々聽分明、蓬窓淹蹇無相識、
腸斷君山鐵笛聲、
かちまくらとまもる雨も袖かけて涙ふる江のむかし
をぞ思ふ、
乙鱸歸帆
朝宗萬派遠連天、無恙輕帆掛日邊、欸乃高歌落雲外、
依稀數艇到洲崎、
沖津船ほのかに見しもとる梶のおともの浦にかへる
夕なみ、
稱名晚鐘
夙昔名藍成覺地、華鐘晚扣若鯨音、幽明聞者咸生悟、

一片迷離祇樹林、
はるけしな山の名におふかね澤の霧よりも入あ
ひの聲、

平瀉落雁
列陣冲冥堪入塞、荻蘆蕭瑟幾成隊、飛鳴宿食恁棲遲、
千里傳書誰不愛、
跡とむる眞砂に文字の數そへて鹽の干瀉に落る雁か
ね、

野島夕照
猶羨漁翁是作家、持竿盪漿日西斜、網得魚來沽酒飲、
披篋高臥任堪誇、
夕日さす野島の浦にほすあみのめならふ里のあまの
家々、

内川暮雪
廣陌長堤竟沒漭、奇花六出似鋪簾、渾然玉砌山河色、
遍覆奇峯露些尖、
木陰なく松にむもれてくるゝともいさしら雪のみな
と江のそら、

寶物 心越禪師自畫讚一軸、(禪師を喜安長納め、
落魄巖阿愚且痴、那堪東後作人師、一翰荷玉分流去、
便是轉功就位時、新豐曲舊生涯得還須獅子兒、

金澤八景詩歌卷一軸、詩歌上、澤庵和尚歌一軸、(鵜々や幾浦
と詩、いかに詠め、閻魔像一軀、(久世大和守廣之の寄、
三十字一文字、) 觀音一軀、(此の像は播州明石城主松平左兵衛督が、領分人丸
より、其筆勢を感じ、この觀音を左兵衛督より與、正觀音
へしと、明石人丸社の額もこの僧の筆なりと云、) 二尺許の立像なり、金澤
札所三十三所の一なり、筆捨松、堂の前一段高く、其上平
て其様よき松なり、眺望この處を第一とす、相傳ふ巨勢金岡
この松下にて、金澤の佳景を寫さんと筆を採しが、筆に及ば
ずとて筆を捨てしよりの名なりと、〔元祿國圖〕には、狩野筆
捨松と記せり、僧萬里が〔梅花無盡藏〕に、畫師擲筆之峯の
詩あり、文明十
八年の作なり、
登登匍匐路攀高、景集大成忘却勞、秀水奇山雲不裏、
畫師絕倒擲秋毫、
阿彌陀堂あり、村持、
夫婦松、筆捨松より東方一丁許を經、海道の南傍なり、古松二
す、されど古墳な
どにてあるべし、

塚 村の北の方山上にあり、塚上に古松一株たて
り、其所を道明山と呼ぶ、來由詳ならず、
○柴村 柴村は、郡の東方に寄り、庄名前に同じ、江戸

より十二里、或は小柴村とも云、東南は海に濱し、其内南より西によりては寺前村、又東北は富岡村、西には谷津村少しく係れり、東西十四丁許、南北は一里に及び、この内小名長濱といへる處、若干の地海面に張出せる山なり、山上は路崎嶇たれば、潮干たる時は山裾を往來せり、民戸五十軒、土性は眞土砂交り、野土の所もあり、水陸の田圃等分水旱共に患あり、御入國の後御料所にて、正保の頃は、八木次郎右衛門支配せり、後私領となり、今は荒川新右衛門知行す、高札場 山より居村の方へ、下る坂下にあり、

小名 おどり坂居村の方 長濱東南の濱 西 東共に在るの如し

熊野權現社 除地、小名西にあり、村の鎮守なり、石階十五間程を上て社に至る、社は二間四方南向、社邊神木の古松樹一株あり、例祭 末社辨財天稻荷相殿 坂上十一月九日、村内寶藏院持、

神明社 除地、居村の東方なり、此邊を小名上の山、或は東山とも云、小社なり、西南向、是も同寺の持、下同、御靈社 除地、寶藏院の後にあり、小社、西向、近き頃金毘羅を相殿とす、

水神社 除地、海道の内權現社、の前にあり、小社、

稻荷社 除地、神明社の傍にあり、小社、南向、

寶藏院 除地、居村の内に入り、古義眞言宗、洲崎村龍源寺の本末、柴木山西方寺と號す、本堂五間に七間、南向、本尊大日、坐像長二尺許、元は三尊阿彌陀行基の作を本尊とせしが、元禄年中別に堂を構て安す、開山を傳へず、中興開山傳宥、寶永七年十月十三日寂す、當寺元禄年中の記録あり、左に鈔録す、天文之頃、傳嘉數靈容朽損、欲加修營、其後傳宥借近里之力再修功畢、(元禄第二年事)寶藏院初號貞光坊、中古改之寶藏院、其後法印欲點寺院於今地、(此邊傳宥より六代)今寺地本御靈之社地、(此後今の地に移す)、阿彌陀依當院、(今寺之南邊開兩嶋之地、別建之)元禄年中傳宥之記と云、今寺村里古老記、阿彌陀堂 本堂の南にあり、三間四方、元禄三年孟陽日、

舊蹟山王社跡 除地、居村の東北にあり、小名山山王と云、今舊蹟のみ、のこり、たゞ神木の古松一株あり、山神社跡 除地、山王社跡の南にあり、

○富岡村 富岡村は、郡の東にて少く巽よりにあり、庄名及江戸日本橋よりの行程前に同じ、四境東は海涯に限り、南は柴村に隣り、坤は谷津村にて、西は中里水取澤の二村に錯り、北は杉田村なり、三方共接壤は山々連りて定かならず、東西凡二十丁、南北二十四丁餘、村の形

菱の如くにて、良の方斜に海中へさし出たる山あり、是杉田村境の山續なり、地形海涯より居村の邊までは平地にて、其餘は總て山丘なり、東の方海岸は波荒くして、やゝもすれば岸を打崩せり、土性白眞土、或は赤野土、又砂交の所あり、水陸の田大抵等しといへど陸田の方少く多し、水利不便にて旱損あり、民戸八十五軒、所々に散住せり、此邊の海路御用の船通行せる時は、村民浦觸等の役を勤めり、又村内に往還あり、金澤往來にして、中里水取澤兩村の境を過ぎ、谷津村内能見堂の前より金澤に達す、村に係ること五六丁、幅三間、或は二間、又海涯を行て杉田村に出る道あれど、潮盈たるときは往來をせず、村民農耕の際には薪をとり、又は漁獵をなして生産を資く、村内に古より船六艘を免許ありて税を出さず、(北條役帳)に富岡の内、百貫文關新次郎知行とあり、

御打入の後、文祿四年豊島刑部少輔に賜りしが、寛永五年八月没收せられし後、八木勘十郎に賜ひ、正保の(郷帳)には既に勘十郎が知行と載たり、其後八木十三郎が時、元禄十一年五月二十六日上りて御料所となり、伊奈半左衛門・辻源五郎・久保田十左衛門・池田新八郎・飯塚伊兵衛等相續て支配し、後稻葉某・杉浦某の二人に賜り、今其子孫稻葉遠江守杉浦八郎五郎知行す、檢地は寛文七年

八木勘十郎糾せり、高札場二ヶ所一は小名馬場にあり、一は村の中央にあり、

小名 小屋場 西の方なる山中を云、文祿二年、安房・上りしかは、土人等此山中に遁れ來り、小屋を設て居し、より此名ありと云、爰に錢金塚と呼べる塚あり、榎戸 西の方、瀧下同じ、伊勢山 谷 地藏山方にあり、大戸山 同じ方、中尾 南の方を云、此所に古塚あり、寒念佛塚と呼ぶ、しす 同じ邊、長濱 同じ方にて

八幡社 除地、小名八幡山にあり、本社一丈四方、上屋四間の鳥居を建、村の鎮守なり、縁起を見に、建久二年右大將頼朝卿、富岡庄民家鎮護のため、攝津國難波蛭子尊を勧請す、期當社なり、其後安貞元年六月十五日、村民の家へ僧來りて食を求しに、今日鎮守祭禮に供する麥酒ありとて、これをすむ、僧のいはく、吾は八幡大菩薩なり、今よりして吾を祀らば惡魔を退け、加護すべしとて去ぬ、是よりして當社を八幡と崇め祀れり、其後明應以來兵亂によりて、社頭荒廢せしを、慶長十五年當所の地頭、豊嶋刑部少輔社頭を造營す、其

時の棟札今に蔵せり、例祭六月十五日、八月二十五日、鐘樓の兩度にて、瀬戸明神の下社家佐野肥後執行す、鐘樓本社に向て右にあり、地頭八木氏の遺立にして、鐘銘はなく、朝臣八木但馬守宗直、同十三郎、明暦二年霜月吉日とのみ刻す、

末社稻荷社 御靈社

若宮八幡社 除地、小名伊勢山の下にあり、社は二間四方異御木像を爰に置、若宮八幡と崇め奉る、其後御木像を小社に置奉ること恐ありとて、村内慶珊寺に移し奉れり、御前立に太神宮と大日の像あり、太神宮は立像、大日は坐像にて、共に長二寸許、御本地佛は愛染明王なり、正月二十四日御祭禮あり、此日八木氏より今も供物を奉ると云、慶珊寺持、

神明社 同社邊にあり、小社巽に向ふ、例祭六月十六日、持前に同じ、

芋明神社 小名板橋にあり、痘瘡神なり、痘瘡をいもと訓りて上屋二間に三間、前に石の鳥居を建、縁起を問に寛永年中、村内慶珊寺に仕へし茂右衛門といへるもの、寺邊にて丈二間許なる蛇を打殺せり、慶珊寺の住僧傳雅、是を憐みて經文を授け門外に埋めしむ、其夜蛇の靈童子となり、傳雅の夢に入て告げるは、我經文の功德によりて天に生ずることを得たり、今より世に痘瘡を患ふるものを守護すべし、此上の芳志に、我爲に一社を造營して與へよと云、とみて夢覺たり、明る朝枕の邊りに、蛇蛻のありしを見て、傳雅彌奇異の思をなし、即ち一社を造立し、痘瘡神と崇め、楊柳觀音を本地佛とす、長六寸許、是よりして靈驗著く、參詣のもの多しと云、尤も信

すべき説ならねど、其略を記せり、是に據は、慶珊寺持たるべきに、いかなる故にや村内長昌庵の持となれり、例祭二月五日、靈芋小嶼に柳一株たたり、其水中に後生し、形状は白芋(俗に蓮芋といふ)に似たれと、四時枯れず、これ神説によりて芋を植しものにや、されど霜雪をおかして、青葉蕪まざる、ことに奇と云べし、もし此芋を折とりなどするものあれば、立所に祟ありと、痘瘡を病ものに池水を飲しめ、祈り、池邊に圍垣あり、

熊野權現社 小名八幡山の後にあり、小祠にて西女體權現社、是も村民の持にて、則宅地にあり、小社、巽向、神體は秘て開扉せず、例祭十一月十五日なり、此邊に住する民戸十軒の鎮守なり、

慶珊寺

境内、山林除地、村の西方、山の中腹にあり、古義眞言宗、洲崎村龍源寺末、花翁山と號す、寛永元年、地

頭豐嶋刑部少輔信滿、其父母善薩のため建立する所にて、開山を傳榮法印と云、同四年示寂、當寺もとは海岸によりてありしが、其地次第に打崩されし故、何の頃か今の所に移れり、其頃は不動院寶龍寺と號す、紀伊國高野山の直末なりしが、後龍源寺末となり、寺號を改めしと云、今の寺號は、信滿母の法名、珊瑚慶珊と云にとれり、此人慶長十八年十月六日死す、其墓は村の北方地蔵山にありて、村内長昌庵の持なり、本堂七間半に五間東向、本尊不動を安置す、願行人上の作と云、 天神社 本堂より、今宮太神宮方にあり、豊島刑部

少輔信滿墓 境内、西北の方にあり、五輪の石塔にて文字漫

の子なり、文祿三年初御當家へ召出され、旗下の士に列す、元和元年大坂の役に御使番を勤め、同三年御目付役を命ぜらる、采地千七百石を賜て、寛永五年八月十日替中に於て、井上主計頭正就を害せし故、其坐にして青木久左衛門義清に討る、法名越祖素英と云、

寶樹院 除地、村の中程にあり、同末、知福山と號す、本堂六間

寛永四年寂す、當寺も開基は 聖天社 石窟中にあり、

持明院 五間に六間巽向、本尊大日を置、開山開基詳ならず、

聖天社 本堂より西の 藥師堂 境内南の方にあり、藥師は立

と云、

長昌庵 除地、村の東にあり、土人東の寺と呼、禪宗臨濟派、鎌倉建長寺末、富岡山と號す、開山仙溪、慶長十六年八月四日寂す、開基は村民太左衛門が先祖柳下豊後守なり、文祿二年閏九月十七日死す、本堂五間に六間東向、本尊阿彌陀の立像、臺坐共二尺三寸餘、此本尊は前に云文祿二年、盜賊亂妨せし時奪去りしが、祟ありしを以て再富庵へ返し安置す、と云、今は住僧なくして詳なることを知 天神社 社破壊す、猶舊家太左衛門が條井せ見るべし、 再建せ

悟心庵 除地、村の西にあり、同末、楞伽山と號す、開山龍洲明

藏にて立像、臺坐共長一尺 十王堂 本堂の南にあり、堂中

西源庵 除地、同し方にあり、同末、稻荷山と號す、開山擔月寛

阿彌陀、臺坐 共長二尺一寸、

阿彌陀堂 除地、村の中程にあり、西向三間半四

舊蹟陣屋跡 陣屋跡にあり、豊島刑部少輔の

舊家者百姓太左衛門 柳下氏なり、祖先を柳下豊後守と云、文

時、村内長昌庵は豊後守が開基の庵坐なれば、其本尊を守護してありしに、賊大勢來り鎗を以て豊後守に手統を負せ、本尊を奪去しな、此時豊後守賊の鎗を取とめしとて今に家藏す、大身の鎗なり、其由來を記せし一卷を添置り、豊後守は其時の手統にて同き閏九月十七日死すと云、夫より代々連綿として今の太左衛門に至る、

○宿村 宿村は、郡の南の方瀬戸入海の邊にあり、庄名前に同じ、郷は釜利谷に屬す、江戸日本橋より十二里、古は當村及赤井坂本三村を合釜利谷郷と唱へ、一村なりしを後三村に分てり、【正保改定の國圖】には、釜利谷郷と載、元祿の國圖に始て三村を載たれば、此間分村せしこと知べし、釜利谷郷を往古富田郷と稱せしよしは、郡

の總説郷名の條に辨じたれば合みるべし、釜利谷の本郷何の所なるを知らざれど、爰を宿村といへば、もと宿驛などありて、古く開けし所ならん、且當村には文祿年中の水帳を持傳ふれば、かたゝ此村其本郷にてありしとおもはる、土地のさま彼三村鼎足の如にして、中央に坂本、東南に赤井村ありて、其地犬牙して接堺定かに分ちかたし、故に四隣廣狹等は三村を合て爰に辨す、東は谷津中里の二村に接し、南は六浦平分・寺分・社家分の三村に續き、巽は入海に限り、良は氷取澤村にて、北は相模國鎌倉郡上之村、西も同郡峠村に隣り山の絶頂を境とす、東西三十丁許、南北も大抵是に同じ、土性眞土砂交り或は赤土等なり、陸田多く水田少し、水利不便にして早損あり、民家八十一軒、農隙には薪をとり町屋洲崎等の村々に持出、鹽焼料となして生産をたすく、村内にも鹽竈ありて鹽を製すといへど、もとより僅なれば他所へは販かず、此邊の地形東より南によりて瀬戸入海あり、西南北の三方は山丘連り、其内北の方なる山はもつとも高し、隣村谷津村能見堂より眺望すれば、曠濶として風景勝れたり、古人西湖の趣ありと賞して八景を撰す、村内鹽濱の邊を小泉の夜雨と稱し、則八景の一なり、八景のことは谷津村能見堂の條に詳なり、此村古の領主は傳へざれど、

稱名寺所藏、正慶元年正月十六日武藏守貞將の文書、及正平二十六年正平は二十四年にして建徳と改元、二月二十七日右馬頭某の文書に、釜利谷郷を稱名寺へ寄附せしことを載たれば、古は彼寺領なること知べし、【小田原役帳】に伊丹右衛門大夫二百五十五貫四百六十二文、久良岐郡釜利谷二十三貫五百五十文、同所壬寅檢地増とあり、御打入の後御料所にして、御代官原田佐左衛門支配し、正保の頃は八木次郎右衛門支配せしこと物に見ゆ、其後元祿九年米倉丹後守に賜りしより、今子孫丹後守が領分なり、檢地は原田佐左衛門支配の時糺せりと云、近き頃村の東入海の邊に少の新田を開きしが、海に近ければ自然潮の氣ありて五穀は生殖せずと云、
高札場 小名宮の、
小名 白山 爰に白山東光寺と云寺ある故呼べり、稱名寺所小名に唱ふるも古くよりのことなるべし、此所の東よりに、佛井戸女房井など呼べる廢井二つあり、共に弘法大師の加持せし井なりと云傳ふ、又小名北谷の中程 宿 北谷の方にて山間の地なればかく唱ふ、以上三の小名は村内を三區に分ち、南の方を白山と云、中央を宿と呼び、北の方を北谷と唱へ、土人は別村の如くなして北谷村など稱すれど、全く私の唱にて公に聞えしことに非ず、此小名の内に又小

名あり、左 宮ノ前 宿の内なり、赤井村手子明神に奉す、
方あり、八 六郎谷 重保の墓あり、それに近き邊りなればか、ほし山 北谷の内なり、夏山 三本松 地頭林なり、
海 巽の方にて入海なり、土人内川と唱ふ、
下元川 村内西の方より流出、二丁許にして、
の内より流出五丁許東流し、鹽濱の邊にて下元川に合す、幅三間他村にては釜利谷川ともよぶ、
溜井二ヶ所 一は白山にあり、當村及赤井・坂本三村の堤下元川・中溝川落合の所より入海の邊まで川に傍て續けり、
山王社 除地、白山にあ
白山社 除地、是も白山にあり、其所の鎮守なり、小社巽に向、前にも鳥居を建、石階あり、例祭九月九日、村内東光寺持、
日月社 除地、同じ邊なり、山崖を削りて階をな、
除地、宿にあり、小社東、
向、坂本村滿藏院持、

○中溝川谷北
○神明社 除地、北谷にあり、是向、坂本村滿藏院持、
○淺間社
九月十六日、村内金藏院持、
龍神社 除地、同じ邊山の中腹にあり、小社なり、傳へ云、社地樹木に手を觸れば必ず神罰ありとて、甲人等恐れ得ずと、村持、
此所に花押あり左の如し、
東光寺 除地、二畝、十歩白山にあり、禪宗臨濟派、鎌倉建長寺末、白山と號す、古は眞言宗にて、寺前村稱名寺末なりしが、建長寺六世大興禪師中興して禪宗に改め、同寺の末となせりと云、按に稱名寺に藏する、應永三十一年五月二日足利持氏の文書に、武藏國六浦



庄、釜利屋郷白山堂事、任去建武二年六月十一日、並貞和六年二月二十一日、寄附之旨、爲稱名寺末寺、如元領掌不可有相違云々とあり、白山堂はすなはち當寺のことなれば、應永の頃は未だ稱名寺末たりしこと明けし、しかるに大興禪師は、應永

三十一年より百廿四年の前、正安三年十二月六日示寂したれば、年代頗難す。こは應永以後他の僧改宗して、禪師を勸請し、中興開山と稱せしを、後世誤りて禪師在世のこととせしなるべし。本堂六間に五間東向、額に東光寺とあり、門には白山の二字を扁せり、本堂薬師は坐像にして、長一尺三寸定朝の作と云、前立の像は長九寸洪慶の作なり、この本堂三十年に一度開扉、寺寶 鞍一口海なしなり、摺青貝砂子、前後輪は文字と花押あれど文字は滅す、高山重忠の鞍と云、其頃の物には非ざるべけれど、古物と見ゆ、圖上に出す、
鐘一足、菊水、又は七寶等の銀象眼あり、轡一口普通のものに銘あり、一は市口求馬作、
一は藤原清重と彫れり、
観音堂門を入て左にあり、三は立像長二尺餘惠心の作と云、
金澤札所の内第十六番なり、
高山重忠戦死舊蹟境内西の山なり、土人高山次郎重忠此山中にして自害せしと云、既に「愚管抄」にも、重忠は武士の方はのぞみたりて、第一にこえきさればうたれけるにもよりつく人もなく、終に我とこそ死にけるとあり、されど「東鑑」には、武藏國二俣川の邊鶴ヶ峯の麓にて、愛甲三郎季隆が發つ所の矢に中り、重忠死せしことを記す、二俣川は都筑郡にあり、今其處に二俣川村と稱せる地あり、鶴ヶ峯は其村に隣れる今宿村の内に入り、其邊の土人も彼所を重忠が戦死の地なりといへば、重忠は都筑郡二俣川にして戦死せしこと明けし、おもふに隣村坂本村に、重忠の子六郎の墓あり、又二俣川と云も其村に在ば、是等に因て爰に附會して、當所を重忠自害の地といへるなるべし、猶都筑郡二俣川村の條合せ見べし、

海前寺除地、八畝、宿にあり、禪宗曹洞派、坂本村禪林寺末、像にて長一尺二寸許、開山見山峻敬、寂年を傳へず、開基瑞觀浄本沙彌、俗稱及卒年詳ならず、
金藏院 除地、四畝十二歩、北谷にあり、古義眞言宗、洲崎村龍満寺末、北嶺山多門寺と號す、本堂六間四方巽向、本尊大日の坐像長四尺許、開山弘明法印、永正四年十二月十八日寂す、古き草創の寺なれど、寺傳を失ひ詳なることを知す、
毘沙門堂 本堂に向て右にあり、
能滿寺 年貢地、北谷にあり、同末、本堂五間に四間巽向、本尊虚空藏坐像にして長二尺餘、今は住職の僧なれば、開山開基すべし、
春昌寺 除地、一畝十五歩、宿にあり、是も同末、本堂三間半、春昌寺に四間南向、本尊阿彌陀坐像にて長二尺許、開山開基す、
地藏堂 年貢地、白山にあり、九尺四方の堂にて東向、地藏は長三尺許の立像を置り、村内東光寺持、
舊家者百姓藤右衛門 氏を市川と稱す、高山六郎重保が庶流兵器は今故ありて親族の家に藏すと云、
○同兵四郎 村の名主を勤む森氏なりと云、當時の古文書に、
今に藏せり、其文に、
四國之人數開陣候之條、最前如申付、諸浦船相着人數渡海の儀、無油斷可申付事專一候也、

八月四日

森兵吉との祖父江久助との

右に云兵吉は祖先の名なるべけれど、文中載する所に據は、中國以西の人にして子孫當所に來寓せしこと知べし、
○坂本村 坂本村は、郡の坤の隅にあり、古當村と宿赤井の三村を合て釜利谷一郷なりしこと、及村の廣狹四隣等は既に宿村の總説に辨せり、郷庄の唱江戸日本橋よりの行程は、宿村に同じ、村内總て山丘ありて平かならず、土性黒眞土砂交り赤土等なり、水陸の田相半し、二俣川の水を用水とすれど不便なれば早損多し、民家三十六軒散住し、農隙には薪をとりて鹽燒料に、町屋村へ鬻て少く生産を資く、村内にも東北の方に鹽竈あり、宿村と入會の所なり、村に係る一條の往還は、鎌倉道にて北の方赤井村より入、西南の方相模國鎌倉郡上之村に達す、當所は往古高山二郎重忠の領地なりしと云傳ふれど正きことを知す、其後寺前村稱名寺領となり、又伊丹右衛門大夫が知行となりしことは、宿村の條に云る如し、御打入後御料所なりしを紅葉山東照宮御別當權僧正忠尊が願に依て、寛永年中紅葉山御神領に附せらる、忠尊は伊丹三河守永親江戶淺草寺の傳には、の子にて、當所は伊丹氏の舊領なるをもて願しとなり、永親がことは村内禪林寺の條

にあり、此時より御神領たる故村役等は總て免許せらる、檢地は正保の頃ありしと云へど詳なることを傳へず、村の東北の方に僅の新田を開きしが、土に潮氣ありて立毛繁殖しがたし、
高札場 四ヶ所にあり、御神領たるにより、當村にては殺生禁斷の高札を立置り、
小名 かななくそ、東の方を云、古鍛冶など業とせし者の住せし所、松橋村の中、坂本、西の方、堀之内、同じ方なり、ありと、
と云、小貫山、西北の方、會下、西南の方、横手山、同じ方、大丸、西の方、宮ヶ谷、北の方、文珠澤、古此所に文珠の像の時前なる小流中に吹落されしを、土人引上て村内禪林寺へ持行、同寺の持なる觀音堂中へ安置す、其後江戸淺草寺別當は、禪林寺中興開基伊丹氏に因みあるをもて、公にきこえあけて寛永九年九月此像を淺草寺へ移し、今に淺草觀音堂の中右の方に安し、あらいたの文珠と稱す、此像は小流中へ吹落されしを、齋口を以て引上げしに、木像聲をはなつてあらいたやと叫しによつてなと云傳ふ、もとよりとるべき説ならねど、姑く傳のまゝを記せり、
德壽軒村の中
御林 横手山堀之内山・文珠・澤・德壽軒の四ヶ所にあり、

川 水元は横手山の邊より流出す、又南の方宿村入會の地より出る水と小名松橋の邊にて合し、村内を經ること一里許にして赤井村に達す、川幅二間許、土人二俣川と唱ふ、此川に長四間の橋を架す、松橋と呼べり。

宇賀山王社 年貢地、小名堀之内宇福松と云山の上にある、本地社は九尺に二間異に向ふ、前に鳥居あり、本地佛は藥師にして坐像長一尺許なるを安す、例祭九月二十一日なり、近き頃大久保主水夢想の告ありて靈驗を蒙りしとて社を造營すと云、村内自性院持。

豊玉稻荷社 年貢地、是も堀之内にて村民利右衛門が持、地内にあり、小社東向、村内禪林寺持。○
八幡宮 除地、三畝、宮ヶ谷にあり、小幡宮社南に向ふ、赤井村滿藏院持。

禪林寺 除地、會下にあり、禪宗曹洞派、下總國關宿東昌寺末、竹富山と號す、當寺は源持氏の建立にて、開山を禪藏と云、本寺開山良庵禪師の上足なり、永正九年十一月二十六日示寂す、中興開基伊丹三河守永親は、永祿六年閏六月、長曆に閏月は十二月とあり、十八日卒す、禪林寺雲岸宗悦大居士と諡せりと云、又江戸淺草寺の傳へに云、智樂院權僧正忠尊は、伊丹三河守永富(當寺の傳に政富は永親の子と云)が子にて、紅葉山東照宮の御別當を兼帶し、寛永年中當村御神領となりし後、其父菩提の爲禪林寺を草創し、十石の地を寄附せしと云、當寺の傳と異なり、按に當寺は忠尊が父祖の菩提所なるをもて、修理など加へしを傳へ誤りて此時草創せしといへるならん、永親が事跡詳ならず、伊丹家譜には三河守永親、及三河守政富と稱せしもの所見なし、但年幡守永親といへるものあれど、台徳院殿に奉仕すといへば年

谷津村境眺望圖



新編武藏風土記稿卷之七十六 久良岐郡之四

代違へり、おもふに三河守永親は「北條復帳」に載し、當所の地頭伊丹右衛門大夫と同時の人と見ゆれば、此人の親族となるべし、本堂八間半に六間南向、本堂華嚴殿、長一尺五寸、行基の作と云、本堂の内に東照宮の御壽像を安置し奉り、御東帯の御姿なり、こは御神領なる故何の 鐘 本堂よりか置奉ると云、四月十七日御祭事あり、鐘の軒に掛、もとは上總國望陀郡藏波村八幡社の鐘なりしを、何の頃よりか當寺のものとなれり、應永二十年の銘文あれと、享保七年に鑄直し、殊に文中考證と 衆寮 本堂に向て左にあすべきことなれば爰に略す、

白山社 境内の鎮守なり、門に向へは 自性院 福松山と號す、本堂六間に五間西向、本尊阿彌陀は立像にて長一尺許、信濃國善光寺の阿彌陀を模せしものと云、開山開基詳ならず、
觀音堂 年貢地、堀之内にて村民利右衛門が持地の内にあり、堂は三間四方十一面觀音の立像、長三尺許なるを安す、金澤札所の内第十七番なり、
富ヶ岡村慶瑞寺持なり。

畠山重保墓 北の方宿村の境にあり、五輪の石塔にて文字あり、れと磨滅せり、土人云畠山六郎重保、此邊の山中にて自害せしを爰に葬れりと、按に「東鑑」元久二年六月二十二日の條に、寅刻、鎌倉中將連軍兵競走于山比濱之邊、可被謀謀叛之輩、畠山六郎云々、依之奉仰、以佐久間太郎等、相圍重保之處、雖爭雌雄、不能破、多勢主從共被誅云々、又「北條九代記」に載る所も是に同くして、主從十五人同し枕に討死すとあり、今鎌倉山比濱の邊に、畠山屋敷と稱する所

あり、土人は重保の父重忠の居跡なりといへと、重忠の屋敷跡は鎌倉筋替橋の西北の方にあれば、山比濱なるは重保が居跡にして則其所にて戦死せしと見えたり、されば當所にて自害せりと云は誤なるべし、この地往古畠山重忠の領地なりしと云こと正しからんには、其因みをもて重保戦死の後、爰に葬りしも知べからず、又由比濱に重保の墓あれと、明徳四年道友と云もの、立し石塔にて、重保戦死より遙に後のものなり、伊豆國田方郡加殿村にも畠山重保の墓と傳ふるものあれと、こは畠山修理大夫國清が氏族の墳墓ならんと云へり、

○赤井村 赤井村は、郡の南にあり、郷庄の唱、江戸日本橋への里數前村に異ならず、當村及宿・坂本の三村、古へ釜利谷の一郷なりしこと、又村の廣狭四隣等は前村の條に辨せり、村の名義は、村内正法院境内に赤井と稱する名水あるに因て起れりと云、地形高低ありて山間に水田を開き、山上に陸田あり、田畑相半し、土性は赤土砂交、或は野土等なり、用水は宿村の溜井より引沃けと不便にして旱損多し、又水損することありと云、民家七十軒、爰も農耕の暇には薪を伐出して生産をたすく、村内に係る一條の往還あり、宿村より入十丁許を経て谷津村に達す、幅一間半より二間に及ぶ、此道谷津村境の所を追分と呼べり、この所より丑寅の方は眼界うちひらけ眺望いとよろし、領主の遷替前村に同く、今は米倉丹後守が領分なり、

高札場 小名大橋
にあり

小名 赤坂村の中 赤井 東の端 御中井 中程なり、爰にあり、名義 宮谷 西の方 和田 同じ方 大橋 中程を云と詳ならず、呼橋ある故 瀧 長の方を云、此所に不動山と稱する山あり、此名あり、瀧、山上に不動堂ありて長二尺許の石佛を安す、此山は則不動堂の除地なり、正法院持

川 西南の方坂本村より村内に入、川幅二間許、手子明神の前にては宮川と呼り、

手子明神社 除地、二畝、南の方宿村と入會し所にあり、本社西向、拜殿三間に六間、社前に石階を設け、石の鳥居をたつ、其前に宮川の流あり、是に長五間の橋を架す、本地佛は薬師にて立像長一尺許なるを安す、釜利谷三村の鎮守にして、例祭六月十一月共、末社稻荷社本社の左の初西の日なり、村内満藏院持、

小 庚申社 同し邊にて小社なり、又社後の山上に小社あり、稲荷社 年貢地、小名赤井にあり、小社南に向ふ、前に鳥居を架す、社邊に圍み三丈餘の楠あり、其餘老樹數株繁茂せり、村内正 正法院 免除、小名赤井にあり、赤井山と號す、眞言宗、洲崎村龍源寺末、本堂六間四方南向、本尊觀音の立像を安

置す、長二尺許、金澤札 赤井 五井の一なり、井の徑一間許、深さは量り難し、古へ弘法大師加持せし井にて、此水井中にては赤く見ゆれと、汲時は清水にして尋常の水に勝れりと、村名及當寺山號も此井に因て得たりと云、

滿藏院 免除、小名和田にあり、同末、護法山般若寺と號す、本堂六間半に五間東向、本尊正觀音坐像長二尺許、開山開基詳ならず、

眞淨寺 免除、小名御中井にあり、法華宗、六浦社家分村上行安す、應永六年草創にて、開山を日實と云、示寂年代詳ならず、境内に御獄社ありしが、何の頃か廢して未だ再建せず、

○阿彌陀堂 年貢地、小名宮 舊蹟城山 高札場より北の方なる山を云、此山相對して二つあり、古金澤右馬助が居城の地なりと云、山上平かにしていかにも城壘など構へし所と見えたり、右馬助がこゝ其傳へ定かならざれと、『太平記』置置軍の條に、討手の大將として金澤右馬助等、元弘元年九月二十日鎌倉を出發せし由を記し、又宮方

敗北の條に、關東の兩大将大佛與州金澤典顯云々、赤坂城合戦の條にも、北條の大将金澤右馬助と載たり、當所に云傳ふるは此人のことや、或説に金澤越後守顯時が子修理大輔貞顯が初名を右馬助と稱せしといへり、此人は中務大輔越後守右馬權頭、武藏守修理大夫などを経て、嘉暦元年四月廿六日剃髮し、法名崇顯と號す、『太平記』にも金澤大夫入道崇顯と記し

たれば、元弘の頃は入道せし後にて、同書に載る右馬助とは自から別人なること明けし、おもふに貞顯の父顯時も、金澤をもて稱號とすれば、此顯時より代々の居跡にはあらずや、貞顯が傳は寺前村稱名寺の條に載せられたれば并せ見べし、

り、南は郡中宿村にて、爰より東により赤井村なり、東西二十丁程、南北五十丁餘、村内一條の往來あり、古の甲州道と云、御入國以來御料所にて、いつの頃よりか間宮氏に賜ひ、今子孫縫殿助の知行なり、

神體は二尺許の立像、
村内寶勝寺持

寶勝寺 除地、三段、村の中程なり、淨土眞宗、東本願寺末、飯
里、極て幽邃の梵刹なり、古此所に天台の寺院ありしが、久
く廢跡となりしを應永年中に、相州鎌倉五山の、稻荷山淨
妙禪寺の住僧守政、隱棲の爲に直心庵を造り、又後に當寺を
開基して此所に移り、飯盛山寶積寺と號して、濟家の法燈を掲
ぐ、守政は同三十年十一月晦日化す、年六十、後享祿・天文の
頃の住僧某、本願寺證如に歸依し、禪家を改て眞宗となり、
釋空眞と改名し、寺號をも寶勝に改む、是を中興開祖とす、
十九年庚戌三月十日眞寂す、二世を了應と云、永祿五年寂す、
三世順應、天正四年三月廿一日寂す、四世寂雅、慶長二年十一
月一日寂す、其頃北條氏家人間宮若狹守綱信僧侶に歸成し、
檀越として中興すと云、寺僧には空眞改宗の頃の事ならんとい
へど、綱信は應永四年に生れたれば、年代少しく合はず、二
世以下に中興せしか、或は綱信當村を賜はりて後に改宗し、堂
宇以下を造立せしを地頭なるをもて、中興開基とせしも知べ
からず、綱信が事跡は下に詳なり、これより先互細の事は傳
へざれど、淨妙寺天瑞守政禪師位牌の裏書に、於武之寶積、
爲示寂矣云々、因舊雖有寶積之號、鐘逢天正庚辰賊亂、爲賊
徒奪房州、就中當處金子某甲、永祿年中於彼州觀之銘の年號、
正に應永と謂と、古老傳て云爾耳、自註に云、小田原滅亡、
亦於當山釋寂雅寺務之時也、是亦當寺の考證に備るに足れ
り、四世寂雅化して後、久しく中絶し、又其後に至りて回祿
にかゝりし時、記録をも失ひたれば、傳を失ひし事も多か
るべしと云、堂中に中興開基地頭間宮若狹守綱信入道の位
牌あり、表に綱信院殿朝興一宗居士、慶長十一酉年霜月十日

俗名間宮若狹守とあり、背面に夫當山者、往古有精舍之舊跡、
礎而已無三寶、良久破壞、不知謂人皆昔時何宗、或者幽有傳
説、台宗人越、相州稻荷山淨妙寺、守政師開基、直心庵將移當
山、建立一字、號飯盛山寶積寺、爲禪宗濟家紹隆之道場、于時應
永三十稔、龍集癸卯十一月晦日、午刻類齡六十歲、於當院爲
示寂と制せり、綱信院は則「間宮家傳」に間宮若狹守綱信と
云、同姓豐前守盛頼二男なり、北條陸奥守氏照に仕へ、後氏
政の時命を受けて信長の許に使す、路三州岡崎を經始て東照宮
に謁し奉り、後御入國の時西尾隱岐守に命して、辟命あるに
より、出て旗下に屬し、慶長十四年七十四歳にて死す、法名
休庵、又同流の家譜に、天正十八年北條氏没落後、東照宮應
綱信を召す、綱信おもへらく一度北條家に仕へて高祿を得、
今其舊祿に復さば出て旗下に屬するも可なり、しからざれば
出仕すべからずと、遂に其召に應せず、北條没落後一朝の間、
其臣の本領を復するは諸臣の面目如何と思しけるや、其子忠
左衛門重信を召す、重信は未だ他家へも仕へざりしかば、則
祿の多少を論ぜず、召に應じて幕府に歸す、爰に於て俸祿若
干を賜はり、父綱信には隱居の料として當村一圓を賜ふと云、
事跡異同あれど彼此傳 鐘樓堂前左方にあり、享保九年の
る處の儘を記せり、 鐘樓銘あり、其意の大體は前に記
す、 雷松 境内、山の頂にあり、この松梢へ雷落しことあ
る往來せる船人の目あてとなれりと云、尤喬木にて東方の海上
と呼ぶ、樹下に飯盛童子の社を安し鎮守とせし由、寛永の頃
廢せり、當寺を飯盛山と號
せしは、この故なるべし、

間宮綱信陣屋蹟

境内の西方にあり、綱信隱居の宅地ともい
へり、廣さ五六丁、今は畑となれり、又間

藤田 彌七
成瀬吉右衛門

間宮若狹守殿

遠路之處、雁二到來、御祝着被思食旨、西尾可申候也
三月五日 御判

間宮若狹守とのへ

この三通共にいつの頃のものなりや詳ならずされど、辰十二
月二十七日とあるは間宮家譜を合せ見るに、若狹守綱信は慶
長十四年の卒といひ、且宛名も未だ入道せざる前に似たれば、
北條没落後の辰ならんには、文祿元慶長九二年の内、恐くは
文祿元辰にて、この後入道せしものなるべし、三月五日と記
せる御書は、綱信この村に隱居せし頃、被品を上りしことあ
りて、其時賜ひし
御書なるべし、

地藏堂 除地、二間四方、地蔵は立像にて長四尺
地蔵堂程、小名經ノ前にあり、寶勝寺の持

觀音堂 免除、字中嶋にあり、堂は二間半四方、千手觀音
觀音堂なり、長三尺程、弘法大師の作、持前に同じ、

舊蹟高倉明神遺蹟 字大山にあり、又西方に楠の如き木あり、
を高倉明神遺蹟と傳ふ、かの社は鎌倉將軍の時代は、當所の
鎮守にて、門前には下馬札もありて、たふとき境地なりし由、
されと今もこの邊乗馬して過れば、
あやまちあるものまゝありと云、

○宮ヶ谷村 宮ヶ谷村は、郡の坤にあり、庄名前に同じ、

宮縫殿助が家の記録には、村中に間宮氏の舊臣岡本次右衛門
といへるありし、村民藤左衛門は其子孫にて、かれが宅地の
邊、間宮氏陣屋跡ありな 境内西北の山を
といへど定かならず、 乳母がふところ 七八丁上の所を
云、綱信の末子忠左衛門重信權禰の中にありしを、乳母が此
所にて養育せしと云、今縫殿助信清が家にて、年毎に乳母が
靈を祀るは、この故なる由、信清
家藏文書三通あり、左に載す、

普請之儀ニ付、細谷を以申越候、何も得心存分書付
を以申候、肝要ニ候、普請庭ニては一日も早ク出来
候様ニ、少も無油斷、奉行衆就之普請庭ニ付有て可
被申付事肝要候、恐々謹言、
二月廿三日 氏照花押

大石筑前守殿
横地與三郎殿
間宮若狹守殿

請取申候知行役金子之事
金三朱之中糸□

右百十石の御やくの積りニうけ取申所實正也、仍如
件、
辰十二月廿七日

日下部兵右衛門
淺井雁兵衛

此邊元日野郷と唱へ、一郷にて今も郷名に残れり、則郷庄の唱以下吉原村まで同じ【小田原役帳】幼庵御知行、百十貫三百六十文、久良岐郡日野、この外御新造知行分、八十五貫九百六十二文、久良岐郡日野、癸卯檢地増分とあればこの邊なるべし、後金井及當村と二つに分れ、再び金井を分て吉原村とし、又當村を分て宮下村となし、この四村を日野四ヶ村と呼、正保の頃までも日野宮谷村、日野宮下村、日野金井村、日野吉原村と唱へり、されば地形も犬牙して定かには分ちがたく、且【北條役帳】日野といへるは、今の四村の内なるべけれど、正しくさす所の地は詳ならず、江戸日本橋より十一里、東は峯村及相州鎌倉郡上之村、西は郡内金井村、南は相州鎌倉郡中野・鍛冶谷の二村、則國境にて其疆は山上を以て分てり、山上の雨水左右に流落るを以て、土人水流境又水走り境とも呼べり、北方は郡中宮下・吉原二村の飛地なり、畑多く田少く、水利の便宜しからず、旱損あり、土性は野土赤土砂交れり、東西四十五丁、南北へ七八丁なり、民戸四十二、村内西北を貫て鎌倉街道係れり、又爰も御入國の後御料所にて、寛文四年四月久世大和守廣之に賜ひしより、今も久世氏知行せり、檢地は天正十九年彦坂小刑部糺せり、

高札場小名谷あり、

小名 大久保谷南の方、西ノ谷 女郎田同し續、五段田西方、小坪同し邊にて金井、下馬橋是も同邊なり、金井村の境なり、向谷北方、白杵澤東方、峰澤良の方、大神谷中程なり、榎戸東、横田東、谷西北、中村西方、もて松中程、日峰東北、

川 小名大久保谷邊の山間より涌出せる、清水西方に流れ、又小名榎戸より出る清水一流、是も西方に流れ、小名下馬橋にて二流合し、金井村に通し、始て日野川の名を得、村内にては細流なれば稱もなく、田間の用水となれり、

神明社 除地、五畝、小名白件にあり、○白山社除地、四、村内安養寺の持、下同し、○白山社除地、十、もて松に、○白山社除地、十五歩、小○白山社除地、十、し邊にあり、宮下村得音寺持、右四字何れも小社にて、社地山上なれば古木多く生ひ立り、

安養寺 除地、八畝、小名中村にあり、古義眞言宗、石川實生向、本尊阿彌陀長二尺程、傍に地藏を安す、立像一尺許、行基の作、當寺は舊き地にて、鎌倉治世には大伽藍なりし由、大永元年祝融に罹り、堂舎はさらなり、舊記まで悉く烏有となり、同き二年光順法印、力を盡して再興の事をなせしかば、

これを中興開山と仰けり、この僧は同年六月二十一日示寂、

十王堂 安養寺より一丁許南なり、四間、白山の麓なり、堂は四間に三間半東南向、阿彌陀は一尺程、これも得音寺の持、

○金井村 金井村は、郡の坤の方相州境によれり、この邊もと日野郷とて一郷なりし由、後分村せし等のことは前村に辨せり、もとより四境入會たれば細かには分ち難し、

大略東は宮谷・宮下・雑色の三村、南は相州鎌倉郡鍛冶谷・中野の二村、北は郡中吉原村及鎌倉郡下野庭永谷上の二村に續き、西も同郡上野庭・下野庭の二村にて、東西五丁、南北二十丁餘、民戸四十二、この山堺に七里堀と云あり、爰より吉原・松本・久保・最戸・別所・中里の六ヶ村を経て、引越村に通ずる里程七里許あるを以て七里堀と唱ふ、この道古は鎌倉海道なりしが、東海道開けてよりこの道は廢し、今は小徑残り、村に係ること二十丁餘、幅は五六尺なり、土地山谷多く不平なり、田畑等分早損あり、村民農業の暇には薪を伐り出し、或は篠竹を切り、是を鬻て生業のたすけとなせり、御入國の後御料所にて、前村と同時久世大和守廣之に賜はり、夫より丹後守に分地し、子孫引續政吉知行せり、檢地は彦坂小刑部、間宮佐左衛門等糺せり、後寛文年中久世大和守が改めしこともあ

りと傳ふ、江戸日本橋よりの行程十里餘、

高札場小名本町あり、

小名 御所ヶ谷中程より北、本町西方、大たら谷西南、下同、池ノ谷 古畑谷 堅炭坤の方、柳谷 殿山中程なり、鎌倉治世の頃何人が居住せし、殿田中程より南方、其名を傳へず、土地高く眺望よろし、殿田中程より南方、平ヶ谷南方、尻切 東谷前、鶴巻北方、下同、柏ヶ谷 くらつた中程、眞南臺西方相州境、

高山なり、織部屋敷又古陣屋跡とも云、鎌倉治世の頃は陣屋なりし所なるべしと云、金井前中より巽によれり、この處の崖穴九つ並びてあり、廣さは四方二間餘なるもあり、穴内天井に天徳元年とほりたる岩あり、文字の大きさは八寸四方程、字様殊に古體に見ゆ、或は岩をほりぬき、くさり或は繩などを通し、牛馬を繫たるさまに見ゆる所あり、又入口の兩傍に柱の如く、切立て建具をつけしと思はる、跡も見ゆ、小田原落城の頃かりにひそみし所ならんなど、土人の傳へり、

日野川 宮ヶ谷村より流れ來り、又村の小名大たら谷より流れ村に達す、村内を通すること二十丁、幅は二間或は三間の處あり、

殿田橋 日野川に架す四間許の小橋、○明神橋 是も日野川に架す、地頭より修理す、長さも

前に同

山王社 村の卯の方字山王山にあり、吾妻を相殿とす、光明寺の持、○山王社小名殿山持前に ○羽黒社村の中程字権現谷にあり、以上三同じ

光明寺 免除、三畝、吉原村の境にあり、古義眞言宗、石川寶生寺の末、福壽山慈眼院と號す、本堂六間に五間半、本尊彌陀長二尺五寸の立像なり、寶徳二年の中興と而已傳へ、其他のことは更に傳へず、寺寶 不動畫一軸弘法大 地藏畫一軸古畫なり、筆

正福寺 年貢地、是も吉原村境にあり、禪宗曹洞派、町谷村傳心寺の末、金剛山と號す、金澤札所の内二十五番なり、本堂六間に四間半、本尊正觀音長二尺五寸餘、行基の作と相傳ふ、鎌倉山井長者染屋太郎時忠の守本尊にて、引手の觀音と云、外に恵心の作なる藥師を安す、立像長一尺五寸、開山連恕寂年を傳へず、中興開山生蓮社得譽唯村、元文四年四月十日示寂、按に淨家の法證に似たり、さはあれこの僧は、分部者狹守の家老、分部圖書の子にして、後僧となり、當寺の第九世にて中興開山せる由、寺僧の傳へり、今も 道了白山合社堂の南方にあり、小社、

淨岸寺 年貢地、村の中程、字かけの下にあり、淨土宗、松本延寶八年八月六日寂す、本堂四間半に二間、本尊三尊彌陀佛立像長二尺五寸、古色に見ゆ、

宮田 がんみやうり、少く南によれ、澤ヶ谷 關下り、中程なかり、西な 藥師前下同じ、臺ヶ谷 宮せきり、北な下り、越畑 びやく、向谷 西より、山神に金堀塚と云あり、三間四方程、西ヶ谷下同じ、大いかり、向山 少しく西より、舟木 尻切 岩崎 南より、小名岸澤より流出る一條、及宮ヶ谷村内白杵より涌出せる一條の水流、村の中程を南より北に流れ、流末金井村に至て一流となり、日野川と呼ぶ、

高橋 日野川に架す、長五間、幅四尺程、春日社 除地、三段、字春日の山上にあり、石階數十級を上り、平土あり、爰に土俵をめぐらし、八月朔日、九月九日の二度、相撲を興行し、且鶴岡八幡社人來て湯立をなせり、爰より又石階あり、左右に老杉並び建り、社は一間半餘に一間餘、神體は二軀ある由見ること許さず、厨子に長一尺四寸五分と記せり、前立に文殊を置獅子に乘れり、日野四村の惣鎮守なり、村内得音寺の持、社内に圓き額如きもの三枚あり、古物と見ゆれど文字もなければ其圖は載せず、御手洗池 社後にあり、水を湛る處五六尺に九尺程、御靈權現社 向て右にあり、小社、下同じ、棟札あり、表の中央に奉新建立御靈位山宮神御社、左の下邊に柳中惣宇治子

舊家者里正林右衛門 高梨氏なり、先祖は小田原の浪人にて名をもて氏とし、高梨六郎高信と云、脇差一腰を所藏す、備前國長船勝光の銘あり、地頭より苗字を許し、且郷目付の役を承れり、今役帳を閱するに高梨氏を載せず、

宮下村 宮下村は、郡の坤の方にあり、當村元宮谷村に屬せしことは前に辨せり、江戸日本橋より十里半に餘り、東は雜色・矢部野の二村、東より北は吉原村、西は宮谷村にて、夫より北にわたりては金井村にも交れり、南は峰村及宮谷村も少しく係れり、東西二十五丁、南北三十丁程、水田は多く陸田少く、旱損あり、土性眞土赤土砂交れり、民戸三十四、農隙には薪など伐り出し、生産の資をなせり、村内に宮谷金井吉原等の飛地あり、村の北界を西北より東北に貫て一條の往來あり、これ鎌倉街道なり、村に係れること十四五丁、幅六尺程、外に小徑あれど載せず、御入國の後御料所となり、前村と同時寛文四年四月久世大和守廣之に賜はり、今分家久世政吉の知る所なり、高札場 中程より少しく、小名 六本松 巽なり、觀音臺 澤谷臺 細田 さる田 東方な 大つき 東よりなり、みのわ田 峰澤 南方なり、

中、裏に寛永十四丁丑歲 稻荷社 向て左に 極月二十九日とあり、太神宮 西北の方山頂にあり、小社、西 〇山王社 東南の境にあり、南向の小社、鳥居あり、村民の持、金仙寺 除地、二畝、小名みのわ田にあり、村松山と號す、淨安寺の預りとなれり、堂は三間半に三間、本尊觀音坐像長一尺餘、爰も金澤札所にて第二十三番、土人は觀音堂と稱し、却て寺號を 得音寺 前に云春日明神社下にあり、古義眞言宗、石川寶生寺の末、日野山眞如院と稱す、本堂七間に五間西南向、本尊阿彌陀立像 長一尺三寸、藥師堂 小名藥師前にあり、堂は三間半に四間、藥師堂 藥師は長一尺二寸、得音寺の持、

吉原村 吉原村は、郡の西にあり、江戸日本橋より十里、村の廣さ東西六七町、南北八九丁、宮谷宮下金井及當村と犬牙したることは前に辨せり、凡南より西にわたりては、矢部野・金井の二村、東は關村にて雜色村も少しく係れり、北は松本村及相模國鎌倉郡永谷上村、西も同郡下野庭村なり、この邊すべて山々連り峰通りを以て國境とす、田圃多くは東北の方に開き、水陸の田半し、旱損の地なり、民戸四十軒、村内北の方に一條の往來を通ず、

松本村より金井村に達す、御入國の後御代官所なりしが、何の頃よりか上原氏に賜ひ、今子孫藤三郎に至れり、檢地は寛文十三年とのみ傳へり、
高札場 小名寺尾

小名 寺尾南方なり、大橋 關ヶ谷中程を 鍛冶屋敷

西北の方 陣がどふ巽の方にあり、鎌倉時代爰に陣をと

しを、いつの頃よりか今の如く唱へり、爰に塚あり、塚上

一間半四方もあるべし、この外小名山玉山に塚三つ並べり、

又小名大橋にも塚一つあり、い 大北西より 中北の方

づれも小塚にて來由を傳へず、 三本松 一本松 相州境七

日野川 金井村の方より入、松本村に達す、村に係ること十二

間程、幅四

諏訪社 小名、大北にあり、小社東 〇御嶽社 小名、下吉原

是も小 〇御嶽社 東方字しやうし畑に 〇白山社 宇御林の

社、石の小 社東向、

満藏寺 小名、寺尾にあり、禪宗曹洞派、相模國高坐郡大庭村

山と號し、當寺を日野山と號せしが、當村早敷の患多しとて、

今如く山號を互に替改めしより、村内早損なき由、いかゞ

はあらん、姑く傳る儘を記せり、本堂四間半に七間、西北向、

本堂十一面觀音長一尺五寸、春日の作なり、金澤札所三十三

番の内第二十四番にあたり、開山の年歴を傳へず、鎌倉治

世の頃は二十一石の寄附地ありし由、或は百石程の地とも云

へば、舊き關若なるべし、中興開山曉堂元龍、文祿元 五

月十二日示寂と云、かたゞ舊き地なること知らる、 毘沙

門堂の立像なり、行基の作と云、この後戰國の頃兵火に罹て

紛失せしを、近き頃當時の門前なる島中より掘得、新に堂を

建て再び此に安す、彼像を掘出せし地を今毘沙門島と呼り、

報身寺 小名、下吉原にあり、淨土宗、松本村正覺寺の末、吉

尊阿彌陀立像三尺餘、開

新編武藏風土記稿卷之七十六終

新編武藏風土記稿卷之七十七

久良岐郡之五 本牧領

本牧領は、郡の中程より北にかゝり、郡中凡三分の二に居れり、本牧の唱の古き事は既に郷名の條に辨せり、此領内の界域、東北海に添ひ、西は都筑郡及相模國鎌倉郡にて、北へよりたる方は是も海に邊したり、南は郡中金澤領に境ふ、土地の形勝以下は詳に村々の條下に出せり、

〇本郷村 本郷村は、郡の東よりにあり、此村は本牧の本郷にして、〔元祿の國圖〕に本牧本郷村と在、去と〔正保の古圖〕には本郷村とのみ載せられたれば、當時却て本牧の名は冠らざりしと見ゆ、江戸より十里、船路にては十里に足らず、平子庄なり、民戸四百三十、東西五十六丁、南北二十七丁、東より巽に亘りては海面にて、内海か浦と呼ぶ、南は郡中根岸村、西は中村、北は北方村なり、東方の海面は岸より十三丁、南北三里程は近村漁獵のことをなし、専

ら熬海鼠など製するを以て生産の資とせり、土地田畑等分早損の地なり、往古は小田原北條氏の領地にて、御入國の後は御料所なり、元祿の頃藤本筑後守、大久保大隅守、松浦造酒之丞等に賜はり、金子藤本主計大久保甚四郎、松浦隼人等知行す、
高札場 村の中程にあり、外に海岸中ほとに浦高札建り、

小名 牛込巴の方 宮原寅の方 箕輪亥の方 間門申の方

原東を 臺戌の方 局崎村の東伊勢宮の麓にて、

十二天社 丑の方にて、村の惣鎮守なり、相傳ふ神體は、永祿

當所海面にて漁網中に得たり、依て爰に社を建て祀る、〔小田

原役帳〕に十八天領二十貫文、奈古谷に伏とあり、豊後が語に、

昔小名間門に、第六天鎮座す、故に今も其跡を第六天山とも、

後被第六天を移し、合祀て十八天と云ひしにやといへり、御

朱印社領十二石は、天正十九年十一月當所に於て賜へり、本

社三間四方、幣殿二間四方、拜殿二間に四間、前に鳥居二基

たて 末社 天神社 本社に向て右に 稻荷社 天照大

神熊野龍王權現合社 若宮八幡社 この社は、いまの本社

へり、北方村の鎮守なり、 神主松本豊後 吉田家の配下な

元祿五年再建の棟札存す、 前次郎左衛

門が子孫と云是なり、今別當多門院所藏古記の内、十二天領

の内五石次郎左衛門抱の分、多門院に譲り渡すと云ことを載

二十天社地圖



せ、末に文祿三年午二月十六日多門院殿 別當多聞院村の江神主次郎左衛門と記し、花押を載す

本社より八丁を隔つ、古義眞言宗、石川實生寺の末、醫王山成願寺と號す、開山觀譽、天正十三年十一月二十四日寂、中興清尊寛永九年四月十九日寂す、客殿に不動を安し、本尊薬師は別堂に安置す、薬師は古物なれど何人の作なるを傳へず、十二天領の御朱、影堂當院の代々 ○淺間社 畝、坤の方なり、東福院の持、

王子權現社 除地、一畝、同じ方なり、持前にをなじ、

○第六天社 除地、十五方なり、多聞院の持、

若宮八幡社 除地、一畝、末の方なり、白馬に乗たる像なり、依て村内白馬に乗ることを禁ずと云、眞福寺の持、

○稻荷社 除地、二十歩、午末の方にあり、

○伊勢宮 除地、中程なり、これも多聞院の持、

吾妻權現社 除地、五畝八歩、巽の方なり、神體は甲冑を穿ち、此像も上總國木更津吾妻村吾妻權現の神體なりしと云傳ふ、小兒の病或は瘡を煩ふもの、祈れば驗あり、快復の後は粟の餅を供するを例、

末社稻荷社 ○天神社 除地、四方なり、多聞院の持、

八王子權現社 除地、四畝、巳午の方なり、元は村内の鎮守人等殊に信仰すとなり、千藏寺の持、

末社愛宕社 ○牛頭天王社 除地、寅の方なり、

○山王社 除地、二歩、南方に天德寺の持、

千藏寺 除地、南方にあり、古義眞言宗、石川實生寺の末、東光山醫王院と號す、中興開山長雲寂年詳ならず、本尊薬師を安す、又不動の畫像を寺寶とす、弘法大師の筆なりと云、

眞福寺 年貢地、東方にあり、これも實生寺の末、下並に同眞福寺に、配郷山と號す、開山道音寂年を傳へず、本尊不動、

○東福院 年貢地、西よりなり、間天德寺年貢地、北方にあり、佛海山と稱す、本尊不動、境内に飯綱權現の社あり、

○阿彌陀堂 除地、十五歩、小名箕輪にあり、千藏寺の持、

○阿彌陀堂 年貢地、西よりなり、阿彌陀堂 除地、三畝、南方の山端にあり、故に尾崎堂とも云、多聞院持、

阿彌陀堂 除地、一畝、東方にあり、土人此堂を養源寺と呼、往古は養源寺として一寺なりしが、廢寺となりし後其本尊彌陀を此所に安するなり、

○十王堂 除地、二十歩、坤の方なり、東福院の持、

○地藏堂 除地、三畝、寅の方にあり、天德寺の持、

舊家者百姓勘右衛門 橋本氏なり、先祖伊賀守は、小田原北條家に屬せし由なれど家系は失へり、

村内〔十二天別當多聞院古過去帳〕に常鎮俗名橋本伊賀守、元和六年正月八日と載す、又村内小名上屋敷と云所は、此伊賀守が居跡なる由、今も小田原北條氏より當所に與へし文書あり、文中葛網と云は綱を捕る網なる由、文書は左に載す、

葛網新儀 □本牧浦ニ被指置由 □今日 □候、納物之儀者嚴密可被申付候、仍如件、

北條氏虎印あり

天正十五年丁卯月十八日 堀和伯耆守奉之

左衛門 □殿

○北方村 北方村は、郡の東北によれり、江戸よりの里程庄名前に同じ、本牧の内において、本郷村より北方に當れる故此村名あり、民戸七十、東より良の方は海面に至り、西は根岸村、南は本郷村、北は横濱村なり、東西二十九丁、南北二十六丁餘、土地高低交れり、水陸の田等分にて用水不便なれば早損を患ふと云、農隙には漁獵し熬海鼠など製して餘業とす、御入國以來御料所なり、檢地は文祿四年原田佐左衛門糾す、

高札場村の中程

小名 小湊 東、梅田 同邊、泉谷 中程、中里 是も北なり、此邊に潤さ、西谷 戸 西南、上野 西なり、一段程の溜井あり、

○辨天社 見捨地、村の良太神宮 除地、五段、村の中程、

○諏訪社年貢地、西方な

妙香寺 村の西の方なり、法華宗、下總國葛飾郡中山法華經寺の末、蓮昌山と號す、開山日高正和元年四月二十

東漸寺村の北にあり、古義眞言宗、石川寶生寺の末、天沼山不動長二尺程立像なり、弘法大師の作なりとも云、藥師堂藥師は長

阿彌陀堂除地、二畝、村の中程なり、東漸寺の持、

○横濱村 横濱村は、郡の北にあり、江戸よりの行程庄名等は前村に同じ、以下並に同じ、昔は當村及中村・堀之内

辨天社地眺望圖



元年の文書に見えれば古き村名なり、此村郷名を傳へざれど、同寺應永二十一年及び文明十年の文書に、平子郷石川村と載、天文十四年の文書には本牧郷に繫たり、

小名 濱田 清水辨天社邊より、本村水田のある所を云、「北條役帳」に十貫文久良岐郡濱田と見ゆ、此處なるべ、北口村の北、原西の方、谷東の方、馬場南の方

洲乾湊 村の西北なり、東西二十二丁、南北四丁餘の入江にて、當村及戸部村吉田新田等にかゝれり、古はいと廣き所

にて船かゝりよりしが、次第に干潟となりしにより、若干の田地となれり、吉田新田に傳る古繪圖に此邊を宗閑湊と記し、且前に云正保中の郷帳に六石一斗五合秀閑寺領と見え

辨天社 水辨天と呼ぶ、慶安二年社領六石一斗五合の御朱印を賜へり、村の鎮守なり、社中には前立の像のみを置、神體

社 稻荷社以上元祿年中辨天 藥師堂 藥師は、聖德太子御給ひし像なりと云、往昔は堂免の田島もありしならん、嘉吉

社 稻荷社以上元祿年中辨天 藥師堂 藥師は、聖德太子御給ひし像なりと云、往昔は堂免の田島もありしならん、嘉吉

寄進

藥師堂

武州久良岐郡横濱村藥師堂免田島等事、田大貳百文
島二百文、任由緒依正□儀限永代寄進所也、然者任
由緒上者、後世之代官不可及是非候、爲後日仍執達
如件、

嘉吉二年辛酉卯月廿六日

比留間範政花押
市川季氏花押

石川寶金剛院

太神宮村の南、○淺間社西の方、○稻荷社同邊に、○第
六天社あり、○駒形明神社乾の方にあり、以上増徳院の持
阿彌陀堂、年貢地、村の北にあ、○觀音堂陸地二十歩、東南
増徳院の持、

○中村 中村は、郡の北にて江戸より九里を隔て、庄名
前に同じ、石川郷に屬す、土人或は石川村とも呼ぶ、古
は堀之内・横濱及當村を合て、石川村と稱せし故因循せる
ならん、民戸七十、東は横濱及北方の二村にて、其間海
面を望む所あり、是を内浦と唱ふ、巽より南の方は山を隔
て、根岸村、西は堀之内・蒔田の二村、乾より北に亘ては

八幡社 除地、二畝二十八歩、村の申程に建り、鎮守なり、伍
丹明神を相殿とす、是伍丹大王を祀れるなり、玉泉
寺、

第六天社 除地、二畝五歩、巳午の方にあり、○稻荷社除
持前に同じ、所在及持下同じ、

二畝二 ○諏訪社 除地、四畝、○山神社 除地、
十歩、

玉泉寺 除地、二段十八歩、東の方なり、古義眞言宗、石川寶
生寺の末、大應山瑞瑞光院と號す、開山空賢大正十年
二月十二日寂す、
本尊藥師、

弘誓院 除地、二畝十八歩、村の西にあり、同宗同末に
て妙法山觀音寺と號す、本尊不動を安せり、
觀音堂見捨地、村の申程にあり、十一面觀音なり、
長一尺二寸坐像、行基の作、玉泉寺の持、 ○釋
迦堂見捨地、村の申程より少く、
西にあり、弘誓院のもち、

○堀之内村 堀之内村は、郡の北にあり、東海道保土谷
宿より二十三丁餘を隔、江戸日本橋より行程前村に同
じ、古は當村及中・横濱の三村を合て、石川村と唱へしこ
とは横濱の條に辨する如し、郷庄の唱前村に同じ、村の
四境東は中村に隣り、南は瀧頭・岡の二村に接し、西北の
二方は蒔田村に續けり、東西五丁、南北四丁餘、民戸二
十軒、土地平かにして南の方のみ少く山あり、陸田多く

吉田新田なり、東西十八丁、南北十丁程、田少く畑多し、天
水を待て耕せり、其土は黒砂土交れり、御入國の後御料
所にして、間宮權三郎代々支配す、元祿四年村内を裂て
佐野氏に賜ひしより、御料私領入會となり、今大貫次右
衛門支配所及佐野肥後守が知行所なり、この餘繼に一石
餘の地は、中古大岡川掘割の時、潰地の代地として荒川
某に、村内にて賜へるもの、今子孫荒川三郎兵衛か采邑
なり、檢地は延寶二年八木仁兵衛糺し、後又新墾の地少
許寶曆八年志村多宮糺せり、

高札場 村の東によ

小名 内壺西の方なり、原田 西ノ下 上大界 津き

田 古新田 西北 坂ノ谷 西南 谷 東方を云、上

間谷 並押 平野 東谷 諏訪町 うな小路 味噌

谷 南なり、柳久保 から澤 打越 巽の方 中居谷 中

谷 下同じ、道場 北の方なり、道下

大岡川 北の方吉田新田の境にあり、蒔田村より

溜井 二一は古内壺といひ、一は古池

水田少し、天水をもて耕作すればしは、早損す、御入國
の後今に至るまで御代官所にして、久しく間宮權三郎世
々支配せしこと物に見ゆ、後遷替有て今は大貫次右衛門
支配せり、檢地は前村に同じ、新田の檢地も亦然り、

高場札村の北方

小名 門前 東の方を云、下 柿ヶ谷 戸 女坂 荒畑 姥

か懐 大谷 戸 東南の方 臺田 西に、雜色 西北の方 中

谷 戸 南にあり、下 いの木谷 社谷 戸 丸山 清水

谷 戸 堂免 石畑 北の方を云、門田

子ノ神社 除地、七畝、西の方にあり、○杉山明神社 除

あり、持同じ、

寶生寺 境内四百坪餘、村の東よりにあり、寺領十石の御朱

山末、青龍山寶金剛院と號す、末寺四十八ヶ寺を指揮し、伊

豆相模武藏三ヶ國の古義眞言宗法談所三十四院の一なり、度

長十四年公より定められし、同き八月十五日法談所法式の御

黒印を賜り、今に藏す、按に寺寶の内文明十年の文書に、石

川談義所とあれば、法談所たりしは古よりの事にて、慶長に

定められしも、先規によりて命ぜられしなるべし、當寺もと

寶生寺境内圖



熊野權現の別當寺にして、承安年中法印覺清開基せり、熊野社はいつの頃か衰微し、今小祠を境内に建て鎮座せるのみ、又應永十六年住僧覺尊が時、京都仁和寺門主の命により、御室の闕坊寶金剛院の號をもて院號とせらる、其時の文書今に藏す、されば覺清を始祖とし、覺尊を開山と稱す、覺清が寂年詳ならず、覺尊は應永二十四年十一月二十二日寂せり、灌頂堂 天文十五年智覺阿闍梨造立する所にて、則本堂なり、始は北條相模守貞時、鎌倉覺園寺に安置せしを、當時十世の僧覺尊が時爰に移し、後慶長六年十月間宮彦次郎直元彩色を加へたり、もとの本尊は白衣 寺寶 涅槃像一軸 十六羅漢像一軸 文珠畫像一軸 以上三種光嚴 弘法大師畫像一軸 普賢畫像一軸 尊勝曼荼羅一軸 觀智曼荼羅一軸 文珠畫像一軸 以上六種弘法 辨財天畫像一軸 不動畫像一軸 以上二軸智 釋迦畫像一軸 五大尊畫像一軸 愛染畫像一軸 以上三軸 惠心の筆、兩界曼荼羅一軸 青磁香爐一箇 古文書十三通の如し、

石川村内爲坊地畠一事
右爲祈禱、民部律師覺尊所宛行也、仍狀如件、
康應元年八月三日 行者(花押)

民部律師御房

民部卿法印權少僧都覺尊申、院號事、請御氣色令補任仁和寺闕坊寶金剛院也、任先法可被行時義之由、補與之狀如件、
應永十六年卯月十五日

別當法印大和尚位玄範(花押)

補任

石河熊野權現別當職事

權大僧都覺尊

右以彼人所補任之也、任先例可有執務之狀如件、
應永廿年極月十一日 權大僧都快尊(花押)

補任

熊野堂領武州久良郡平子郷内石川村寶生寺別當職

目錄事

法印權大僧都覺尊

右以彼人所補任之也、任先例可有執務之狀如件、
應永廿一年五月十三日 權大僧都快尊(花押)

蒔田郷彦四郎在家事
右花の木かいと畠一反、并ニ田二反、御年貢任先例、被沙汰付寶生寺役中、永代可爲耕作處也、仍執達如件、
應永廿四年□酉九月三日 忍祐(花押)

寄進

寶光庵

武州久良岐郡平子郷内禪馬之村寶光庵領、田九段畠八百文代、并根岸村田一段事、爲現當限永代所寄附也、早東隣書記弟子東□監寺爲庵主可被執務之狀如件、
寶德二年七月二日

石河寶生寺住持法印圓鎮(花押)

寶光庵主

右に載る寶光庵は所在詳ならず、後廢せしにや、今此邊に其聞えなし、

武州石河寶生寺事、爲當所未寺可有御扶持之狀如件、
享德四年九月二日 宮内卿法印 (花押)

寄附

平子郷根岸村三分一 方百姓藤内五郎事
平子次郎事

右彼在家之田畠年貢七貫三百五十文、此内壹貫文者夏島分、六貫文者秋年貢、合七貫文爲圓鎮法印二親燒香分、寶生寺江永代致寄進處也、餘三百五十文者毎年眞照寺江可納者也、次彼在家之佃公事之分、同年々眞照寺江可納所也、然者於後代圓鎮遺跡不可有違亂者也、仍證文如件、

寛正四年癸未五月九日

眞照寺法印圓鎮(花押)

石河寶生寺圓眞僧都

禁制

武州久良木郡平子郷於石川談義所、當手軍勢濫妨狼藉事、

右有違犯之輩者、可被庶罪科之狀如件、

文明十年二月 日

沙彌(花押)

爲當陣御祈禱、卷數一枝、並薯蕷贈給候、祝着之至

候也、恐々謹言、

卯月十日

謹上 寶生寺

沙彌道灌(花押)

寶生寺門前之者共、鹽湯公事之儀、其外諸公事等高源寺依御中、御赦免候、於向後誰人兎角不可申也爲其兩人以判形申入也、仍如件、

天文十一年壬寅十一月十日

江戶攝津守淨仙(花押)

景福軒 呂胤(花押)

寶生寺御同宿中

本牧郷石河村之内於寶生寺門前中、郡代以下諸役堅可停止之、同於郷中出家横合非分之儀、不可申懸者也、仍執達如件、

天文十四年六月三日

(花押)(氏康)

御札委曲令拜見候了、抑爲御籠居御登山之由示給候、御本意之至祝着候、今夏過候者、早速御下向目出候、諸篇其時分可申承候、投筆候、恐々敬白、

二月廿三日

前三河守定季(花押)

謹上 寶生寺房下

此餘天正十八年太閤秀吉より 鐘樓鐘は元祿八年の鑄出せし制札あれど爰に略す、 鐘樓造にて銘文あり、熊野權現社小社なり、勸請の年代詳ならざれど、前に云如く當寺却て此社の別當寺にて、承安年中基立すといへば、古社たること明けし、且寺寶の内應永二十一年の文書に、熊野堂領武州久良郡平子郷内石川村云々とあれば、舊くは、社領もあり 辨天社小祠にて灌頂堂しと知べし、

○根岸村 根岸村は、郡の東に當り、東海道保土谷宿より南一里九丁を隔、土人平之庄に屬すと傳れと、この庄名は當村而已にて外にこの唱なく、且近村平子庄多ければ、爰もさ有べきをかく傳へ訛りしなるべし、此地西北山にして、其根岸なれば則村名とすと云、石川寶生寺所藏寶徳二年の文書にも、此村名を載たり、江戸日本橋より行程九里半、家數百八十、南は海濱に傍ひ、西は瀧頭村に接し、北は小山を界て堀之内村に續き、東も山を隔て横濱村に隣れり、東西二十丁、南北三十丁、地形高くして土性は眞土黒土砂小石交れり、畑多く田少し、天水を仰で耕植す、此村古の領主は詳ならず、石川寶生寺所藏の文書に據に、同寺の住僧圓鎮寶徳二年、當村の内田一段寶光庵所在詳ならずに寄附し、寛正四年に當所にて七貫文を

寶生寺に寄附すとあり、又同僧文明五年磯子村眞照寺境

内阿彌陀堂領として、禪馬根岸兩村の内を寄進せしこと、眞照寺に藏する寄附狀に見えたり、御入國の後御料所たりしが、何の頃にや小濱佐右衛門・同三郎四郎・菅谷平八郎・藤本主計・松浦隼人等が祖先に分ち賜はり、今に替らず、檢地の年代詳ならず、

高札場村の中程

小名 上 馬場 下以上北の、芝生南の方 加會東の方

立野北東の方

山 村の東北に續けり、高十五六丈、此山に坂八ヶ所あり、上坂・入ノ坂・下坂・馬場坂・權現坂・芝生坂・加會坂・七曲坂等の名あり、皆登り四五丁許、

海 村の南にあり、海邊の民漁獵を専となすこと近村に同じ、

八幡社 除地、一段歩、村の北の方にあり、村の鎮守なり、社は二間半に三間半、寶積寺持、下二社同持なり、

末社稻荷祠 金毘羅祠

王子權現社 除地、二十歩、村の東にあり、

○社護子社 除地、二十歩、何れも小社なり、

一段、村の東にあ ○白山社二字一は除地、六歩、村の北
海照寺持 ○第六天社除地、六歩、村の北
除地、一段五歩、村の丑 ○第六天社除地、六歩、村の北
の方にあり、大聖院持、下四社所在
同じ、寶 ○熊野社除地、十八歩、海
積寺持、下同じ

宇佐八幡宮除地、二十四歩、當社は成瀬五左衛門尉重能建
立すと云、重能は東照宮台徳院殿に仕へ奉り、御
代官にて此邊を支配せり、
其頃勸請せしにや

大神宮除地、五畝 ○淺間社除地、一畝 ○山王社除地、
十五歩、村の長にあ ○諏訪社除地、一段、餘
二十歩、村の長にあ、餘 ○御嶽社
り、大聖院持、下同、村の東にあり、

二字共に村の東方にて年貢
村民持

寶積寺

除地、二段、村の北にあり、古義眞言宗、石川實生
寺末、明王山不動院と號す、本堂六間に五間、開山

の年代を傳へず、永正元年時の住僧中興し、其後永祿年中
順と云僧、再び中興すと云、本尊不動の立像長二尺餘、智證
大師の作 太子堂四間に二間の堂に
なり、門前にあり

海照寺除地、一段二畝十八歩、是も村の北にあり、同宗同
末、泉久山と號す、本堂六間に五間半、本尊地藏の立
像長四尺二寸、聖徳太子の作、寛永八年僧
某中興すと云、是も開山の年代を傳へず

大聖院除地、一段二畝、村の長にあり、同宗同末にて根岸山
と號す、天文五年の起立と云、開山の僧詳ならず、本

堂は七間に五間半、本尊三尊の彌陀立
像にて長三尺五寸、安阿彌の作なり、 寺寶 不動畫像一
幅、智證大師
の筆と云

觀音堂除地、一畝六歩、村の申西の方にあり、
除地、二畝、村の東の方にあり、 ○地藏堂
三間に三間半、海照寺の持、

不動堂除地、六歩、是も同邊にあり、堂は四間に二間半、不
動堂動は元祿三年、海中より出現の像にて、智證大師の作
と云、同 ○藥師堂見捨地、村の北にあり、寶積
寺持、堂は六間に三間

○戸部村 戸部村は、郡の北橋樹郡の界にあり、東海道
保土ヶ谷宿より二十八丁を隔つ、古當所に戸部民部とい
へる者居住せし故、村名起りしならんといへど、却て此
人在名を稱號とせしも知へからず、其居蹟は村の字御所
の上と云所今陸田となり、僅の古塚存するのみ、其事跡
年代都て詳ならず、又村名の文字舊くは富部とも書せ
り、【北條役帳】に久良岐郡富部とあり、永祿の頃北條氏
より出せし文書には、富部とも或は戸部とも記せり、下
の文書證すべし、戸部筑郡市尾村に傳る天文十二年、同
き十七年の文書皆戸部と見ゆ、戸富通用せし事知べし、
六浦庄に屬し、江戸日本橋より行程八里、村の四境東は
海濱に限り、南は山を界として太田村に隣り、西は橋樹

衛門、貞享三年八木仁兵衛、元祿七年細井九右衛門、同
十三年阿部飛騨守、享保十八年寛播磨守、寶曆八年志村
多宮、寛政九年野田文藏紀せり、
高札場二ヶ所一は村の東にあり、一は浦高札
小名 野毛村の巽の方洲乾湊に傍し所を云、(元祿改定の國
圖)には戸部の内野毛村と別に一村名に記したれ
ど、今は全く小名となれり、されど民戸五十 西方位文字
家許安に居住して、自から一區をなせり、 石崎北の方 羽澤中程に
あり、

山 南の方に本牧に通ずる往還此山にか、
れり、登二丁許の坂あり、野毛坂と呼、
海 村の東の
方なり、
洲乾湊 巽の方にあり、江戸まで船路八里なり、此湊の入口に
大石二つあり、一は水面を出ること高七尺許、一は七
八寸出たり、元は二石同じ大きなりしが、一石は近き頃荒浪
に碎けて僅に残れり、是を姥嶋と呼、又夫婦石とも唱ふ、猶
湊のことは横濱村
の條に詳なり、

大岡川 南の方太田村より來り、巽の方吉田新
田の境にて洲乾湊へ入、川幅十間許、
溜井六ヶ所あり、村の申程に一、西の方に二、
巽の方に三、すべて段別一町四段九畝、
杉山明神社 除地、五畝十二歩、西の方にあり、小社南向、上
屋二間に三間、拜殿二間に四間、本地藥師を神體

郡保土ヶ谷宿の内岩間町に錯り、北は入海を隔同郡神奈
川宿に對し、巽の方は洲乾の湊にて、對岸は當郡横濱村、
それより南によりては大岡川を限として吉田新田なり、
東西十五丁餘、南北十一丁許、地形南の方高くして其餘
平地なり、土性野土にて陸田多く水田少し、天水を湛へ
て耕作すれば旱損多し、家數百五十一、農隙には海濱に
出纒に漁獵及海草など採て生産の資とす、此村古の領主
は傳へざれど、前に云市尾の文書の内天文十七年五月七
日、北條氏康より上原出羽守に與へし文書に、武州之内
戸部之郷七十貫文之地進之候、可有御知行候云々、又同
年八月十日の文書に、戸部郷末年之年貢之内、中村平四
郎給二十貫文、此内兩度に十五貫文請取、殘て五貫文請
取、殘て五貫文未進、早々被申付可被相渡候とあれば、
此年出羽守に與へ、且其以前中村平四郎が給地ありしこ
と知らる、【北條役帳】に上原出羽守が所領六十七貫七百
八十文、久良岐郡富部大鏡寺分と載、又柚井領七十二貫
四百二十三文、富部臨江寺分とあれば、北條陸奥守氏照
も當村の内を領せしこと知べし、【役帳】に云大鏡寺は何
の頃廢せしにや、臨江寺は今の林光寺なるべし、御打入
の後より御料所にして、今は御代官大貫次右衛門支配
す、檢地は文祿三年原田佐左衛門、承應三年八木次郎右

ニ可遂一戰事、人數ニ相極候間、御扶助之□悉一頭
ニ可被召仕、其時者三ヶ國之城々留守可爲不足、此
度可爲是非弓箭間、御出陣御留守番、其摸寄之城爲
可被仰付候、在城之間者、兵糧可被下候、御國ニ有
之役、一廻可走廻事、付此度張面御被見上有之指引模
様は、重而御印判可被仰付事、
一さかしく走廻者ニ候者、隨望何様之儀成共可被仰
付事、

一當郷ニ有之者一人モ隱置、此帳ニ不付者、後日聞
出次第、小代官名主可切頭事、
一若々此帳に不載者申出者大忠也、何にても永代望
候儀可被仰付候、田地成共可被下、又者當分御褒
美成共可被任望事、
以上

北條氏虎印あり
未三月七日

安藤豊前守奉之

富部兩分小代官
名主

禁制

一軍勢甲乙人等濫妨狼藉事、
一放火之事

一對土民百姓等、非分之儀申掛事、
右條々堅令停止訖、若於違犯之輩者、忽可被處嚴科
者也、

太閤秀吉印あり
天正十八年四月 日

○尾張屋新田 尾張屋新田は、郡の西南の端にて、東海
道保土谷宿の東十一丁を隔てあり、此地はもと入海の内
寄洲なりしを、橋樹郡大師河原村の民、池上太郎左衛門
所を見て新墾せんと海水を埋め、築立て村民武平次が曾
祖父太仲と云る者をして開發せしめ、其子武平次が時に
至り、新田の四方に高五尺敷四間の水除堤を築きて、開
墾の功を全せり、其年代詳ならざれど、池上太郎左衛門
が子孫太郎右衛門が家の傳に、寶曆十三年池上太郎左衛
門幸豊をして、荏原郡麴谷村邊より久良岐戸部村邊に至
るまでの間、海濱にて新墾すべき地を求めしめらるといへ
ば、當所開墾も此時なるべし、太仲が家を尾張屋と呼
べる故、新田の名とす、此人一旦尾張殿に仕へしが、
致仕せし後、深川築地の錢座となり、又甲斐國に至り、
御普請の御用など勤め、其地にて死せりと云、當所開發
の後、安永八年飯塚伊兵衛檢地して高入とす、高四石七
斗九升六合、段別二町七段二畝二十一歩なり、江戸日本

橋より行程八里餘、家數二軒、四境北東によりては入海
に限り、東南に亘りて戸部村、及橋樹郡保土谷宿の内岩
間町に隣り、西は帷子川を隔同郡芝生村なり、東西南北
共に二丁許、地形低くして砂地なり、水田少く陸田多
し、水旱共に患あり、開墾以來御料所にして、今は御代
官大貫次右衛門支配す、
稻荷社除地、四歩、北の方に
稻荷社あり、小祠村民持

新編武藏風土記稿卷之七十七終

新編武藏風土記稿卷之七十八

久良岐郡之六 本牧領

○瀧頭村 瀧頭村は、郡の巽の方にて、東海道保土谷宿よ
り一里九丁を隔てり、禪馬郷平子庄と呼ぶ、古は當村及岡
磯子の村々を合て一村とし、禪馬郷と唱へしと云、正保
改定の國圖此三村を載たれば、其前既に分村せしこと知
べし、按に石川寶生寺所藏、寶徳二年の文書に、禪馬之村
と記し、及磯子村眞照寺文明年間の寄進狀に據は、はや
く禪馬を村名に呼しなり、又當時禪馬は村にして小に、
平子かへりて郷名にして大なりし由見えたり、四界東は
根岸村に交り、南は海濱にして、西は磯子村に隣り、戌
の方は岡村に續き、北は山丘にて女坂といへる山道を越
れば、堀之内村なり、東西六丁餘、南北十七丁許、平地
にして土性砂利眞土等交れり、田畑相半し用水不便なれ
ば早損の患あり、家數四十八、江戸日本橋より行程十里、
眞照寺文明五年の寄進狀に、久良岐郡平子郷内禪馬・根

岸兩村三分之一所領、依爲圓鎮之亡父、師道道久禪定門譜代知行、嫡子圓鎮法印相續之、仍以此所帶爲亡父道久、并兼綱雁堤、同先祖之菩提、永代當寺之阿彌陀三尊、奉寄進云々とあれば、禪馬三村の内、當時僧圓鎮が所領ありて、それを阿彌陀堂領に寄進せしなり、圓鎮は石川寶生寺第三世の住僧なり、其父何人なることを知ず、御入國の後御料所なりしが、寶永七年小濱志摩守に給り、今子孫佐右衛門が知る所なり、

高札場海邊にあり、

小名 立藩屋敷村の成の方にあり、砥石同邊に 曲り

松亥の方にあり、古屈曲せし老松ありし故、此名あり、供

養塚成の方 月見塚を云、畑塚巴の方 經塚海濱な

ヶ所の塚、共 瀧頭塚 中程を云、爰にも小塚あり、來山詳

に高六七尺、 瀧頭塚 ならず、或は村名の起りし所なら

ん、 平右馬允井戸 同邊なり、廢井戸にて平、子平右馬允

寺の條に 載す、

山 北の方堀之内村界にあり、登

海 南の方なり、村民漁獵

八幡川 當村及岡根岸等の村々より出る、水一條の流となり、村の中程を経て海に入、幅三間半、板橋を架す、

三島八幡氷川合社 除地、二段、巽の方にあり、社は三間半

年地頭小濱某勸誘し奉れりと、末社稻荷社 辨天社 ○神

明社年貢 密藏院持、下の六社同、

○山王八幡合社 見捨地、二十歩、

○子神社 見捨地、二十歩、

○貴船社 見捨地、廿四歩、村

密藏院 年貢地、北の方にあり、古義眞言宗、石川寶生寺末、

瀧頭山と號す、客殿六間半に六間、本尊不動を安置せ

り、開山開基詳ならず、中興開山

長慶慶安五年四月十三日化す、

地藏堂 除地、五畝、北の方にあり、

○毘沙門堂 西の方に

持同じ、

○磯子村 磯子村は、郡の良の方に當る、東海道保土谷

宿よりは南にて一里九丁を隔てり、此村古は岡・瀧頭の村

々と一村なりしこと、及郷庄の唱、江戸日本橋よりの行

程等前村に同じ、家數八十五、東は瀧頭村に隣り、西は

上大岡村、南は森公田村、此西南の二方は山を以て村界

と云、

山王社 除地、一段七畝十八歩、坤の方山の中腹にあり、村内の

鎮守なり、社は四間に二間半、前に石階を設け、本地阿

彌陀の像を安す、萬治三年九月七日、御代官嶋田太郎

兵衛社造立の棟札あり、村内金藏院持、下四社同じ、

○神

明社年貢地、未の方

○御嶽社年貢地、同

○遮愚備社

年貢地、是も

○第六天社年貢地、西の方

○稻荷社年貢

同方にあり、

東の方海岸にあり、

村内眞照寺持、

眞照寺 東北の方にあり、古義眞言宗、石川寶生寺末、禪馬

院をかく號すと云、寛永三年五月、當所の御代官樋口又兵衛

より、當寺開基のことを尋し時、書上し草稿を藏す、其略に

當寺は、元暦元年平右馬丞再興する所にて、其後文明五

年に圓鎮といへる僧造營を加へしと云、されど此舊記の外考

とす、巽の方は海濱に至り、北は岡村に錯れり、地形高く、土性は砂利赤土眞土の三種交れり、岡村より流れ来る水を田間に沃けども、水少なくて旱損の患あり、御打入の後御料所なりしが、寶永七年御代官樋口又兵衛支配せしとき、星合攝津守小濱志摩守二人に賜り、今子孫星合鍋五郎小濱佐左衛門知行す、檢地は文祿四年紀ありし後、寛文十三年成瀬五左衛門再檢地せりと云、當村の飛地瀧頭・岡兩村の内に入り、

高札場村の巽の

小名 堺堀 へにとり 鳩打 間坂 數谷 大久保

山王前 磯口 山田谷 入之谷 以上十ヶ所は、室ノ木

東の方 峰 城堀 徳なき 馬渡り なこうヶ所は

西の方 腰越 北の方を云、小谷

山 南より乾の方まで續きてあり、登り二丁許、山上所々に稗

七貫文は寶生寺に寄附し、三百五十文は毎年眞照寺に納へし、次役在家の佃公事分、同く年々に眞照寺へ納べき由を載せ、末に眞照寺法印圓鎮と記したれば、後年當寺に隱栖せしならん、又此當寺境内阿彌陀堂を寄附せしことあり、其寄進狀は阿彌陀堂の條に出せり、寺領四石九斗餘の御朱印は、慶安二年に賜りたれど、前に云寛永三年の書上に、既に四石九斗餘の御朱印ある由載たれば、慶安には先規によりて賜りしこと知べし、客殿八間に五間半、本尊不動を安ず、三島明神社 客殿の西、阿彌陀堂 客殿の左に續けり、三間半外に天神多聞天の像あり、又平子平右馬允が像とて、長四尺餘の木像あれど、毘沙門天杯の如にて、平右馬允が像とも思れず、文明五年中興開山圓鎮、禪馬根岸兩村の内にて、此阿彌陀堂を寄附せし由、其時の寄進狀を藏す、去と料紙墨色等、當時の者とは見えず、本書を失て寫を傳へし成べし、其文如左、

眞照寺

武州久良岐郡平子郷内禪馬根岸兩村三分一之所領、依爲圓鎮之亡父師道々久禪定門譜代知行、嫡子圓鎮法印相續之、仍以此所帶爲亡父道久并藤綱藤提同先祖之菩提、永代當寺之阿彌陀三尊奉寄進處實正也、若於譜代諸縁類他人以下、於彼所帶致競望及違亂之輩ニ者、相伴于惡神善神而爲其身作大鐘等、若爾者弓矢員加永絶子孫悉滅、已爲出家人者疾病七難忽起、法命頓損失矣、變時剋到來而彼本尊可奉修理再興

間、如彼寄進狀別而一通認之、可奉納本尊頭頂者也、爾者付寺領仁故障尋有輩者、蒙本寺御罪於現世者得種々之災難、於後生者墮無間獄者也、依之圓鎮志願之旨、定本尊哀愍納受不可有疑、兼又地中之諸神、天上之諸天悉皆可守護當寺者也、仍爲後代寄進狀如件、
文明五癸巳年五月十四日

眞照寺法印圓鎮花押

鐘樓門を入て右にあり、寶曆五 門四足の門なり、一、四年四月再鑄の鐘をかく、
金藏院 除地、境内三畝、山一段七畝廿一步、南の方にあり、同宗同末、海向山岩松寺と號す、本堂六間半に五間半、本尊藥師は安阿彌の作にして秘佛なり、當寺は嘉曆三年理空といへる僧造立し、後僧賴嚴天正四年中興せりと云、不動堂 年貢地、未の方にあり、
○阿彌陀堂 除地、一畝五金藏院持、下同じ、
○阿彌陀堂 年貢地、金藏院の向なる墓所にあり、
○阿彌陀堂 年貢地、故に土人向堂と呼ぶ、

岡村 岡村は、もと瀧頭・磯子と一村なり、されば郷庄の唱、檢地の年代等すべて彼の村々に同じ、郡の中より辰の方に在て、東海道保土谷宿よりは巳の方一里七丁餘を隔つ、江戸日本橋より九里半、村名は土地高くして岡なるをもて呼べりと云、家數五十三、東は瀧頭村、西は上大岡村、南は森公田村、北は蒔田村なり、又巳の方に

龍珠院

境内、年貢地、禪宗曹洞派、郡内町屋村傳心寺末、泉谷山と號す、本尊十一面觀音を安ず、本堂七間に五間、開山を養拙宗牧と號す、天文四年十月四日化す、開基は北條氏にて、大永二年造立すと云、常陸介氏繁が文書に據て考ふるに、其父上總介綱成が開基せしにや、氏繁及其子左衛門大夫氏勝が文書凡三通あり、常陸介氏繁は上總介綱成の子にして、母は北條氏綱の女なり、天正八年十月三日卒す、歳四十三、法名龍寶、寺寶 古文書三通

龍珠院自前々相付候寺領并寺中竹木以下、地頭代官百姓横合不可有之候、次與樂庵末寺之由候、是又當寺可爲御同意候、恐々敬白、

元龜三年壬申正月廿六日 北條常陸介なり 氏繁(花押)

龍珠院衣鉢閣下

當寺寺領之儀、老父被付之始末、不可有横合、御證文被進之間、於拙者同前之由申届、只今領主違亂之由、一段之非分、老父御直々御寄附、殊更拙夫行肥へ當郷進置高辻之外ニ候之間、彼於寺領分者領全綺一圓不可有之候、爲後日委細書認候、猶相違之儀有之候は、年々可及其理候者也、仍如件、
天正六戊寅年二月廿六日 氏繁(花押)

龍珠院

天正六戊寅年二月廿六日 氏繁(花押)

磯子村かゝれり、東西十八丁、南北十九丁、土性砂地に眞土交れり、用水は谷合の細流を引用ゆ、田畑山皆等分なり、天正以來御代官所にて、間宮權三郎世々支配し、其後細井九左衛門代りしが、元祿九年七月、藤川庄右衛門・竹尾戸市郎に頒ち賜ひ、其餘も同十一年久世平九郎に賜はり、今子孫藤川甚之丞・竹尾平右衛門・久世丹波守等が知行所なり、瀧頭村内に飛地三段許あり、高札場二ヶ所 一は南の方小名小谷にあり、一は西の方小名竹ノ谷にあり、

小名 堀込谷 竹ノ谷 石長谷 以上皆西の方にあり、 矢久保谷

小谷 泉谷 山下 未明田 以上共に南の方を云、 砥石 曲田

以上東の方を云、 傳馬坂北の方、奥谷西北の方を云、

山 巽の方磯子瀧頭の接地のみ平地に連り、其餘は山々并立す、いづれも登り六丁餘、

溜池 南の方泉谷にあり、長三十間、横二十間、

杉山明神社 除地、一畝五歩、村の東の方にあり、村内の鎮守なり、本社二間に三間、村持、

太神宮 除地、十六歩、村の南山上にあり、一間に八尺、村持、

天満宮 除地、一畝十五歩、村の東南山上にあり、本社三間に二間、龍珠院持、

龍珠院寺中、從前代御證文被任置候、於當代其分一點被不可有相違候、如御證文可然候、若々從横合相違候者、此方江可承候、爲自今以後當代之證文遺候者也、仍如件、

天正十一年癸未十二月廿四日

北條左衛門大夫なり
氏勝(花押)

龍珠院

與樂庵境内、年貢地、龍珠院文書に、與樂庵末寺之由といへる是なり、今も龍珠院末寺に屬せり、延命山と號す、本尊地藏、開山は本寺二世の僧異相一、無、天文二十年三月化す、客殿四間、

金剛院 境内、年貢地、古義眞言宗、石川寶生寺之末、瑠璃山と號す、開山長譽、元祿九年正月十五日化す、古老或は古刹にして、長譽は中興なりと云、本尊藥師置、

阿彌陀堂 境内、年貢地、村の北にあり、三間半に三間、龍珠院のもち、

○吉田新田 吉田新田は、郡の北にあり、東海道保土谷宿を去ること三十丁、江戸日本橋より行程九里、此地もと入海なり、萬治二年江戸材木町の商、勘兵衛願ひ上て大丸小丸二山の土をもて、四方に長三千五百五十間餘の

堤を築き、入海を埋めて新田を開けり、大丸は中村、小丸は太田村にあり、功畢て後己が苗字吉田といへるをもて、すなはち新田の名とす、勘兵衛此功によりて苗字を名乗、帶刀することを許さる、四隣東は洲乾湊にて、對岸は横濱村、南は蒔・田中の二村に及、西は太田村、北は戸部村に接せり、此三方共に大岡川を境とす、東西六丁、南北八丁許、土性砂地にて水田多く陸田少し、大岡川の水を引て用水とす、水旱共に患あり、村高千三十石は勘兵衛が子孫二人に賜はり、其餘民家八十軒餘に及べと、皆俗に小作百姓と稱するものにて、田畑に至りては勘兵衛が子孫の持なり、開發以來御料所にして、今は大貫次右衛門支配す、檢地は延寶二年八木仁兵衛糺すと云、

高札場北の方

小名 町屋北の方 太田前西北の方 上新田南の方 中

新田東南の方 下新田東にあり、

大岡川 東西北三方の村境を流る、蒔田村より來り、西南の方にて二流に分れ、一は南を流れて海に入、一は西より北を廻りて海に入、川幅十二間、橋七ヶ所なり、

洲乾湊 東の方なり、説横濱・戸部二村の條に出せり、

山王社 除地、西の方にあり、村の鎮守なり、常清寺持、

常清寺 除地、三段五畝十歩、東北の間にあり、法華宗、甲州身延山久遠寺末、榮玉山と號す、開山は本山三十一世日脫なり、元祿十一年九月二十二日寂す、開基は吉田勘兵衛、貞享三年七月二十六日死す、法名日涼と云、本尊三寶祖師置、

○太田村 太田村は、郡の西端橋樹郡の堺にあり、古は六浦庄を唱へしと云、今は庄名を稱せず、村内に昔太田持資入道遺の屋敷ありしゆへ、太田の地名起りしと云のみにて明據なし、日本橋より行程前村に同じ、四隣異の方大岡川を隔て吉田新田に隣り、南も同川を隔て蒔田村に對し、坤の方井戸谷村に接はれり、東西二十二丁、南北六丁餘、陸田多く水田少し、地形西に山丘重り、麓に陸田あり、東は川邊に添ひて水田連り、高低多き村なり、溜井三ヶ所、用水とすれどもすれば旱損すと云、吉田新田開墾せざりし頃は、此邊海濱にして鹽竈ありしと云、今も鹽たれ坂など云は其遺名なりとぞ、村内二條の道あり、一は保土谷より入て井戸谷村に達す、村にかゝる事十丁許、幅二間より三間に至る是を金澤道と云、一は東の方より入西の方井戸谷村堺にて前の道に合

す、道幅九尺より二間に至る、村にかゝる事二十丁許、民家八十三、多く西の方山麓に住す、當村古の事は傳へず、御入國の後は御料所にて八木次郎右衛門等支配し、其後しは遷替有て、今は大貫次右衛門光豊が支配に屬し、其餘東福寺領三石あり、檢地は文祿三年原田佐左衛門改め、其後寛永十八年八木次郎右衛門、承應三年、延寶二年八木仁兵衛、享保十八年寛播磨守、寶曆八年志村多宮新墾の地を糺すと云、

高札場村の西、井戸谷村の邊の道傍にあり、

小名 上組 中組 西組 原組 村内を四區に分ちて斯由

く、上は中央より少し西により、原は中央より東、

東南の方、岸ノ前、渡戸の東、谷前、東福寺の、

天神下、東の方、天神、町田前のつゞ、池上、東北の方

塔崎村の中央、蓮華、富士下、此所に道灌富士見の山あり、

清水下、富士下の東、猿田、西北の方、永、松葉、蓮華院の北

満屋敷ありし所なり、的場跡なれば小名に呼、大臺、松葉

なり、獅子くね同じ、夜見、東北の方、塔腰、東の方、清水

豪御林あり 清水上前のつゞ 富士塚北の方

富士見山 淺間社の側にあり、相傳ふ昔太田道灌

大丸山 村の西方にあり、萬治年中吉田新田

天神山 東の方にあり、天神鎮座の地なれば名と

富士塚 北の方戸部村の境にあり、こゝにも松雜

大岡川 西南の方井戸ヶ谷・蒔田二村の境より流れ來り、南の

溜井三ヶ所 一は字上の谷と云所にあり、廣さ十五間に二十

川除堤 村の南方吉田新田蒔田村の境大岡川の邊に

杉山明神社 除地、五間に九間、往還の西山の麓にあり、村の

上屋四間に三間、巽向、神體は東帶の形にて長五寸許、本地

吉田村杉山神社は「延喜式神名帳」に載る所なりと云、近郷

同祭神の社多し、皆彼神を勧請せしなるべし、村内大光院持、

本社左右に天神稻荷の二社あり、又

社後の山に太神宮金毘羅の二字あり、

淺間社 除地、十五間に二十間、村の中央より少し南にあり、

東福寺持、

天神社 除地、十八間に十二間、中央より少し東によりてあ

稻荷社 除地、二間四方、南の方により、是も小社

第六天社 除地、十三間に九間、東の

東福寺持、

除地、五間四方、長の方に

東福寺 除地、九段六畝七歩、原組の内にあり、古義眞言宗、

一月朔日寂すと云のみにて年代を失ふ、當寺は後醍醐院の勅

願所なりと云傳ふれど、明證なし、古は海邊によりてありし

が、盜賊に焼じせられて後、當所に移轉す、よりて今も舊地

を元屋敷といへりと、中興開山は太田持資入道道灌なりとて、

今も堂舎に栴檀の紋を付く、寺領御朱印三石は天正十九年賜

ふ處なり、本尊十一面觀音立像長二尺餘、本堂五間に四間、

向、寺寶 短刀一腰 長一尺餘、太田道灌の守刀なりと云、

古物と見ゆれど、作者及寄納の由來

を傳へ 佛像三軀 製作泥塑の如くみゆ、弘法大師護摩の餘

灰を以て作れりと云傳ふ、一は長四寸許

の坐身後光あり、一は同形にて長三寸八分、一は二寸許、共に

古佛なり、此餘塔の形の如きもの一あり、彌陀の種字を彫る、

舊跡太田道灌別業蹟

西組の内にあり、土人こゝを松葉と稱

地なれば的場と唱ふべきを、轉訛してかく呼べるならんと云、

廣さ五六段、塚の跡四ヶ所あり、二は相對してあり、一は一

丁許を隔つ、一は其間にあり、

別業の所は全く畠となれり、

吉祥寺跡 村の長にあり、廢せし年代等詳な

舊家者名主勘七 氏を櫻井と稱す、家譜を按するに、先祖は

にやより當村に移り、大永元年北條氏綱に仕へ、元龜三年

四月六日七十歳にして死す、其子孫將監重信は、北條氏康に

仕へ、天正十一年五月二十九日死す、重信の子將監宗信は、

北條氏政に仕へ、宗信の子將監宗重も氏政に仕へしが、天正

十八年小田原落城の時、民間に下り、終に土着して當村に住

し、其孫勘七郎重喜、慶長元和年間、江戸御城小買物御用を

勤め、正保三年三月七日死す、是より後は仕官せず、今の勘

七まですべて十五代に及ぶ、家に小買物御用を勤し時、用ひ

し小織及鎗一筋、短刀一口あり、鎗は金剛兵衛盛孝と銘す、

こは北條氏より與しものと云傳ふ、短刀は吉久の作なり、

○井戸ヶ谷村 井戸谷村は、郡の西方にあり、多々久郷

小机庄に屬す、古は當村及弘明寺・中里・完戸・久保五ヶ

村を通じて多々久郷と唱ふ、此地殊に地窪なるゆへ、井

戸谷の名起りしと云、或云、鎌倉將軍時代村内に清冽の

井二ありし故村名起りしと、小田原北條の頃は、其臣森

門 四足門なり、堂

鐘樓 門の右にあり、萬治二年

本堂に向て左にあり、

長温院 成勝院 松南院 大元寺 五支院皆廢跡と成て、

普門院 永引、三畝一步、中組の内にあり、同宗東福寺末、福

を安す、立身

藥王寺 永引、三畝、西組にあり、同宗同末、瑠璃光山と號

蓮華院と號す、本堂六間に四間半巽向、本尊十一面觀音長二

尺、藥師堂 本堂に向て右にあり、坐身長八寸許、春日の作

あり、昔は其所に堂

大光寺 永引、一畝二十歩、上組にあり、同末、松吟山寶樹院

觀音堂 上組にあり、二間四方巽向、本尊

地蔵堂 除地、十三間に十一間、西組にあり、三間

許、

久良岐郡井戸谷十八貫六百文、同郡井戸谷翠卯増共森新
三郎と見へたり、東西十丁、南北五丁許、東は大岡川に
添で、對岸は蒔田村、西は永田村に接し、南は弘明寺村
北は太田村に隣り、地形平衍にして、土性は赤黒の砂
地及眞土も雜れり、水田多く陸田少し、引越村の溜井を
引て用水とす、江戸までの行程前村に同じ、民家四十七、
外長更小屋五、村内三條の道あり、一は北の方より東に
通ず、是金澤道なり、村にかゝること四丁許、幅二間餘、
一は鎌倉道と云、是も北より入て南に達す、村内を過る
こと七八丁、幅二間許、一は小徑なり、南より入西の方
に達す、長四丁許、幅九尺程、御入國の後は御料所にて
間宮權三郎等支配し、其後元祿四年より聖堂領となり、
今御代官大貫次右衛門支配す、檢地は天正十九年八月改
めしと云、

高札場小名下ノ
前にあり

小名 西方山村の中央より少し太田、下ノ前巽の方 蒔田
村の方によりてあり、
橋前のつゞ、いなし袋蒔田橋より少し、鶴卷南の方、大界
南の村、鳥井戸中央より西、坂本同邊、順禮橋これ、
界なり、川田乾の方、八段目上同、沖田、久傳田中ほど、宿

前上 法心下何の頃にや隣村永田村に法心坊と云僧居し
此所其下に當るをもて
此名ありといへり、
山 西南の方あり、高一
丁程、雜木たてり、
大岡川 下大岡弘明寺兩村の界より流來り、東北の方蒔田村
に達す、村を歴こと三四丁、川幅六七間、川に傍て水
除堤あり、
高五尺許、

住吉社 乘蓮寺御朱印地の内にあり、山上に社あり、前に石
階八十五級を設く、中腹に石鳥居を立、本社七尺に
八尺、上屋三間に四間巽向、村の鎮守なり、
末社稻荷社本
社、例祭九月十四日、乘蓮寺持、下同じ、
秋葉社左にあり、
本社、

太神宮 是も乘蓮寺御朱印地の内にあり、こゝも山上にて前の
住吉より一層高し、中腹に鳥居を立、小社にして上屋
あり、
東向、
十二天社 除地、一畝、小宮の前にあり、是
も小社にて上屋を立、常福寺持、
第六天社 除地、十歩、小名宿の前にあり、
稻荷社除地、
同邊にあり、是も、
白山社 除地、七歩、小名下の前にあり、
小社にて巽向、
乘蓮寺 永田村の境にあり、古義眞言宗、石川實生寺末、西向
山と號す、本堂六間に五間西向、本尊不動を安置す、

當寺は平政子の建立なりと云傳ふ、寛永十年三月十一日再
興、棟札の銘に奉造立鎌倉二位尼御影堂一字云々、大檀那同
宮次郎忠次、裏面に二位尼者北條四郎時政息女、則右大將
北御方、賴家實朝兩公之爲慈母、賴朝公逝去之後、經二十六
年、嘉祿元乙酉年七月十二日卒、法名如實、世人號尼將軍則
是也、井土谷郷依爲尼公分領存日立影堂、號乘蓮寺、雖然
度々兵亂破滅、今秀譽法印發分信憑他力令建立者也、伏願以
此功德登靈登上品蓮臺、六趣群類同聞覺眼矣と記す、開山は
照清法印と云、寂年詳ならず、慶安二年十月、寺寶 卷物
十七日、寺領三石六升の御朱印を賜へり、

一軸 尼將軍の一代記なり、掛物二軸 表題には二軸とも
古き物とは見え、尼將軍縁起繪と
あれど、一は北條時政江ノ嶋參籠より尼將軍臨終まで、尼將
軍堂 本堂に向て右にあり、二間に二間半、政子の像は木の
軍堂 坐身にて長二尺五寸許、玉眼を入て威嚴ある姿なり、
此堂は政子在世の時造立ありしを、中頃兵亂の爲に破壊せら
れしが、迺の後寛永十年再建すと云、前に記す棟札は此堂の
ものなるべし、

常福寺 祭地、八畝、小名西方山にあり、同宗同末、西法山と
號す、本堂六間に二間半巽向、本尊不動立像長七寸許、
開山開基の由、熊野社 本堂に向て左の方にあり、七尺に三
緒詳ならず、居を立、例祭九月十四日、
村内住吉と隔年に執行ふ、末社稻荷社 本社に向て
地蔵堂 永田村境にあり、木像なり、日限地蔵と號す、三間四
方の堂なり、側に碑あり、面に開山佛誓清心法印延

享甲子年と刻す、
永田村西光寺持、
尼將軍墓 太田村境にあり、五輪塔なり、語傳のみにて文字
は更に彫らず、
長壽院に葬せしならん、然らば當所
の墳は逸拜の爲に建したるべし、
古蹟尼將軍化粧井 小名宮下に二あり、一は水潤て廢井とな
る、一は石にて疊む、大さ直徑五尺許、
清冽の水なり、相傳ふ二品尼造に此水を汲せ、常に化
粧の料に充しと、一説に村名の起ると云もの是なり、
塚四ヶ所 小名順禮橋に二あり、直徑二間半餘、高六尺許、
又一は澁谷の勘解由塚と稱す、村民直右衛門が先
祖隱棲の地にて、其子に親善提の爲に築きしものと云、此者
の家號澁谷氏なればかく呼べり、一は齋藤塚と云、由來詳な
らず、

○蒔田村 蒔田村は、郡の北にて東海道保土谷宿より八
丁餘を隔つ、江戸日本橋より行程八里半、郷庄の唱を傳
へず、石川實生寺應永二十年の文書に、蒔田郷彦四郎在
那の名に及ばざれど、村の小名に花木と呼所あれば、是
當所の地名なること知べし、當村は昔世田ヶ谷吉良氏の
所領たりと云、按に「蒔田家譜」に吉良左兵衛佐成高關東
の公方或説に持氏より、武州世田ヶ谷相州蒔田を賜と云、又

荏原郡世田谷村豪徳寺開基の碑字には、成高が父吉良左京大夫政忠の時、此兩所を賜とあり、何れが是なる事を知らず、但蒔田を相州に繋しは誤にて、すなはち此所のことなり、相州の内には蒔田と稱する地名古より聞えず、且つ村内には吉良氏の居蹟あり、又軍記等に當所に吉良住せしこと著し、國境の地此彼混雜して記すこと其例少からず、御入國の後御料所にして、間宮彦次郎支配し、正保の頃は八木次郎右衛門が支配たりしこと物に見ゆ、後正徳二年村内を裂て、大久保大隅守に賜りしより、御料私領入會となり、今御料は大貫次右衛門支配し、私領は大隅守が子孫、大久保甚四郎知行す、民家三十餘、地形平かにして水田多く陸田少し、大岡川の水を引て用水とすれど不便にて旱損多し、又水溢の患もまゝありと云、村の廣狹東西四五丁、南北七八丁、東は堀の内村に界ひ、南は岡村に接し、西は下大岡村にて、北は大岡川を境ひて井戸谷村及吉田新田に隣り、檢地は文祿三年原田佐左衛門改む、其後開墾の新田は、享保十八年杉庄右衛門精谷金右衛門等糺せり、

高札場西北の方
小名 花木 北の方にあり、前に云應永十四年の文書
西寄



蒔田村館蹟圖

を、城根原 花田以上四ヶ所は村の中程を云、此或は清水臺と宿往還の邊を云、馬場谷東の方に呼べり、

大岡川 北の方村境を流る、下大岡村より來て吉田新田に達す、川幅七八間より十間に及ぶ、此川に長九間の板橋を架す、蒔田橋と呼ぶ、御普請所なり、

杉山明神社 除地、三畝、村の中程にあり、村内の鎮守なり、○太神宮 除地、十方にあ、○淺間社 除地、七歩、良、○稻荷社 除地、四歩、り、以上四社、村内無量寺持、

勝國寺 除地、三段、巽の方にあり、禪宗曹洞派、多磨郡下恩方村心源院末、龍祥山と號す、文明十一年吉良左京大夫政忠(蒔田家譜に政忠に作る)が開基なり、此人文龜二年六月十七日卒す、境内に墳墓あり、法名勝國寺殿照岳道旭大居士、或は洞春院殿とも稱せりと云、荏原郡世田谷村豪徳寺にも此人の墓あり、其碑面には洞春院殿と刻す、又云政忠後年名を勝國と改む、よりにこれを寺號とせしと云、されど家譜等には所見なし、開山は本寺七世天永琳連なり、元和二年八月十一日寂す、當寺草創と年代頗難するに似たれど、此宗門のならひ寺格賤き時は開山と稱することを得ず、此寺若くは當寺格賤かりしに、胎天廣脱と云僧住職たりし時、寺格進みしかば琳達を請て開山とせしならん、初の開山は詳ならず、過去帳に當寺前住一透無關禪室、天文十年九月十日とあるを古しとす、本尊華嚴釋迦を安置し、又傍に地藏一軀

を置、政忠の孫吉良左兵衛佐頼康の納る所と云、鐘樓門を入て左にあり、元白

山社 是も左の方にあり、吉良政忠墓 五輪の石塔にして高二尺五寸許、正面祖師西來の四字を刻し、臺石に政忠塔、背面に照岳道旭大居士、文龜二年六月十七日と彫る、政忠は足利左馬頭義氏九代の孫にて、吉良左京大夫頼高の子なり、事蹟詳ならず、此人其伯母弘徳院菩提の爲に、荏原郡世田谷村に一寺を建立す、今の豪徳寺是なり、其境内にも政忠の墓あり、遙拜のために建しにや、猶世田谷村豪徳寺の條并見るべし、此餘これに等しき五輪の石塔五基あれど、何も文字なければ何人の墳墓なることを知ず、想ふに政忠の孫左兵衛佐頼康も當寺に葬りしといへば、其墓五基の内にあることは知べし、傘松 境内山中にあり、開と云、圍八尺許、其形傘に似たるをもて名づく、又門外の岳上に稻荷松と云あり、昔此樹下に稻荷社ありしが今は廢せり、無量寺 年貢地、村の中程にあり、古義眞言宗、石川實生寺末、南龍山と號す、本尊不動を置、

阿彌陀堂 年貢地、是も中程にあり、村持、

古跡館蹟 東南の方にあり、土人城山と呼、或は清水臺とも云、又此内を別て原花畑など唱へり、吉良左兵衛佐頼康の居蹟なり、廣二町餘、今都て陸田となれり、頼康は右京大夫政忠に孫にて、左京大夫成高の子、北條左京大夫氏綱の婿なり、父成高は上州澗郡に住せしが、關東の公方より荏原郡世田谷及當所を賜りし故、世田谷に移住す、是を世田谷の吉良と稱せり、頼康も初は世田谷に住し、後當所に移る、是を蒔田の吉良とも稱し、又蒔田の御所とも

云へり、「小田原記」に永祿十二年武田信玄小田原出張の時、信玄片倉神太寺山をすちかへにかたひらと云所に山勢す、此近所蒔田と云所に吉良左兵衛佐殿居住なり、左兵衛佐殿は、其頃大橋山城守北見關加賀守など相具して小田原に在城あり、此吉良殿は氏康の御妹嫁也、按するに、同書又氏康の女蒔田殿とありて、其細注にせたいの御所蒔田殿の御前と記す、爰に云所と齟齬せり、「北條家譜」にも氏綱の女蒔田御所の室とあれば、氏康の女を頼康の室とするは誤なり、多日周防守其頃青木と云所に居住したりけるが、また殿の御所を焼せては甲斐なき命生て専なして、我かまを捨て栗田藤卷など云、同心共を召つれ蒔田を守護す、輕部豊前守、折節蒔田にありしが、各吉良殿屋敷の前なる山に上り、鐵炮をしかけ待ければ、敵是へも來らず云々とあり、或説に此舊跡正保の頃までは正しく在しが、何の頃かこぼれしと云、頼康は永祿四年十二月五日卒す、法名勝光院脱山淨

舊家者百姓又左衛門 村の名主を勤む、並木氏なり、祖先は荏原郡世田ヶ谷に住し、後當所に 〇同太郎兵衛 蒔田氏な移りて土着す、卒年等詳ならず、 〇同太郎兵衛 蒔田氏なを蒔田長門守と稱す、是も吉良氏の家臣たり、卒年詳ならず、法名榮久宗清居士と云、「小田原記」に載る輕部豊前守は、この人の一族なり、 〇同安左衛門 森氏なり、是も祖先は吉良氏どなるべし、 〇同安左衛門の家人にして、森豊前守と號し、永祿六年正月朔日死す、即森院高岳 鏡心庵主と諡す、村内勝國寺に墓あり

新編武藏風土記稿卷之七十八終

祿三年七月六日、近郷を押なへて寺田右京改む、今當村には水帳の寫のみあり、上書に大岡郷と記す、元祿年間上下に分ちし時、村民持地の雜揉ありし故、今も飛地多くして境界定かならず、

高札場二ヶ所一は村の中程、一は南に寄てあり

小名 大入を云、 藁村 同邊山の、 表村 中ほどを云、 宮地 北の入より北に、 八郎ヶ谷を云、 宮之前村の南

の邊を云、此以下の地 中之町 中程なり、 櫻町 堂下名土人は字とも呼ぶ、

中玉堂の 岐ノ宮下 岐ノ宮の 竹ノ下 村の北より下なり、

村の東にて民家より登り四丁餘、段別四丁七段九畝十八歩、村民持の雑木林あり、又同邊に秣場あり、一町三段八畝十

大岡川 西の方久保村界を流る、當村より上流を新川、當村より下流を大岡川と呼ぶ、關村より來て下大岡村に

達す、幅三間許より十間餘に至る、長十間の板橋を架す、久保村持、

鹿島社 免田一段五畝十九歩、見捨地六段四畝、南の方山上にあり、本社二間に三間半、拜殿二間に三間、本地十一

西觀音を安す、眞末社辨天社 〇白幡明神社 見捨地、村光寺持、下同じ、

新編武藏風土記稿卷之七十九 久良岐郡之七

新編武藏風土記稿卷之七十九

久良岐郡之七 本牧領

〇上大岡村 上大岡村は、郡の中程にあり、保土谷宿より南一里餘、平子庄と號す、「小田原役帳」に荻野が知行九十九貫四百卅二文、久良岐郡大賀郷七十八貫三百文、同所癸卯檢地増とみえたり、今も土人は多くをほが村と稱す、又正保改には上下の別なし、「元祿郷帳」より二村に分ち記す、江戸日本橋より行程九里餘、家數五十一、村の四境、東は山を隔て磯子村、南は關村、西は松本・久保・最戸の三村にて、北は下大岡村、巽は山を越て森公田村に隣る、東西の徑十五丁餘、南北十三丁許、天水を待て耕す、水田多く陸田少し、溜井二ヶ所あれど水乏ければしばしば旱損す、村の西に金澤道係る、下大岡村より入て松木村に達す、幅二間許、御入國後は御料所なりしを、元祿十一年荒川丹波守に賜ひ、又何の年にや倉橋某にも賜ひ、今子孫荒川三郎兵衛・倉橋惣三郎知行す、檢地は文

社、小

眞光寺 境内見捨地、二畝、外境内付山四畝、村の東南にあ

す、本堂五間半に七間、本尊阿彌陀、開山及起立の年歴は傳へざれど、中興僧諱賢壽永二年十月五日寂す、是より現住まで

安樂院 境内見捨地、三段三畝十歩、村の中程にあり、當院も

山王社 境内にあり、 白山社 岐宮社方一尺許の石室に

影たり、覆屋を建つ、土人は愛宕なりといへり、按するに當

院より北を小名岐宮下と唱ふ、又岐宮の號他に聞ざる所なり、

若くは久良岐宮の上略なるにや、さ 十王堂 見捨地、二段

程にあり、二間に三間、 眞光寺持、下同じ、

地蔵堂 年貢地、二畝許、村の北

十三坊塚 東の方なる山上にあり、中央の塚は高五六尺、或は三

尺、相傳ふ昔此地に、東せん寺と云古刹ありし頃の坊舎の跡

なりと、杉田村東漸寺、古へ大伽藍なるべければ、當時此邊

まで坊舎建つづきしにや、又關村東樹院の縁起に、彌陀堂

東漸坊傳聞屋布跡大岡境に有之とみゆ、もし東せん寺と云

は、此東漸坊の誤にや、 兩寺の條合せ考べし、

○下大岡村 下大岡村は、大岡郷と唱ふ、庄名前に同じ、沿革及江戸行程等既に上村に辨す、家數六十八、東は山を隔て岡村に隣り、南は上大岡村に並び、西は中里弘明寺の二村に續き、北は時田・井主谷の二村なり、東西は僅に四丁半、南北二十丁餘、土地高くして山畑は赤土、田方は黒きねば土にて、田は少く畑多し、溜井は村の南小名岩の谷に一ヶ所、小谷に二箇所あれど、埋もれて形のみ存して用ゆべからざれば、今別に上村内より大岡川を引來て、水田に注ぐ、故に屢旱損すと云、村の中程に金澤道あり、北の方時田村より入て、南の方上大岡村に達す、幅二間餘、當村も古くは御料所なるべし、何の頃よりか佐野某に賜ひ、今も子孫肥後守知行す、檢地は上村に同じ、

高札場村の中程
小名 下北の方 小谷南の方 千保り同邊な 岩ノ谷同上
久能 東の方を 岸谷東北の方 竹ノ内中程な 寺ノ下町 中ノ町此二名北の方にあり、土
山 東南北の三方にあり、東南の方は高七丈餘、北は高五丈許なり、東の山の村民の林十二町一段三畝十五歩、東北の山に秣場あり、一町三段許、

大岡川 村の西北界を流る、上大岡村より來り時田村に達す、幅四間、

神明社 除地、一段五歩、村の西南にあり、
○鹿島社 除地、二間に二間半、萬福寺持、下同じ、
畝、村の南なり、社
は二間に二間半、

若宮社 除地、二段三畝、村の東にあり、社の大き上に
同じ、吉祥寺持、以上三社皆村の鎮守なり、

諏訪社 二字 一は村の南にあり、除地一畝十歩、一は東にあり、除地一畝、共に小社にて、萬福寺持、下同じ、

○第六天社 除地、一畝、村
熊野社 除地、一畝十二歩、同じ
○淺間社 除地、一畝二十歩、中程にあり、
法積院持、以上三
社も小社なり、

吉祥寺 境内、見捨地、村の北寄にあり、古義眞言宗、石川實生寺末、地雲山如意珠院と號す、本堂八間に五間、開山僧覺眞安五年十一月十三日寂、開基は平戸大藏則正清八が先祖なり、文安元年十二月朔日死す、法名覺榮と號す、本堂十一面觀音、長一尺八寸許、

萬福寺 境内、見捨地、村の南なり、同寺の末、瑞瑞山と號す、開山僧長雄寛永元年三月五日寂す、村民藤七が先祖、平戸大學が開基せし處なり、本堂五間半に四間半、薬師を本尊とす、

法積院 境内年貢地、北の方にあり、當山派、修驗相模國高坐郡吉岡村龍光寺配下、開祖秀天永祿七年正月十三日

寂、本尊不動を安置す、

不動院 境内、年貢地、羽黒行人派修驗、江戸日本橋元大工町仙壽院配下、開祖秀榮正徳二年七月五日寂、不動を本尊とす、護摩堂あり、

千日堂 年貢地、村の西金澤道の側にあり、彌陀を本尊とす、萬福寺持、

兒塚 村の南山上にあり、高三四尺、幅二間許、由來詳ならず、下同じ、

行人塚 東の方小名久能に山あり、上に二塚あり、一は高五尺、一は高四尺、徑二間餘、塚上に圓一丈許の松一株植置り、一は高四尺、徑九尺許、是も上に、

物見塚 東北の方、小名岸谷の山上にあり、圍八尺許の松あり、

○森公田村 森公田村は、巽の海濱にあり、東海道保土谷宿より巳午の方二里半餘、江戸日本橋より行程十一里餘を隔つ、昔は當村及び森中原・森雜色の三村を合て森村と號す、文祿三年の水帳に武州久良岐郡杉田森村と記す、是より此邊は山麓に村落をなし、樹木特に繁茂せるをもて起りし名なりと云、正保の改にも森村と載せ、寛文四年の水帳に至て森郷公田村と記す、此頃より漸分れし事知べし、【元祿の國圖】には既に當村及中原・雜色の三村に分ち皆森の字を傍標す、又同時の郷帳には今

の如く森の字をかきつゞけたりと、當時區々に記せしと知らる、今はすべて三とも書連ぬるを常とす、公田・中原・雜色の名は、土地の中央にて平行なれば中原と名づけ、水田多くして貢税に充るに宜きをもて公田といひ、其餘を雜色と名づけるは、貢稻を出さしめずして課役の諸色雜費に充し所なれば此名ありと云、當村今も森郷と唱ふ、庄名は六浦平子杉田等の唱あり、戸數六十、村の四隣、東は海濱にして上總浦まで海上七里、南は森雜色村、巳午の方は森中原村、坤の方は田中村、西は山を隔て上大岡・關の兩村、北も山を隔て磯子及び岡村なり、東西九丁許、南北十丁餘、西北に山を負て其餘は平行なり、土性は赤黒の砂眞土にて、山畑はをほこ土と云、最も下品の土なり、田は四分畑は六分、天水を仰で耕せば屢旱損あり、されば村内二ヶ所に溜井を設く、一は小名清水坂にあり、長三十間横二十七間、一は茨久保にあり、段別三畝十八歩、共に當村と森雜色村入會の溜井あり、又當村西方の山上所々に小塚あり、百八塚と云、此外大塚經塚など云あり、大塚は東南にて高五六間、經塚は乾にて高三四間、皆雜木生茂れり、當村古より御料にして、御代官屢代り、正徳二年に至て大久保甚四郎に賜はり、今子孫甚四郎知行す、檢地は文祿三年十月寺田右京紀せ

淺間神社眺望圖



り、其後の新墾は寛文四年十月改むと云、高札場村の中央より少し

小名 御屋敷 陣屋川 幅三四尺の悪水堀なり、この土名は

し時の陣屋跡なれば此唱ありと云、御屋敷と唱 北ヶ谷

南向坂 松之内 富士之越 鹽波坂 京塚 赤穂

峰岸 かいとの北に當る 大塚 馬飼ヶ谷 長畑

鹿島脇 鳥打 百八塚 一本榎 稻荷谷 清水坂

東谷 西之谷 以上は村の 向ヶ谷 御嶽前 八臺

左藤内 逸見 岩井土 萩久保 荒神臺 臺之下

出口 飛鳥谷 ぶたい 越之浪 白幡 橋川通 以上

方の唱

山 村の西北にあり、北の方を橋落山淺間山など唱へ、西を清

水坂山と云、此坂を上り關村上大岡村に至る、登り三丁

許、又北の方に南向坂と云あり、登り二丁許、磯子村

に通ず、山中所々に秣場あり、段別合九段二畝二歩、

林 村の坤に當る、小名荒神山と

唱ふ、段別九段三畝六歩、

海 村の東にあり、海濱を屏風ヶ浦と呼、南の方富ヶ岡の出崎

より北の方本牧の鼻まで、海岸のさま屏風を立たる如し、

故に此唱ありと云、爰より江戸まで海上九里、潮千凡三丁

餘、此濱にて村民等魚獵を専とす、夏はかつら網又手操網、

三 〇御嶽社 除地、十五歩、

〇荒神社 年貢地、東北の

寸、七尺、以上の叢社皆松

本村修験権現堂の持、

篁修菴 除地、一段二畝、村の坤の方に在、荒貴山と號す、禪宗

臨濟派、杉田村東漸寺末、本堂五間半に四間、開山光

室永徳元年九月三日寂す、本尊釋迦は坐像長一尺五寸、元祿

七年村の名主太郎左衛門の寄附する所なり、其前の本尊は詳

ならず、鐘樓境内、巽の方にあり、延享元年四月鑄造

林香菴 年貢地、村の西にあり、本山前に同じ、雨峯山と號

す、本堂六間半に四間半、開山聖溪龍公、應永二十三年

五月二十九日化す、觀音堂境内、巽の方にあり、本

本尊釋迦坐像長二尺、觀音堂手觀音長二尺八寸、

十王堂 除地、二畝、村の東にあり、三間四方の堂なり、

本地地藏、傍に如意輪觀音を安す、林香菴持、

〇森雜色村 森雜色村は、戸數三十八、東は海にそひ、

南は森中原村、西北の方は森公田村なり、東西二丁許、

南北四丁程、田少く畑多し、地形すべて平行にして天水

を仰で耕せり、村名の義は前村に辨せり、方位及分村檢

地の年代郷庄の唱へ、江戸よりの里數、土性、御代官の遷

替等すべて前村に同、高札は森公田村に立るを兼用ゆ、

小名 赤穂 西北の方 稻荷谷 戸西の 臺ノ下方、柳作

南の方、 腰根 白幡

下同じ、

冬はけたと云、繩綱を下す、

けたは海鼠を捕の具なり、

淺間社 除地、五畝歩、村の北の方山上にあり、社二間に二

間半、我羅山の額を掛く、森三村の鎮守なり、松本

村修験権現堂の持、故に本地薬師像は常に權現堂に安す、相

傳ふ此本地の金像は聖徳太子の御作にして、坐像長三寸七分

守邦親王の守護佛なり、建武年中親王當社を造立して安置せ

られしと云、建武は親王薨御の後なれば年代誤あるべし、又

寺傳に其後房州里見氏此邊亂妨の時、堂宇以下焼失せしと

云、本社より北の方一丁餘を下りて石小祠あり、下淺間と號

す、前に御手洗池と號して細流あり、此淺間山は海濱に張出

たる高山にて、眺望開け上總の嶺際天際に連て波濤の如し、

右に當ては富ヶ岡の鼻張出し、夫より二里餘を隔て本牧の出

崎突出し、又遙に富ヶ岡の先に張出したるは、相州三浦郡觀

音崎走水の出崎にして、この山の

眺望殊に美なり、圖右に載す、

天照太神宮 除地、十五歩、村の西南の方にあり、九尺に六

尺、元祿十年造立の棟札あり、神體は石像長一尺

寸、

〇神明社 除地、二畝二十歩、村の西北にあり、社二

間半、明暦二年の棟札あり、神體は

立像長 〇牛頭天王社 除地、六歩、村の北にあり、社は二

新編武蔵風土記稿卷之七十九 久良岐郡之七

海 村の東にあり、土民魚獵の利あること總て前村に同じ、海岸より五六丁を隔て水底に石あり、旗立石と號す、年々三月潮退頃其形あらはる、春臼の如く、海底より四尺程も起出す、圓徑五尺許、凹き處圓徑一尺許、相傳ふ源氏の旗竿を立し石なりと、其實は此邊の石にまゝ天然此形に似たる物あり、土風造化の然らしむるならん

白旗明神社 除地、六畝、村の巽にあり、二間に二間半、村の鎮守なり、鎌倉將軍賴朝を祀る、神體木にて作る、坐像長五寸五分、天照大神稻荷の二坐を合祀す、長各四寸三分、太神宮は元來字臺原と云所に別にありしを、近頃當社に合祀せり、貞享三年の棟札を納む、松本村修驗權現堂の持

第六天社 除地、一畝、村の乾にあり、五尺に七尺、正徳三年造立の棟札あり、持前に同じ、○子權現社 除地、十五歩、村の巽にあり、石祠なり、同じ持

神明宮 村の西北の方にあり、白旗に合祀せる太神宮の舊地なり、今は石祠のみ存す

○森中原村 森中原村は、戸數四十九、名義は森公田村に辨す、東は海邊にして、西は山を隔て栗木・田中の二村、北は森雜色・森公田の兩村なり、東西五丁餘、南北四丁餘、田少く畑多し、天水を仰て耕す故に往々旱損あり、村内二ヶ所に溜井を設く、一は段別二段十五歩、一は段別一段一畝ともに西に寄てあり、高札場村の中程にあり

小名 桐ヶ谷前南の方 谷田入口西の方 出口北の方 離山丑の方に當れり

山 村の西南にあり、小山なり、又栗木村に通ずる坂を鳥居坂と唱ふ、登一丁餘、山上に秣場あり、栗木田中當村入會の町七畝二十歩

海 村の東なり、漁獵等のこと前村に同じ

諏訪社 除地、一畝五歩、村の鎮守なり、中程より巽の方にあり、二間に二間半、神體は坐像にて長八寸七分、松本村修驗權現堂の持

熊野社 除地、五畝、村の乾にあり、山上に社を建、九尺に二正徳年中改寫せしものなり、當社は泉藏院智覺、建久三年十一月造立すと見ゆ、其餘採用すべきものなし、社中に太神宮貴布禰、稻荷、八幡、牛頭天王、船玉神の六坐を合祀す

願行寺 除地、一段五畝、村の中程にあり、淨土宗、橋樹郡神奈川宿成佛寺末、海照山海藏院と號す、本尊阿彌陀は長二尺一寸餘、脇立觀音勢至長各一尺二寸餘、當寺古は禪宗にて開山法燈國師、永仁六年十月十四日寂す、夫より三百餘年の後まで猶禪家たりしが、諸譽存廓の時淨土に歸依して改宗すと云、此僧は延寶三年四月十九日寂す、本堂八間に六間半、東寺寶 涅槃像一幅 出山釋迦畫像一幅 向なり

十三佛畫像一幅以上何れも筆者詳ならず、鐘樓境内にあり、一間餘四を掛く、序銘あれど考證 太神宮天滿宮合社境内の鐘に益なれば載せず

如來寺 餘地、二畝歩、村の中程にあり、松風山と號す、本山前と同じ、本堂五間に四間、本尊阿彌陀は信州善光寺四十八體の第七體なり、是海中出現の像にて秘佛なり、往古此所荒神の社なりしが、如來出現の後廢して此寺を創立すと云、今も境内に荒寺寶 祐天僧正名號一幅 彈誓上人神の小祠あり

名號一幅 觀智國師名號一幅 荒神社境内にあり

泉藏院 年貢地、本山修驗京都聖護院末、大藏山桐谷寺と號す、桐谷は此所の小名なり、山號古は紀州山と號せしが、三代以前の僧今の山號に改むと云、元祿三年七月二十六日年行事職の免許あり、尤郡中八ヶ村の修驗は、松本村權現堂の支配にして、其餘は郡中すべて當院にて支配せり、縁起の略に當山は右大將賴朝の建立、四所祈願所の一にて、本鎌倉山崎郷に道場を構へしに、争亂の世廢して道場所領たるをもて、此地に遷せしと云、南方年行事の古跡なりと載す、開山大僧都智覺法印、正治元年六月初日寂す、當住迄凡三十世連綿す、本尊不動は坐像にして長一尺二寸五分、弘法大師の作、二童子長各一尺二寸、同作なり、又祖師神變菩薩の立像一軀を置、長一尺三寸餘、運慶の作、四天王立像各一尺二寸餘、同作なり、本堂は 寺寶 不動畫像一幅 兆殿 南向五間半に五間 寺寶 不動畫像一幅 兆殿 如意輪觀音畫像一幅 覺彦比 釋迦涅槃像一幅 十六善神畫像

一幅 東坡居士畫像一幅 兩界曼陀羅二幅 右何れも筆者詳ならず、大般若經全部 一切經全部 舞扇一具 靜女の舞扇と云、模樣あり、されど近來 法螺一口 鎌倉傳來源家寄附の 鎗造りしものとみゆ、品なりと云傳ふ、長刀一振 以上二品は笹下一筋 河安西住貞國作、直鑿 長刀一振 以上二品は笹下にて柄ともに七尺許、間宮氏所持のものなり、子孫より當寺に 觀音堂門を入り正面にあり、金澤札寄附せしと云傳ふ、所第二十九番なり、二間に二間半、本尊正觀音立像、長一寸八分、淺草寺感得の尊像と云、前立は行基の作、長一尺六寸、其餘安置するもの出山釋迦立像、長一尺六寸、惠心の作、金毘羅社境内に續たるり、拜殿二間に三間、大鐘今はなし、古鐘の銘文の本社六尺に八尺、大鐘寫のみあり、左にのす、

武藏國紀州山桐谷乘寺鐘銘并序 夫鐘也者、以音聲爲佛事也、所以懸於給孤之園、開覺八萬大衆、扣於須彌之頂、結集十二分教、業林禮樂、自此以興隆、地獄辛酸賴是而解脫、凡佛祖示生說法、靡不用之、況此方教體、實在于音聞也、武藏州紀州山桐谷乘寺者、蓋智覺僧都所創之基、而鎌倉右幕下飯依之道場也、然岳師不肯自居開山之位、乃請眞淨榮源僧都爲二世、蓋德厚而守之以謙也、建久丁巳春、遭變攸之變、幕下輒重新輪奐、殿堂門

廡無不備矣、但未有巨鐘、甲子冬、寺主榮公、募衆檀聚赤金而範之、重若干斤、晨昏考擊貴乎、妙音常住、廣演大千之教、圓根清淨、頓脫萬劫之機、情與無情、同證寂滅者矣、予適寓鄰寺、開講楞嚴、寺主請予銘、爲之銘曰、

桐谷淨刹 紀州梵筵 分天台教 輝四明燈
範成巨器 永鎮山川 虛空口豁 金剛體堅
長鯨吼浪 神龍出淵 遠徹三世 普及大千
本開常住 妙音密圓 既離動靜 豈藉因緣
三昧成就 般若現前 得一生果 脫萬劫纏
頓起苦趣 高遊義天 佛日果々 聖曆綿々
維時建永元年丙寅三月吉旦

洛陽賜紫沙門

賢道謹誌

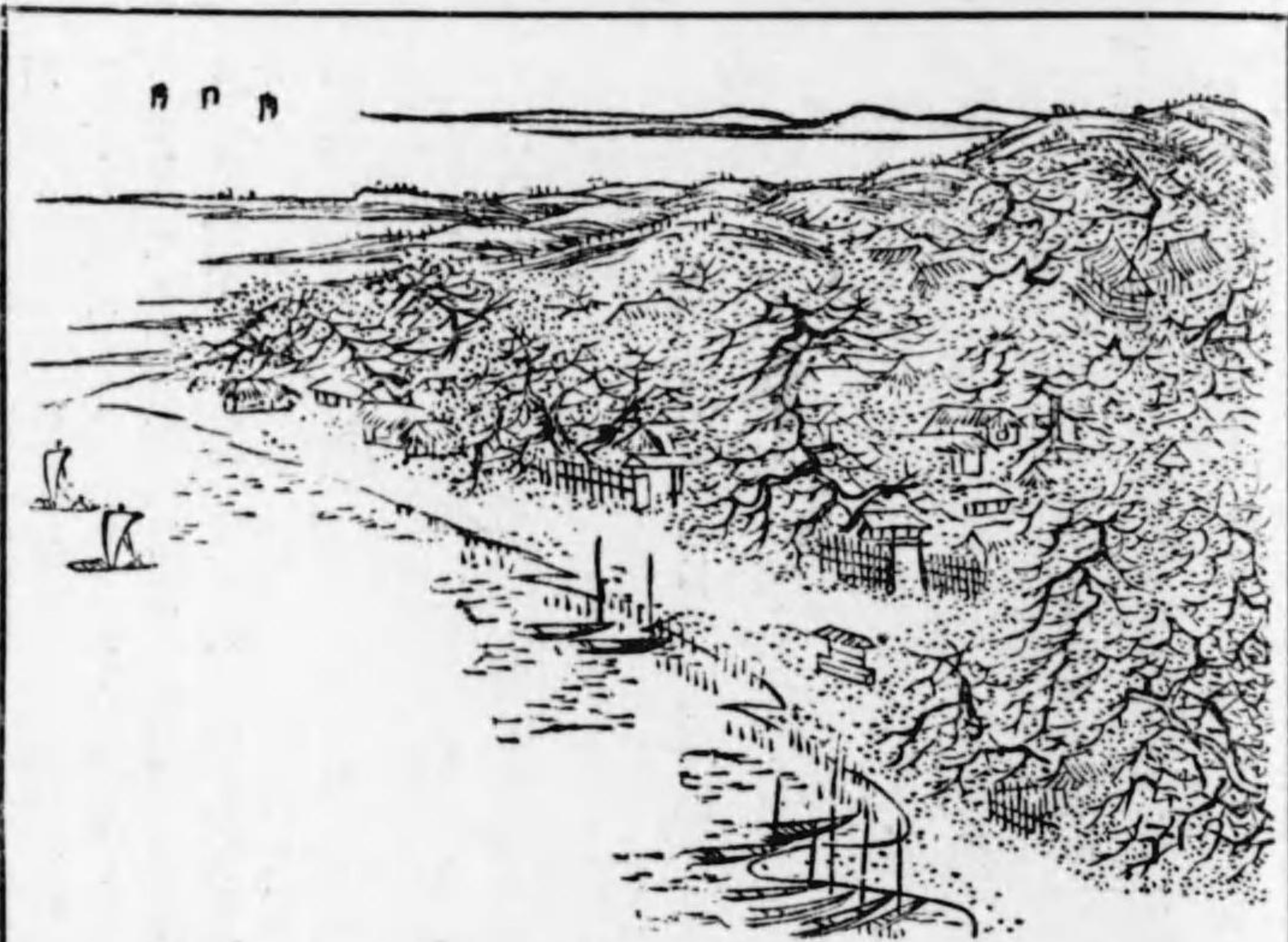
當山二世傳燈佛子

榮源造建

鑄物師

國井和泉守春宣

六境内の名勝なり、下 凌雲巖後背の山頂を云、 歡喜
嶺前の山を云、古聖天社 踊躍峰北の方に 觀海臺西の山
嶺ありし故に名づく、



杉田村梅林圖

頂な 觀梅亭 西方山の半腹にあり、門前より杉田の邊をみ
り、觀梅亭 西方山の半腹にあり、門前より杉田の邊をみ
されど今 熊野社無野社ある 五名水 華嚴水 五世の僧
亭なし、 談の時、偶早敷の患あり、里人の憂患を休めんとて、岩を
穿ち呪詛せしかば、甘泉湧出す、故に此名ありと云、 白
露泉 水勢白濁の如し、故に此名 醜梧池 前の山にあり、今
あり、岩間井北の山麓にあり、 琴糸瀧 本堂の後にあり、今
名水は、共に三世の僧仙の時造りしと云、 ○不動堂 除地、
今より前三世の僧の時、今より成れり、 ○不動堂 除地、
村の乾にあり、二間に 二間半、泉藏院持、

○杉田村 杉田村は、東の方海濱にあり、正保元祿二圖
は寺家村と記す、杉田は古名にて妙法寺大寺なりし故中
頃寺家と號し、今又古名に復せり、彼寺縁起に古此地
杉多し、故に杉田の名起れり、今此邊二十二ヶ村皆其地
なりしといへり、又【小田原役帳】に間宮豊前守三百貫
文、久良岐郡杉田云々、但杉田郷丑年之増分は、惣檢地上
改可被仰付、又鶴岡領五十貫文、久良岐郡杉田之内と載
たり、江戸日本橋より行程十二里、東は海岸に添ひ、西は
保土谷宿より金澤・鎌倉に達する往來を隔て中里村に隣
り、南は富岡村に接し、北は中原村に界ふ、東西南北皆其
徑十二丁に餘る、土地多斥鹵なれば穀類野菜相應せざる

をもて、殊に梅樹を多く植て其子を採る、今江戸の人杉
田梅とて、花時觀賞の遊客至るものは即此所なり、初梅
樹を種しは百餘年前のことなれど、六七十年前迄は畠の
周廻に、すべて竹藪ありて梅花の賞今の如く盛ならず、
年を逐て多く種樹しも行ほどに、土地の應ぜしにや皆
能繁茂して梅林をなし、近き頃は其數幾千株と云ことを
知らず、其中元よりの老樹も多しと云、此梅なべて單辨
の白花にて能實のれり、後々は中原・根岸・瀧頭・富岡の數
村皆當村に倣て梅林を開き、年々梅實數百石を採てこれ
を賣く、もとこれ當村より起るにより、都て杉田梅と稱
すれど、其味は當所の産に及ばずと云、されば花時には
芳香數里に及び、景色ことに勝れたり、文人往々雪霜を
侵して遊賞し、今は梅花の一名區となれり、民家百軒、
水田陸田相半し、土性は野土にて砂交れり、生産梅實の
外漁獵を事とす、海鼠腸殊に佳品にして貢税の定數あ
り、御用船及浦役を勤む、村内四條の道あり、其一金澤
浦賀鎌倉の街道にて、當村と中里村との境を達す、村に
係ること二丁餘、幅二三間、是古道なるべしと云、三條
の道は農夫作場往來の小徑なり、古の檢地は詳ならず、
後の新田は寶永九年志村多宮、明和四年辻源五郎改めし
と云、ともに村の南よりあり、御入國の後も間宮左衛

門信繁が知行なりしに、寛保元年子孫左衛門信勝の時、家廢して御料所となり、安永七年に又村内若干を割て稻葉某に賜ひ、文化十四年又少許の處を古川山城守に賜はり、今も御料の外稻葉遠江守、古川山城守知行入會の地なり、

高札場 御料は小名辻にあり、遠江守知行は小名大戸にあり、

小名 青戸 海邊妙法寺の前の宮原村の中央 辻同邊なり、

門前北の方に中原 北原田前の續 新田門前より南の境なり、

中ノ町南の 尾崎中ノ町より少し 向谷中町より巽の方妙法寺の裏通りを

云、坪呑中ノ町より西 宮田北の 堂ノ前妙法寺山の南にあり、

桑原坪呑につ 長作宮田と坪呑の 山神宮田の西に 大谷堂ノ前の 雑子ヶ谷坪谷の西に かつみ田西の方に 臺

中里村の境西 郷戸是も中里村の境に 北風松の間に臺

あり、 大どう 青戸の邊 前田妙法寺の南にあり、

御林山 小名かちみみにあり、御林の廣さ九畝六歩、又此山の續に稻葉遠江守が林二十七歩許あり、

遠藤山 大般若塚より少しく南にあり、由來詳ならず、

大般若塚 小名内山にあり、村内東漸寺庫内に、大般若經の靈魚に食まれしありしを埋みて築きし塚なり、

屏風浦 東の海邊を云、南は富岡の出崎、北は本牧の海崖張出て其形屏風を立し如し、故に此名あり、一名うつ

みか浦とも云、内海が浦の義なるにや、

溜井二ヶ所 一は小名坪呑にあり、一は小名大谷にあり、此餘山間の清水をも引注けり、

八幡社 除地、一町四方、小名宮原にあり、村の鎮守なり、石階敷の上に石の鳥居を立、本社一間四方、上屋五間

軍扇を持つ、勸請の年代詳ならず、間宮某納めたる像と云、

例祭六月十五日、九月廿五日、社後の山上よ、末社稻荷社本

の右にあり、地頭稻葉氏、別當妙觀寺本社に向て右にあり、

の靈を祀るにやと云、 法華宗、江戸丸山本妙

寺末、間宮山と號す、間宮氏開基とのみ云傳ふ、本

堂五間に四間、本尊三寶を安す、開山詳ならず、

東漸寺 境内、除地、三丁に二丁、小名門前にあり、禪宗臨濟

派、關東十刹の一なり、靈桐山と號す、物門を入ること

凡十八九間にして、中門を立、靈桐山の額を掲ぐ、落款に見

圓覺峯額書とあり、又五六間にして池あり、小橋を架す、

又二三十間にして本堂に至る、中門の内左右に塔頭ならべ

り、下に出す、相傳ふ正安三年北條備前守宗長開基禮越とし

て、開山宏覺禪師をして當寺を創建せしむと、寺記宗長を時

長或は定長に作る、相模守時政が五代の孫なりと云、按に【北

條系圖】に遠江守朝時が子に備前守時長あり、【東鑑】に據

は、此人建長四年八月二十六日卒せしなれば、年代三十餘年

搗月浸欄干、釋月翁元規禪師、嘗遊東漸寺作曰、滄

溟渺々接天遠、月落波心鏡樣新、夜靜扁舟歌宛轉、蓬

窻多有不眠人、元規禪師康元元年十一月五日寂、釋道通字大川、有題東

漸寺作曰、山圍平海小坤維、白鳥衝湖映落暉、空盡

十霜飄泊浪、水天上下碧瑠璃、大川和尚曆應二年二月朔日寂、釋道昭

子靈巖、嘗遊東漸寺賦曰、水遶山腰碧似藍、月離雲

嶠落波瀾、數聲欸乃漁歌外、風捲蘆花洲渚寒、釋德瓊

字林叟、遊東漸寺偈曰、寺在江濱馴白鷗、石屏如畫入

幽眸、釣船一曲漁歌曉、明月蘆花天地秋、釋德紹字

無絃、題東漸寺作曰、一節扶過幾重山、歷盡崎嶇沙際

寬、興未窮兮回首去、松風帶波海風寒、釋本立號千

峰、嘗題東漸寺曰、千載桃翁舊典刑、焚修續續德帷

聲、門庭臨岸接蛟室、殿閣倚空對石屏、氣霧前灘烟

浪瀾、風回別海水雲腥、奇蹤恰類焦山景、只闕沙頭

壑鶴銘、釋祖裔字竺芳、東漸寺作曰、傑出東州仙境

地、千峰環拱鎖雲煙、杖頭活活生平眼、月卯海心玉

一痕、竺芳和尚應永元年七月二

上れり、時長子備前太郎定長は、正安の頃の人なれば、此人亡交時長菩提の爲に當寺を開きしなるべし、故に父子の名を混じてかく傳ふるにや、此人時政五代の孫なれば世數は符合せり、忌日を七月二十三日とするもの【東鑑】時長の卒日と合はざれば、恐くは定長の卒日にて紀年を失せしなるべし、開山宏覺禪師は、鎌倉建長寺開山大覺禪師の高弟にして、嘉元四年十二月六日寂す、按に宗長普通の【北條系圖】には載せず、若くは定長の誤にや猶追考すべし、

【延寶傳燈錄】云、釋德悟開武之東漸寺、山號爲開山

祖、本朝高僧傳釋德悟字桃溪、晚依禮越之請、閑居

武之東漸寺、其地臨海、風景鮮也、一時名宿、多以

題贈、溪亦作偈曰、冥心丘壑絕追攀、放曠希夷宇宙

寬、重疊山遮名利路、渺々海隔是非關、蒼松翠竹烟籠

淡、古岸平沙月照寒、即此逍遙無外事、白雲儘得伴

清閑、釋德詮字無及、弘安壬午春、與佛光無象諸師

遊東漸寺、各有賦詠、詮所賦曰、峭壁嵯峨碧浪深、

樓臺倒景醜波心、目前盡是普門境、時聽海潮鼓梵音、

釋宗鑑字明窓、不詳其姓其許、弘安四年住武之東漸

寺、嘗題偈曰、此地分形隣少林、一株嫩桂綠陰深、前

村不斷漁歌曲、遠谷遙聞石磬音、親說舌頭無味話、全

提鼻祖正傳心、但仰聖加頻懇禱、締構速成容衆襟、釋

文岑字象先、桃溪悟公弟子、有東漸寺作曰、徑通幽

處海天寬、潮落沙汀鷗鷺閑、憶得高秋清夜景、寒濤

これ等の作に據ば、當時寺域のこと推て知べし、【小田原役帳】に五十五貫文、東漸寺分と記す、頗大寺なりしこと知らる、天正の始房州里見氏渡海して、戦争の地に當りしかば、伽藍も衰廢に及びしと、又寺傳に中興開基間宮左衛門尉教信な

りと云、(間宮系圖)に教信なし、恐らくは左衛門教信の誤歟、教信は寛永の頃の人にて當時の地頭なり、地域今も結界清寂にして殊勝の 本堂 六間に五間東向、本堂釋迦坐身長二尺、立像にて長二尺四寸許、又延 開山堂 本堂の後にあり、二尺生佛をも安置す、長四寸、堂内扁額に勅諭 宏覺禪師と書す、花園院の宸翰なりと云、又外簷に見性の二字を扁す、是開山宏覺の筆と云、宏覺の像は椅子に倚る状也、長二尺餘、傍に開基北條備前守宗長の像あり、 觀音堂 二半身長二尺餘、名字異同の説既に前に辨せり、 一面觀音なり、立身長四尺餘、 辨財天社 池の中の嶼にあり、辨天は坐像長一尺八、 天神社 本堂の右にあり、稻荷社 開山堂寸、池淵凡二百坪、 鐘樓 本堂の左にあり、鐘高三尺四寸、あり、是 鐘樓 本堂の左にあり、鐘高三尺四寸、

久良岐古招提、號曰東漸、前主山僧宗鑑緣契檀門、掃蟻窟蜂房、革爲禪刹、幢々雲水、交武於途、然視諸方叢林、所宜有者闕典、住山了欽獨病無洪鐘諭晦明、自知一力難成、旁募衆緣、得辨大器既成矣、無銘其可乎、

銘曰

大器圓成、遐邇旬旬、覺夢孤客、息苦幽生、聲不到耳、耳奚到聲、無來無去、非虧非盈、根塵消殞、自他齊平、圓通三昧、觸處洞明、烏回免轉、海晏河清、

日蓮を崇信す、文和元年當寺を起立して中山法華經寺日禰を請て開山とし、己二世を繼ぎ、同十二年六月十三日化す、今村民に日荷が子孫と云者あれど事跡の詳なるを傳へず、又六浦上行寺も日荷が起立の梵刹なれど、是も詳なる傳なし、又橋樹郡南加瀬村に妙法寺跡と云ものありて、日荷が開基せしなど云へど、もとより舊蹟となりしことなれば、其由來は詳ならず、又當所日蓮上人船中問答の古蹟なりと云傳れど、上行寺及び町屋村安立寺にても同じ傳へあれば、何れを實蹟とすべきや定かならず、本堂七間に六間、三十番神堂、本堂の半、本尊三寶及日荷が木像を安す、 四方、九尺、牛頭天王社 門外にあり、三間に二間、前に鳥居あり、伐として駿河國より武藏國渡海の時、此杉田の沖にて俄に難風に遇ひ、漸く濱邊の山岡に上り、是なる松樹を神になぞらへ、牛頭天王に祝ひて軍中無難を祈誓し給ひしかば、忽風止み波靜り、頓て恙なく渡船ありし故、此松を神松と名付、或蟹の形似たるにより、蟹松とも呼り、夫 祖師堂跡 鐘樓堂に右の方にあり、 鐘銘左の如し、

武陽久良岐郡牛頭山妙法寺者、正中嶺第三住日禰上人創造之靈地、一乘廣宣之精舍也、蓋夫舊牛頭天王所鎮坐、故以名山、妙法上人所寄附也、故以名寺、妙法上人者誰也、荒井因幡大掾是也、一乘之信力、確乎不可拔矣、是則勇猛也、是則精進也、其行秀于凡、其迹等子權、宜哉稱妙法也、其實無差也、聖人

板圖傳遠、帝基不傾、 時永仁六年戊戌孟春望日 住山比丘了欽謹 大工大和權守物部國光

塔中 眞樂庵 本堂に向て右にあり、六間に四間、本尊正觀音を安置す、妙覺禪師の起立と云、妙覺は元和四年十一月 多福院 堂に向て左にあり、四間に三間、子十八日寂す、 安觀音を本尊とす、象先文岑和尚の草創なり、文岑は康永 保福院 蹟堂の西方にあり、廣覺禪元年十月八日寂す、 佛地は應永二十三年七月二院と成て再建 成願院 蹟堂の西南にあり、佛地は應永二十三年七月二に及ばず、 當院も再建に及ばず、 直傳庵 巽の方にあり、本知べし、當院も再建に及ばず、 尊樂師を安す、東震和尚の起立と云、東震は 長慶庵 東の方にあり、本尊阿彌陀實堂和尚當庵を創應永十八年六月五日寂す、 正水院 境外巽の方にあり、三間に二間十一日寂すと云、 本尊地藏を安置し、又別に十王の像を置、故に里人は十王堂と唱ふ、悅山 東光庵これ和尚起立す、悅山は至徳三年十月十三日寂す、 東光庵も境外にて西南の方にあり、三間に二間半、本尊樂師、僧嶽草創す、此僧應永十九年十一月二十一日寂す、 妙法寺 餘地、三町餘に二町餘、小名大戸にあり、法華宗、下總國中山法華經寺末、牛頭山と號す、開山は日禰上人、開基妙法日荷上人、此僧俗たりし時、荒井平次郎光善と稱し、後又因幡大掾と改む、晩に薙染して日荷と號し、摩く

以此勝地、投于祐聖人、爲蘭若來、三百三十有餘歲、粵延寶庚歲、有大風巨難、舊所荀虛梵鐘、忽及破却、故以予雖欲再營之、乏其費用、徒經歲月、如今憤然發起善願力、近募助資於當境之檀家、遠請達嚨於武城之信屏、命武都之良冶、鑄鑄亟成矣、夫爲梵鐘之德也、不可思、不可議矣、若夫報時驚眠、夢微幽濟罪苦、矧集衆聞法乎哉、願梵鐘無邊之音聲、遍法界、無量之利益、到永劫、然則檀度之功、亦豈一旦一方之謂哉、仍忘蕪陋、以記其梗槩、銘曰 牛頭山上 新繁華嶺 和風響嶺 侵濤鳴瀾 入雲音遠 吼月聲清 廣遍諸法 遙傳妙名 自應實清 忽曉迷情 億々萬劫 大利縱橫 維時貞享元年龍集甲子秋七月十九日 牛頭山妙法寺十七世詮量院日東

神松 由來は天王社 六浦上人墓 境内山頂にあり、正面中央傳に見ゆ、 六浦上人墓 境内山頂にあり、正面中央人、第二祖妙法上人と記し、碑陰に願主宗柏寺六世日蓮上人、當山二十世日蓮上人と彫る、此餘墓所に開宮兵庫頭常信以下子孫の碑并立つ、常信 塔頭 觀成坊 四間に三間、本が家系陣屋跡の條に具す、 寶藏坊 六間に三間、大永六年永二年四月二十三日寂す、 寶藏院 開宮兵庫頭常信の室妙信が志願にて、寶藏院日禮起立す、日禮は天文八年五月廿三日寂し、妙信は天文十一年十月十三日寂す、本尊三寶祖師、

眞如坊 四間に三間、三寶祖師を本尊とす、開基は間宮左衛門
信秋の女、眞如院日安と號す、寛永十七年十一月朔日
没す、以上三坊大門の左右に在
しが、回祿の後未だ再建ならず、

舊跡陣屋蹟

小名辻にあり、方一町許の地なり、間宮左衛門
尉信次(或は常信に作る)以來世々の陣屋なり
と云傳ふ、家譜に據るに信次は豊前守信盛が二男にて、北條
氏綱及び氏康に仕ふ、天文十五年八月二十七日、相州三浦走
水に於て戦死す、法名法西、妙法寺に墳墓あり、其子左衛門尉
信忠初め藤太郎と稱す、氏康及び氏政に仕ふ、【北條役帳】に
五十五貫文、東漸寺分十五貫九百四十四文、同所壬寅増分以
上七十貫九百四十四文、間宮藤太郎領分とす、則是なり、其子
信盛も亦藤太郎と稱し、後左衛門尉に改む、北條氏に仕へて
小田原水尾城を預りて忠功あり、文祿元年壬辰東照宮に召出
され、舊領の内杉田中里兩村五百石の祿を賜り、御使番御鷹
方を兼勤む、慶長十年正月十五日、武藏國久良岐郡杉田村の
内五百石、三河國碧海郡上條村七百石、近江國伊香郡の内五
百石、合千七百石、充行訖全可領知者也との御朱印を賜は
る、(或譜に云、左衛門尉信盛、母は武田卜心が孫孫太郎が
女、初氏政及び氏直に仕ふ、天正十八年東照宮に仕へ奉る、
次て台徳院殿に仕ふまつる)、元和三年病死、法名日緣是今旅
下の土間宮傳次郎、(寛永二十年左衛門信秋願により、七百石
の地庶孫孫太郎に配當す)同左膳(後信が四男伊大夫信
明が子孫なり)等が宗家とす、此家元文五年左衛門信勝没し、
子なくして封邑を除かる、家譜及び御朱印皆今傳次郎が家に
傳ふ、又此村の百姓源左衛門(舊家の條に詳なり)が庭園に
奥屋敷と稱する地あり、是も又間宮氏陣屋の蹟なりと云傳
ふ、按に間宮一族杉田に住せしと云こと、家記に往々見えた

り、其領地たるに依て、文祿天正の頃子孫繁衍して此地に聚
居るならん、此館跡及び開基の寺院本郡に多し、東照宮江
戸御在城の後、いつとなく各江戸に住居を移せしと云、家譜を
按するに、間宮は近江源氏佐々木の支流にして、其後裔伊豆
に遷る、新左衛門信冬及豊前守信盛(信次が父信次已に上文
に在)に至て、北條長氏及び氏綱に仕へ、總先鋒の士大将とな
り、川崎城主たり、(橋本郡川崎村の條に詳かなり)其子盛頼
或は信元に作り、又政綱に作る、事跡本郡松本村の條に詳な
り、盛頼の子康俊、又豊前守と稱す、氏康及び氏政氏直に仕
ふ、天正十八年三月二十九日豆州山中城に於て戦死す、行年
七十三、法名宗閑、(或譜に宗覺に作るは誤)豆州宮根に葬地
あり、後寺を建て宗閑寺と號す、【北條役帳】に間宮豊前守あ
り、總高六百九十八貫百二十二文と注す、其内五百文久良岐
郡杉田、七十五貫九百文同所壬寅増とあり、時代を推考するに
永祿年間なれば、此豊前守は康俊のことなり、北條五世間宮
氏多くこれに仕ふ、小田原没落の後に及て、一族御家人とな
りしものすべて二十
人の多きに至る、

舊家者百姓源左衛門

荒井氏なり、家譜に據るに、先祖荒井因
輔守光善此所に住し、後裔染して、日
蓮宗の僧となる事は妙法寺の條下に詳なり、其俗たりし頃の
子胤ありといへども、數世の名字詳ならず、遙の後源左衛門
威忠と云ものあり、後に甚之丞と改む、天正十八年東照宮に
仕奉り、間宮左衛門信繁に屬して鷹師となる、嘗て命を承て
總州行徳村、農民の争論を鎮め、御杖の道服を賞賜せらる、
又關原役にも供奉す、初威忠稻毛領北加瀬村にて采地を賜は
りしが、文祿二年願に依て廢米に替賜ふ、元和二年没して妙
法寺に葬る、子孫平右衛門信保・藤兵衛信行、皆村中に産し

箕業を繼り、後其長間宮左衛門職を廢せらるゝに及て、信行
も寄合番佐野十左衛門・山本藤右衛門等が支配に隸し、移方
御用を勤む、此時江戸に移りしならんと云、是今の代官職荒
井平兵衛保惠が祖なり、源左衛門は其庶流にて、世々祖先の
居跡に住するものなり、先祖の遺物今皆保惠が家に傳へ、
源左衛門が許には幾に五衰天の古書を傳ふるのみ、
○百姓佐次右衛門 小泉氏なり、是も荒井平次郎入道光善が
るべし、氏を改めし、○百姓徳右衛門 相模國住人川原太郎
はいかなる故にや、○百姓徳右衛門 相模國住人川原太郎
高直とて、攝州一谷合戦に兄弟同く討死せしと云、【源平盛
衰記】【平家物語】等にも其事を載す、(按するに【東鑑】及
【盛衰記】【平家物語】皆河原兄弟を武州人とす、正保元祿の
國圖、埼玉郡南河原村の傍に、河原兄弟の墓を記す、家傳相
州人と云は誤ならん)、高直の子小太郎某、鎌倉將軍頼朝に
仕しが、後に民間に下りしと云のみにて其餘の事實を傳へず、
當所に移りて後、中古の祖徳右衛門文祿五年死す、其前の世
數を傳へず、又同族佐兵衛・彦兵衛・三左衛門三流あり、とも
に家系を

○中里村 中里村は、杉田村の西にあり、笹下庄と唱ふ、
郡中同村名あるにより、當所を笹下中里と呼て辨別に便
す、日本橋よりの行程十二里、民家二十八、四境南は氷
取澤村、西は赤井・峰の二村、乾より長に廻りて栗木村、東
は杉田村、巽は富岡村、東西二十二丁、南北七八丁許、
土地高低多く眞土黒野土等入交れり、又川に邊せる地は

砂の處もあり、水田多く陸田少し、水利不便にして旱損
の患あり、鎌倉及金澤に達する道あり、栗木村より赤井
村に通ず、幅六尺或は九尺の處もあり、村民農耕の間鹽
を煮、或は薪を伐て橋樹郡大師河原村に出すを餘業と
す、前村に文祿元年間宮左衛門信盛に、舊領の中里を賜
ると云もの則當村なり、後元祿十六年十一月二十五日、
末家孫太郎俊信が三男、伊大夫信明に配當し、今子孫彌
吉某知行す、
高札場小名橋木
にあり、

小名 橋木中程を 大崎北の 外大崎川の西 内大崎川
東を 星山谷西よりに 駒形同邊を 神明山上に 稻荷
云、 山東南の 中村中央を、 上南西の方 不動谷同邊な
り、
此地を穿て不動の像を得しものあり、
故に呼名とす、又御體ともいへり、
神戶坂 杉田村の境の往還に
あり、杉田村持、
川 村の中程を流る、南方水取澤より流れ來り、北の方栗木村
に達す、村内を歴こと七八丁、幅二間許、是大岡川の上
流なり、此邊に ○陣屋橋村の東南稻荷山の下にあり、則前
ては川名なし、
ありし遺名
なりと云、

稻荷社 除地、小名稻荷山にあり、石の小社西向、鳥居あり、天和二年間宮孫太郎俊信造營すと云、下三社亦同時同人把立す、間宮寺 ○太神宮 除地、小名中村の南方山上にあ、持、下河、是も石の小社にて鳥居あり、
 下並に ○山王社 除地、同山の ○山大明神社 除地、小、
 同に ○駒形明神社 除地、小名駒 ○八王子権現社 除地、
 山の後一丁 許にあり

間宮寺 除地、小名中村にあり、鎌倉道より二町餘、西南の方不動山の麓なり、故に不動山と號す、法華宗杉田村妙法寺末、寛文十二年間宮左衛門信久開基檀越として、開山僧福恩院日秀草創す、古は眞言宗にて關村東樹院の末寺なりしが、延寶年中今の宗に改む、其後間宮孫太郎俊 不動信中興す、本尊三寶祖師、客殿四間に三間半東向、
 堂 境内の山上にあり、前に石階數十級、鳥居一基を建、縁起に云、人皇四十五代聖武天皇の御宇、行基菩薩勅宣を蒙り、諸國歴覽の時、偶此地に居住して、天下泰平諸願満足の爲、彫刻する處の像にて、長三尺一寸、佐々木八箇村の鎮守なり、蓋の後寛永年中野火に延焼して、堂宇盡く灰燼と成し時、本尊何地にか失しに、其後夜々山下の田中より光明を發す、翌年三月農夫耕鋤し、果して失ふ處の靈像を田中にて得たり、村民子來して此堂を再建す、彼山麓の水田を御體堀と呼べり、今木像の背に鐵の痕あるは、土中出現の一證なりと云、又前に火災の時、砂迦羅・制多迦の二童子も失ひ、山麓の水田を尋しかど得ず、後年二尊ともに境内椎樹の洞中より出現云々とあり、不動は立身長三尺一寸、二童子は共に長六寸許

の立像あり、例祭正月二十八日、九月二十八日に執行す、地神社堂に向て左にあり、神左手に鎧を提て、右手に 白山社堂に向て右にあり、荒食物を入たる器を持つ、
 神社 同邊にあり、
 隨緣寺 除地、小名上にあり、法性山と號す、本堂六間四方、開山を日意と云、明曆二年十一月二十七日寂す、法華宗杉田村妙法寺末、古は眞言宗にて關村東樹院末なりしと云、改宗の年月等詳ならず、本尊三寶祖師を安す、

○矢部野村 矢部野村は、東南によりてあり、保土谷宿よりは南方二里半餘、笹下郷六浦庄に屬す、古は當村及栗木田中・峰四村を合て一村とし、笹下上郷と唱へしとなり、分村の年代を傳へざれど、【正保國圖】に上郷と記し、元祿に至て四村に分ち記したれば、大概は推て知べし、此村中古一旦大名衆の類分となりしと云傳ふ、按するに隣村關及び雑色の二村、皆寛文中久世大和守廣之に賜ひ、元祿中柳澤出羽守保明かはりて賜はり、程なく得替し御料所に復せしと云へば、當村も是等二人の内に賜はりしなるべし、其後元祿九年星合攝津守に賜しより、今子孫鍋五郎知行す、江戸日本橋より行程十一里餘、家數二十四軒、東西三丁餘、南北八丁程、東は田中村に隣り、南は宮下村にて、西は雑色村、北は關村に接す、土地高ふして西は山岳なり、土性赤土にて田少く畑多し、天水を

湛、且山間の清水を引て耕作す、水旱ともに患あり、檢地は文祿三年寺田右京糺せりと云、村の飛地一町餘、田中村にあり、
 高札場村の中程

小名 東谷 と、のかい 四ツ田 高松 赤松 島田 からは以上村の 西谷 竹ノ花 地藏下 杉

ノ谷 淨阿彌陀 かやかば 笠松以上村の村の東と西にあり、高何れも六七尺あるべし、山中に村民の林散在す、段別合て五段餘、

金山権現社 年貢地、村の東に寄れり、秋葉牛頭天王を相殿とす、社は二間四方森中原村泉藏院持、

○稻荷社 年貢地、村の西にあり、小社なり、村民持、又同邊の山上に近き頃建し石碑あり、土人は是を太神宮と稱すれど社あるにあらず、

來迎寺 年貢地、村の南寄にあり、淨土宗、松本村正覺寺末、無量山壽經院と號す、開山僧覺梵と云、今住僧たければ淨間に由なし、本堂三間に三間半、本尊彌陀を安置せり、

金山寺 年貢地、村の東にあり、村内來迎寺末、村松山と號す、是も住僧なく辻堂にひとしき寺なり、本尊子安觀音立像にて、長一尺八寸許、行基の作と云、金澤札所第二十二番なり、堂大さ三間に三間半、

○峰村 峰村は、郡の坤にあり、郷庄の名前村に同じ、此

邊山多しといへども就中當所は高峰突兀たり、故に此村名を得るとなり、古は笹下上郷の内にて、後四村に分てゐることは前村に云が如し、江戸日本橋より行程十二里、民家十八軒、村の東は中里村、南は水取澤村、北は田中・矢部野の二村、西北の間は路を隔て下村、西は相州鎌倉郡上之村なり、東西十二三丁南北二十丁許、地勢谷間甚狭く、水利不便なり、用水には谷々の清水を引用ゆ、此清水數流集て大岡川の源となれり、土性は野土赤土にして山々は皆砂岩なり、早損の地にて村民農業の暇には薪を伐笹を刈て、橋樹郡大師河原村に鬻き、鹽の薪として生産の資とせり、村内一條の往還あり、則鎌倉道なり、北の方は田中村より入て相州鎌倉郡上之村に達す、村を經ること三十二丁許、幅一間餘なり、村の西北の方に小塚三あり、三ぞう坊塚と呼、由來詳ならず、塚の邊最高くして眺望殊に勝れたり、北は本牧の方を見おろし、東は一圓海面にして、西南の方に富士箱根の高嶺連り、好景いはん方なし、當所も御入國の後御料所にて、後に星合氏に賜へりと云、今其子孫星合鍋五郎知行せり、檢地は天正十九年の繩なりと云、
 高札場 小名さいの
 小名 さいの神村の中程 さいま 犬澤 臺ノ目 角

長野山圖



田以上村の 柳ノ内巽の方に 長野澤 長谷以上南一
 心堂西南の方を云、此邊より古碑を掘出せしこ 落合同方
 の落合し所ゆへ此唱ありと、念佛谷 狼久保 金山上
 坤の方にあり、相傳ふ鎌倉治世の頃は此邊町屋軒を垂べて
 賑へり、其内此所は鍛冶の聚住せし所にて、自ら土中に鐵
 屑埋り、今に至り耕種するもの銕屑を掘出 道場 をさ
 すことありと、金山の唱へは其故なり

久保 權現 犬久保何れも村の東 ひろふ以下村の北
 北をいふ

山王下 後口田 赤井 牛かほ

長野山 村内南方にあり、土俗に圓海山と呼ぶ、郡中第一の
 高山にて眺望殊に類なし、相州鎌倉山眼前にあたり、
 四方の村々を足下に見下し、東は海面渺茫として房總の諸山
 を望み、遠くは伊豆・箱根・富士・大山・筑波・日光・淺間等を始
 として、都て十ヶ國の山々を一望す、故に土人十國見と稱し、
 或は八州見とも呼ぶ、關八州一望の内に見るの義なるべし、
 眺望する所の十ヶ國は、駿河・甲斐・伊豆・相模・安房・上總・常
 陸・上野・下野・信濃等なり、此山上に一株の松ありしが先年
 立かれになりたれば、側に一株を植添たり、是海上往來の舟
 人此木を以て標的とすと云、又山頂東の方に小塚あり、上に
 小松二株あり、由來を傳へず、山の半腹に圓海山清淨院建
 り、此寺草創の後はいつとなく山號圓海を以て山の總稱とし、
 今却て長野山と
 呼ぶ人稀なり、



稻荷社 除地、三畝、小名長野澤にあり、小社に
 て北向、木の鳥居を建、阿彌陀寺の持、

白山權現社 除地、三畝、小名權現にあり、社は二間四方東
 向、前に木の鳥居を建、村の鎮守なり、例祭九
 月二十二日、瀬戸明神の下社家佐野掃部來りて湯立をなす、
 是も阿彌陀寺の持、右の二社共に山上にして、大木老樹數多
 り、

阿彌陀寺 除地、五畝餘、村の中程にあり、淨土宗、京都知恩
 院末、安養山淨土院と號す、本堂は六間半四方東向、
 本尊坐像にて長一尺餘、惠心の作、當寺往古は村内小名道場
 と云所にあり、本尊は其邊の田間より出現せるよし、故に鐵
 形の本尊とも呼べり、鎌倉戰爭の時火災に罹りてより以來、
 今の地に移れりと云、又里人の話に、鎌倉戰爭死者の屍を埋
 め菩提の爲此に移せりと云、中興開山覺夢、寛永十八年六月
 二十九日寂す、又第七世の僧清譽も寺に功勞あるを以て、是
 をも中興と 觀音堂本堂に向て右にあり、二間四方、本尊は
 稱すと云、 春日の作、長一尺七八寸、金澤第二十一
 番の札所 鐘樓門を入て右にあり、
 鐘銘左の如し、

竊以、眞如廣大、五乘不測其邊、法性深高、十聖莫
 窮其際、眞如之體、量々性、不出蠢蠢之心法、無邊
 體、則元來不動無塵法界、凡聖齊圓、兩垢之則普該
 於含識恒沙功德、寂用湛然、但以垢障覆深淨體無由
 顯照矣、愛願主某謹法界之群品、不論諸宗貴賤、遠
 近村里老若勸化、道俗男女當鐘奉鑄者也、

願以此功德、普及於一切、我等與衆生、智共成佛道、

當時第七世中興淨蓮社清譽上人曆傳大和尚、于時元祿四年辛未年閏八月下旬、

地藏堂 當寺の西の方一丁許隔てあり、もとより寺中のものなり、此所の字、堂は二間に三間西向、本尊長二尺許の立像なり、此所の字、

清淨院 長野山の半腹にあり、淨土宗、江戸増上寺の末、圓海山阿彌陀寺と號す、山號は開山圓海和尚の名に取れりと云、元來此邊に御念寺と云古刹ありしを、引移て草創せしと云傳ふ、鐘銘に據れば御念寺の事を記せず、たゞ清淨社淨譽圓海が開闢の後、寶曆二年地頭星谷治兵衛具久志願に因て、長野山の内十丁四段二畝十九歩の地を寄附し、又別に山島永錢一貫文を寺費に充つ、且當寺城山に據て往還便ならざれば、捷徑を開闢して攀躋の便宜とす、故に其久を開基且越とすと云、又寺僧の説に、此寺實は圓海の弟子信蓮社忍譽淨阿法雲の開闢する所なれど、其師圓海を以て勸請開山とせしなり、圓海は初香海と號す、筑後國柳川の産にて、俗姓は大島氏なり、寶曆の頃までも在世の人なりといふ、法雲は鎌倉光明寺歴世の僧なり、明和三年八月二十一日寂す、本堂五間四方南向、本尊阿彌陀立像にて長一尺餘、作人は傳へざれど、此像は尊信院殿手樹し給ふ櫻の木を以て彫刻す、故に腹中に尊牌をこめ奉ると云、又威徳明王の像を安す、長一寸七分、昔當寺の向の山上に堂ありて安置せし像なり、堂破損せしにより今姑こゝに安すと云、縁起の略に、天長年中弘法大師守敏

僧都と法力を争ひ、大師此明王の威力を以て勝ことを得、奉賽の爲精神を凝して自ら彫刻す、かく靈驗ある像なれば、清和天皇の守本尊とせられしを、いかなる故にや嶋津家に傳り、嶋津又三郎女竹姫、開山淨譽上人に歸依の餘り附屬せし所なりと云、

鐘樓 境内に向て左の山上にあり、天明二年の鐘をかく、銘文に當寺草創のことを載す、大略前に云るが如し、

栗木村 栗木村は、郡の申程にあり、保土谷宿よりは南に當り二里半餘を隔つ、郷庄の唱は前に同じ、江戸日本橋より行程十二里にして近し、當村も上郷四村の内にて、元祿の頃分村す、上郷下郷の別既に關村に載たり、村の四境東は山を隔て杉田村、南は中里村、西は又山に續きて峰村、北は田中村なり、東西南北の丁數各十三四丁程、土地は山及岡に續きて高場なり、土性は眞土野土交て水田多く陸田少し、水旱の患あり、水溢殊に多しとぞ、東寄に金澤往還かゝれり、田中村より中里村に通ず、道幅一間半、又杉田邊より鎌倉に通ずる路は、金澤道より西南に折て峰村に達す、幅一間餘、古は御料にて元祿九年星合攝津守に賜ひ、今子孫鍋五郎知行す、檢地は文祿三年寺田右京糺せり、村の飛地畑十二歩峰村にあり、又田一段十五歩、畑六畝二歩、田中村にあり、彼村の飛地水田一畝四歩許、當村の内にもあり、

高札場村の中程にあり、

小名 いはせ谷村の東の、たての谷同じ邊、はきのだい

鹽木戸 岩崎以上三ヶ所共に村、たゝかい村の西、しま

つぼ村の北

山 西と東とにあり、其高き所凡三丈許、林場二丁餘は東の山にあり、

新川 村の東を流る、中里村入會大崎堰の下流にて、中里より來り、田中村に達す、幅一間餘、村内の用水と云、

○鹽木戸橋 新川に架す、長四間半、金澤道往來の橋なり、この方より流來る、小渠に架す、

山王社 年貢地、村の中程にあり、一丈四五尺許、高き

石神社 年貢地、村の北寄にあり、○駒形社 年貢地、村の北寄にあり、○稻荷社

年貢地、村の北寄にあり、○御嶽社 年貢地、村の東にあり、

金臺寺 年貢地、村の南にあり、淨土宗、峯村阿彌陀寺末、稻

稻荷社 荷山と號す、本堂四間に四間半、本尊彌陀を安す、

○田中村 田中村は、郡の中央より西に當る、保土谷宿の南を距ること二里半餘、郷庄の名及中古笹下上郷の一な

ること前村に同じ、江戸日本橋より行程十一里餘、民戸二十二軒、東は栗木村、南は山に續きて峰村、西は矢部野村、北は雜色村なり、東西三丁程、南北十丁餘、當村は北に向ひ、南の方は山を負ひてさし塞れり、土性陸田は赤土、水田は黒土にて畑多く田少し、天水をたゝへ其足ざるは峰村内山間の細流に小堰を設け、纒に引來りて用水の補とす、故に早損の患あり、村の東寄に金澤道係れり、北の方雜色村より東の方栗木村に達す、道幅二間、中途に南折して峰村に達する道あり、是鎌倉道なり、幅五尺餘、當村私料となりし年代及檢地等栗木村に同く、今子孫星合鍋五郎が知る所なり、村の飛地二段九畝九歩、矢部野村の内にもあり、

高札場村の南にあり、

小名 坂ひたひ村の東、松ノ内同邊な、天谷を云、左

右手村の南、島ノ腰村の西、むじな郷村の中程

山 峯村及栗木村等の嶺にあり、東邊金澤道の内に、登り三

田中栗木兩村 間程、幅二間許の坂あり脇坂と字す、又秣場も山上にあり、

天谷川 村の東を流る、幅三間餘、大岡川の上流にて栗木村に

り、當所にのみ此名あり、栗木 ○天谷橋 天谷川に架せり、村より來り、雜色村に達す、

神明社 除地、二畝歩、村の東にあ、



り、社は九尺に二間、村の鎮守なり、これも村持

藥王寺

除地、二畝、北寄の山上にあり、淨土宗、江戸深川靈殿寺末、東方山濟生院と號す、本堂五間半に六間餘、本尊藥師は立像にて長三尺二寸、行基菩薩の作、緣起に據に此像永祿の頃里人宇田川氏當所字菱田と云へる水田中より掘

得しものなり、像肩に 稻荷社 千本松堂に向ひて左方に其時の鐵疵ありと云、

幹より幾條となく四方に分れ叢生して蕃茂せ、

妙蓮寺 年實地、高九石二斗一升六合、東の山にあり、法華宗、總州中山法華經寺末、常林山と號す、本尊三寶祖師を

安す、堂六間半に五間、開山日林聖人、承應二年三月二十四日寂す、元和元年の起立にて、開基は時の御代官間宮彦次郎

忠次の母、法名智性院法祐日富大姉なり、明曆二年没す、又本堂の内に木像あり、間宮左衛門尉像なりとも、或は同彦十

郎なり共云傳ふ、按ずるに左衛門は數代近郷に住して著名なれば誤り傳ふるにや、彦十郎は全く誤にて開基智性院の子、彦次郎忠次かもしくは夫新左衛門直 什物涅槃像一幅長二

元の像なるべし、其圖右に載す、

巾七尺許、別卷の文中に寛永十二乙亥年八月本願 三十番主酒井因幡守殿、又實相院日林聖人代とあり、

神堂 村民岩次が母なり、早く夫におくれ母と共に居

衰善者すえ、り、孝養至りしかば、地頭屋合鍋五郎より言上して、寛政八年公より二十圓を賜ひて褒賞せらる、其後程へて死す、

新編武藏風土記稿卷之七十九終

新編武藏風土記稿卷之八十

久良岐郡之八 本牧領

○雜色村 雜色村は、郡の乾に當り、東海道保土谷宿より南の方二里半餘を隔て、江戸日本橋より行程十里餘、杉田郷六浦庄に屬せり、按に【正保國圖】此邊に上郷下郷の名を載せ、【元祿の圖】には田中・峰・矢部野・栗木の四村を載せて、各上郷と傍に記し、又雜色・松本・關の三村を載、共に下郷と傍記す、されば元祿前上下二郷を分て七ヶ村となし、當村元は下郷と唱へしことしらる、土人の傳へに、往昔上郷四村を上笹下と唱へ、下郷三村を下笹下と唱へしといへば、上郷下郷の唱へは、上笹下郷下笹下郷の中略なるべし、されば今も七ヶ村の地多くは郷名に笹下を以て唱へり、當村及關村のみ杉田の郷を唱るは後世他の郷名の波及せしならん、戸數四十二軒、村の四境良の方より東に亘りて關村、東南に田中村、午未の方は矢部野村、申酉の方は宮下村、乾の方は松本村及吉原村なり、境界松

新編武藏風土記稿卷之八十 久良岐郡之八

本・關二村に犬牙し、凡東西へ五丁餘、南北へ六丁餘、地形西は山、東は平衍なり、土性は白眞土赤砂赤土黒土等なり、天水を待て耕せば屢旱損す、寛永中間宮新左衛門、栗木村新川に堰を設け、關村と同一其水を引沃しが、元祿中廢して今は當村・松本・關三村入會の地、小名明澤打越二所の溜井を引用ゆ、此溜井のことは松本・關二村の條に出す、村の東方に金澤道係る、關村より入り田中村に達す、幅二間、此道の申程より東に分る、道あり、幅五尺關村に達し、夫より森公田村の方に通ず、此地天文年中小田原北條家の旗下、間宮豐前守信元領地にして、夫より引續天正の頃は間宮新左衛門直元采邑なりしに、御入國の時召出され、則當所を預り奉り支配せしに、寛文二年久世大和守の領分となり、同九年再び御料所となり、元祿六年柳澤出羽守領分となり、翌七年又御料所に復し、細井九左衛門支配し、同十一年加藤源太郎・大津駿河守の二人に賜はり、今子孫加藤多宮・大津新右衛門が知る所なり、檢地は文祿三年寺田右京、延寶元年八木仁兵衛・成瀬五左衛門・坪井治右衛門糺す、

高札場二ヶ所 一は村の中程、一は北にあり、

小名 曲田 村の東、立野 同じ方、笹下 村の南の方に當り、松本兩村にかゝり、

此唱あり、此古へ笹下上郷下郷の本郷にして、中央に新川の流あり、川より東は當村、對岸は松本村入會なり、大久保庭などありし地故、かく云へるや、土人は傳へず、木戸澤村の南を云、立山 明澤 小入道 大月三ヶ村、村の西 經塚山の時一切經を埋し所なりと云、或は村内東福寺の開基海辨改宗の 杉本 うとふ坂所、村の時、經卷を埋めしとも云り、

山 村の西にあり、高さ三十間許、山上に當村關村入會の林あり、段別五町四段一畝二十歩の内、五段五畝は地頭の

林

新川 關松本二村の界を流る、田中村より來り關村に沃く、幅二間餘、大岡川の上流なり、

成就坊 除地、二段一畝二十歩、村の巽の方にあり、淨土眞宗は法相宗にて曲田山帶行寺と號せしが、建保二年現住祐玄法師眞宗に歸依し、親鸞の弟子となり、改宗す、よりに祐玄を

開基と稱す、文永元年十一月六日、歳七十五にして寂す、もとは西本願寺の末なりしが、元文三年十六代の僧了甫の時、今の末寺となれり、又今の坊號は本願寺蓮如より與へしを以て、元の寺號に替しと云、山號は本願寺良如、武州江戸へ下向の時、九條殿下と共に金澤遊覽のをりから、當寺に逗留ありて、時の住僧第十三世了善を招き、梵區の勝樂を贊美し、

寂す、境内より巽の方一町餘を隔て、年貢地にありしが、中古廢してより未だ再造に及ばず、 乘船寺本

彌陀、開基乘船天文二年八月二日寂す、此も良の方境内つゞき年貢地にありしが、今は廢す、

東福寺 除地、二段五畝餘、村の中程にあり、これも同宗にて天祿三年護妙法印と云者、觀嶽より行基の作れる藥師の像を負ふて當所に来り、一字を創建し妙法山一乘寺と號し、天台宗なり、其後永曆元年七月十世の僧明道の時に當り、雷火のため堂宇烏有となりしが、再建力及ばずして、長寛二年の春明道遷化し、一時無住となり、本尊藥師も雨露に侵されしより、村民等小堂を建て安置す、其後數年を歴て、文治五年僧密嚴なるもの爰に來り、堂傍に草庵を結び守護す、其弟子密辨眞宗を信じ親鸞の法弟となり、名を海辨と改め、遂に改宗す、よりにこれを開基とす、文永三年三月朔日、八十九歳にして遷化す、又寺僧の説に、古へ當村小名杉本といへる所に、北見掃部と云ものあり、當寺の檀越にて、康正二年八月十六日卒し、法名春光院東福壽元居士と號す、此人當寺を中興せし人にて、彼が法名又居所の名にとりて、寺山號を今の如く改めしなるべしと、今も其子孫あり、下の舊家の條に出せり、又院號を三月と云るは、親鸞當寺に三ヶ月逗留ありて化導ありし靈場なるにより、かく號すと云、本堂六間半に六間、本尊阿彌陀、長二尺三寸餘、裏に慶長九年甲辰七月十一日、釋准如願主東福壽海順とあり、古の本尊藥師は村の西に、北笠松塚前の堂に安置せり、又當寺文祿中鑄造の大鐘ありしが、今は失ひて其銘文の寫のみを存す、頗る考證に益あれば其文を左に載す、

戯に庭前の梅花を手折りて一詩を詠し、梅花山と呼べしとありしかば、古の山號を改めしとなり、本尊彌陀長二尺五寸、元文三年本山十七代歡喜心院の裏書に、惠信の作の由記す、親鸞の室惠信尼の作なるにや、惠心院の源信にはあらざるべし、本堂は間口七間、寺寶 親鸞壽像一軀長一尺常盤の眞影、常盤に逗留の時、六字名號一軸、善導大師木像、自作すと云、 一軀長八寸、法 聖德太子二歳肖像一軀木像なり、太子二十五歳の時、自から幼穉の形を彫刻ありしと傳ふ、開基祐玄習學の時、南都興福寺祐賀僧都より、師弟契約の驗に授與せしものにて、此を南無佛の尊像と號す、 六字名號一軸如當寺の院號は則これによりと云、 大經の文一卷 三部經の内無量壽經なり、伏見宮、正觀音像一軀長八寸、相傳ふ右大將賴朝義兵を擧るとき、文結願の日、檀上に感得せる像に、鐘樓 享保九年五月鑄造のて、賴朝の守護佛なりと傳ふ、 鐘樓 鐘をかく、銘文考證に益なけれ、 藥師堂 藥師は長一尺七寸三分、行基の作、此林寺と號せしが、數度の賊難を恐れ、承應年中境内へ移せり、古への堂地二十歩餘の除地は、今に存す、此堂文化九年十一月の地震に破壊し、いまだ再建、門 四つ足門なり、古へ間宮に及ばず、像は假に本堂に安す、 門 氏笹下に陣屋ありし頃の門なりしが、陣屋廢せ、 塔頭 林貞寺は元和元年三月三日し頃引移せりと云、

順彌南畔吠、琉璃樹下日域、關東道武南、笹下雜色村、杉本山三月院東福壽鐘銘并序、

當山之起興者、往昔護妙法印之草創、台家習學之梵區、而宗祖親鸞聖人施化之法窟也、開基海辨上人、成宗祖之法弟、而開眞宗念佛之道場所也、經二百餘歲之春秋、而第九世之寺主釋海弘代、大永三癸未秋、依多年之志願、而新懸洪鐘、佛閣之莊嚴、靈場之規模、當此時而悉滿足、于時永祿之度、爲兵亂失之、予雖不敏、次十二世之傳燈、而悲無佛器、勸進徒衆、而再鑄清牢、鎮護國家之懇禱、滅罪生善之指南、出離生死之眞因、速證涅槃之正路、都而無過洪鐘之功、德、晨昏發響、驚無常之日々近、五更醒眠、識壽算之夜々促、雲上天衆五衰之憂、休一聲之響、浪下龍神三熱之苦、息半時之鐘、蓋開魏皇帝懸玉殿之鐘、表金輪万機政、漢高祖收金樓之鐘、示玉體千秋之樂、所賴者洪鐘之利益、所仰者佛陀之護念、然則生死忘想之夢、驚一聲之鐘、寂靜無爲之樂、得須臾之響、重乞六八弘願之月光、照鐵圍之外、一向專念之花句、薰有項利利大天、預參之道俗、宿善忽開、速證法性、常樂之妙果、則是報攝取不捨之廣恩、銘曰、洪鐘一口 再懸道場 見聞得益 普到西方

于時文祿元壬辰曆仲春

傳燈佛子海運謹誌

寺寶 親鸞自作木像一軀、觀鷲七十二歳の像にて、長一尺五寸餘の坐像なり、本山十四代位解院寂如延寶八年 光明本筆、觀鷲の六字名號一軸、同一軸、阿彌陀畫像一軸、善導大師 塔頭 憶念寺願寛永二年九月三日寂す、此寺今破壊に及べり、本尊彌陀は本坊に安置す、

太子堂 除地、二十五歩あり、村の北小名經塚山にあり、元は除地なれり、堂は二間半四方なり、聖徳太子十六歳の像にて、長二尺二寸許、自作と云相傳ふ、親鸞東福寺に逗留の時、靈夢に依て佛舍利を感得し、又土中より此像を掘出して、同寺開基海辨へ授與せしと云、佛舍利は今に此堂の寶物なり、其後應永十年村民清兵衛が先祖、北見掃部太子の告を蒙り、一族と力を合せて太子堂を、己が持地經塚山に建立して、彼像を安置し、此地を東福寺へ寄附して鎮守とす、後天文二年領主間宮豊前守信元も信仰して、一村の鎮守とせり、此堂天明の頃より大破に及びしかば再建中、太子の像は同寺の持たれば、假に移し置り、

長八寸、其餘十二神將を安す、東福寺成就坊兩持にて、今東福寺支配す、
十王堂 除地、二十五歩、村の東の方にあり、笹下庵と號す、は長三尺一寸、本地地藏
長二尺二寸なるを置、
舊家者百姓利兵衛 氏を内田と云、居住の地を土人古門と呼べり、こは舊家の住せる地なる故なりと云、先祖内田對馬守某は、永正五年三月二日卒す、法名淨元居士、其子源左衛門は天文三年八月七日卒す、其子五郎左衛門弘治二年五月十六日死せりと云、間宮氏當所を領せし頃、先祖奉仕して數度戰功ありし由、所藏の文書左の如し、
今度希有之走廻就致之候、從御大途御褒美、自分之面目手前にも外聞に候間、親子共受領官途申之付者也、仍如件、
寅三月廿八日 信親花押

内田對馬とのへ
同源左衛門とのへ

右の信親は間宮氏とのみ傳へて俗稱等詳ならず、
○同清兵衛 北見を氏とす、世々今の清兵衛に到て其役を辭せり、祖先を北見掃部と云、村の小名經塚山の邊より東北新川の岸まで、凡二丁に一丁半餘、小名杉本と唱ふる所、則掃部が屋敷なりし由、舊記等も傳へされば其事詳ならず、されど村内東福寺の縁起に、此人當寺を中興開基し、康正二年に死せりとあれば、舊家なることは論なし、古くより持傳へしとて、二尺三寸許の刀一腰を藏す、山道なれば道幅廣狭あり、天文の頃間宮豊前守信元が領知なりし由、寛永二年其子孫間宮左衛門敦信が記せしものに見えたり、其文は村内御靈社の條に出せり、御打入の後御料所にして、御代官の遷替前村に同じ、其後元祿九年三給に分ち賜り、今其子孫服部富藏・松風六郎兵衛・藤川甚之丞知行す、檢地は寛文十三年成瀬五左衛門改し後、元祿九年私領となりし時糺せりと云、

高札場三ヶ所 小名宮田武者ヶ谷赤羽の三所あり、
小名 青木 【北條役帳】に多米新左衛門、久良岐郡青木永八せしことを傳へず、橋樹郡神奈川宿の内青木町は、世々多米氏の領せし由、其地には多米氏の墳墓及城跡等あれば、役帳に載する所は橋樹郡青木町、
中登村の程を云、古へにて、郡名は誤りしなるべし、
問宮豊前守此邊に居城せしとき、役所を設け貢税など取集し所なりと云、此地より布目ある古瓦を掘出すことあり、
陣臺南の方にあり、古戦争の頃、何人によ愛を陣所とせしより此名ありと云、地形高くして海面を望み風景勝れたり、
とうろう村の程なり、古へ藥師堂ありし 宮田 宮郷子神 うたふ坂 明澤 栗崎以上六ヶ所南 武者谷 關前 立野以上三は東 小日野 大谷 室木以上三はあ、赤羽西北の方に 井籠同じ方 權現堂西南の方に

○松本村 松本村は、郡の西にあり、土人云村内正覺寺の傍に松樹一株たてり、是村名の起る所にして其木を松本の松と呼べりと、されど其松園み一丈に過ずして、させる老樹とは見えず、若くは古木枯て後に植つぎしものによ、笹下郷にて庄名は前に同じ、又村内御靈社寛永の文書には杉田庄とも記せり、且古は杉田領又金澤領にも屬せしなどいへど定かならず、もとは當村及關・雑色の三村を合て下郷と唱、一村なりしことは前村の條に辨すれば合せ考べし、されば此三村の接界犬牙して定かに分ちがたし、其大概をいはゞ東は大岡川を隔上大岡村に隣り、巽の方は關村にして、南は雑色村に交り、坤の方は吉原村に續き、西は相模國鎌倉郡永谷上村に至り、北は當郡久保村なり、東西十丁許、南北十五六丁、江戸日本橋より行程十里、地形高低あり、土性は黒土眞土赤土等なり、田畑相半し、村内の溜井及關村の溜井を引て用水とすれど、不便にて早損あり、家數六十四軒散住す、村内を貫ける往還は金澤道にして、上大岡村より入關村に達す、村に係ること凡五丁、幅一間許、又村の西の方に一條の道あり、鎌倉古海道にして七里堀と呼ぶ、久保村より入村内十五六丁をへて、相模國鎌倉郡下野庭村に達

かづち同じ方 房坂東南の方 橋戸中程より少く 笹下
金澤道の傍川 下笹下鎌倉街道の
の向にあり

大岡川 南の方關村より流來り、東北の方上大岡村に達す、村
内を流ること凡五丁、幅三間許、此川に橋二を架す、
共に長五間餘、幅三尺許、 ○日野川 西南の方吉原村より
一は關の橋と呼べり

溜井二ヶ所 一は小名宮郷にあり、一は當村及關雉色三村組
合の溜井にして、入會の地、小名明ヶ澤にあり、
其村々の用
水とす、

安房洲明神社 除地、一段許、小名宮田にあり、村内の鎮守
なり、當社縁起の略に云、何の頃にや此邊の
海中震雷電し、東の方より紫雲起り、雲中に唄聲聞えしかば
里民奇異の思をなす所に、いつくともなく僧一人來、彼紫雲の
消、唄聲の止みたる所に社を造立すべし、是安房洲崎明神の
飛來し給ふなりとて告て去め、須臾にして彼紫雲此邊の山上
に至て消、唄聲もやみしかば、やがて其所に社を造營して、
安房洲明神と崇む、夫より遙に星霜を経て、社頭破壊せしに、
間宮豐前守信元此邊居城せしとき、神靈信元が夢に入て、往
昔安房國より飛來せしことを告、且海邊を去波の音聞えたる
所に、社を移し造營すべしと告たり、これに因て信元今の社
地に移し再興す、是天文十二年なりと云、洲崎明神の飛來す
と云はもとより信するに足らず、彼神社は安房國の一ノ宮に
して、古社なれば信仰のもの當所に勧請し、其國名を取、又

孟夏、本願主豊前守信元七代之後胤、願主武劬久良
岐郡杉田村地頭佐々木間宮左衛門尉源敦信、花押
爲天下泰平、君臣和合、武運長久、子孫繁榮、家内
領分安全、
御靈宮別當所
泉藏院

是に據は、もとは拜殿なども有しと
見ゆれど、今は僅の祠のみ建り、 ○榛名社 年貢地、南
内にあり、石の小社なり、下同 ○稻荷社 小名青木にあ
じ、北に向へり、村内福壽院持、 村民持、

○山王社 村の中程より少く北より ○太神宮 小名中登にあ
り、持前に同じ、 村民持、
權現堂 ○若宮八幡社 小名笹下にあり、社は二
持、

正覺寺 年貢地、小名大谷にあり、淨土宗、橋樹郡神奈川宿
慶運寺末、松本山法身院と號す、門を入石階五十三
級を登りて本堂の前に至り、本堂七間半に七間南向、本尊阿
彌陀を安す、坐像にて長三尺餘、惠心の作、外に觀音、地藏、
彌陀、釋迦、勢至の畫像一軸あり、惠心の筆と云、開山運覺
同は、正長元年七月十六日示寂すといへば、古き草創なれど、
寺傳を失ひたれば詳 稻荷社 本堂の背後 觀音堂 本堂の
なることを知らず、 左傍に
あり、二間半に三間の堂にて、十一面觀音を安す、立像臺座
共長一尺五寸許、行基の作といふ、金澤札所の内十六番なり、
乘願寺 小名宮郷にあり、淨土眞宗、伊勢國一身田專修寺末、
宮谷山と號す、本堂四間に三間西北に向ふ、本尊阿彌

神號を下畧して、安房洲明神と稱せしにやと思はる、されど
洲崎明神は、后神天比理乃咩命を祀れること、【延喜式】に載、
當社は祭神日本武尊なりといへば、自ら別に祀れる神社なる
も知べからず、神體東帶の木像にて、長八寸許、いと古色に
見ゆ、又此像木像三軀古面一枚を社内に藏す、是安房國より
飛來せしものなりと云、何れも古物にて朽損し、何の像とも
知べからず、本社九尺に二間、上屋三間に四間、東に向ふ、社邊
社地山上にて石階數級を設、上に木の鳥居二基をたつ、社邊
古木數株繁茂し、幽邃なるさま一見して古社たること知べし、
社後に三圍許の椎樹ありしが、風雨の時折れしとて其枯幹を
社の左傍に立置り、例祭九月 社寶 蛇骨 一个 蛇の頭骨な
二十二日、村内福壽院持、 堅二尺
五寸、横一尺八分許、こは元和元年大坂の役に、間宮豐前守
が命に代りて死せし蛇なりと云、其來由を記せし一卷を添置
り、按に豐前守は天正十八年、豆州山中落城の時戦死した
れば、命にかはりしと云合戦は遙に前の事なるべし、
御靈權現社 小名下笹下にあり、森中原村修驗泉藏院持、古岡
宮氏宅地の鎮守なりしと、寛永二年間宮左衛門尉
敦信より泉藏院へ與へしものに、當社勸請
及再興等のことを記せり、其文左の如し、

武州久良岐郡杉田庄、佐々氣村、御靈宮天文年中開
基、願主同國橋郡川崎堀之内城主佐々木間宮豐前守
源信、元當所領内江建立、文祿年中信元四代孫、間
宮彦四郎源直元造代之云々、
右之外修理等、數代從當家沙汰之所也、今度拜殿造
作依從先祖爲嘉例、棟札奉納之、于時寛永第二酉、

陀の立像長三尺
なるを安す、
福壽院 小名橋戸にあり、古義眞言宗、石川寶生寺末、南光山
慈眼寺と號す、本堂六間半に四間南向、本尊如意輪觀
音の坐像にて、長一尺三寸許なるを安置す、以上の 稻荷
二ヶ寺今は住職の僧なく、開山開基等詳ならず、

社 本堂に向て右に
あり、小社、
權現堂 小名宮田にあり、聖護院末、修驗龜谷山と號す、院
號は住僧の名をもて稱すれば、一定ならず、古は福
禪寺と號し、相州鎌倉にありて、右大將頼朝卿の祈願所なり
しが、何の頃にや鎌倉戰爭ありし時、當郡森村に移れりと
傳へず、所藏の文龜三年の文書に、鎌倉扇ヶ谷權現堂福禪寺
とあれば、文龜の頃は猶鎌倉にありしこと知べし、今山號を
龜谷と唱するも、扇ヶ谷は龜谷の内なれば其地名をとりしなる
べし、其後遙の星霜を経て、中興開山長傳の時、當所に移住す
と云、開山詳ならず、長傳は二十九世の僧にて、承應二年六
月二十七日示寂せり、本堂四間に三間西北に向ふ、本尊不動
は坐像にて長二尺許、運慶の作なり、外に不動及二童子の像
を安す、鎌倉にありし頃の本尊なりと云傳ふ、又藥師の像一
軀あり、こは森公田村淺間の本地佛なり、彼社當寺の持なる
故、爰に預 寶物 役行者畫像一軸 曾我如石の 消息
一 通聖護院二品親王道晃の消
院の御所様より、頭なのりの歌のたんさく仕候、□
上いたし候へのよしかしこまりおほへ候、

山花盛みよしのはれ行跡の色もわかれず、遊晃、かやうの歌にて、くるしかるましく候や、御意をえられ候て給候へく候、

何時も仰にまかせ仕へく候、かしこ、
御ちや〜申給へ 道晃

古文書二通

相州鎌倉扇谷權現堂福禪寺名代、並諸檀那以下之事、任古隆春申置之分、如先規可相計、自然競望之輩在之者、於京都可被遂御糺明由、乘々院法印殿御奉行所候也、仍執達如件、

文龜三三月十三日

慶俊(花押)
快延(花押)

武州杉田
幸藏坊御房

就先年御入峯之儀、頭巾役事爲可被相懸□、爲聖護院御門跡様、被差下上使畢、宜被致其沙汰之由、乘々院大僧正御坊御奉行之處候也、仍執達如件、

大永七

三月十三日

權現堂御房

秀榮(花押)
快延(花押)

稻荷社本堂の後にあり、

舊蹟間宮豊前守陣屋蹟

金澤道の傍、小名笹下にあり、平地にして今は陸田となれり、廣八段許

按に【間宮家傳】に云、豊前守信元(盛頼とも云、又正頼とも稱す)小田原北條家の惣先手の大将にて、武州久良岐郡佐々木城主たりしと、村内安房洲明神の由來記にも、間宮豊前守信元此邊に在城すといへば、此城は信元が遺跡にして、今笹下と稱するは佐々木の轉語なるべし、又村内御靈社の條に出せる間宮敦信が記せしものに、信元は橋本郡川崎堀之内の城主なる由載たれど、今堀之内村に其居跡と云所なし、但川崎宿の内砂子町に、信元が城跡あれば、其所にも住せしと見えたり、

○關村 關村は、郡の中程より乾に當り、保土谷宿より巽の方二里半を隔つ、杉田郷に屬し、庄名前村に同じ、江戸日本橋よりの行程十里餘、民戸三十四軒、東は山を境として森公田村に隣り、南は田中村にして、西は雑色吉原の二村に錯り、北は松本村なり、雑色村の條に辨する如く、當村松本雑色の三村はもと下郷一村の地を分てるなれば、入會飛地多くして村の廣狹辨別し難し、其大凡をいはゞ東西五丁餘、南北三丁餘も有べし、畑多く田少く旱損の地なり、土性は眞土野土なり、寛永年中間宮新左衛門支配せし時、新川へ堰を設て用水に引沃きしが、元祿の頃廢せし後は、天水を仰て耕種し、其後村内

に溜井を設て用水とせることは、雑色村の條に辨せり、

村の中程に金澤道係れり、幅七尺許、又日野道と云あり、北の方金澤道より別れ吉原村に達す、幅六尺許、又一條あり、金澤道の中程より別れ森公田村に達す、幅六尺許、是を森道と云、此村御入國の後御代官及領主の遷替雑色村に同くして、こゝは元祿十一年加藤源太郎に賜はりしより、今子孫多宮が知る所なり、檢地も雑色村と同くして、延寶元年に糺せし地は、村内野錢山・野錢鹽役山・野高錢山と號して野永を出せり、此餘寛文二年久世大和守が家臣、山路久兵衛・三溝次郎兵衛・香取市兵衛等が改出せし新田は、見取場なりしが、延寶六年高入となれり、

高札場村の中程にあり、

小名 天王谷 木ノ下 打越以上村の東を云、 山戸谷 ひの

つべ 曲田以上南 明澤 小入道以上西 立野谷巽を云、

武者谷 馬飼谷 赤穂以上北

山村の東にあり、峰より東は森公田村の地なり、此山に坂あり、前に云へる森道の係る所にして幅一間許、登り三丁餘、其傍に地頭林・百姓林・秣場等あり、地頭林は雑色村と入會、秣場は下郷三ヶ村入會なり、

新川 村の西を流る、大岡川の上流なり、田中村より入り松本村に達す、幅二間許、此川に板橋を架す、長五間、

溜井 小名打越にあり、廣三段許、下郷三ヶ村組合にて用水に引沃けり、

稻荷社 除地、二畝、巽の方に、○稻荷社除地、十二歩、村是も村の鎮守なり、

天王社

東の方山上にあり、以上三社共に社は九尺に二間にて東内東樹院持

東樹院 除地、七段、山除地五段、村の北金澤道の傍にあり、古義眞言宗、石川寶生寺末、關宮山寂靜寺と號す、古

寺號を御大塗寺と、なへしが、寛文十一年十月四日、時の僧宥圓へ御室の宮より今の山號寺號を賜へりと云、其時の文書今に藏す、本堂六間半に五間、本尊大日を置、坐像長さ一尺五寸、寺傳を聞するに、大治二年沙門順玉なるもの當所に遊歴し、當院を爰に創建せしが、弘治年間に至り一度衰廢に及べり、然るに至順と云へる沙門も、又遊歴して爰に來り、一寺の廢せるを悲み中興せり、其頃間宮豊前守は篠下郷に居城せしゆへ、至順屢往てかくと歎きければ、頓て三十貫文の地を寄附して寺領となせり、故に豊前守を中興開基とす、其後天正五年の頃住僧某いかなる故にや、彼寺領寄附狀を地中に埋めしによりて、寺領を沒收せらる、同十八年七月檢地の時、辻七助吉次より出せし文書の寫を藏す、其文に、杉田之内東樹院門前共前々棟別無之由候間、只今も指置申候云とあり、其後寛永三年御代官間宮彦次郎公に達し、境内五石の地を除地とな 寺寶 狐玉二顆 渡唐天神畫像一軸 松樹下梅を

て、上に文字あれど火災に罹りし時、焼損して文字全は見えず、これ狸の書なりと云傳ふ、

文書二一通

禁制

武藏國久良岐十二郷内 杉田三ヶ村

一軍勢甲乙人等濫妨狼藉事、

一放火事、

一對地下人百姓非分之儀申懸事、

右條々堅令停止訖、若於違犯之輩者、速可被處嚴科者也、

太閤秀吉印あり

天正十八年四月日

山號寺號所望之事、令披露之處、可被稱大圓山寂靜

寺旨、惣法務宮御氣色之處、仍執達如件、

寛文十一年十月四日 花押奉

有圓御房

文中大圓の字を紙をもて張り關宮とありし由、今其紙ははなれて大圓の二字見ゆ、此條古文書制札等四通を藏せしが、觀融のために烏有となり、今は寫のみを載すれば爰に用さず、但其内間宮左衛門大夫が出せしと云制札あり、花押を見るに北條左衛門大夫氏勝の花押に似たり、恐くは間宮氏にはあらで氏勝の出せしものなるべし、其寫左の如し、

禁制

右當寺中致狼藉之由不及是非候、自今以後致狼藉付而者、篠下土民共與自當城可打散者也、仍如件、
四月日 左衛門大夫花押

東樹院

稻荷社 境内の山上 辨財天社本堂の前

觀音堂 除地、一畝十八歩、村の北東樹院の向にあり、如意輪内二十八番なり、堂は四間に三間、古へは如意坊と號せし由、今小名を廢せり、

阿彌陀堂 除地、一畝二十歩、村の東方にあり、堂は四間に三間、阿彌陀の傍に地藏を置く、以上東樹院持

○最戸村 最戸村は、郡の西方にあり、多々久郷小机庄に屬す、古へ穴戸村又鹿戸村など書せしといへば、古くはし、と稱せしならん、東は大岡川を隔て上大岡村に隣り、西は別所村、南は久保村、北は中里村なり、東西二丁程、南北七丁許、村内多くは山にして其谷々に田畑を開墾す、陸田は水田より多し、大岡川を堰上て用水とし、又別所村の谷々より湧出する水をも引沃けり、民戸十九軒、農隙には薪を伐出して生産の助とす、村の西の方別所村より入、南の方久保村に達する一條の往還は、金澤及相州鎌倉への捷徑なり、幅は僅に六尺許にして、村内を經ること二丁餘、又西寄に鎌倉古街道と云あり、是

十二社權現社

除地、二十五歩、村の西方にあり、石祠なり、

稻荷社 除地、二十五歩、小名最戸の上

子神社 除地、十二歩、小名北谷にあり、是も小社なり、以上三社は皆山上の大木繁茂せる中に鎮座し、各東南向にして村

千手院 除地、畑二段三畝十四歩、山三段七畝十歩、小名最戸

陀寺と號す、本堂五間に六間、東向、本尊阿彌陀立像長一尺

八寸許銅像なり、後背に銘文あり、左の如し、奉鑄移善光寺

本師一光三尊如來像、本願主勸進聖人、西阿彌陀佛、文永三

年大歲丙寅九月十五日、職阿彌陀佛生年卅五、奉安置出羽國

最上郡府中庄外郷石佛、此本尊を程見の如來とも稱する由、

其故を尋ねるに、信濃國善光寺如來を鑄んとて、先其ほどを

試んために鑄し像なれば、かく稱すといへり、されど其説の

信ずべからざることは、後背の銘文にても明かなれば、擧て

論せず、開山詳ならず、境内に大阿闍梨尊繼不生と刻せし墓

あり、寛永十一年に寂せり、此僧若くは中興にてもありしに

や、

來迎寺 除地、三段九畝一歩、是も最戸の上にあり、本寺前に

陀の立像にて長八寸許、天神山王合社 本堂より南にあり、

開山開基詳ならず、 阿彌陀堂 除地、久保村の界にあり、本尊坐像長一尺五

寸、堂は三間四方にて西向なり、來迎寺持、

も僅許の道なり、又西北の方字えびが谷に塚三つあり、

共に首べ塚と云、一は高さ一丈餘、二は五尺程なり、古

の領主を傳へず、御入國の後は御料所にして、元祿四年

聖堂領に附られ、寛政九年御代官の司る所となれり、檢

地は天正十九年、延寶六年、寶永四年の三度に糺しあ

り、又中里・引越・別所等の三村に接して村の飛地あり、

江戸日本橋よりの行程前村に同じ、

高札場南の方に

小名 根南より 北谷西北の方 芝際中央より少し 沼北

方な 大山作同じ方 餅坂西北の方 大谷南より 二段畑

西の端 二枚作り北の方に 大野西北を 屋根戸谷南

なり、 藤木東北に 甘酒臺南にあ 象ヶ淵東の方大岡川

あり、 小最戸 瀧前 高山 蕨野 順札坂以上五ヶ所、何れ

り、

大岡川 村の東境を流る、幅八間許、南の方久保村より入、北

呼、長六間、

幅六尺、

○久保村 久保村は、土地の方位郷庄の名、領主の遷替
檢地の年代、江戸日本橋よりの行程等すべて前村に同
じ、東西七丁、南北三丁許、東は大岡川を限て對岸は上
大岡村、西南は斜に松木村にして、西は相模國鎌倉郡永
谷上村、北は郡中最戸村に接す、地形は西の方すべて山
にして相武の國界なり、其麓に多く畑を開き、水田は僅
に東の方にあり、土性は赤土眞土黒土なり、民戸二十四
軒、東北の方最戸村より入、西の方松木村に達する一條
の往還は、前村にいへる金澤及鎌倉への道なり、幅五六
尺、或は八九尺に至る、村内を經ること四丁許、村の西
北三十丁許を隔て別所村の内に飛地あり、小名を大野と
呼ぶ、秣場なり、

高札場村の中程より少し
高札場村の東によりり

小名 塚崎東北の方 とうぜい山中程より少し、宮田
を云、西南によりり、

東北の方 鳥居下東の方大岡川 宮畑同邊なり、爰に第
五歩あり、今は森の 最戸下北の 北谷同じ邊 迎田北な
り、内堀子大岡川の 青木宮村の巽青木明神 今宮大
川の邊 向臺巽方を 日影山坤の方 高芝西南の方 七
なり、

里堀西より、盆海窪はも同邊、尾枝窪西の方、西谷も
同邊なり、藏下中程を、清水山中程より少く、海道淵西の
の中程を云、此所を古の鎌倉街道なりと云、今も小徑あり、
北の方最戸村より入て南の方相州鎌倉郡永谷上村に達す、
幅一間、權現堂西南の間、穴畑同邊なり、鼠谷西より、坂
口乾の方、峰下はも同邊、中丸西の方、大丸はも同所
を云、枝畑前の續にて少く、井戸窪乾なり、經塚同邊にて小き塚
方な、根岸東の方に

大岡川 村の東境を流る、幅六七間、村内をふる事十三丁程、
やもすれば水溢の患あり、此川に長七間幅五尺の板
橋あり、

溜井村の南にあり、廣き三段許、此外隣村別
所村より出る清水をも水田に沃けり

青木明神社 除地、十八歩、大岡川の對岸上大岡村入合の地、
小名青木の宮にあり、社は四尺に五尺、上屋二
間に三間半、東北の方に向ふ、社前に木鳥居を設く、自性院
持、當村及び最戸村の鎮守なり、勸請の年代詳ならず、
古社にして古は多々久郷六ヶ村の惣鎮守なりと云、其村々
は當村及び最戸、別所、中里、弘明寺、引越等なり、又土俗盜人
の宮とも稱す、これは昔金澤邊より盜人を追來りしが、其盜
人社邊の大木の陰に身を隠しければ、追人遂に見失ひたり、

それより此名ありと、例祭九月十七日、鎌 末社辨天社本
倉八幡宮の禰宜來りて湯立神樂等をなす、
に向て右の方に
あり、小社、

神明社除地、四畝歩、小名鳥居下にあり、社は三尺に四尺、
神明社上屋六尺に九尺北向なり、是も自性院持、下二社同
じ、

十二所權現社除地、二十五歩、小名權現堂にあり、社 ○
稲荷社除地、十五歩、小名根岸

自性院 除地、二段六畝十五歩、小名北ノ谷にあり、古義眞言
宗、石川寶生寺の末、久保山地藏寺と號す、本堂は近
き頃焼亡して未だ再興に及ばず、庫裏南向、本尊地藏を安す、
立像長一尺許、傍に彌陀不動及び弘法等の像を置、開山開基
詳なら

○別所村 別所村は、土地の方位郷庄のとなへ、江戸よ
りの里程等は前村に同じ、東は大岡川をかぎり、對岸は
最戸村にして下大岡村も少しくかゝれり、西は相模國鎌
倉郡永谷中村に隣り、南は當郡久保村、北は引越村、良
の方は中里村なり、東西十四丁許、南北は七八丁にすぎ
ず、土性は眞土にて山に傍しところは黒土なり、水田多
く陸田少し、用水は所々の清水を引沃けり、民戸二十八
軒、農隙には相州箱根より出る竹を以て羅字を製し生産

の資となせり、村内に往還あり、最戸村より入て中里村
に達す、幅一間許、この道の中程よりわかれ、六丁許を
行て東海道に出る道あり、また最戸村と當村との堺に古
の鎌倉街道といふあり、其頃一里塚に植し松一株今に残
れり、御入國後御料所なり、元祿十二年安藤平七郎・加
藤彌次郎の二人に賜ひしより、今子孫加藤彌次郎・安藤
一學の知る所なり、檢地は天正十九年にして其時の水帳
も今に存せり、されど糺せし人の姓名を傳へず、

高札場村の中央
にあり、

小名 砂押 藤ノ木 瀧ノ前 和田 二段田 堂ノ前
内手 餅井坂 小最戸 蝦ヶ谷 根畠 佐渡山以上
あり、大谷 桑原 矢際 善光屋敷 谷ノ臺 け谷
深田 ひや田以上西に 水口 峰ノ下 柚木ヶ谷南に
あり、鳴戸谷東北に 見通 寺ヶ谷 大久保 池尻
堂面 池縁 そつたど 貝塚 山ノ神爰に一段四畝二
除地あり、社もなく丸き石を置り、又爰より一丁程西に山
ノ神社の除地とて、一畝二十歩あり、これも社はなく石を
建り、普門院の持、 申ノ町 小西久保以上中程 二牧
以上北にあり、

島 大丸 富士塚間に高さ六七間の塚あり、社はなく淺
院の 芝間 下山 矢畑 鴻ノ巢 内場島 水喰戸
打木堀 蕨野 大あらく 高山 木ノ根坂以上西北
鼠ヶ谷 谷以上西南

大岡川 村の東海を流る、幅七八間許、

白山社 除地、二段、小名寺谷見通の邊にあり、村の鎮守な
り、社は二間に九尺、南向にして古木繁茂せる山上

阿彌陀堂 立像にして長一尺五寸、

八幡社 除地、五畝小名谷にあり、社は六尺に九尺南

普門院 除地、四段二十六歩、小名谷にあり、古義眞言宗、石

尊阿彌陀を安す、坐像長二尺許、傍に薬師を置、立像長八寸

許、古物と見ゆ、開山鎮鎮天文二十年正月二日寂す、中興慧

海寶曆七

○中里村 中里村は、郷庄の唱及土地の方位檢地等前村
に同じ、當村もと井戸ヶ谷村に隸し、多々久六ヶ村の内
中程の村なる故に、この唱へ起るといへり、民戸十八軒、

口西の方を云 大久保 たりが久保西北の 念佛塚同
下同じ、

にあり、小 たふか谷是も同邊 溜尻東の方、 金子屋
き塚あり、

敷 木根坂西よりなり、少

大岡川 別所村より入、村の東界を流れ、下大岡村に達す、長

二丁餘、幅二間許、

溜井 村の坤の方小名田代谷にあり、廣さ一段六畝六歩、此水

及別所村より流來る水、大岡川町屋川等を以堰上て田間

堤大岡川に傍てあり、則彼川水溢の備

熊野社 除地、一段、小名瀧前にて相州によりし方の山頂にあ

り、村の鎮守なり、社は三尺五寸に七尺、上屋二間半

道祖神社 除地、六歩、村の南にあり、今社は廢し古碑二三基

崇め置り、

西光寺 境内、年貢地、除地、三段六畝十五歩、村の東にあ

り、古義眞言宗、石川寶生寺末、瑞雲山と號す、本

堂五間に五間半巽向、本尊藥師、行基の作、坐像長二尺許、左

江戸日本橋より九里餘の行程なり、東は大岡川に限り
て、對岸は下大岡村、西南は別所村に接し、北は引越・
弘明寺の二村に隣れり、東西三十二丁程、南北十丁餘も
あるべけれど、引越・弘明寺の村々入會たれば、丁數は
詳に云難し、土地高低あり、土性は赤土黒土砂眞土等
なり、畑多く田少し、水利不便にして旱損あり、されど
久霖暴雨の時は大岡川溢て水損もあり、農間には薪炭采
を伐出して生産を資く、御打入の後御料所にして、元祿
四年其内を裂て聖堂領に附られ、其餘は同き十年荒川新
右衛門に賜はり、子孫世々知行す、聖堂領は寛政九年よ
り御代官の司ることなれり、村内一條の往還あり、別
所村より入斜に弘明寺村に達す、村に係ること三四丁な
り、別所村の内に當村の飛地三ヶ所あり、

高札場村の中程

小名 田代谷坤の 瀧前前の 町屋川南の方下三

畑 沼 佃 大町東南の方な 七段目 向田東の方大

へ、 内田中程なり、 清水 弘僧南よりなり 外記谷

龜ノ甲西の方なり、龜の形に似た 溝越西北の 中尾西

方、 藤木東な 善佛谷東北の方 五案畑西南の 堂面

開山鎮鎮法印、長享三年八月十一日示寂す、當寺もとは村の
乾の方にありしを、安永の頃此所に引移し、其舊地は元屋師
と稱し、すべて畑とし、
此寺にて所務せり、

○弘明寺村 弘明寺村は、郷庄名前に同じ、江戸より九
里の行程なり、此邊古は井戸ヶ谷村の内に隸せしが、中
古、井戸谷の地を分て數村とせしとき、この村弘明寺觀
音の梵刹ありしによりかく名づけり、村の四至東は大岡
川を隔て下大岡村に接し、西は引越村、南は中里村、北
は井戸谷村なり、東西二丁、南北四丁許村中往來二道あ
り、一は井戸谷村より中里村の方に達す、村に係ること
凡六丁、これを弘明寺村通り金澤道と云、又一は東の方
戸部村より井戸谷村の堺にて前の道に合す、往還より東
は水田にて、西は村内大塚山・天神山・はら山・大丸山な
ど云山々相連れり、山下に民家十八軒あり、用水は引越
村の内四村組合の溜井を引用ゆ、もとより水利の便宜あ
らざれば旱損あり、されど久霖暴雨等の時は大岡川溢
れ、動もすれば水損もあり、田畑相半はし眞土砂交りな
り、この村北條氏の領せし頃は、森新三郎が知行なる
由、役帳に見えたり、御入國の後御代官所となりて、間
宮權三郎等支配せしが、元祿四年聖堂に寄附せられ、林
大學頭が家にて進退し、後彼領は御代官の支配すること

なりて、今は御代官大貫治右衛門進退せり、春秋釋奠の時、村民相集り、春は祭日を知らざれば、常憲院殿御代より今の領となりたれば、其御忌日に神酒を備へて遙拜し、秋は新穀を貢ぎ祭日を知るが故に、其前夜をもて神酒を捧げり、村内に米穀を貯る庫一つあり、これは聖堂領六ヶ村にて、穀を出し凶年の備となせり、檢地は天正十九年及び延寶六年、寶永四年に糺せりと云、高札場村の中程

小名 三段田南方な 下町屋前の續き しつての崎北の方を云、下 八段虫 地藏前中程な 北ノ前中程より少く同じ、沖ノ海道前の續き うへの山中程より西北の ぼや松西北の方なり、この所に大松あり、され 鴻ノ巢北方な ばおや松と云へきを託てかくよべり、 大塚乾の方 笹山前の續き はら山同じ邊 たりがくぼ西方なり、 わらひ山 大丸山 下同じ、 大岡川 村の東南を流る、村に係ること六町許、幅は五六間にて北の方井戸ヶ谷村に達す、此川に橋一つ架す、弘明寺橋と云、 神明社 除地、一畝十八歩、小名鴻ノ巢のつゞきにあり、神體は雨寶童子なり、例祭九月十一日、又村の西堺に

神明社ありしが、今は廢して四畝五歩の除地のみ残り、共に村持、秋葉社 小名しつての崎にあり、もと此所に神明社ありしが廢社となりし後、其趾に當社を造立すと云、社邊三畝六歩はもとの神明社の除地なり、

蓮華院 除地、三百十六坪、村の西方にあり、古義眞言宗、瑞應山弘明寺と號す、元は無本寺なりしが無本寺御制禁ありし頃にや、今の如く郡内石川實生寺末となりしならんか、されど年代は詳ならずと寺僧のいへり、其始は弘法大師の開きし地にして、中興の開山を光慈と云、(東鑑)に云、治承五年正月二十三日、於武藏長尾寺、井求明寺等者、長榮可沙汰之旨被定下、是源家累代祈願所也云々、長榮は威先寺(豐嶋郡雜司ヶ谷村威光山法名寺なり)の院主なりしこと同書に見ゆ、されば鎌倉代々の武將祈願所として、尊敬ありしこと知べし、小田原北條氏に至りても、寺領等若干寄附ありしことは下に載る古文書に見えたり、御當代に至り慶安二年寺領五石の御朱印を賜へり、縁起あれど探るべきことなければ略す、寺寶 天神名號一幅後陽成 觀音三十三身像三十三軀大行 藥師像一軀惠心 阿彌陀像一軀安阿彌 千手觀音像一軀定朝の作、以上三軀は境 十一面觀音像一軀前作、同 誕生釋迦像一軀弘法大師 不動像一軀 愛染像一軀 虚空藏像一軀 辨財天像一軀 乾里字塔一基 五

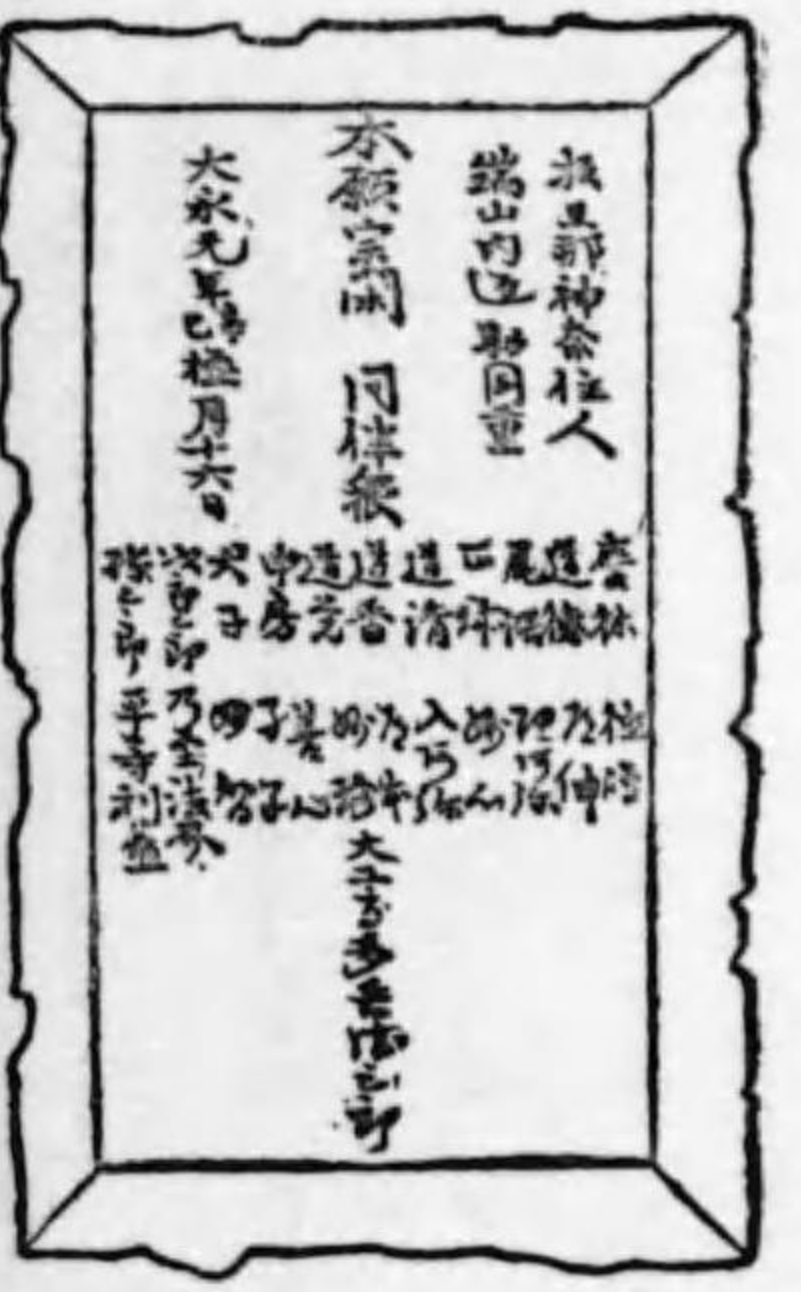
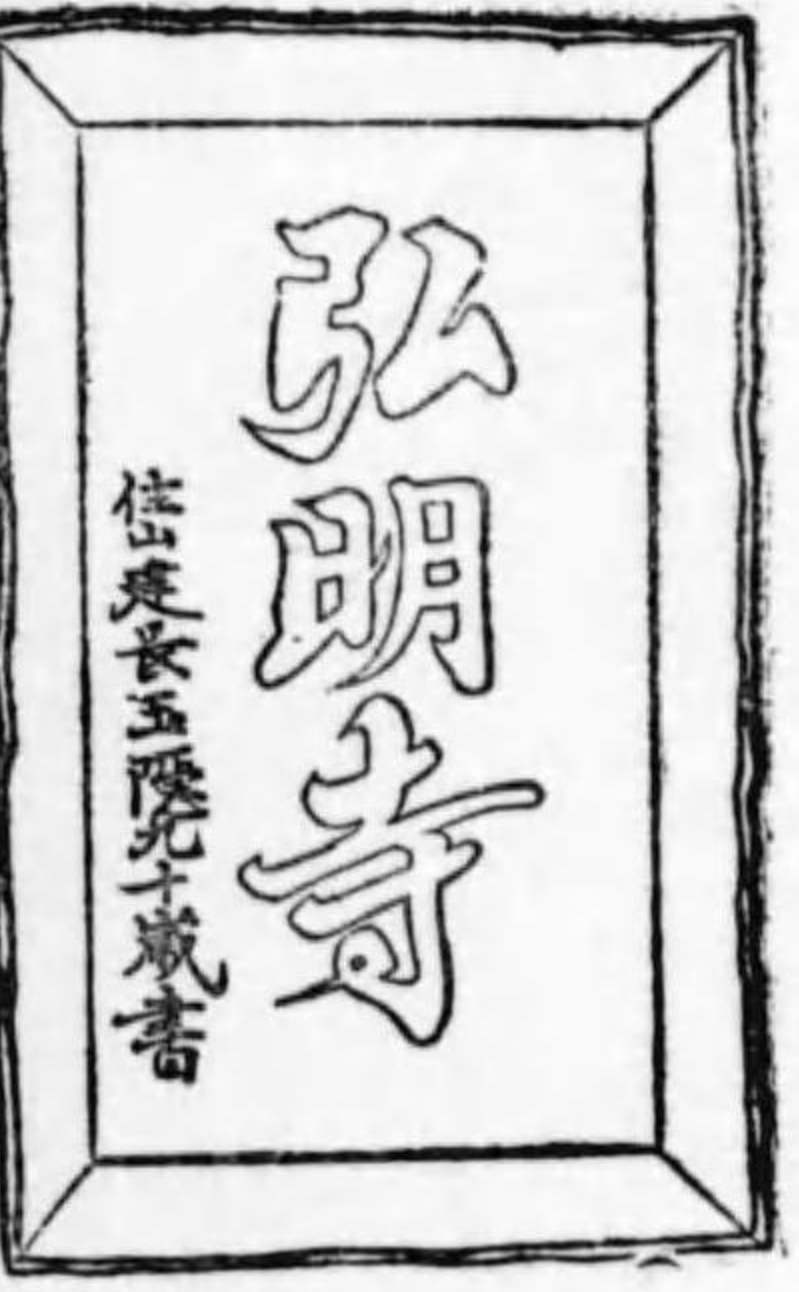
弘明寺觀音堂圖



色佛舍利一位光明皇后・行基菩薩・多田滿仲 聖天像一軀 行基 兩部大日像二軀 伽羅にて 毘沙門天像一軀 運慶の作、 渡唐天神像一軀 賓頭盧尊者一軀 葬頭河毒衣



婆像一軀 仁王像二軀 四臂不動兼像一幅弘法大師筆 般若心經一卷同 地藏畫像一幅啓書 渡唐天神畫像一幅兆殿



司 罎口一口 明應九年のものにて、殊に大なる罎口なり、重
筆 罎口一、六貫二百目、徑一尺九寸、左の銘文あり、
奉射武州久良岐郡多多久郷弘明寺罎口、願主上總州
山邊郡塚郷普門寺住僧權律師良榮辨祐、
爲三界萬靈七世父母六親眷屬菩提也、並道玉淨源、
于時明應九年庚申十月一日、筆者宥辨、上總國一宮
庄内金屋大工平賀道鑿、同吉久、

額一枚大永中ものな
り、圖上に載す、
花瓶一個 行基の作と云、天正十八年修理を加へしものなれ
ば、舊きことと和べし、木にて作りたるものにて、
文字は朱漆を以て書
けり、形左に載す、

花瓶



駒玉一顆 古文書一通
寺領之事

- 一 壹貫參百文佛供錢
- 一 壹貫貳百文定番錢
- 一 壹貫二百文燼明錢
- 一 拾貫文修造錢、年々造營可致之者也、仍如件、
天文二年癸巳三月十八日

弘明寺

石卷勘解由左衛門奉

本堂 四方六間餘東向、本尊十一面觀音は、行基一万三禮の作
なり、坂東三十三所の内第十四番の札所なり、この堂は
寛徳元年三月光慧が建立する所にて、其後元亨元年淨泉とい
へるもの願主にて、施主禪海修理を加へ、明應五年沙門源覺
又修造せりと云、今の堂は明和二年改め造りし所なり、其時
古き堂の柱を除き去りしに、ほその内に寛徳元年甲申と記し
ありしを、村民庄左衛門 客殿 八間餘に六間北向、本尊十一
まさしく見たりと云、 面觀音立像にて定朝の作、
長二尺 仁王門 街道より三十六間餘内に入て石階の前に立
餘、仁王の像は長九尺許にて運慶の作なりと云傳ふ、この仁
王門外の道路にて、毎年七月十日、十二月十八日、同二十四
日市を立つ、門の入口に坂東十四番弘明寺と彫りたる石標を
建つ、寶曆十四年二月の物なり、門に向て左に制札あり、其
文左に

制札

一 參詣之輩横合非分事

新編武藏風土記稿卷之八十 久良岐郡之八

- 一 喧嘩口論之事
- 一 押買狼藉之事
- 一 諸商賣之物役之事
- 一 竹木剪取事
- 右條々至于遠犯之族者、則可處罪科者也、仍如件、
永祿十年丁卯十月二日 石卷彦六郎奉

弘明寺

鐘樓 本堂に向て右の方あり、古鐘は弘安九年願主長慶が寄
進せし所なりしが、貞享元年十月阿闍梨慶海鑄改めし
を、寛政十年秀光がとき又鑄直せし物なり、銘は古鐘のま
を彫りしと云、その文考證に備ふべきものなれば、今略し
て取ら 五輪塔同邊に 熊野權現社 本堂の脇より左の方
あり、七尺に四尺五寸、上屋四間四方、この山頂 稻荷社 權
を摩尼山と云、元は小社ありし由、今はなし、 七ツ石
坂下右方の小 閻魔堂 本堂の右にあり、二間半
坂の上あり、 仁王門の右の方に一つ、石階の登り口兩邊に二つ、鐘樓の下
に一つ、少し隔て、一つあり、又御朱印地の畠中に一つあり
しと傳へたれど、埋れたるにや今はなし、又一つは在所詳な
らず、是を弘明寺七つ石と稱す、この石につき奇怪の話あれ
ど妄誕にわたるに 尾り上石仁王門を入水盤の傍にあ 福
似たればとらず、 石階の上下の
石方にあり、

○ 水田村 永田村は、郡の西の方にて少しく南よりにあ

山王山眺望圖



り、小机庄とも唱へし由、今は其名を失へり、江戸より八里半の行程なり【小田原役帳】に宅間殿五十貫文、久良岐郡長田肥田中務丞と見えしは爰のことなり、東は太田・井戸谷の二村に接し、南は引起村、北は橋樹郡保土谷宿に交り、西は相州鎌倉郡平戸村に續けり、東西十一丁、南北十三丁、地形高低ありて田畑相半せり、民戸五十七軒、村内保土ヶ谷宿より井戸谷・引越兩村の堺に達する路あり、此餘四條の小徑あれと盡く擧るに足らず、御入國の後御料所にて、檢地は天正十九年伊奈備前守、寛文四年間宮新左衛門、同十三年延寶六年の二度に坪井治右衛門、享保八年田中休藏、寶曆九年志村多宮等糺せり、御代官履替て今は大貫治右衛門が支配所なり、用水は所々の溜井を引用ゆれども、久旱の時は引足らずして早損あり、高札場東方にあり、

小名 九文字 坤の方 糸繩これも同じ邊にて、引越村糸繩明神の社邊なるをもてかく唱ふ、宮ヶ谷 東方なり、里谷 長者ヶ谷 栗ヶ久保

石立 内川間 南永田 南方な 山王山 是も村の南山王の社のある所なり、南臺 東南の方 神ノ出 長坂共に東北の土沙ヶ

谷 上星合 北谷 吉ヶ谷 以上北方 牛久保 西方なり、下同、西ノ谷 殿谷 中程なり、堂ヶ谷

山王山 南方にあり、高さ二丁餘、頂に山王の石碑あるをもて此名あり、爰の山上より房總の諸山、波濤を疊めるが如くにて、眺望景致言ふべからず、此山上の松を海上行船の目當とすと云、此邊の山に穴いくつもあり、中に磁器のありしもあ

溜井六ヶ所 一は村の西北の方小名西の谷にあり、五段四畝、一は中央より少し西によりて堂ヶ谷にあり、二段八畝、一は西南の方字山寺谷にあり、道覺堰と云、二十五間に二十一間なり、又西の方小名西の谷に二ヶ所あり、其一つは二十三間に十一間、一は二十八間に十六間、又一ヶ所は坤の方長者ヶ谷にあり十九間に十一間なり、是等の溜井に天水をたへ置て水

春日社 除地、一段五畝、外に春日免一町の山あり、小名堂ヶ谷間にあり、山の中腹にて石階あり、本社一間四方、上屋二間に二間半、本地十一面觀音を安す、村の鎮守なり、例祭九月十一日、村内西光院開扉し、相州鎌倉八幡の社人坂井淡路社家等を連れて祭儀を行ふ、又七月七日村民こそりて網代の的を射て奉納とす、弓には竹又は牛ころしと呼べる木を用ゆと云、

末社太神宮 稻荷 辨財天 天神 合殿小社なり、本社

山王社 除地、二畝二十歩、山王山にあり、社はなくして石碑のみ建り、碑面に阿彌陀の姿を彫るに似たり、西光

院持、下 〇白幡明神社 除地、六畝、字坊入にあ

幡明神社 除地、三畝十歩、小名宮ヶ谷に 〇熊野社 宇子

にあり、石 〇御嶽除地、二畝七歩、小名長者ヶ谷の祠なり、以下何れも社はなし、

〇御嶽除地、二畝七歩、小 〇太神社 除地、十歩、小名殿谷に名九文字にあり、喬木數株建り、

〇白山 除地、一畝八歩、小 〇山王 除地、十歩、小 〇子名堂ノ谷にあり、

神除地、十八歩、 〇第六天 除地、一畝二十歩、

同、同邊にあり、是も同じ邊なり、

寶林寺 除地、境内二段四畝十七歩、外に一町六段九畝十四州鎌倉圓覺寺末、永田山と號す、開山大雅省音應永二十六年六月八日示寂、開基は當村の名主彦六が先祖服部玄庵なり、其位牌に玄庵道甫居士、天文九庚子四月十二日と記せり、されど開山開基の寂年隔りたれば、恐くは大雅が開山せしと云は、纒に庵室などにありしを、後玄庵造替せしをもて開基と唱へしにや、本堂は七間に五間東向、本尊釋迦を安す、長二尺程、坐禪堂 本堂の向ひにあり、五間に四間、文殊・辨天の二像を安す、

西光院 除地、境内一段二畝、境外四段六畝一歩、小名九文字命寺と號す、當寺起立は建保二年にて、開山覺眞は建治二年六月九日寂すと傳へり、されど建治は建保を下ること六十年に餘れば、年代隔ちたるに似たり、とにかく舊き寺なるべけれど詳なることを傳へず、本堂五間に六間異向、本尊地藏は

立像にて長一尺七寸、惠心の作、御嶽社 山王社 神明社

東輝庵 除地、一段一畝十八歩、小名神出にあり、禪宗臨濟派、村内寶林寺の末、石階五十級餘を上げて堂あり、六間に三間半南向、本尊藥師立像にて長一尺餘、開山月船寂年を傳へず、古は藥師堂にて庵號もなかりしが、七十年前の頃より今の庵號を稱し、則 鐘樓 本堂の東南の間にあり、鐘本山隱栖の地となれり、鐘樓は寛政二年の銘を彫れり、墳墓高島墓 除地、十二歩、小名吉ヶ谷の田間にあり、高嶋の墓とのみ傳へ、碑面は若むして文字も讀がたし、西光 〇長者墓 除地、八歩、同じ邊にあり、西光院の院の持、これら長者とのみ傳へ、姓氏も詳ならず、外に斷碑二つあり、

舊跡義經笛吹松蹟 小名堂ヶ谷にあり、松は享保の頃枯れたり、其木をもて臼を製し今に里正の許に傳ふ、又義經の吹し笛も里正の家に傳へしが、今は失へる由、且かの老松には義經が馬蹄の痕見えしなど、里人の口碑に残れ、

陣屋蹟 保土ヶ谷境にあり、少許の塚あり、今は陣屋塚と云、御代官陣屋ありし蹟などにや、定かならず、舊家者百姓彦六 代々里正を務む服部氏なり、先祖を玄庵道甫と云、則村内寶林寺の開基なり、相傳ふ元は伊賀國名張の城主なりしといへど、正しき傳へはなし、後故有て蹟をくらし、當所に來て隱栖し、遂に農民となれり、されど系圖はなし、先祖より持傳へしものとて、甲冑二領、及刀短刀五振、文書四通を藏せり、其文左に載す、

加敗 右西國衆出勢ニ付而、其郷之者共可致治輪候間、證文遣之候、當城堅固之間者、心安存、可相稼耕作者也、仍如件、北條左衛門大夫氏勝なり 卯月日 左衛門大夫花押 長田郷

五貫二百八十文永田口錢組本増一倍口當年可致進納 此外五貫二百八十文從乙卯歲每年御藏納致來、右先年無檢地郷村、就御代替、當年雖可被改候、其以來被打置、只今事六ヶ敷間、以段錢増分被仰付候、米穀斗運送之苦勞可存者、員數相當次第、黃金永樂絹布之類、麻漆等有合之物を以可納之、然者十月晦日必可致皆濟、所可捧一札旨被仰出者也、仍如件、北條氏虎印あり 辛巳八月十七日 代官 永田 百姓中

定

- 一於當郷、不撰侍凡下、自然御國國用之砌、可被召仕者撰出、其名を可記事、但三人
 - 一此道具弓鐵炮三様之内、何成共存分次第、但鎗は竹柄にても、木柄にても二間より短は無用に候、然者雖權門被官、不致件役者、或商人細工人類、十五七十を限而可記之事、
 - 一脇さし類々、ひらく武者めくやうニ可致支度事、
 - 一よき者之撰殘し夫同前之者申付候者、當郷小代官何時も聞出次第可切頸事、
 - 一此走廻之心懸相嗜者ハ、侍に而も、以下にても、隨望可有御恩賞事、
 - 以上
- 右自然之時之御用也、八月晦日を限而右諸道具可致支度、郷中之請負其人交名以下をハ、來月廿日ニ觸口可指上、仍如件、
- 北條氏虎印あり
丁亥七月晦日
永田 小代官
百姓中

禁制

武州國久良岐郡内 長田郷

一軍勢甲乙人等濫妨狼藉事、

一放火事、

一對地下人百姓非分之儀申懸事、

右條々堅令停止訖、若於違犯之輩者、速可被處罪科者也、

太閤秀吉印あり
天正十八年四月日

〇引越村 引越村は、郡の西相州堺にあり、多々久郷小机庄に屬す、江戸日本橋よりの行程前に同じ、土人の傳へに、往古弘明寺・中里・別所・最戸・久保、合て多々久郷と唱へ一郷なりしが、其後かく五ヶ村に分れし時、其村々の民引越して一村をなしたればこの名ありといふ、されど彼村々にては傳へず、村の廣狹東西三十丁、南北二十三丁、四隣、東は山を隔て弘明寺村、南は山を堺て中里村、北は永田村にして、西は峰を堺て相模國鎌倉郡平戸・永谷中の二村なり、土性は黒赤眞土、水田多く陸田少し、民戸二十八軒、農隙には薪を伐出して、生産を資く、村内一條の道あり、井上谷・永田兩村の堺より入、村内にて二條に分れ、一は中里村の邊に至り、一は保土谷宿の方に達す、村を經ること三十丁許、幅九尺程、當村御入

國以來御料所にて、元祿四年より聖堂領となり、大貫治右衛門支配せり、檢地は天正十九年伊奈備前守、寛文四年間宮新左衛門、延寶六年坪井治右衛門、寛永四年小長谷勘左衛門・細田左衛門、寶曆八年志村多宮等糺せり、高札場村の程より少

小名 下田村の北の 宮内前の横なり、糸繩明 宮前是も

邊な まんか谷前の横に 東臺北の方 御堂谷東南の方

溝堀南の方、 堀通 荒戸谷西南の方 久保谷西の方

大畑尻方、 鮫谷南の方、 中尾前の横にて少し、 砂白北

の方を

溜井三ヶ所 一は小名鮫ヶ谷にあり、鮫カ頭と呼、廣さ一段

間、幅二十間許、是は當村及び永田・弘明寺・井土ヶ谷四ヶ村の用水なり、

糸繩明神社 除地、一段一畝歩、小名宮ノ内にあり、村の鎮

間に二間、本地観音の銅像ありしが、先年賊の爲に奪はれし

後、長一尺五六寸の観音の石像を置り、例祭九月十三日、

山王權現村の南にあり、如意輪観音の像を彫たる石碑を立て、社はなし、

定光寺 除地、五段六畝、村の程より、少く巽の方にあり、古義眞言宗、石川實生寺末、引越山と號す、本堂八間に六間西南に向ふ、本尊阿彌陀惠心の作、立像長二尺許、開山覺法寂年詳ならず、

新編武藏風土記稿卷之八十終

新編武藏風土記稿卷之八十一

都筑郡之一

郡圖

總説

都筑郡は、其名義の起を詳にせず、又國史等にもこの郡名のあらはるゝものをいまだみず、【萬葉集】に天平勝寶七歲乙未二月二十日、武藏國部領防人使極正六位安曇宿禰三國が、進歌二十首の内に、都筑郡上丁服部於田が詠する所の歌を載たれば、都筑の郡名古書にあらはるゝは是等を古とせんか、當郡は國の中央よりいはゞ、南の方にあたれり、其郡の南は相模國鎌倉郡に接せり、その餘の接界多は橋樹郡の村々にかゝりて犬牙せり、上代の界域を考るに、その地のさま變革多くして、古のことは證すべきものも少ければ、今よりは知べからざれど、【和名鈔】に載る所の地名を以て今の地理を察するに、東の方

より南にいたりては、そのかみより地形も甚變革ありしにや、今の郡中の村に、昔は橋樹・久良岐の兩郡に屬せしとおぼしきものあり、まづ本郡に現存の高田村は、【和名鈔】橋樹郡の郷名にのする高田なるべし、又上星川村と唱ふるは、久良岐郡に屬せり、今久良岐郡の地は南の方によりて、其間に橋樹郡の地わつかにはさまりてあれば久良岐郡は今接地とはならざるなり、されど【正保元祿の圖】にはすべて接してみゆれど、夫より後の沿革なり、わづかの年代にてすら斯の如し、又郡の東北にかゝりては、皆橋樹郡に交り、乾の方は多磨郡にして、南は相模國鎌倉郡につゞけり、郡の廣狹は其さま數郡に犬牙したれば詳に辨しがたけれど、凡東西へ三里にすぎず、南北は四里半に餘れり、土地はすべて陸田山林多ければ、谷間の平かなる處をえらみて水田を開き、又西の方多磨郡につゞきたる處は、小山連りて土地も高く、東の方橋樹郡へは自らなだれに卑き所に郡界せり、土性多は眞土なり、郡中相模國への往還二條かゝれり、其一條を相州中原道と云、郡内中央を経ること大抵三里にあまれり、又一條を相模國矢倉澤道と云、これも本郡中央より少く西北にかゝれり、郡内をすぐること二里半許、

郷名

正保年中改定圖



新編武藏風土記稿卷之八十一 都筑郡之一

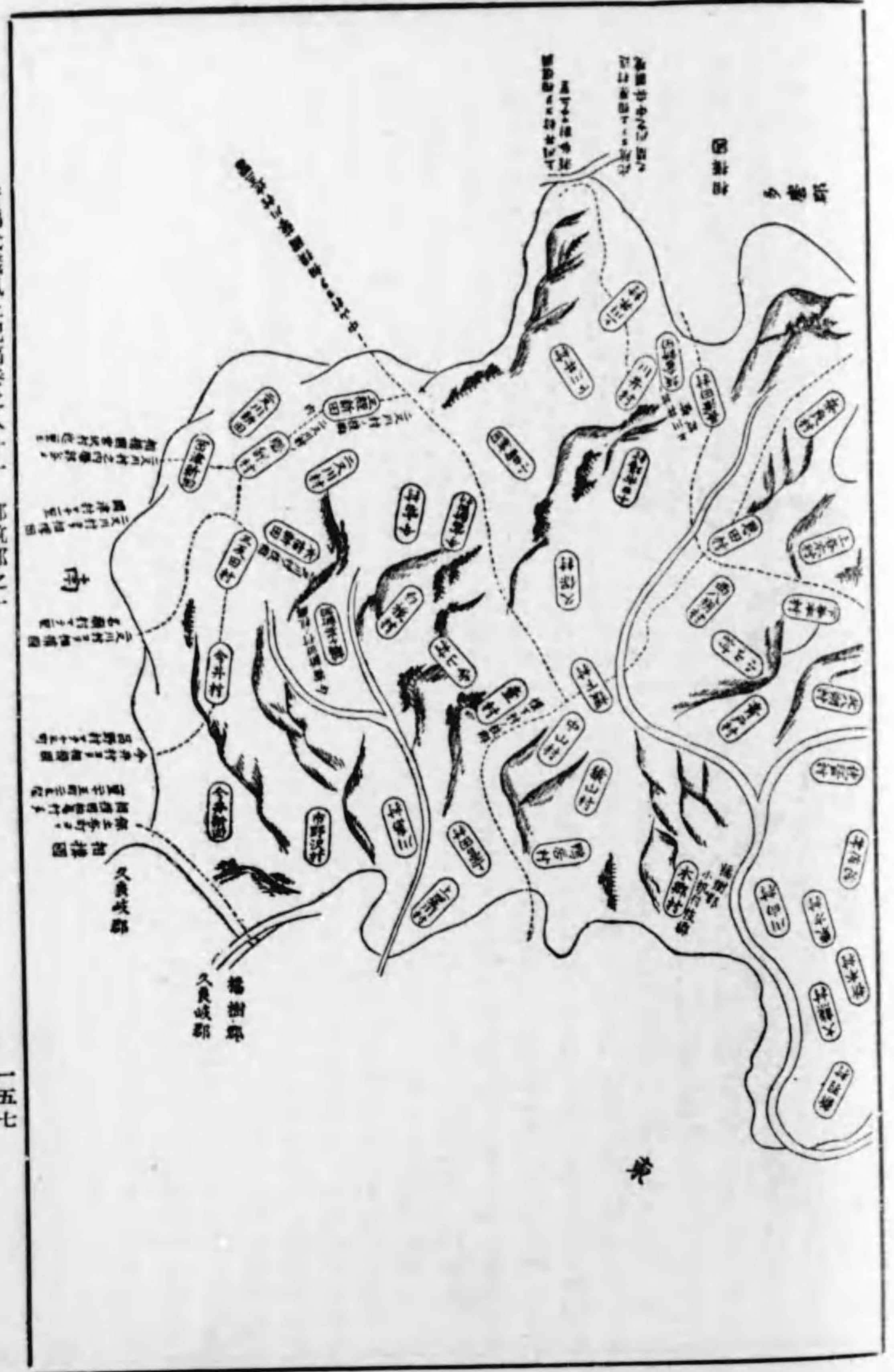


新編武藏風土記稿卷之八十一 都筑郡之一

元祿年中改定圖



新編武藏風土記稿卷之八十一 都筑郡之一



新編武藏風土記稿卷之八十一 都筑郡之一

【和名鈔】所載郷名五並驛家餘戸

餘戸 餘戸は、郷名にはあらず、令式に據に、一郷五十戸の限に出て、しかも別に一郷を建るには、亦戸數足ざるとき其割餘を別區として餘戸と云なり、或曰、あまりべと訓すべしと、他郡これに倣へ、按に當郡の餘戸は、今の久良岐、橋樹接界の所ならん、府を上として次第に郷を置ときは、其邊最後にあたる、又是を久良岐郡の方より次第する時は、郡首に在べきなり、

店屋 此店屋といへるは【兵部式】驛傳馬條にもみへたれど、今村名にも残らざれば、いづれの地と云ことを指て知べからず、今按するに、橋樹郡三枚橋村の小名に、てんやと唱ふる所あり、また神奈川の青木町にもおなし名の小名あり、此も三枚橋に近ければ、かたがた廣き所をいへるとみゆ、是古の店屋のあとなりしにや、是もみな當郡に程近き所なれば、全く後に變革せし物ならんか、

驛家 これも其所をしらず【延喜兵部式】の條を閱するに、當郡店屋驛馬十疋、傳馬五疋と載るものは、則驛家と同所なるにや、さもあらば今の三枚橋村青木町の邊なるべし、又地理を以て驛家の順を考ふる

や八朔と書改めしならん、元龜永祿の頃も今の文字に書來れば、古きことなるべし、

高幡多加波多 此郷名も今存せず、按るに、隣郡多磨郡に高畑村あり、かの郡中南之方によりて、當郡の端よりは徑二里にあまれる所なり、又荏原郡にも高畑村あれど、地形を以て考ふるに、昔は橋樹郡本郡の東之方へかゝり、多磨郡も橋樹郡と犬牙したれば、荏原郡高畑村へは地勢も自から隔りたれば【和名抄】に載るところの郷名は則多磨郡なるべければ爰にのせず、

幡屋波多乃也 此郷名は、今村名小名等にも残らざれば、何れの地と云事を知らず、以上【和名抄】に載る所なり、

中古所唱

小机 此郷の説は、既に橋樹郡に辨せり、今本郡小机郷を稱するは、西八朔・上菅田二村のみなれど、古は廣く及びたる名なるべし、
麻生 此郷名をかうふるもの、王禪寺・萬福寺の二村に限れり、さして古くより唱へしことにはあらざるべけれど、天正十二年王禪寺へ、北條氏直のあたへし文書にも見ゆ、是後麻生村の内より分れし王禪寺村

に、往古は相模國高坐郡鹽田の驛家より、本郡の驛にかゝりて荏原郡大井驛に通じたりと見ゆ、

立野多知乃 此郷は上代牧場なりとみゆれば、殊に廣き所なるべし、すでに【延喜式】左馬寮の御牧に、武藏國立野牧としるして、當國貢の御馬は立野牧より二十疋を出すといへり、されば立野の貢馬のことは古くより和歌によめり、【後撰集】に兼輔朝臣左近少將に侍りける時、武藏の御馬むかへにまかり立日、にわかにかさることありて、かはりに同じつかさ少將にて迎ひにまかりて、逢坂より隨身をかへしていひおくり侍りける、藤原忠房が歌に、秋霧の立野の駒をひくときは、心にのりて君そこひしき、と代々の人も此地名を以て詠し出せり【拾芥鈔】にも、武藏國馬牧五ヶ所の内立野と載たり、或云、橋樹郡駒林駒岡など稱する地は、當時本部に屬して牧ありし舊蹟なれば、其名の遺りしならずや、三村とも本郡にいと近きうへ、川に添たる地なれば、牧ありしとも云へしと、未其正しき據をきかず、

針折割佐久 此郷名も正しきことを傳へず、按するに今の八朔村もしくは遺名なるべし、八朔は郡の中央にあり、かの村の條にも出せし如く、後にいつの頃に

なれば、この郷名を唱ふるならん、
片平 古澤村のみ此郷名を唱ふ、隣村片平村より分れし地にて、其名を襲へるにや、片平村は【小田原役帳】に小机片平郷と載たれば、昔は郷とも稱せしならん、

庄名

中古所唱

師岡 此師岡の地は、古へ久良岐郡に屬せしなるべし等の説は、既に久良岐郡郷名の條、及橋樹郡庄名の條に辨せり、今本郡此庄に屬せしと云もの十九村あり、

小机 郡の中央より東之方につゞき、此庄名をかうふるもの十四村、及【小田原役帳】に小机某と記せしもの六村【文祿年中改の古記】に小机内と書しもの二村、又昔小机百八村の内なりしと云もの三村あり、是等皆庄の内なるべし、橋樹郡小松村机イの邊に、此庄名を唱ふるもの十餘村あり、

榛谷 今この庄名を呼もの四村、又橋樹郡程谷宿の邊にも、此庄にかゝれるもの五六村、郡中二股川村の小名にも榛谷と云ところあり、昔鎌倉右大將頼朝の頃、當國の住人稻毛三郎重成・其弟榛谷四郎重朝

と、同じく父が讓を受、このほとりの地を分ちて領せしとみゆ、古くよりの在名にして、後庄名に唱へしなるべし、又或書には榛谷の御厨としるせしものもあれば、古へ御厨の地にあてられしこともしるべし、又橋樹郡保土谷宿の内、岩間町の鎮守神明社に納る、天文二十四年しるせし縁起にも、榛谷御厨庄とあり、かの社、元和五年修理の棟札に、武藏國榛谷御厨八郷ともみえたれば、榛谷の地は廣きこととしるべし、又御厨郷と云もの二村、御厨屋庄と云もの一村、是も榛谷の内なるべし、

小山田 此庄名、郡中にては王禪寺村にのみ唱ふれど、【小山田原役帳】には小山田庄黒川と記したれば、猶他村にも及びし名なるべし、此二村もとより郡の北によりたる村なれば、多磨郡小山田村より起りし庄名の本郡にも及びしものか、猶詳なる事は多磨郡庄名の條下について見るべし、
根古屋 新羽村のみ此庄名を唱ふ、隣郡小机古壘の地に近ければ、たまゝ根古屋といへるにや、根古屋と云は壘砦の通稱なりと云、

今所唱
神奈川 村三十五

小机 村二十五
未勘 村十三
村數
七十三村 右件の村は、今現在の數なり、正保年中改には、村數七十一村とあり、元祿十五年の改正には、上下に分ち四村をまして七十五村となれり、其後今宿新田村本宿新田二股川村新田等は持添と云ものゝ如くにして、二股川本宿の兩新田は、二股川村に屬し、今宿村新田は、今宿村に入たれば、此村名を減し、岡上村新井新田等出きて、今の村數に及べり、

山川
鶴見川 多磨郡三輪村より入、寺家・鴨志田・上谷本・佐江戸・池邊・川向・新羽等の數村を経て、橋樹郡太尾村に達す、谷本の邊にては、谷本川とも唱ふ、
恩田川 水上は多磨郡成瀬村より入、恩田・西八朔・小山・青砥の村々を過ぎて鶴見川に合す、
帷子川 此は水原郡中二股川村にて、谷々の清水合し、夫よりの流派二條に分れり、下流は川島・星上川の二村にかゝりて、橋樹郡の内帷子川に在り、二股川村の内にては二股川と唱り、二股川の名は東鑑等の書にもおせて人のしる所なり、

原野

都筑原附都筑岡 此原は當國の名所にして、世にしる所なれど、今其地はさして知べからず、昔は限りもなき廣原なりと見へしかど、後土地も開けて今は原と云べくもなければ、自ら此名目を失せるなり、已に僧顯昭が歌に、

武藏野の草のゆかりに問わひす、都筑の原の雪の夕暮、とも詠し出せり、又都筑岡と云も、今村民その所を傳へざれど、すべて多磨郡につゞきたる地なれば、小山かさなりて連綿たる岡なり、されば其處をさしては辨しがたけれど、廣く呼なせし物なるべし、夫木集藤原光俊が歌に、

土産

梯 禪寺丸と稱して、王禪寺村より出るものを尤よしとす、今はそこにもかぎらず、をしなべて此邊を産とす、村民江戸へ運びて餘業とせり、其實の味すぐれて美なり、もと王禪寺丸と唱ふべきを、上略して禪寺丸とのみよべり、形も他の梯とは異なり、

黒川炭 黒川炭と唱ふことは、黒川村より出るをもてなれど、今は其村にもかぎらず、此ほとりよりして多磨郡にも及べり、村民農業の暇に、毎年九月より燒始て翌年三月を限りとせり、

新編武藏風土記稿卷之八十一 終

新編武藏風土記稿卷之八十二

都筑郡之二 神奈川領

神奈川領は、郡内南の方にありて小机領と相接し、又橋樹郡にもまたがれり、方位も詳には分ちがたけれど、試にいはい、南の方相模國鎌倉郡の界ひより、本郡の中央に至り、小机領と交はり、夫より東の方は橋樹郡の内本郡にて唱ふる神奈川領につき、西の方は相模國鎌倉郡また多磨郡にも交はれり、すべてこの領中に屬する所三十五村に及べり、

○今井村 今井村は、郡の巽の方にあり、江戸日本橋より九里の行程なり、今は郷庄共に唱を失ふよしをいへど、昔土俗に小机百八郷と號して、すべて百八村あり、當村もその一なりと云、【小田原家人役帳】に、小机の内今井ととしるし、且其頃は當所十八貫五百文を谷泉が知行にして、これ小幡某が元知行なりしことをもしるせり、御入國の後、天正十九年有田九郎兵衛吉貞に、當村百二十六石

九斗の地を賜へり、其時も尙小机領に屬せしよし、彼の家譜にいへり、今に至りてその子孫播磨守貞勝知行せり、又正保年中國圖改定ありし時の記録を閲するに、小物成は伊奈半十郎が御代官所へ收むとあり、されど今はそれらの事なし、村名の起りは、昔木曾義伸の家人、今井四郎兼平が住せし地なればなど云傳ふれど、證とすべきことなし、恐くは今井と云により、兼平が舊名なるをもて、かく附會せしにや、村の四境、東は橋樹郡神戶町及び佛向の二村にして、西より南へは保土谷宿、又相州鎌倉郡品野村に接し、北は郡中市野澤、及び二俣川の二村なり、村内に新田の地入あへり、それを通じて里數をはかるに、東西一里ばかり南北二十丁に及べり、土地に高低あり、土性は白眞土なり、水田少くして陸田多し、用水のたよりあしく、天水をたゝへて耕す、故にやゝもすれば早損を患ふと云、檢地は北條分國の頃、天文十一年にあらためあり、夫よりはるかの後、延寶二年四月、御代官野村彦太夫爲重と、地頭有田九郎兵衛吉貞と、たがひにたゞせしと云、村内に古鎌倉街道とて一條の道あり、此街道は北の方二俣川村より入て、巽の方にかゝること二十丁許にして、保土谷宿の内東海道往還に至る、其所を武相の界とす、

高札場村の巽の方鎌倉古道の内にあり

小名 石谷左京山村の西の端にあり、昔この地に石谷左京人の事跡は、城山村の北によりてあり、昔此地を知し人の詳ならず、城山などのありし跡なるにや、されど傳へを失へ、大上小次郎山村の西なり、これも地名の如く、その事實は傳下野村の東、狐谷西の方、向萩久保これらはらず、塚下村の南、腰巻村の南に、大平西の方なり、小平山丸山 新地北の方、かうじ谷これも北の方、大久保山のぼり山、みたち山、星やと城山のなら、藤助谷西の方に、坂下長右衛門山、北の方なり、これもかゝる人の住り、小次郎屋敷これも北の方なり、大上、ゆうけい坂南の方に、子神社、除地、五畝、村の中央なる丘上にあり、この所の鎮守なり、春日明神を合祀す、二間四方の社にして、前に鳥居を建、ともに西向なり、石階六十間許りかほどにあり、勸請の年代を傳へず、例祭は九月十一日なり、金剛寺持、金剛寺、除地、一段三畝、村の南にあり、古義眞言宗にて、久良岐郡太田村東福寺末、長谷山と號す、開闢の年代及び開山の名をつたへず、客殿六間四、本尊は彌陀の坐像、長二尺、

地藏堂 見捨地、七畝、村の中程にあり、二間半に四間の堂にして長三尺四寸許なり、胎中に嘉慶二年十一月三日と刻してあれば、古きものなることは論なけれど、大方の木像なるべしとて、させる崇敬も加へざりしかど、近き頃修造せんとして、佛工にみせしに運慶の作なりと云、しかのみならず胎中をさぐりみるに、天正十三年に彩色を潤せしと云、古書をみて、いよゝ其由緒あることをしりしとなり、其古記は今名主勇次郎がもとにひめ置たれば、寫して左にのす、

天正十三年乙酉卯月十一日
地藏おさいしき申候事
檀那六濟之人衆、本願四郎左衛門主玉井寺、又さいしきちふ殿、又ハ今井之檀那中、願主敬白
さうしうかまくら
おきの谷いまくら
玄説花押
鳥山ちふ殿花押
六濟之人衆
□太郎殿
□太郎殿
藤五郎殿
小たん殿
ふちま殿
源二郎殿
檀那清水主計助花押

同内方

逆修

卅三回忌之壹俵入佛ニ入者也

井五十文口左也

天正十三年乙酉卯月十七日

玉井寺ろうは

うはこなり

此子善左也

五 甲供養ニ五十文

十三本塚

村の南の方保上ヶ谷宿の境ひにあり、十三本塚と呼ぶは、其數十三ある故なり、大或は二間又は四間四方はかりのものもあり、この十三塚の名は爰のみに非ず所々にあるなり、中古追善供養などの爲に築きしものと見ゆ、

舊蹟砦址

村の南、名主勇次郎がかまへの後にあり、わづかなる山にて、半腹に二畝ばかりの平地なり、土人これを木曾の家人今井四郎兼平が居し地なりと云、されど外に證とすべきことなし、近き頃此地を穿ちて、太刀の金具及び小皿八枚を得たり、金具は地頭のもとに收む、皿は名主勇次郎が家に持傳へり、其色青黒色にして唐草の模様あり、大三寸ばかり、さして古代のものとも見え、又此地に古碑一基たてり、嘉元二年五月と刻せり、是も誰人の碑と云ふことを傳へず、

しくして天水をたゝへて耕す故、水田は少く陸田多し、やゝもすれば旱損を患ふと、檢地は元祿八年三月にて、其奉行は安藤對馬守重治なりと云、

高札場方の東北の

小名 番場崎村の東に

上の原これも東の

梶山同じ邊

下並に

同じ、 じん でん

かた澤山 石川山

くら澤山

三ツ又山 東南の方

くわんてう 西南の方

らうば谷 同邊

な、 中丸臺 西の方、下

小中丸谷

左近山 桐ヶ作

谷

熊野社

見捨地、九畝、村の中央にて丘上にあり、村内の鎮守なり、勸請の年代を傳へず、弘法大師肉筆の六字名號を神體になぞらふ、本社の前には二間に三間の拜殿を設く、その前に鳥居をたつ、皆東に向へり、年々九月朔日を例祭とさだめ、村童をあつめて角力を興行す、是を風祭と號す、風災なからんことを祈る故なり、長見寺持、末社

稻荷社 本社の左

稻荷社 年貢地、小名桐ヶ作谷にあり、これも丘上に

神明社 見捨地、一段、小名かた

舊家百姓勇次郎 清水を氏とす、今名主をつとむ、村内地藏堂に收る天正年中の古書に、清水主計助と

記せしはそれが先祖の名なりといへば、まさしく舊家なるべけれど、そのみにて外に持傳へし記録もなければ、其詳なることを

○今井新田 此新田の地は、もと本村にそひたる原野なり、かゝるたぐひの地、この邊所々にありしを、小高市右衛門と云もの、貞享四年に開墾し、事竣て元祿八年安藤對馬守重治檢地す、これより御料所となれり、今は小野田三郎右衛門信利が支配所なり、すべての沿革は下の小高新田の條に出したればあはせみるべし、今も民家なくして本村持添の村也、

○市野澤村 市野澤村は、郡の巽の方にあり、榛ヶ谷庄に屬せり、開墾の年代詳ならず、正保年中國圖改定の頃は、伊奈半十郎忠治が支配所なりとあり、されば御入國の時より御料所にして、後寶永四年二月木村作大夫重利に賜り、今に至りて其子孫七右衛門重勇が知行する所なり、江戸日本橋より十里の行程なり、家數五十五軒、西の方に住居せり、四境は、東の方橋樹郡佛向村にて、南は今井村のつゞきなり、西は二俣川村に隣り、北は川島三段田の二村なり、東西は十丁、南北十三丁餘、山谷ありて地平かならず、土性は黒土に砂交れり、用水の便あり

長見寺

除地、陸田二段三畝、山三段五畝、村の中央にあり、古義眞言宗、久良岐郡石川村寶生寺末、臺澤山と稱す、野口氏の人開基せしと云傳ふるのみにて、其年歴及び開山の僧詳ならず、本尊不動の坐像長五寸、客殿は六間半に五間なり、三坐相殿 祠客殿に向て左にあり、稻荷

地藏堂 年貢地、熊野社の傍にあり、本尊は木の立像にて、長二尺餘、堂の大き二間に三間、長見寺の持なり、

念佛塚 村の北にあり、はたはり二畝は

かねい塚 小名桐ヶ作谷にあり、二歩はかりの塚なり、庚申塚なりと云ふ、野人は庚申塚をかかえ塚といへば、その誤

りとき

○今宿村 今宿村は、郡の南相模國の界にあり、村名のおこりを傳へずと云へど、隣村二俣川村の内に、本宿と唱ふるあり、當村を今宿と云時は、此邊もとは宿驛にてもありしにや、小名鎧ヶ淵及び鶴ヶ峰も二俣川村の内なりしを、後に當村に屬せりといへば、元は二股川村の分郷なりしも知べからず、江戸日本橋へは行程十里にあまれり、村内の廣狭は、東西へ凡二十丁、南北十一丁にあまれり、四境、東方は川島村に接し、西は長津田・下川井の二村にして、南は二俣川村をよひ、北は白根村につゞけり、民家五十七軒、すべて當村平地にして丘少く、土

性は黒野土或は砂交れり、陸田多して水田少し、又農隙あれば蠶を養ふて餘業とせり、村内八王子道と唱ふる一條あり、西は下川井村より入、東は川島村に至る、村内を貫くこと二十丁ばかりにして、道幅二間なり、又古の鎌倉道なりとてわづかなる徑あり、畏の方より字鶴ヶ峰をへて、二俣川村へ達す、されど今は往還と云べくもあらず、形のみ僅に存せり、北條家分國の頃は、今宿十三貫八百五十文岩本和泉とあれば、永祿の頃ははや一村となりて、和泉が知行せしこと知べし、御入國の後、正保の頃はすべて美濃部文左衛門が采地にして、たゞ小物成のみを伊奈半十郎忠治が御代官所へ納めしこと物にもみえたり、夫より御料は御代官の遷替ありて、今小野田三郎右衛門信利預り奉る所なり、美濃部文左衛門が采地は、元祿十六年收公せられて、其後白井平右衛門が知行に賜はりしが、これも平右衛門勝昌正徳四年罪あるにより、采地を召放され、又寶永四年二月、村内にて木村作太夫重利に食邑を賜はり、今も七右衛門重勇が知行なり、檢地は貞享元年十一月、地頭美濃部文左衛門札せり、其頃高十六石五斗餘の新田を開きて、御料所の持添となりしと云、秣場若干の畝歩東の方にあり、高札場二ヶ所一は御料の持にして村の北にあり、一は坤の方にありて私領の持なり、

小名 中村村の中央 半四郎山東の方 腰巻これも同じ鶴ヶ峰上に同じ邊なり、此わたり二町ばかり 中橋西あり、福泉寺原これも西よりあり、古 上中澤南にあり、下中澤同邊な 後谷南の方 かんろう山村の北を云、以下二ヶ所も同じ邊 日向山 白根坂 日影谷 神なり谷坤の方を云、川 津田村及び上下川井の三村より流れ出る悪水、落合て一條の川となれり、村内七八丁を経て東の方川嶋村へ達す、二俣川村よりかゝれる用水も、此川に合し、當村にては用水の助とせり、川幅二三間ばかり、此川端は片破しどめとて、年々花葩半ばづ、咲り、相傳ふ昔摺墨の名馬此所に來り、かのしどめを踏しだきしにより、今に其形残り云、この説はもとより取にたざれど、花片の年々かくひらくことは奇と云し、土橋 二ヶ所、一は坤の方にあり、幅六尺長五間、これを中橋とも自普請 稲荷社 除地、一段許、村の坤の方にあり、一丈餘の石階を登り社に至る、社は二間に三間東向、前に木の鳥居を立、

神體は長六寸ばかり、木の坐像なり、勸請の年代知らず、例祭九月二十九日、村内藥王寺持なり、神明社見捨地、六畝、村の西にあり、これも社二間四方にて、南に向ふ、前に木の鳥居をたつ、村の鎮守なり、これも勸請の年代詳ならず、神體は長八寸許の立像なり、九月十九日を以例祭とす、本立寺の持、稲荷社 見捨地、三畝、村の北にあり、社は西向にして一間二尺に二間、まへに木の鳥居を立、神體は女體にして白狐に乗り、長七八寸ばかり、第六天社 見捨地、六畝、村の北にあり、當村の鎮守にして、彩色の像なり、例祭六月六日、社は三間四方にて南向なり、前に木の鳥居をたつ、これ同寺の持なり、清來寺 境内三(二イ)萬四千六百八十六坪、村の東にあり、淨土眞宗、西本願寺末、鶴遊山と稱し、萬龜院と號す、本堂八間に七間半南向に、本堂彌陀木の立像長二尺五寸五分、當寺は古へ天台宗にて、相州愛甲郡厚木村にあり、其頃は近江國大津園城寺末にて、天台宗なり、安貞元年宗祖親鸞東國順行の折、歸依のあまり改宗して弟子となれり、開山法運律師、建治元年七月二十四日に寂すと云、法運は中興の開山なるべし、慶安二年高十石の寺領をたまふ、鐘樓客殿に向て左りにあり、二間に一間半、鐘は天明四年に鑄しものにて、徑二尺五寸ばかり、本立寺 除地、四畝二歩、村の北にあり、日蓮宗、荏原部池上本門寺末、感應山と號す、本堂七間に七間南向なり、本尊三寶を安す、當寺は昔荏原部村にあり、此地へ引移せし由來は、もとの地頭白井平右衛門と云もの罪あるにより、

正徳四年其家祿沒收せられしとき、里正武左衛門地頭の遺託をうけ、先祖菩提のために願望をおこし、享保三年當寺を峯頭隱居の後こゝに住し、寶曆三年に寂せり、藥王寺 除地、一段、村の西にあり、禪宗、曹洞派、下川井村本尊藥師木の坐像長一尺餘、勸請開山を北澤と云、其寂年を傳へず、貞和三年の古碑一基境内にあり、首塚 字鶴ヶ峰にあり、わづか一六塚同じ邊にあり、由來を傳へず、駕籠塚 東北の隅、舊趾矢筈ヶ淵 此地にて討死のとき、此處へ矢筈二筋を立おきしが、其竹自然と根を生じ、年々二本づゝ生せしにより、この名おこれりと云、其竹近き頃迄もありしが、今は絶たりと、鑑ヶ淵 これも矢筈ヶ淵の屏風ヶ淵 これも同じ邊にあり、由來はつたへざれど、其ま〇鶴ヶ峰新田今村宿枝郷 鶴ヶ峰新田は、今井新田と同時の開墾なり、鶴峯と云地名は、古き事とみへて、【東鑑】にも載たり、事は二股川村古戦場の條に出せり、こゝも民

家なくして木村の持添なり、其餘は前に同じければ略せり、

○白根村 白根村は、郡の南の方によりてあり、こゝも昔は小机百八郷の一にて、小机領と唱へしよし土人はいへど、今は神奈川領に属せり、江戸日本橋への行程ほど前に同じ、民家すべて五十五軒、村の四境、東は菅田村に接し、南は今宿村に界ひ、西は川井村にて、北は寺山村につゞけり、廣狭は、東西へ一里餘、南北へは十五町ばかり、村内高低ありて土性は野土或は灰土なり、檢地は古きことは傳へず、元祿八年安藤對馬守重治新田を檢地せしことのみ云傳へり、小田原北條家分國の頃は、遠山左衛門白根の内にて、三百四十一貫文、此外二百貫文寄子給に下し、此内二百五十貫文知行役錢を出して、九十一貫文は役を免さるゝよし、かの役帳にのせたり、御入國の後は御料私領打交れり、地頭藤川十右衛門へ賜はりしは、天正十八年九月十二日なり、御料の方は御代官替るゝ支配して、今は小野田三郎右衛門信利あづかり奉りぬ、村内古街道と唱るもの一條あり、北の方寺山村より入、中央を経て今宿村に達す、長十丁ばかり、古の鎌倉道と云、また一條は村の東菅田村より入、南の方今宿村へ通ず、これ神奈川宿への道にして、東南の方を斜に通

せり、又一條は北の方によりてあり、これ相州中原への道なりと云、

高札場一ヶ所村の中央

小名 鬘手洗池 東の方にあり、相傳ふ右大將源頼朝、奥州

あるなるべし、又不動堂縁起にもこのことは出たれど、とかく定かなることは知べからず、この池の水をとりて、童子の頭にそゞげば禿髮(シラクモ)の病なしと云つたへり、

以下七ヶ所も東 木たご山 中島 不動谷 茶の木畑

荏田 鍛冶久保 六方畑 籠場村の西に 田淵 藤

原 後谷 とうじ谷 下の原 隼人屋敷 耳取 松

葉 三谷 上郎下 以上十ヶ所北 金草津良の方 鳴越

村の巽の 寺屋敷同じ邊 長久保南をい、うらが下れ

も同所 かり場東の方に おつたて同じ邊 皮籠塚

を云、 島川 南の方今宿村より入、村内へかゝること長十丁

溜井二ヶ所 村の西北の間にあり、一は小名大池と云所にあ

畝二十八歩、二條ともに 下流帷子川へ合せり、

稻荷社 除地、五歩、村の東の方にあり

稻荷社 除地、三段、村の西の方にあり、上屋一間半四方、巽向なり、鳥居をたつ、

正圓寺 除地、七段五畝、村の中央にあり、浄土真宗、京都西本願寺の末、三谷山と號す、當寺古は眞言宗なり、其

頃佛光寺末にて、池流山眞福寺と號せしに、寶永四年故あつて改め、今の宗となれり、開山は西傳、慶長元年十月十九日寂す、開基は地頭藤川甚兵衛が先祖十右衛門なり、寛永四年十二月十三日卒せり、改宗せし時の僧の名は傳へず、本尊彌陀立像にて長一尺八寸なるを安 兒宮 境内巽の方にあり、藥師客殿五間四方坤向なり、 兒宮 境内巽の方にあり、藥師云、長一尺許の立像なり、今は祠破壊して

不動堂 除地、一畝、村の東山上にあり、拜殿造りそへにて三間半四方巽向、白瀧山の額を扁す、不動は坐像長一寸

七分、弘法大師作と云り、縁起に云、源義家此不動を常に信仰し、天喜年中貞任宗任誅伐の時、甲の内へ納め置て向はれしに、果して勝利あり、よりに康平六年權五郎景政に命じて、伽藍を此所に造立し、彼尊像を安置す、其後賴朝治承四年義兵を擧し時、當村を過り賜ひ、昔の佳例を思ひ出て、當所の内鬘手洗池にて身を清め、此不動尊に祈誓あり、建久二年に至り、堂宇を再び造營せり、其後正慶の頃、北條高時を攻んとて、新田義貞發向の砌、此邊の佛閣悉く兵火に罹りて烏有となれり、元祿七年九月二十二日の事なりしが、祠を造立せんとせしに、此地中より本尊と同體の尊像出現せり、二軀ともに古佛なれば、其一體必昔の本尊なるべけれど、いづれをもて其像とせんや、今よりは知べからず、二軀ともに山上

の堂に安す、石階を登ることまづ二十三級をへて、又上に十七級あり、そこより六十級をのぼり堂の前に至る、山下に鳥居を立 前不動堂 尊像を掘出せし故、僅の堂をしるしにたて

り、 瀧 二ヶ所ともに境内にあり、一は堂に向て左

云、 瀧 二ヶ所ともに境内にあり、一は堂に向て左

岩穴 石階に向て左の方なり、入口六尺四方は 別當明王

院 淨土宗、橋樹郡小机村泉谷寺末、白瀧山成願寺と號

院す、客殿五間に二間半、開山開基等を詳にせず、

○川島村 川島村は、郡の南の方にあり、御厨郷榎ヶ谷

庄に屬せり、家數百四軒、村内に散住す、東より南は上

星川村、及び橋樹郡坂本・佛向の二村なり、西の方は市ノ

澤・三段田・二俣川・白根の四村にて、北は新井新田・上菅

田・上星川の三村に隣り、東西二十一町半、南北十一丁

半なり、村内すべて高低あり、土性は黒真土黒野土赤土

砂土等まじわれり、水田少しくして陸田多し、水旱共に

患あり、秣場は字猪ノ山にあり、これは當村及上星川村

入會の地なり、段數十二町七段一畝十三歩、又百姓抱の

林卅九町八段四畝十四歩所々に散在せり、村の北の方に

一條の往來かゝれり、これを八王子道とよぶ、東の方上

星川村より入、村をふるること三丁ばかりにして又上星川

村にかゝり、それより又村内に入て、五丁ばかりゆきて

白根村に達せり、北條氏分國の頃は、中田加賀守及び山

川清九郎の二人領せりと云、加賀守が子孫は今村内にも遺れり、しかのみならず【小田原役帳】にも加賀守が知行當所十一貫五百五十文のよしをのす、山川が事實は記録にも所見なし、たゞ當所にいひ傳ふるのみ、御入國の後は、山本平九郎にたまわりしと云、山本家譜を閲るに、平九郎は寛文六年に没せし人なれば、其賜りしも慶長以來の事なるべし、すでに寛永十九年十月十六日に、三百石の地をたまはりしと云ときは、此ころ初て當所を賜はりしなるべし、その孫千之助元祿三年三月五日夭死せしにより、采地も收公せられて、大岡喜右衛門が御代官所となれり、いくほどなく同き十五年、謙光院法印太田某に賜りしより、子孫につたへて知行せしが、曾孫道壽罪ありて、延享四年十一月六日遠流せられしにより、ふたゝび收公せられ、齋藤喜六郎が支配所となれり、其後御代官の遷替は寛延二年小川新右衛門、ついで辻六郎左衛門かはる、寶曆三年岩手伊右衛門、同七年志村多宮師智、同九年辻源五郎、明和四年布施孫市郎、同年秋より池田喜八郎、同六年久保田十左衛門正邦、安永六年飯塚伊兵衛英長、天明五年同常之丞、同八年江川太郎左衛門、寛政二年伊奈右近將監忠宥、同四年菅沼安十郎定昌、文化元年伊奈友之助忠富、中村八大夫知剛、同三

年ふたゝび伊奈友之助忠富、同十年小野田三郎右衛門信利かはりてより、今に至れり、下の小高新田も同じ、この餘隨流院領三石あり、檢地は寛永二十一年伊奈半十郎忠治たゝせり、其後は元祿十四年に至り、古川武兵衛・江川太郎左衛門承はれり、高札場村の東の方
小名 馬場崎村の東なり、中田加賀守が 大山坂臺これも馬を乗りし所なりと云
り、 前耕地 中央な 牛びり南の方、下 りやうけだ
い 大原道 二の澤 倉澤臺 南丸 狸久保西の方、
同、 塚ノ上 逆田 中田原 みやうぎた 稻荷山
臺 寺田袋 後川島北の方、 金草澤谷 猪子山
帷子川 村の坤の方二股川村より入、村の中ほどより上星川村の境にそひてながること、すべて二十三丁ばかりにして同村に達す、川幅五間より七間までなり、
堰 帷子川にあり、その所は上星川村の内なり、こゝより水を引て村内所々の水田にそゝげり又竹下川・桐木谷川・逆田

川・猪子山谷川等の細流あり、これも此邊の用水にもちゆと云、其餘の水は帷子川へ合せり、又天水をたゝへて澁く所もあり、
溜井二ヶ所村の東北の間にあり、二ヶ所を合せて一段三畝六歩あり、これも所々の水田にそゝげり、
杉山社 除地、一段六畝三歩、村の中程の丘上にあり、村内の鎮守なり、勸請の年代をしらず、本地佛は不動の立像にて、長一尺、本社三間四方、拜殿は一間四方にて、前に石鳥居をたつ、共に東に向へり、例祭年々九月十二日、橋掛郡保土ヶ谷宿 圓福寺持、

八幡社 除地、二十五歩、村の東北の方にあり、小社にて、勸請の年代を傳へず、村民の持なり、下同じ、
神明社 除地、二十一歩、村の東にあり、
神明社 除地、四畝十六歩、村の東北にあり、社側に觀音堂跡あり、この堂地を合て除地前の數となる、
稻荷社 除地、二十五歩、村の西にあり、
稻荷社 除地、二十一歩、村の西南にあり、
稻荷社 除地、四畝十八歩、村の東南にあり、
石神社 除地、十九歩、村の北にあり、
隨流院 境内一萬八千九百七十二坪、村の東にあり、慶安元年十月二十四日、境内觀音堂領三石餘の御米印を賜へ

り、當寺は嘉吉元年の草創にして、其頃は觀音寺と號したれど、わづかなる庵室のさまなりしといふ、開基榮叟は享保二年十月九日化す、邊の後僧宗茂が住せしときより一寺となりしとぞ、このときより今の如くに改めしなるべし、宗茂は延寶七年二月十五日寂せり、今これを開山とせり、曹洞宗にて、橋掛郡小札村雲松院の末寺にて、川嶋山と號す、客殿九間に六間半、本尊釋迦 觀音堂 客殿の左にあり、二間四方、本尊の坐像長一尺、 觀音は弘法大師の作にして、則昔の本尊なり、相殿に 鐘樓 客殿の右にあり、八尺四方、鐘經金毘羅を祭れり、 鐘樓 二尺ばかり、文化七年再興の銘文あり、
正觀寺 除地、六畝十八歩、村の東北の隅にあり、曹洞宗、客殿は六間に四間東向なり、立像にして長二寸ばかり弘法大師の作なりと云、當寺はもとの名主中田藤左衛門と云もの、僧珠牛を開山として建立する所なり、 觀音堂 客殿の右にた珠牛は元祿元年九月十七日寂せり、 三間半に三間の堂にて、本尊正觀音は坐像にて 神明祠堂の左に長一尺、堂の側に建武元年の碑あり、
の祠に一畝十六歩の除地を附せり、
松月庵 見捨地、四畝二十一歩、村の南によりてあり、四間に二間の堂にて西向なり、此堂は元祿七年僧萬機といへるが建立せしよし、本尊彌陀、坐像にして長一尺四五寸ばかり、隨流院の持、
禪道庵 年貢地、十二歩、村の西によりてあり、これも隨流院の持なり、開基宗伯享保六年建立せり、五間に四間東

向なり、本尊釋迦の坐像長一尺餘

舊家者百姓藤左衛門

この所の村正にて中田を氏とす、先祖加賀守は北條氏の家人にして、その祿

今の石高をもていはゞ、三萬石ほどを受しものなりと云、此邊より稻毛等をすべて郡代せしよしを云傳へり、北條家人役帳を按るに、中田加賀守が名をのせて、小机の内川嶋及び矢上の内、十五貫四百二十文を領せしよしをのす、天正十八年小田原没落の時、加賀守は己が乗色矢上村へ落來り、同年没せしにより、同所保福寺へ葬れり、その子藤左衛門は後に當村へ移れり、其ころ父加賀守が遺骨を分ちて持來り、正觀寺を建てその塚を築きしなり、其石碑境内に存せり、大猷院殿の御時、正しき由緒ある浪人百姓等の系圖をさぐべきよし、命ありし頃、藤左衛門が系圖をも奉りしかば、やがて長男をば召出されて、知行五百石を賜はり、屋敷をば江戸神田於玉ヶ池にてたまひしとなり、されど其年月等詳ならず、後に嗣なくして家絶しと云、今の藤左衛門は、はじめ先祖の御家人に加へられしとき、名跡として次男某を此所へ殘し置ける、その子孫なりとぞ

○三段田村

三段田村は、郡の南の方にあり、古は川島村の内なりしが、正徳五年十二月、今の地頭安藤八郎左衛門定名が先祖、志摩守定知へ賜はりしとき、分郷となりしよし、里人はいひ傳ふ、されど正保年中改定國圖已に、別に一村にして、伊奈半十郎忠治が支給所なりし由記したれば、其頃は已に分村ありしことしらる、家數十

○小高新田

小高新田は、貞享四年小高市右衛門と云もの、開墾する所にして、その村は三段田村と今井村との間に接せり、當郡はすべて山にそひたる所なり、されど昔は其間に原野空閑の地も多きにより、かの市右衛門新墾のことを企しと云、其地は川井・二股川・今宿・白根・今井・市野澤等の六ヶ村に散在せる原野と、久良岐郡戸部村の秣場の飛地とをあはせて開墾し、己が家號をもて小高新田と名づけたり、かの數村の空地をあつめたるものなれば、其地所々に散在して、四方の界域もさたかに辨すべからず、たゞ村落をなす所前文に云ごとく、三段田と今井との間の地にして、もと久良岐郡戸部村の飛地なり、市右衛門が子孫は世々名主をつとめ、今も彌市と號して此地に住せり、家數四十八軒、土地高低多くしてすべて陸田なり、土性は黒野土なり、元祿八年安藤對馬守檢地なり、この餘芝野六十丁散在して、所々にあり、皆百姓の持なり、

高札場村の東の方市野澤村

小名 中丸東により、小中丸中丸につゞき、千段丸これあり、鹿子谷南の方、狐谷これも南の、星谷同じ邊にあり、

一軒、村の西北に軒をつらぬ、東は小高新田につゞき、西は二俣川村にて、南は市の澤村なり、北はすなはち川島村なり、東西四丁ばかり、南北六丁ほど、土地高低相半して、すべていへば不平の地なり、土性は黒野土へな交りにして、陸田少く水田多し、されど用水便りあしくして、わづかに清水を引用ゆれば、まゝ旱損の患あり、檢地は元祿八年安藤對馬守重治たゞせり、

高札場

字中原通り

小名 長谷西南の方、中丸南の方、向ひ原東の方、橋戸通、これらも同じ、三つ谷北の方

山王社 見捨地、一畝、字向原にあり、其地丘上にて松樹繁茂せり、鎮座の年代を詳にせず、社前に木の鳥居を

持たり、村

稻荷社 除地、一畝五歩、村の中程にてこれも丘上なり、村の鎮守とす、鎮座の年代をしらず、社前に木の鳥居をた

つ、例祭は年々九月十二日、村持

西岸寺 除地、四畝八歩、村の西にあり、淨土宗、二俣川村淨性院の末、南名山覺法院と號す、開山秀芳寂年詳

ならず、本尊彌陀坐像にして、長四尺五寸餘、良辨僧都の作なり、其他薬師の像あり、長一尺五寸、客殿三間四面南向なり、

うばやしき 西の方、二俣川の内、中尾西の方、ろう馬これあり、

も同邊、大久保西の方、御殿丸これも同じ、後、谷の北

たな、赤坂北のかた

神明社 年貢地、村の鎮守なり、名主彌市がかまへの内にあり

六塚 北の方、今宿村に接せし所にあり、その數六ある故かくよべり、いづれも二坪ばかりの小家なり、來由詳ならず、

○岡津新田 岡津新田も、貞享四年の開墾なり、この地もと相州鎌倉郡岡津村、及び郡中二俣川村との境なる原野なりしを、新墾の企ありしとき、岡津村の百姓等をかき集て開きしにより、村名には岡津をもて稱すれども、小高市右衛門が企によれば、今も二俣川村より持添の地に於て、貢税等は小高新田の名主役の進退によれりと云、もとより民家なくすべて陸田なり、檢地等のこと皆小高新田に同じ、

新編武藏風土記稿卷之八十二終

新編武藏風土記稿卷之八十三

都筑郡之三 神奈川領

○二俣川村 二俣川村は、郡の南にあり、この地名は【東鑑】などにものせて、ふるくよりもきこえたり、土人の傳へに、隣村長津田・川井の二村より涌出する二條の小川あり、その川村の東方にて合し一條となる所、又をなすによりとなへはじめしなりと、古は御厨郷榛谷庄に屬せしと云、又初は小机領に屬せしが、後に神奈川領に改まりしとぞ、江戸日本橋より行程十里にあまれり、家數百五十二軒、村の四隣は、東の方川島・市野澤の二村につき、南は今井村および相州鎌倉郡奈瀬・岡津の二村に接し、西も同國阿久和村と當郡上下川井村にて、北は今宿村なり、東西三十丁餘、南北二十五丁ほど、郡中の大村にして且山谷の間なれば、そのさま他村には似ず、村民の住する所すべて四區にわかれて村落をなす、榛谷・膳部谷・本宿・二又川等の地名あり、かく區々に別れ、且小高新田の

地南の方に錯りたれば、疆界ことごとく辨すべからず、水田少くして陸田多し、土性は黒野土に砂交れり、水旱ともに患あり、村内に一條の往還あり、神奈川宿より相州へ達する道あり、東の方川島村より入、村内を過る事三十丁餘にして、西の方川井・今宿二村の間に達す、道幅三四間、此道の半より、南の方相州奈瀬村へ達する捷徑あり、又古の鎌倉道といへる所あり、北の方より東の方川島界に達す、此道を長堀通或は長堀臺とも云、今宿村より相州奈瀬村へ達す、此道今も戸塚の内、吉田橋の邊まで通せり、長さ二十丁ばかり、道幅二間餘、猶下へのする古戦場の條とあはせてみるべし、當村小田原北條分國の比は、岩本和泉が知行十一貫五百五十文のよし、役帳にのす、又土人の話に、古は桑原右近と云もの知行せしことありしと云、御入國の後は彦坂小刑部が支配所なり、慶長六年村内を割て宅間治部少輔規富に賜りてより、今その子孫與右衛門知行せり、この餘天正十九年渡邊孫三郎勝、元和二年十月稻富宮内重次二人に賜へり、これより今にその子孫稻富内記直賢、渡邊榮之助某等が知る所なり、餘はすべて昔より御代官所にして、伊奈半十郎忠治小刑部についで支配し、その子孫までも預り奉りしが、正徳四年に至り、新田をましへて新見某に賜

り、同五年に安藤志摩守定知に賜り、今子孫安藤八郎右衛門定名、新見七右衛門等知行せり、されば御料の地わづかに残り、今は大貫次右衛門光豊支配せり、檢地は元祿八年安藤對馬守重治奉行してたせり、この餘宅間與右衛門が知行は、延寶七年に檢地せしこともありしといふ、

高札場四ヶ所 一は本宿の内板橋にあり、村の南にあたれ

ケ谷の内にもあり、一は東の方字膳部谷の内にもあり、一は字榛

又川の内にもあり、これもまたその東の方なり

小名 當村は頗る廣くして、すべて四區にわかれたれば、小名

と云もの他の一村のことし、ゆへに小名のうちに字あり

て、各別に一區をなせり、

○本宿 村の東南の方なり、この地のつゞきな隣村を今宿と云、恐らくはこの本宿は昔の驛場などにて、今宿ももとは二又川の内なりしが、一旦かの驛場を移せしことあるにや、天正十九年渡邊孫三郎勝に賜りしより、今にその子孫渡邊榮之丞が知行なり、

字 長堀臺東の方、小田南の方、宮澤西の方、内田右衛門

が先祖、内田左近が、へし地なるゆへ、この名おこれり、村の北の方なり、

○膳部谷 村の西南より東の方へかけてかく云、元祿年

中改定の國圖には、二俣川村の内膳部谷とあり、其以前より分れし、小名なることしるべし、慶長六年宅間治部少輔規富此地を賜りしより、今にその子孫與右衛門知行せり、

字 榛ノ木北の方、淨運山東南の方、淨満谷東の方、彌

八郎場北の方

○榛ヶ谷 村の中央より南のかたへかけての小名なり、

按に當郡及び橋樹郡へかけて榛ヶ谷と云庄名あり、これ

當所の地名より起りし唱なるべし、元和二年十月稻富宮

内重次に賜はりてより、今その子孫内記直賢知行せり、

字 どうまん谷文字詳ならずと云、おもうに他の地名にか

くべき歟、南の方、萬騎内又まきの原とも呼べり、中央

にある地なり、

○二又川 村の北の方なり、この地村名のおこりし地な

るにや、正徳四年新見某にたまはり、子孫七右衛門知行

せり、

字 北中尾西の方、南中尾これ同、又口南の方、宮津

小名又口よ、打越北によりた、野中東の方、柏谷南の隅

四方坂 中央の高き所なり、相州道の中ほどにあたり

四方坂 村の中央にて二又川の内なり、この坂の上高峻の地にして、四方を見渡し、眺望いと佳なる所なり、故にこの名あり

おかん坂 村の東本宿の内にあり、土人の話に、鎌倉將軍時代當所遊獵のとき、將軍家の乗輿をたてし所なる故、おかこ坂といひしを、語路の便宜にしたがひてかく唱へたりと云へり、うけがたき説なり

二俣川 水源は二流にて、一は西より南の方、字榛ノ木といへる所の山間より出て、東流す、又一流は南の方の谷より出、村の中央にて二流あひて一流となり、東の方川嶋村へ達す、村内へかゝること一里ばかり、川幅三間ほど、末流は帷子川なり

鯉池 今井村の界にあり、わづかなる池なり

板橋 無名の橋なり、東の方二俣川に架す、長五間幅八尺

溜井 村の南本宿の内にあり、大さ五百坪ばかり、その邊の用水なり、榛ヶ谷膳部二又川等の地は、すべて天水をたへて耕種せり

神明社 除地、五畝、本宿の内字幸田谷にあり、その邊の鎮守なり、勸請の年代を傳へず、二間に三間の社にて南向なり、前に木の鳥居をたつ、社地すこしく高き所にて、古松一株たてり、例祭は九月二十日なり、一ノ澤村長見寺持

山王社 除地、五畝、榛ヶ谷の内北の方にて、これもわづかに向に木の高き所なり、その所の鎮守とす社は二間に三間、巽雜木等繁茂して森々たり、例祭年々九月十四日、長昌寺持

神明社 除地、一段、村の良の方下膳部の内にあり、寛永十九年の宅間三十郎權那として、造立せし棟札あり、この時よりの鎮座なるにや、村内字二又川及び今宿村等の惣鎮守なり、社は二間に三間、巽向なり、例祭九月十一日、村持

神明社 除地、五畝、二又川の内字又口にあ、稲荷社 社地、一畝、字四方坂にあ、村持、末社稲荷祠本社の左

浄性院 本宿の内中央より北によりてあり、免除地、二斗五升の地を領して、境内もその内なり、淨土宗にて、古は京都知恩院の末寺なりしが、いつの比か相州鎌倉光明寺の末に屬せり、源圓山と號す、起立の來由を尋ねるに、昔此所の地頭渡邊富次が、この地を遊行せしとき、長安寺といへる廢寺ありしにより、そのあとへつきて再興し、あらためて浄性院と號せり、長安寺のことは、宗旨及び開闢のことに至るまで都て傳はらず、富次が父孫三郎勝、天正十九年當所を賜はりしと云ときは、再興の年代も推してしるべし、本堂七間に六間東向なり、本尊彌陀、木の坐像長二尺八寸ばかり、惠心の作なりと云、開山の僧は 鐘樓 本堂に向て左にあり、七尺四その名をつたへず、鐘は天明八年に造りしも

のなり 地藏堂 本堂の東なる丘の下にあり、三間半四方、地と云、藏は木の立像にて長二尺五寸ばかり、この堂を長安寺と號するは、もとの廢寺の號を存するなりと云、おもふにこの地藏は、昔の本尊などにてやありけん

長昌寺 除地、二千八百坪、榛ヶ谷の内に北に寄たる所にあり、曹洞宗、相州愛甲郡飯山村金剛寺末、永谷山と號す、本堂七間に五間南向なり、本尊釋迦木の坐像長一尺八寸ばかり、脇士二體各八寸ばかり、本山第六世柳瀬開闢せり、柳瀬は寛文三年九月二十三日、白山社門を入て左にあ日、七十歳にして寂せりといふ

妙蓮寺 除地、一段四畝廿步、上膳部の東にあり、法華宗、豊嶋郡雜司谷村法明寺末、松久山と號す、本山第十二世日曉が起立する所なりと云、日曉は萬治二年四月八日寂せり、開基は宅間織部忠次なりと云、寛永五年草創のよし棟札にしるせり、客殿七間半に 祖師堂 客殿の左にあり、七間、本尊三寶を安す、 子母神堂 客殿の後にあり、九尺四方

三佛寺 除地、二段、村の中央よりすこしく北に當りてあり、下膳部の北なり、淨土宗、瀧山大善寺末、峯鶴山則相院と號す、開基は地頭宅間治部少輔親富と云、元和七年正月十六日卒せり、開山は昌譽權察と云、寛永七年四月五日卒せり、客殿八間に六間巽に向へり、本尊は三尊の彌陀、木の立像長二尺ばかり、其餘立像の地藏これ長三尺餘なり、いづれも聖德太子の作らせ、鐘樓 客殿に向て右にあり、九尺四方な給ふ像なりと云、鐘は寶曆十一年に鑄し、もの 觀音堂 客殿に向て左の方にあり、三間四方、觀音は木の立像にて、長一尺、これも聖德太子の作りたま

ひしものなり と云傳ふ

舊跡古戰場

鶴ヶ峰の邊をいへり、元久二年島山次郎重忠、鎌倉よりの討手北條相模守と合戦して、討死せし所なり

【東鑑】云、元久二年六月二十二日、戊申、快晴、寅剋鎌倉中、驚遽、軍兵競走于由比濱之邊、可被誅謀叛之輩島山六郎云云、依之奉仰以佐久間太郎等、相圍重保之處、雖爭雌雄、不能破多勢、主從共被誅云云、又島山次郎重忠參上之由、風聞之間、於路次可誅之由、有其沙汰、相州已下被進發、軍兵悉以從之、仍少祇候于御所中之輩、于時間注所入道善信、相談于廣元朝臣云、朱雀院御時、將門起於東國、雖隔數日之行程、於洛陽猶有如固關之構、上東西兩門元土始被建屏、矧重忠之莅來近所歟、盍廻用意哉云云、依之遠州候御前給、召上四百人之壯士、被固御所之四面、次軍兵等進發、大手大將軍相州也、先陣葛西兵衛尉清重、後陣堺平次兵衛尉常秀、大須賀四郎胤信、國分五郎胤通、相馬五郎義胤、東平太重胤也、其外足利三郎義氏、小山左衛門尉朝政、三浦兵衛尉義村、同九郎胤義、長沼五郎宗政、結城七郎朝

光、宇都宮彌三郎頼綱、筑後左衛門尉知重、安達藤九郎右衛門尉景盛、中條藤右衛門尉家長、同前田平右衛門尉義季、狩野介入道、宇佐美右衛門尉祐茂、波多野小次郎忠綱、松田次郎有綱、土屋彌三郎宗光、河越次郎重時、同三郎重員、江戸太郎忠重、澁河武者所、小野寺太郎秀通、下河邊庄司行平、園田七郎、并大井、品河、春日部、湖田、鹿島、小栗、行方之輩、兒玉、横山、金子、村山黨者共、皆揚鞭、關戸大將軍式部丞時房、和田左衛門尉義盛也、前後軍兵如雲霞兮、列山滿野、午尅著於武藏國二俣河、相逢于重忠重云、十九日、出小倉郡菅屋館、今著此澤也、折節舍弟長野三郎重清、在信濃國、同弟六郎重宗、在奥州、然間相從之輩、二男小次郎重秀、郎徒本田次郎近常、榛澤六郎成清、已下百卅四騎、陣于鶴峰之麓、而重保今朝蒙誅之上、軍兵又襲來之由、於此所聞之、近常成清等云、如聞者討手不知幾千萬騎、吾衆更難敵件威勢、早退歸于本所、相待討手、可遂合戰云云、重忠云、其儀不可然、忘家忘親者、將軍本意也、隨而重保被誅之後、不能顧本所、去正治之頃、景時辭一宮館、出途中伏誅、似惜暫時之命、且又兼似有陰謀企、可耻賢察賊、尤可存後車之誠云云、爰襲來軍兵等、各懸

意於先陣、欲貽譽於後代、其中安達藤九右衛門尉景盛、引卒野田與一、加治次郎、飽間太郎、鶴見平次、玉村太郎與藤次等輩、主從七騎進先登、取弓挾鎗、重忠見之、此金吾者弓馬放遊舊友也、拔萬人趣一陣、何不感之哉、重秀對于彼、可輕命之由加下知、仍挑戰及數反、加治次郎宗季已下、多以爲重忠被誅、凡弓箭之戰、刀劍之諍、雖移尅、無其勝負之處、及申尅、愛甲三郎季隆之所發箭、中重忠十二之身、季隆即取彼首、獻相州之陣、爾之後、小次郎重秀、年二十三母右并郎等自殺之間、緯屬無爲云云、

今府中宿より南の方玉川をこへて、關戸の方鎌倉の古道あり、其道より南折して此所へ出しにや、

○密經新田 密經新田は、貞享四年小高市右衛門が新墾のこを企しとき、此地もともにひらかんとせしが、いかにも廣漠の地にして、俄に功を遂がたきをもて猶豫せしが、その後玉置小兵衛と云もの司りて開墾せり、この地もと二俣川の原野にして、所々に散在せるものを合せて一村とせしなれば、もとより二俣川の枝郷なり、民家はかの玉置小兵衛が子孫一軒のみにて、その宅地は本村より南にあたれるところなり、その餘は所々に散在せる地なれば、堺も辨すべからず、土性は黒土にして皆陸田な

り、その餘は小高新田に同じ、

小名 三經 東北の方 御領四方坂 東の方 半ヶ谷 同邊なり

阿久和出羽場 南の方相州阿久 阿久和膳部臺 此れも南和村の境なり

○上星川村 上星川村は、郡の南橋樹郡の界ひにあり、今は神奈川領なれど、古は小机領ともいへり、江戸日本橋へは行程八里餘、村の廣狹は東西へ十二丁、南北へ五丁にあまれり、村内坤の方より乾の方へ川島村の地を貫けり、されば村の地は自ら二つに隔りて、西の方なるを上と云ひ、東の方をば下といへり、四境は、東の方は橋樹郡和田村・帷子町等となり、南は坂本・川島の二村に堺ひ、西は白根村にて、北は橋樹郡羽澤村、當郡上菅田村につゞけり、家數六十一軒、すべて村内山にそひて田は谷間の地に作る、されど用水不便なれば旱損の患多し、故に良の方に溜井を設けて引用ゆ、土性は眞土或は黒土砂交はれり、檢地は寛永二十二年富田半之丞・成瀬忠右衛門等に於て、新田方は明和四年辻源五郎檢地す、星川の地名は郡の惣説に辨せしごとく、「和名抄」久良郡の内にも出たれば、此村はその郷のもとにして、古くより開けしなるべし、されど外の古記録に沙汰あることをいまだきかず、遙の後小田原北條分國の頃は、かの【所領役帳】に六郷殿

冊四貫九百四十文、小机筋星川又向星川とあるも、今上下星川と唱ふる二村なるべし、御入國の後正保の頃は、當村及川島村を山本平九郎が采邑に賜はれり、今御料は小野田三郎右衛門信利支配し、私領は御醫師船橋宗迪の知行なり、村内一條の道あり、川島村より入中央を通じ橋樹郡帷子町へ達す、村内を通ずる長さ十二丁許、道幅三間、秣場は北の方にて十二丁八反三畝十三歩あり、隣村川島村と入會なり、

高札場村の北にあり、船橋宗迪が采地の内なり、

小名 下耕地 八幡谷 以上共に東の 堀先 中耕地 以上

所共に南よ 猪子山下 西の方 菅田谷 山王谷 通れも

釜壇山 村の東にあり、高さ十三丈ばかり、山上に塚あり、こへには、昔右大將頼朝卿富士野に狩せられし時、茶をたてし釜壇の石なりと云、此説尤うけかひがたし、入間野或は那須野の狩といはんはさもあるべきを、富士野にては地理の次第もたがへるに似たり、頼朝のことはしばらく置て、武田北條家などの陣所の舊跡など、いはんはさもあるべきか、土人の傳へのまゝにしばらくしるす、村民此石の苔をとりて、風邪或は咳など病ものに飲しむれば必癒ると云、平癒せし時は竹筒へ酒を入れてさくるといへり、此山の東の裾通りに西

東へ下る坂あり、これを東坂と云、

帷子川 西の方川嶋村より村内南界をへて、巽の方橋樹郡帷子町へ達す、川幅六間ばかり、長さ二十五丁にあまれば、此川の支流南の方へ引

上菅田川 北の方上菅田村より入、當村中央を流て帷子川に合す、尤細流なり、

杉山社 除地、二畝、村の東の方にあり、覆屋三間に二間半、内に小社を置、巽向なり、社前に鳥居をたつ、村の惣領守にして、例祭は九月十八日、村民の持、下の三社は村持也、

山王社 除地、一畝、村の西にあり、船橋宗迪が采地の内なり、

八幡社 除地、一畝、村の良の方にあり、南に向ふ、御料の方なり、

神明社 除地、一畝五歩、村の東にあり、南に向ふ、

第六天社 除地、一畝、村の中央にあり、村内妙福寺持、

妙福寺 年貢地、一段四畝、村の中央にあり、法華宗、相州愛甲郡金田村妙福寺末、星川山と號す、開山は寂靜院日尊三寶を安す、昔よりこの山上に小庵を立置しが、いつの頃か此所へ引て一寺とせり、

題目石碑 客殿に向て右の方山船橋宗迪が采地にあり、高さ九尺ばかり、

東光寺 除地、一段六畝、村の良の方にあり、禪宗曹洞派、橋樹郡小机村雲松院末、藥王山と稱す、開山は堯室宗舜

正保二年六月朔日寂す、客殿六間半に五間西南の方に向ふ、本尊藥師坐像にして長さ一尺八寸ばかり、行基の作なりと云、

○猿山村 猿山村は、郡の東にあり、小机庄と唱ふ、江戸日本橋より行程七里、東は鴨居村、南は白根村、西は寺山・中山の二村にまじはり、北は佐江戸・地邊の二村に接す、東西十丁餘、南北五丁にあまれり、民家七十軒、大抵村の中央にあつまり住す、村の地東北の間は平らかにて其餘は高し、土性は黒真土なり、用水不便なれば多くは天水を貯へて水田を耕す、されど鶴見川及び萬藏寺・石神谷・表谷等の三所の堀より谷水を引き用ゆれど、是等の堀は何れも小渠なり、水田多く陸田少し、もとより川に傍し地なれば水溢の患しけくして、旱損の災は稀なり、村の東北へそひて八王子道と唱る往還あり、橋樹郡神奈川宿より多磨郡八王子宿への通路にして、東の方鴨居村より村内へかかり、十丁許を経て北の中山村に達す、村名の起りは傳へざれど、「小田原北條家人役帳」にも、三郎景虎知行猿山三十四貫文、代官遠藤兵部正と載たり、これ永祿のころなり、御入國の後寛永年中大猷院殿品川に於て、武器御覽の時、佐野次郎兵衛政長武器の嗜ありて、數多貯へしことを賞せられて、此地及び佐江戸

の二村を賜り、今に至て其子孫佐渡守某知行せり、この餘すこしく御料の地あれど、是は近き頃よりの事にして、すでに正保の頃のものにも見へず、今正保のものとして、【元祿郷帳】とてらしみるに、元祿の頃は石高も増たれば、同き八年安藤對馬守重治檢地せしとき、打出せし地を御料所に屬せしなるべし、今は小野田三郎右衛門信利支配所にて、その外にも同人御預に段高七畝八歩の地、鶴見川のほとりにあり、

高札場二ヶ所
小名 上北にあ 下東にあ 高倉是も東に 猿山臺是も東に 向西にあ 洞山東にあ 石神谷南にあ 打越谷南を 鍛冶谷西を 柳畑北を 鶴見川 村の北東の境を流る、川幅五間、北の方中山村より入、村内を流る、こと十丁ばかりにして、東の方鴨居村に達す、

白山社 除地、二畝二十歩、村の巽にあり、山上にて高三四丈の坂あり、當村の鎮守にして勸請の年代詳ならず、神體は裝束をよそほひさまにて立像なり、長一尺三寸許、例祭八月二十二日、社は西向にして二間四方、村内寶塔院持なり、

太神宮 除地、六畝二十一步、是も巽にて山上にあり、前に坂棟札をおさむれど、勸請せし年代詳ならず、是も寶塔院の持なり、

第六天社 除地、二畝二歩、村の南にあり、小社なり、

稻荷社八ヶ所 除地、各一畝、村の南及び西にあり、いづれ塔院の持なり、

石神社 除地、一畝八歩、是も西にあり、寶塔院持なり、

八幡社 除地、一段一畝、是も西にあり、本社一間四方にて拜殿へつくりかけたり、拜殿は二間に三間半、本地彌陀の像長六寸許、例祭八月廿二日、是も萬藏寺の持なり、

天照太神宮社 除地、一畝、西にあり、小社、萬藏寺持なり、

寶塔院 除地、二段三畝二十歩、外に三町一段一畝七歩山あり、又觀音堂除地八段九畝七歩、村の巽にあり、古義眞言宗、橋樹郡島山村三會寺末、高（一作弘）猿山と號す、當寺もとは字洞山にありしを、何のころにや此地へ移せりといふ、開山詳ならず、其後祐圓といへる僧、正徳年中堂宇を建立せしかば、此僧を中興開山とせり、本尊大日坐像長七寸許なるを安置す、客殿六間半、本尊は立像にして長二尺、堂のまへ右の方に石階數級あり、

萬藏寺除地、二段三畝、村の西にあり、古義眞言宗にてこれ
過去帳に中興法藏法印、文祿元年より住職と載れば、それ
よりさきに開けし事しるべし、本尊彌陀坐像長七寸許、客殿
三間四方東、地藏堂境内入口の左にあり、此堂古へは村の
といふ、既に元の地は今も除地にして六畝十四歩あり、堂は
二間に三間半、東向なり、本尊坐像にて四尺、その餘一尺二
寸の像及び六寸許の像百體を安
せしが、今は客殿にうつせり

○中山村 中山村は、郡の中央より南の方にあり、古へ
は師岡庄小机領と唱へしと土人云り、江戸日本橋へは凡
七里の行程なり、民家すべて三十五軒、村の四境、東は猿
山村に接し、西南は寺山村に界ひ、北は青戸・佐江戸の兩
村に隣れり、凡東西へ六丁餘、南北十丁ばかりなり、村内
中央に丘ありて、すべて畑多く田少し、土性は黒土或は赤
土交れり、御入國の後正保の頃は植村五郎右衛門が知と
ころにして、その後伊奈半十郎御代官所になり、又いつ
の頃か高尾學之丞采地に賜はれり、村内二條の道あり、
一條を中原道と云、相州への往還なり、南の方寺山村よ
り來り、村内四丁ばかりを過て東の方猿山村へ達す、又一
條は神奈川宿への道なり、西の方寺山村より中央を二丁
ばかり過てこれも猿山村に入る、

高札場村の中央

小名 馬口臺東の方に 落合良の方に なが木これとも
戸出谷南の方をす 中ノ町村の中央 池ノ谷巽の方を
藪澤原乾の方に

恩田川

乾の方青戸村より入て東の方猿山村へ達す、鶴見川の
上にして川幅五六間より十二間ほどに至る、隣村佐江
戸村さかひにて、谷本川に合し
て一條となれり、砂川なり

落合橋

東の方鶴見川に架す土橋なり、當村佐江戸
兩村の持なり、長十二間幅七尺ばかり

八幡社

除地、十五坪、村の口方にあり、
例祭定りなし、村内長泉寺の持、

稻荷社

除地、五歩許、字にが木に
あり、これも長泉寺の持、

第六天社

除地、二十六坪、村の北の
方丘上にあり、長泉寺持、
御嶽社除地、十四坪、村の東より
あり、これも同寺の持、
駒形明神社除地、七坪餘、巽の方丘
上あり、同寺の持、
稻荷社除地、十五歩、字藪澤原
あり、同寺の持、

杉山社 長泉寺御朱印地の内、覆屋三間に三間半南に向、例祭
は年々十月二十八日、社前木の鳥居をたつ、柱間八尺
ばかり、神體は木の立像長
一尺、村内の鎮守なりと云、 末社天王祠本社に向て右
神宮祠これも同右

山ノ神社 除地、九坪、東南の方丘上にあり、長泉寺

長泉寺

境内御朱印地内、村の中央にあり、古義眞言宗、橋樹郡
鳥山村三會寺末、壽保山寶申院と號す、開山は寺傳な
失ひたれど、中興開山を玄融と云、元和六年六月寂す、客殿八
間に六間南に向ふ、本尊不動坐像にて長三尺ばかり、古佛
なれどもその作を傳へず、慶安二年八月十 觀音堂三間四
七日不動堂領五石の御朱印を賜はれり、 尊聖觀音坐像にて長一尺八寸ばかり、本

大藏寺 除地、三反三畝十歩、村の南にあり、禪宗曹洞派、同
郡長津田村大林寺末、廣福山と號す、開山顯堂長察寛
永九年八月二十六日寂す、本尊虚空藏坐像 稻荷社門前に
にて長三尺許、客殿八間に六間東向なり、

○榎下村 榎下村は、郡の中央にあり、江戸日本橋へ行
程八里餘、昔は小机百八郷の一にて、小机庄の内なりし
が、今は其唱へを失へり、當村開墾の年代は傳へざれ
ど、【小田原北條氏役帳】に三郎景虎が知行百五十六貫八
十二文、小机荏下とあり、隣村十日市場村其時代は知さ
れど、此村の分郷なりと土人はいへり、又昔より久保・寺

山・臺・中山・小山・十日市場六村の元郷なりとも傳ふるよ
し、まさしく證とすべきことなければ詳ならず、或は慶
長九年分郷せしともいへり、此地は御入國の後御料所に
て、慶長の頃久保村と同居村高の内二百三十四石餘、比
企藤右衛門采地に賜り、元祿九年比企藤十郎代に至り、故
ありて家廢せられ、領地は皆御料になれり、同十五年醫
師謙光院法印にたまはり、延享四年その子孫太田道壽の
時、又事ありて上地となり、其後御代官替々支配して、
今は小野田三郎右衛門預り奉りぬ、檢地は慶安年中及び
元祿八年安藤對馬守重治たゞせしと云つたふ、按するに
久保村傳説によれば、慶安元年比企次左衛門采地の内を
檢地せしなるべし、村の廣狭は東西へ二十丁、南北へ僅
に五丁許、坤の方山林ありて地形高く、東北の方へは打
開けて水陸の田相半せり、土性は黒赤土或は野土等な
り、四境は東の方鶴見川を隔て小山村に界ひ、北も又鶴
見川を隔て十日市場村にとり、それより西の方もまた
同村に交はり、南は久保村につゞけり、家數四十六軒、村
内一條の道あり、幅二間許、巽の方久保村より入、北の
方十日市場村へ達す、これ神奈川宿より八王子道への往
來なり、
高札場 神奈川往來の
路傍にあり、

小名 道齋 東の方鶴見川の邊にあり、三畝斗の處なり、わけある名なるべけれど、その故を傳へず、齋神所 或は齋神堂とも云、鎌立坤の方山林 園生坊南の方久保村 越中 原古へ越中と云人住せり 安豪久保村の巽の 穴谷 西の方山林の内なり、此邊狐穴多あり、狸穴 所も同じく西の方により、以下三ヶ 油窪 目法房 籠場 此邊の谷に洞穴あり、窟へ入所廣六尺四方ほど、その數二つ重びてあり、穴の奥に横穴ありて相通せり、窟中へのぞみて手を拍ばかんよとひよく 常見谷 坤の方にあり、土人これをかんよと名く、見谷と 百久保 穴谷より猶西の方 條向 東の方 瀧ノ前 負谷 二ヶ所とも南 長町 ねぐるみ 二ヶ所東を鶴見川 北の方十日市場村より入、村内をふる 溜井 字鎌立にあり、開き八畝ばかり、此水を引て用水鶴見川を分水して、村内につよく、久保村の内久保谷より出る清水合して一流となり、又久保村に入る、懸埋樋三ヶ所 村の東の方表耕地にあり、長四間その前二ヶ所も同所にあり、共に長二間、堤字谷川通りにあり、長三百間許、

八幡社 見捨地、六畝、村の中央より少しく東の方にあり、社は二間に二間半南向なり、木の鳥居を立、八幡宮の三字を扁す、村内圓光寺持、以下の六社も同寺の持、
八幡社 見捨地、六畝、村の東にあり、覆屋二間に二間半南向と云、其名の起りを尋るに、五家の訛なるよし、もと村内五軒の百姓、鎮守に勸請し、棟札にも此五軒の名を録するのみにて、必他人を加ふることなし、あるとき他人の名を加んとて、争論のこと起りしが、古例に隨ひてゆるさず、其五人は今の喜左衛門・忠右衛門・孫左衛門・惣兵衛・忠右衛門等なり、
神明社 見捨地、一段、村の東にあり、覆屋二間に三間南向なり、以上三社ともに例祭毎年九月、一社づゝ順年に祭る、其日を
山王社 見捨地、三畝、村の長の方にあり、社前に塚あり、高五尺ばかり、周廻十五間餘、其由来を知らず、
白山社 見捨地、三畝、村の東にあり、小祠、
稻荷社 見捨地、十五歩、字表耕地にあり、
第六天社 見捨地、十歩、稻荷社
圓光寺 見捨地、二段三畝、村の東にあり、古義眞言宗、橋樹に十間半の平屋なり、坤向、本尊彌陀木の立像長三尺許、行基菩薩の作と云、開山開基を傳へず、

○臺村 榎下村枝郷 臺村は、郡の南方にあり、民家二十八軒、東は川向・青戸の二村、及び南へかゝりて寺山村に接し、西は白根にて、それより北へは久保・小山の二村なり、東西十丁、南北五丁ばかり、村の地高低山林うち交りたれど、西南はすべてたかく、東北の方は平らかにして水田すくなく陸田多し、用水不便なれば天水を貯へて水田に沃く、水旱の兩災なし、土性は黒土又赤土まじはれり、農隙の時薪を採り、及びすこしの炭を焼て橋樹郡神奈川驛へひさげり、當村開墾の年代をつたへず、御入國の後笠原某に賜り、今子孫平吉が知行所なり、されど賜りし年代を傳へず、按するに村内弘聖寺は地頭笠原彌次兵衛開基せり、この彌次兵衛は寛永八年没せりと云へば、こゝを始めてたまりしも此人なるべし、檢地は寛文六年なれど、是も水帳を失すれば奉行の姓名等詳ならずといへり、其頃笠原氏の采地なれば、地頭より糺せしなるべし、
高札場村の中央弘聖寺のまへにあり、
小名 柳戸村の東に 八百代 是も東に こしの下 是も東に 御屋敷竹藪分 是も東に 御藏屋敷 是も東に 寺前 是も東に を云、

後口畑 村の中程、臺ノ前 是も中程、坂下村の西に中ノ谷 是も西、信濃谷村の南に あいこ畑 是も南、久保ノ前 是も同じ、わり田村の北に 角之田 是も同じ、三段田 是も同じ、上耕地 是も同じ、三丁田 是も北に、三段臺 是も同じ、つるまき田 是も同じ、蛇田 是も同じ、
恩田川 村の北の方久保村より入、當村の境を流るゝこと長二丁餘をへて、東の方寺山村へ達す、砂川にして川幅は四間あり、
秣場 村の西南のすみにあり、段別五六丁ばかり、
八幡社 除地、二段餘、村の中央にあり、丘上にて松杉及び雑木數多あり、社は一間半に二間にして東に向ひまへに鳥居をたつ、夫よりわづかなる石階あり、村の惣鎮守なり、勸請の年代をつたへず、神體は八幡及び本地彌陀の二軀を安す、いづれも木の坐像にてたけ三寸ばかりなり、例祭十月十六日、中山村長泉寺持、末社稻荷祠、神明祠、春日祠、何れも本社に向て左にあり、
稻荷社 除地、二十四歩、村の西にあり、是も同寺の持なり、
稻荷社

第六天社

天神社

子神社何れも西にあり、除地各二十四歩、小祠にして同寺の持なり

弘聖寺

除地、一段五六畝、村の中央丘上にあり、禪宗曹洞派、橋本郡小机村雲松院末、大悟山と號す、開山明岩

は寛永八年正月五日示寂す、開基は笠原彌次兵衛なり、法諡を透嶽玄徹居士と號す、寛永二年九月七日没す、客殿六間に五間東に向ふ、本尊釋迦の坐像二尺五寸、白山祠客殿に向なるを安す、聖徳太子の作なりと云

塚 村の東にあり、高六尺、わたり二間なり、供養塚と唱るのみにて來歴は詳ならず

○十日市場村 十日市場村は、郡の中央より少しく南によれり、古へは榎下の分郷にて師岡庄小机領と唱へしかど、今は神奈川領とのみとなへり、村名の起りは、昔此所に毎月十日市立しによりて名とせりと云、隣村長津田村にも市場原など云字残り、四境、東は榎下村に犬牙し、又恩田川を隔て、小山村にも堺ひ、西は長津田村に交り、南は久保・上川井の兩村にて、北の方も恩田川を隔て恩田・西八朔の二村につゞけり、村の廣狭は凡東西へ二十五丁、南北十八丁、せはき所に至ては僅に一二丁に過ず、

村内山林高低あり、田畑等分にして土性は黒土砂交れり、檢地は寛永十六年とのみ傳へて其人の姓名を知らず、今鈴木榮次郎・細井左次右衛門・細井新之丞・三給入會の采邑なり、細井一家は兄弟の家にて、寶曆の頃左次右衛門家より分地せしと云、民家すべて五十八軒、江戸日本橋へは行程九里、神奈川驛迄は三里半をへだつ、村内一條の道あり、幅二間ばかり、村内をふるること凡二十丁、神奈川より八王子邊への往來なり、地頭林二ヶ所すべて三丁ばかり、共に村の西にあり、

高札場村の西によ

小名 北門村の西長津田村の堺を云、近郷のもの、菜飯谷

西の方にて鎌倉道と唱ふる往還、角田 鎌谷 五段田

條あり、以下二ヶ所も西にあり、北の方 細町村の東を云、此邊に細 松原谷 南の方なり、

を云、田廣町など云もあり、ともに同じ ぞうが谷 内平ラ 狼窪 中村 餅塚の

邊なり、界ひにあり、此邊を古への鎌倉道なりと云、高四五尺、周

廻十五間ばかり、そのかみ老婆ありて餅を此所にて驚し故

かくよべりとい、つたへり、

恩田川 長津田村より來り榎下小山兩村の間に達す、村内を流るゝこと凡二十丁、川水にも恩田村にて此川の水を堰

入、この堰七ヶ村組合持にて、當村も此分水を引用す

嶽窟

村の東山丘の崖にあり、この所古への鎌倉道なり、其頃何人が此窟内へ入て自殺せしとて、今に五輪の石塔あり、中の廣さは一坪四方もあるべし、

近來入口せばみて入ことを得ず、

かち橋 恩田川に架す、雙木橋なり、長八間ばかり、西八朔村への往來なり

第六天社

除地、一畝二十歩、村の中央にあり、村の惣領守とす、修驗般若院持なり、今は祠を廢す

子神社 除地、一段許、村の北にあり、覆屋二間四方南向なり、神體は銅鏡の内に入り、彌陀の像を鑄出せり、圓徑五寸、恩田村滿福寺持、

例祭は九月初の子日なり、

神明社 除地、四畝、東の方榎下村さかひにあり、上屋二間半四方南向なり、例祭は六月十六日、小山村觀音寺の持

り、

稻荷社 除地、五畝、字中村にあり、上屋七尺に九尺南向なり、榎下村圓光寺持、

寶袋寺

除地、八畝二十四歩、字中村の内鈴木榮次郎の采地にあり、禪宗曹洞派、長津田村大林寺の末、八幡山と號

す、客殿九間に六間南向なり、本尊聖觀音木の坐像長一尺ばかり、運慶の作なりと云、開山顯堂長察、寛永九年八月二十日没す、當寺の邊に字慈性寺と云ふ所あり、谷間なれば其所くほみし地にして薬研の形に似たり、古へこゝにかの慈性寺といへるありしよし、後廢寺となり當寺を起立せり、寺跡は三段ばかりの處にて、たまたま古き巾着を掘出せしことあ

るにより、寺號とせしと云、是はうきたる説なり、門は西に向へり、當寺に北條家より岡江雪へ與へし文書なりとて一通を藏せり、是も寺院にあづからざれと古き者なれば、文左にのす、按に此文書の宛所に、上總といひしことを聞ず、されば別人に與へしものならずや、

定條々

一來十日陣夫被相集、早速可出馬候、彌支度可被申

付事、

一其方者温氣之砌ニ候間、此度者出陣被相止、留守

尤候、人數之仕分様子者、着到之内百人足柄、廿

人其方ニ付置、貳百人參陣可爲此分候、然ハ此仕

分悉記交名、來六日可被爲見候、於此度者關東之

本意之際ニ候間、大事之勤ニ候間、留守勤者共ニ

少も無相違、手堅八衆之仕置可被申付候、就中前

々被定置候軍法之品々、一色無相違様、是又改而

可被申付事、

以上

右定所如件、

北條氏虎印あり

卯月三日

上總入道方へ

八幡社後背の山上にあり、覆屋二間四方坤向な

鐘樓客殿

て左の方にあり、元文五年の銘文あり、後證に益なれば略す、

光安寺 除地、八畝、村の中央にあり、禪宗曹洞派、長津田村大林寺の末、藥王山と號す、本尊藥師客殿共近年焼失して未再建せず、開山開基等詳ならず、

長光寺 除地、九畝、村の東下村さかひにあり、淨土宗、二俣彌陀長二尺五寸ばかり、木の立像なり、客殿四間半に五間、長に向ふ、これも開山を傳へず、

般若院 境内年貢地、村の中央にあり、當山派の修驗なり、

○西八朔村 西八朔村は、郡の中央にあり、古は小机郷師岡庄小机領に屬すといへど、今は神奈川領に屬せり、按ずるに、此邊の村々この郷庄の内なりや、今傳へざる所多し、當村西北に分つことは其年代を傳へず、小田原北條分國の頃は、二十三貫百八十文小机八朔笠原藤左衛門、廿貫四百八十文小机八朔代官小野與三郎と記しあれば、其頃ははまだ東西も分たざりしにや、御入國の後正保の頃ははや分ちて唱り、江戸日本橋まで行程九里、村の廣狭は東西へ二十丁、南北も二十丁にすぎず、四隣、東の方は北八朔・小山の二村にさかひ、南は十日市場村に接し、西は恩田村に及び、北の方は下谷本村に接し、土地平かならずして山林あり、畑は多く田は少し、家戸四十五

軒、正保の頃は御料の方伊奈半十郎預り奉り、私領は久世大和守・依田勘三郎・原太兵衛等が知るところなり、元祿十一年朝倉親負の先祖に賜りて今に替らず、此外依田藤三郎・原辰之助が知行もあり、檢地は延寶二年伊奈半十郎糾せりと云、地頭林と唱ふる所一ヶ所は、朝倉親負の方にて、八段一畝ばかり東の方にあり、一ヶ所は依田藤三郎の采地にあり、七段六畝ばかり、此外百姓のもてる林もあり、

高札場三ヶ所共に村の中

小名 腰まき 北の方にあり、以下二 隼人谷 平林 仙

學坊東の方 水藏谷 同じほとりなり、以、坊下 えこ田

四段畑 せん治谷 西の方に いなこ原 これも西に

恩田川 西の方恩田村より村の中央を流るゝこと凡十八丁に

長三十間あまりの堤を築けり、自普請所なり、用水にも此支流を引分て村内にそゞぎ、小山村に通せり、

杉山社 村の東方にあり、上屋三間四方、内に小祠を置南向な

今は當村のみなりと云、北八朔村の小名に鳥居など云所あり、元此社の一の鳥居其所にありしといへば、西北一村なる

ことは自ら知べし、村内にて五石六斗の社領を附せらる、例祭年々八月朔日、此日を用るは村名によれりなど云、さもあ

るべし、神體は不動の 別當極樂寺 新義眞言宗、王禪寺村主立像にて長一尺許、 禪寺末、願弘山蓮花院と號す、中興開山元海天文二年に寂す、客殿九間に七間南向なり、本尊大日は坐像にて、長一尺許、慶安年中社領の御朱印を賜ふ、其文左にのす、

武藏國都筑郡西八朔村、極樂寺杉山明神社領同村之内五石六斗事、任先規寄附之訖、全可收納、并境内山林竹木諸役等、免除如有來永不可有相違者也、慶安二年八月廿四日御朱印あり

末社八幡社 本社に向て左の 寶生權現社 本社に向て右の

體いかなるものを祭りし 觀音堂 向て左にあり、三間四方、や詳なることをしらす、 十一面觀音、木像にして長二尺ばかり、 鐘樓門を入て左の方にあり、明和五年の

神明社 除地、林四畝、村の南にあり、僅なる祠を立南向なり、西光寺持、以下三祠も同寺の持なり、

熊野社 除地、四畝、村の東の方北八朔村さかひにあり、社は南向に立り

社宮神社 除地、七畝二十四歩、村の西の方にあり、巽向なり、石神の社にや

稻荷社 除地、一畝七歩、小名いなこ原にあり、

西光寺 除地、村の東方にあり、新義眞言宗、王禪寺村主禪寺末、光明山と號す、開山朝秀天正五年七月十五日寂

す、本尊不動立像長三尺許なるを 天神祠 境内に安す、客殿七間に五間南向なり、

觀音堂 除地、三畝六歩、村の中央にあり、堂は三間四方東向なり、聖觀音立像にて長二尺ばかり、西光寺持、

觀音堂 陣屋敷にあり、堂は三間四方南向なり、聖觀音立像二尺ばかり、村内極樂寺の持、

舊趾陣屋敷 東の方北八朔村さかひにあり、一段八畝十二歩許、誰人の住居せしと云ことを傳へず、

塚 小名いなこ原にあり、此塚を穿てば土器の損せし物など出ると云、この邊もかの陣屋などの跡なりと土人はいへり、塚の高さは三尺許、

周廻も三間程あり、

○北八朔村 北八朔村は、郡の中央にあり、八朔はもと假借の字にて、『和名抄』の郷名にのせたる針折の地なるべきことは、已に郡の惣説の下に辨せし如くなり、小机庄と唱ふ、江戸日本橋へは、行程八里、村の廣狭は、東西へ二十丁、南北十丁ばかり、四隣は東の方谷本川を隔て川和村に界ひ、南は小山・青戸の兩村に接し、西は西八朔村にて、北は市ヶ尾村又谷本川を隔て、下谷本村にも續けり、民家六十五軒、村内高低山林在て土性は黒土なり、陸田多して水田少し、當村西北の二村に分れしはいつの頃にかや傳へず、【小田原家人所領役帳】に、小机八朔廿三貫文笠原藤左衛門、廿貫四百八十文は三郎景虎が知る所に於て、代官小野與三郎と記せり、御入國の後元和七年

板倉内膳正重昌の領地に賜はり、寛永十八年の頃青山因幡守がしる所にて、其後久世大和守が領地となり、寛文九年より御料所になりて、伊奈半十郎支配せしが、同く十一年又板倉内膳正の采邑となり、翌十二年に上り地となり、同年より甲斐庄喜右衛門の知行にして、延寶二年より又御代官所に復せしが、元禄十一年八月高尾阿波守に賜りて、今に子孫高尾學之丞知行す、

高札場村の中央

小名 谷津田原南の方 くのぼ田東の方 かのこ島東の方

にあり、其形の嶋に似たれ、佐牟佐井西により、竹のは

なヶ所も同じ邊にあり、天神木 榎谷戸 森 柳

町 藏ノ下 岩瀬

谷本川 西谷本村より當村を経て青戸村に達す、川幅十二間ほど、砂利川なり

精進場橋 谷本川に架す、當村より川和村に達す、長十五間、幅一間半なり、當村と川和・下谷本三村の組合なり、村民等此川に漂着して垢離をとることまゝあり、故に此名ありしも知べからず、

溜井四ヶ所 一は北の方にあり、青山因幡守采地なりし時掘しと云、長三十九間横三十四間なり、一は同じ

邊にて長二十七間横二十一間、久世大和守當村を領せし時掘しと云、一は新池とて長三十三間横十七間、村の西にあり、寛文中伊奈半十郎支配の時掘しと云、残り一は東の方にあり、今は北の方にあり二ヶ所のみを用水に引けり

十二天社 除地、二十八歩、村の中央にあり、上屋三間に一間半東向なり、内に小祠を置、例祭は年々八月五日、村の鎮守にて村民の持なり、勸請は慶安二年久世大和守領地の時、久良岐郡本牧にある十二天を當村にも勸請せりと云、社前に鳥居、末社辨天社右の方にあり

天神社 見捨地、三坪許、宇天神木にあり、北向なり、村民の持

宗泉寺 除地、四畝、村の中段にあり、禪宗曹洞派、長津田村十六日寂す、客殿七間に六間東向なり、本尊釋迦立像にて長二尺ばかり、湛慶の作なりと云、秋葉稻荷社、境内山上、山王社、同山下にあり

新編武藏風土記稿卷之八十三終

新編武藏風土記稿卷之八十四

都筑郡之四 神奈川領

○青砥村 青砥村は、郡の中央なり、正保の頃のものに青戸に作り、元禄の頃までもしか書り、【小田原家人役帳】にも、中田加賀守十五貫二百八十二文小机青戸内長谷川とあれば、其頃もかく書しなり、古へ此地に鎌倉北條氏の老臣青砥左衛門住居せしにより、此村名ありと土人は傳へり、されど此説は青砥の文字によりて附會せしと見ゆ、別に證すべきこともなし、村の四境、東は谷本川を隔て、佐江戸村に界ひ、南は恩田川を隔て中山・寺山の兩村にとなり、坤の方は少しく臺村に接し、西は小山・北八朔の二村にて、北も又谷本川を隔て、川和村につゞけり、東西へは五町餘、南北四丁ばかりの小村なり、村内平地にして田多く畑少し、土性は眞土なり、家數二十六軒、檢地の年代を傳へず、御入國の後正保の頃は勝部五兵衛がしるところにして、今も勝部新左衛門が采邑な

高札場村の中央

小名 柳町村の南に 河内前これと同じ邊にあり、以下

梅田 紺屋町 山城分村の中央 島之山これも同じ

琵琶橋村の西南の方なり、古へこゝに橋ありて、落合巽の

り、谷本恩田の二川こゝにて合し、雑色村の北の

恩田川 村の西小山村より入、東北の方へ流るゝこと八丁ばかりにして谷本川に合す、小山村にて此川の水をせき入

當村に引て用水の便とせり、

谷本川 村の西の方北八朔村より入、南の方を流て恩田川落

こと、十町あまり、川幅五間ばかり、

杉山社 除地、一段五畝、村の中段にあり、上屋二間に二間半

て丸き銅板に鑄出せり、この社は村の鎮守にて、末社稻

荷社本社に向て

青砥明神社 左衛門藤綱が靈を祀ると、此社は五十年前神にま